

平成 14 年 度

予算特別委員会会議録

開会 平成14年3月14日

閉会 平成14年3月19日

上 富 良 野 町 議 会

平成14年上富良野町予算特別委員会会議録（第1号）

平成14年3月14日（木曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成14年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 8号 平成14年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成14年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（19名）

委員 長	久保田 英 市 君	副委員 長	中 川 一 男 君
委 員	中 村 有 秀 君	委 員	福 塚 賢 一 君
委 員	笹 木 光 広 君	委 員	吉 武 敏 彦 君
委 員	西 村 昭 教 君	委 員	石 川 洋 次 君
委 員	仲 島 康 行 君	委 員	岩 崎 治 男 君
委 員	佐 藤 政 幸 君	委 員	梨 澤 節 三 君
委 員	米 沢 義 英 君	委 員	長 谷 川 徳 行 君
委 員	徳 島 稔 君	委 員	村 上 和 子 君
委 員	清 水 茂 雄 君	委 員	小 野 忠 君
委 員	向 山 富 夫 君	（議長 平田喜臣君（オブザーバー））	

欠席委員（0名）

早退委員（1名）

委 員 向 山 富 夫 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
総 務 課 長	田 浦 孝 道 君	企画調整課長	中 澤 良 隆 君
税 務 課 長	上 村 延 君	町民生活課長	米 田 末 範 君
保健福祉課長	佐 藤 憲 治 君	農業振興課長	小 澤 誠 一 君
道路河川課長	佐 藤 修 君	商工観光まちづくり課長	垣 脇 和 幸 君
会 計 課 長	越 智 章 夫 君	農業委員会事務局長	谷 口 昭 夫 君
管 理 課 長	早 川 俊 博 君	社会教育課長	尾 崎 茂 雄 君
特別養護老人ホーム所長	林 下 和 義 君	上下水道課長	田 中 博 君
町立病院事務長	三 好 稔 君	関係する課長補佐、係長等	

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 19名)

事務局長(北川雅一君) おはようございます。
予算特別委員会に先立ちまして、議長、町長から
ごあいさつをいただきたいと思います。

最初に、議長よりごあいさつをいただきます。

議長(平田喜臣君) 皆さん、おはようございま
す。連日早朝からの御出席、まことに御苦労に存じ
ます。

先般御決定をいただきました予算特別委員会が、
本日その開会の運びと相なりました。日本経済を取
り巻く環境は大変に厳しく、本町においても、その
例外ではなく、先日の一般質問等でも、その財源等
について、いろいろと御質問のあったところでござ
います。そのような中で、本日平成14年度の予算
特別委員会が開会されました。

私が申し上げるまでもなく、議会におけるこの予
算特別委員会の使命は、納税者である住民が、この
歳入あるいは歳出について、その具体的な方策がよ
くわからないと。こういった中で、この議会におい
ては、その歳入歳出を納税者の立場に立ってチェッ
クするというのが、この予算特別委員会に与えられ
た大きな使命であるというふうに思っております。

審査に当たりましては、金額の大小あるいは前年
度対比等は余り重要ではなく、必要なことは、その
予算で何がどれだけできたのかということが大きな
重要な点であるというふうに思っております。行政
の優先順位を検討し、あるいは予算を削ってこちら
の予算をふやすべきだというような議論があっても
よいのではないかとこのように思っております。そ
れぞれの御意見で予算の批判をするのではなく、議
会サイドでもし批判があるとするならば、その対案
を議会としてお出しただければとも思っております。

いずれにいたしましても、この4日間、大変皆様
方には御苦労をおかけいたしますが、当予算委員会
の所期の目的を達すことができますことを御祈念申
上げまして、開会に当たりましての私のごあいさ
つといたします。

大変御苦労さまでございます。

事務局長(北川雅一君) 続きまして、町長から
ごあいさつをいただきたいと思います。

町長(尾岸孝雄君) 皆様おはようございます。

ただいま議長からもお話しございましたように、
本日から4日間、予算特別委員会ということで、平
成14年度各予算案に対します御審議をちょうだい
することに相なるわけではありますが、今定例会2日
目に御提案させていただきました平成14年度一般

会計並びに各会計の予算案につきましては、それぞ
れ所管委員会あるいは議員協議会等々でも御説明を
申し上げてまいったわけでありましたが、より一層綿
密に内部につきまして御審議賜るのが、この予算特
別委員会であるというふうに承知をいたしてあると
ころであります。

さきにもお話をさせていただいておりますよう
に、平成14年度予算の編成に当たりましては、基
本的に健全財政維持方針をもとにしながら、そして
なおまた、現在実施中であります行財政改革実施計
画に基づく対応を図りつつ、それぞれ13年度歳出
一般財源ベースで5%の削減を目標に予算編成に当
たってきたところでございます。しかしながら、健
全財政維持方針でも示しておりますように、それぞ
れの年度におきましての歳入不足が生じてくるとい
うのが現状の厳しい財政運営を強いられている状況
下でございます。

加えて、国の地方財政の方向づけが明確に示され
てきていないというようなことから、今年度につき
ましても、次年度につきましても今後一般財源の大
きなウエートを占めております交付税収入について
は、減額措置が継続的になされるものという中にお
いての歳入減をもとにした予算編成をせざるを得な
いという厳しい状況下でございます。

そういう中にありまして、従前よりも内部留保資
金の額を大幅に減少させて決算ベースに近寄せた、
言うなれば決算ベースの予算をつくらせていた
だいているというのが現状でございます。しかしな
がら、今年度におきましても、1億円の財政調整基
金の取り崩し、また3,000万円の公共施設整備
基金の取り崩しということで、1億3,000万円
の基金の取り崩しをせざるを得ないというような厳
しい状況でございます。しかし、さきに申し上げま
した内部留保資金につきましては、約1億円を確保
しているところでありまして、大きな歳入の欠損、
また大きな災害等々の補正特別支出が生じなけれ
ば、何とか財政調整基金につきましては積み戻しが
でき得るのかなというふうに思っておりますが、公
共施設整備基金の3,000万円については、積み
戻しが非常に厳しい状況下にあるわけでありませ
ども、何とか歳出の抑制を図り、その相応分の積
み戻しができるように財政運営を図っていきたいも
のというふうに願っているところであります。

何とか平成13年度におきましては、今年度にお
きましては基金の取り崩しを積み戻しすることがで
き得る決算を迎えることができそうでありませ
ぬので、平成14年もそういったことを含めながら、特
にこれから始まります国営土地改良事業における償
還の問題、それから大きな課題であります保健福祉

施設の建設、こういった財源確保のためにも、それ相応の歳出削減をも含めた中で取り組まなければならないという厳しい財政運営の中ではありますが、議員皆様方、町民皆様方の御理解を賜りながら、それぞれの予算につきましてよろしく御審議、御検討を賜りまして、御議決賜りますことを心からお願いを申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきますと思います。

本日から4日間、大変御苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

事務局長（北川雅一君）では、続きまして正副委員長の選出でございますが、3月5日定例会で議長を除く19名をもって予算特別委員会を構成しておりますので、正副委員長選出については、議長からお諮りを願います。

議長（平田喜臣君）それでは、正副委員長の選出についてお諮りいたします。

当議会先例によりまして、委員長に副議長、副委員長には総務常任委員長ということになっておりますが、これでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君）御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員長には久保田英市君、副委員長には中川一男君に決定いたしました。

事務局長（北川雅一君）久保田委員長は、委員長席の方へ着席願います。

では、委員長からごあいさつをいただきます。

委員長（久保田英市君）おはようございます。

ただいま委員の皆様御推挙をいただき、予算特別委員会の委員長を就任することになり、非才な私でございますが、委員の皆さん初め執行機関の方々の御理解ある御協力、御支援を賜りながら、委員長として誠心誠意務めてまいり所存でございます。

御提案がありました平成14年度予算は、財政状況が大変厳しい中での、これまでにない緊縮予算でございます。委員各位には慎重な御審議、審査を私からもお願いを申し上げます、言葉足りませんが、委員長就任のごあいさつにかえさせていただきます。

大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は、19名であり、これより予算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君）御説明申し上げます。

本特別委員会の案件は、平成14年第1回定例会において付託されました議案第1号平成14年度上

富良野町一般会計予算、議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計予算の9件であります。

本特別委員会の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、3月14日から19日までの6日間とし、本日議案第1号の補足説明と事項別明細書の歳出第7款までの質疑を行います。

2日目は、14日に引き続きまして議案第1号の事項別明細書の歳出第8款からの質疑と、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号並びに議案第7号の補足説明と質疑を行います。

3日目の18日は、議案第8号並びに議案第9号の補足説明と質疑を行います。

4日目の19日は、本特別委員会の最終日で、全案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議賜りたいと存じます。

なお、審議の順序等の詳細につきましては、本日配付の議事日程のとおりであります。

本日、資料5として、中央共同墓地区画取り違いに係る経過をお配りしましたので、審議の資料としていただきますようお願いいたします。

なお、本特別委員会の説明員であります。一般会計につきましては、当日の議案に関する課長、課長補佐並びに係長とし、一般会計を除く各特別会計及び企業会計につきましても、その会計に係る課長、課長補佐並びに係長等の出席といたしたいと思っておりますので、御了承賜りたいと存じます。

説明は、自席にてさせていただきます。

なお、最終日に予定されております意見調整に当たりましては、議会運営に関する先例により、各常任委員会単位で予算案審査意見の取りまとめをいただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君）お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君）御異議なしと認めま

す。

よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおり決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いは委員長
の許可といたしたと存じます。これに御異議ござい
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) 御異議なしと認めま
す。

本委員会は、公開とし、傍聴人の取り扱いは委員
長の許可することに決しました。

委員並びに説明員にあらかじめお願いを申し上げ
ます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確
にし、簡潔に御発言くださいますようお願いをいた
します。

これより、議案第1号平成14年度上富良野町一
般会計予算の件を議題といたします。

初めに、配付資料について説明の申し出がありま
すので、許可します。

資料1、総務課長。

総務課長(田浦孝道君) おはようございます。

それでは、事前にお配りしてございます資料につ
きまして、既に御高覧いただいているかと思いま
すが、簡単に御説明をさせていただきたいと思いま
す。

最初に、資料1の平成14年度一般会計予算案の
概要につきまして申し上げます。

ここでは、予算編成に当たりましての主な内容を
5点に分けて記載したところでございます。その1
点目の地方交付税制度につきまして申し上げます。

既に新聞などで報道されてますことから御承知の
ことかと思いますが、国におきましては地方交付税
におきます段階補正、事業費補正などの見直しを行
い、地方自治体の自主的、主体的な改正運営を促す
との名のもとに、大幅に削減される内容となってご
ざいます。

このような状況を踏まえまして、本町の普通交付
税の予定額につきましては、昨年当初対比で7.3
%減の29億8,000万円を見込んだところでご
ざいます。

また、特別交付税につきましても、昨年までの交
付額を考慮しまして、昨年同額の2億7,000万
円と計上をいたしたところでございます。

次に、2点目につきまして、町債の借入れにつ
いてでございますが、この点につきましては、総額
では昨年当初対比で2.2%減の7億8,610万円

であります。このうち、国の恒久的減税の影響に伴
う分の減税補てん債及び交付税の振替分となります
臨時財政対策債を合わせました特別分の額につきま
しては、2億9,590万円となっております。
この減税補てん債及び臨時財政対策債に係ります償
還につきましては、御案内のとおり100%が交付
税に算入されることとなっておりますので、それら
を除きました借入額につきましては、4億9,02
0万円になり、昨年対比で申しますと、1億8,4
90万円減となったところでございます。総額の7
億8,610万円から交付税に算入されます分を除
きますと、いわゆる純粋に税金のみで償還する額と
なりますが、この額につきましては、健全財政維持
方針に定めてございます目標額の4億円以下となり
まして、額で申し上げますと3億3,700万円余
りとなるところでございます。

次に、3点目の留保額につきましては、町長のご
あいさつで申し上げましたように、できる限り当初
予算に計上いたしたところでございます。

次、4点目の歳出の削減の関係であります。ここ
に書いてございますように、前年度一般財源の5%
を目標にそれぞれ削減の作業に取り組んだところで
ございますが、人件費初め物件費など一般行政経費
につきましては削減に至ったものの、新たな行政需
要に対応するようなことで財源を重点配分したこと
から、結果としましては、1億2,000万円余り
の削減結果となったところでございます。

次、5点目の収支の見込みでございますが、町長
も申し上げましたように財政調整基金1億円、それ
と公共施設整備基金につきましては3,000万
円、合わせますと1億3,000万円の基金の取り
崩しを予定しているところであります。

この資料にも書いてございますように、留保財源
につきましては、1億円と予定してございますの
で、仮に夏場の集中豪雨等の関係で不測の財源重要
がないとしましても、基金への積み戻しにつきまし
ては、取り崩しの全額に至らないというような状況
にあることから、14年度につきましても、実質的
には単年度収支のバランスがなかかなとれない状況
でございまして、極めて厳しい状況で認識をしたと
ころでございます。

現下の経済情勢を考えれば、このような状況が今
後も続くような状況下となっております。

次のページをお開き願いたいと思いますが、こ
こでは町税につきまして、それぞれ税目ごとにその予
定額を示してございます。ごらんいただきたいと思います。

次のページをお開き願いたいと思います。次の
ページにつきましても、平成14年度の国におきま

す地方財政対策の状況につきまして、2ページにわたりまして資料としてつけてございますので、この内容につきまして参考としていただきたいと思います。

次のページをお開き願いたいと思います。ここでは、各種の財政指標につきまして、平成8年度から平成16年度までの9年間にわたりまして示してございます。

平成13年度以降につきましては、推計値となっております。

また、表下段の部分には用語解説もつけてございますので、ぜひ御参考にしていただきたいと思います。

次のページにつきましては、管内の町村ごとのラスパイレスの状況につきまして、9年から平成13年度までにわたりまして推移をつけてございます。この点につきましても、ぜひ参考としていただきたいと思います。

最後のページでございますが、最後のページにつきましては、町立病院に対しまして普通交付税及び特別交付税の算入額の状況につきまして、年度別にその推移を示してございます。これらにつきましても、参考としていただきたいと思います。

以上、資料1の説明とさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 次に、資料2について、企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） それでは、資料2に基づき、平成14年度から平成16年度までの総合計画実施計画について、概要の説明を申し上げます。

実施計画の策定に当たりましては、健全財政維持方針の実行プランである行財政改革大綱と、その実施計画に基づき、中長期財政計画との整合性を図りながら本計画書を作成したところであります。

また、3年間の計画期間として、毎年計画内容の見直しを図り、国や道などの状況変化や財政状況の変化などに対応しながら各種施策の実効性を高めてまいります。

この実施計画では、原則としてソフト事業では100万円、ハード事業においては200万円以上の事業を対象に、政策調整会議において検討を加え、課長会議での審議を経て実施計画書としてまとめたものであります。

次に、実施計画書の内容について御説明申し上げます。実施計画書の表紙をお開き願います。

本ページでは、実施計画の策定趣旨、あわせて目次を掲載しております。

次に、1、2ページをお開きください。本ページでは、7ページ以降に掲載しております各分野の各

事業の総括表として、総合計画の4本の柱と一般会計と特別会計等の区分について、事業費、そして財源内訳を整理した表でございます。

1、2ページの事業区分の項目であります。投資的事業費のうち、災害事業費を除き普通建設事業として掲載しております。

3ページをお開きください。3ページから5ページには、平成14年度から16年度までの3年間の年度別の資金計画を掲載しております。年度別資金計画については、国がまとめた財政の中期展望で見込んだ経済成長率等の指数と、健全財政維持方針、行財政改革大綱に基づいて試算した中長期財政計画のもとに、各年度の収支見積もりを資金計画としてまとめたものであります。

まず、3ページの平成14年度の資金計画についてであります。当初予算額の下段数値は、当初予算ベース、上段の括弧書き数値につきましては、決算ベースで記載しております。

また、当該年度の財政運用では、歳入において財政調整基金から1億円、公共施設整備基金から3,000万円を繰り入れ、約22億8,000万円の投資的事業を位置づけたところであります。

決算ベースでは、歳入の大きな要素である交付税の見込み額の大きな変化と、災害等の臨時的支出が発生しなければ、最終的には支消した財政調整基金の1億円については、積み戻しが可能である資金計画となっております。

次に、平成15年度と16年度の資金計画につきましては、決算ベースで見込みを立てております。平成15年度では、財政調整基金5,000万円と公共施設整備基金4,200万円を財源不足に対応する措置としてそれぞれ繰り入れたところであります。

また、保健福祉施設の整備財源として、当該目的基金から1億円を充て、約27億9,400万円の投資的事業を位置づけたところであります。

5ページの平成16年度では、財政調整基金5,000万円と公共施設整備基金4,400万円を財源不足に対応する措置としてそれぞれ繰り入れ、また保健福祉施設の整備財源として、当該目的基金の財源すべてを支消する考え方で1億1,508万円を充て、約21億2,600万円の投資的事業を位置づけいたしました。

町債についてであります。町債の借入限度額については、単年度ベースで交付税の算入額を除いた実質的負担額を4億円とする目標値を設定しております。

計画期間の計上状況を見ますと、各年度の実質的な負担額は平成14年で3億3,730万円、15

年度で5億2,443万円、16年度4億1,327万円であります。3年間の計画期間を単年度平均で見ますと、実質負担額は4億2,500万円となりました。中長期財政計画の平成14年度から18年度までの5年間を単年度平均で見ますと、実質負担額は3億5,387万円となったところであります。

次に、6ページであります。説明を省略させていただきます。

7ページをお開き願います。7ページ以降につきましては、総合計画の基本計画で掲げている4本の柱ごとに各種施策を区分し、各年度で実施する事業と、その事業内容、事業費、財源内訳等を整理して掲載しております。

次に、13、14ページをお開きください。13ページの下から7行目に記載してあります調整交付金事業であります。昨年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を全体レベルでござらんいただけるよう、便宜上住みよい快適な町づくりの分野に調整交付金事業として一括掲載をいたしております。

なお、この調整交付金で予定している事業につきましては、括弧書きに記載してありますので御参照ください。

江花公民館分館の建設につきましては、平成15年度建設を位置づけしているところでございます。

また、特別会計等の主要事業につきましても、15ページに掲載をいたしておりますので、あわせてござらんいただきたいと思っております。

以上、平成14年3月策定の総合計画実施計画書について説明をさせていただきましたので、御参考にしていただければと思っております。

委員長（久保田英市君） 次に、資料3及び資料4について、総務課長。

総務課長（田浦孝道君） それでは、資料3につきまして、最初に申し上げます。

資料3につきましては、行財政改革実施計画に基づきます50の各実施項目ごとの進・状況を一覧にしたものでございます。この本表につきましては、6ページものとなっております。

表則に掲げてございます各項目の内容につきましては、昨年の予算特別委員会におきましてお配りしてございます行財政改革実施計画の内容と同じものとなっております。

また、表頭の右側にかけましては、平成13年度の実施概要及びその効果につきまして記載をさせていただきます。

さらにその右側の欄につきましては、14年度の実施予定内容を示してございます。ござらんいただきたいと思っております。

なお、ただいま申し上げました平成13年度の実施概要及びその成果につきましては、今後決算を迎えました段階におきまして、さらに詳しく精査をし、御報告をさせていただきたいと思っております。

次、資料4につきましては、道路河川課所管におきます主要事業の位置図となっておりますので、参考としていただきたいと思っております。

簡単でございますが、資料3及び4につきましての説明といたします。

委員長（久保田英市君） 次に、資料5について、町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 本日提出をさせていただきました資料5、中央共同墓地区画取り違えに係ります経過につきまして、その概要を御説明申し上げます。

町内在住のA氏の使用許可を受けておりました中央共同墓地区画に、所管において、同性であったことや現地確認など詳細確認を経ずいたしまして、B氏にA氏使用区画を誤ってお伝えした結果、A氏の区画にB氏の墓碑が設置されたことが判明したものであります。その後早急にA氏、B氏とそれぞれ協議を重ね、それぞれに御理解を賜りながら、B氏の許可区画へ墓碑の移転をさせていただくべく、平成14年度予算に計上させていただいたものであります。

このことにつきましては、平成13年8月14日にA氏から許可を受けた墓地区画に、他の方の墓碑が設置されているとの申し出がございまして、確認をさせていただいたところ、町内B氏のお建てになった墓碑であることが判明をいたしました。B氏に確認させていただきまして、B氏の使用の許可を受けていた区画の確認のため、担当課に平成11年7月ごろに御照会をいただいております。確認をし、同年9月に墓碑の建立したものであるとお話をちょうだいいたしました。このことについて、担当から上司への報告とともに、担当内での調査を進めたところ、B氏へ誤ってA氏区画をお伝えしたことが判明したものでございます。担当において、墓地現地図をもって声のみでお伝えしたものであります。

以降A氏、B氏と協議を進めさせていただきながら御理解を賜ってきたものであります。担当といまして、まことに申しわけなく、二度とあってはならないことと肝に命じているところでございます。

また、担当者への町長からの嚴重注意処分がなされたところであります。

係る事態を引き起こすことのないよう、使用許可関係検索システムを早急に整備をいたしまして対応

を図ったところでもございます。

以上、A氏、B氏へおかけいたしました御迷惑はもとより、議会並びに町民皆様に衷心よりお詫びを申し上げます。

なお、経過等につきましては、別紙に添付をさせていただきます。

以上をもって説明とさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 以上で資料の説明を終わります。

ただいまの資料説明について、質疑があれば承ります。

質疑の場合は、挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、ページ数を申し出て発言されるようお願いを申し上げます。

また、説明員は挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得た後に説明員席で起立の上説明願います。

質疑があれば承ります。

11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 三つほど。一つは、普通交付税ですか、新聞に出ているのと町の予算で約900万円くらい違うのですかね、この違いをちょっと。新聞の方は3億2,894万9,000円と出ていますね。これは前の年のですか。はい、わかりました。

次は、これは実施計画、企画課長、これの江花公民館、これは軽スポーツができるような計画はされておりますか、これが一つですね。

それから、この道路の市街地は街路灯ということしか載ってないのですけれども、こういうふうにふれあい通りということで、米軍とか、こういうように努力しているのですよ。ようこそ上富良野へ、美食ガイドマップ、ふれあい通り、こういうようにして、どこの店には何々と。これはホテルなんか泊まりますとこういうのやっておりますけれども、上富良野では、これどこもやってないのですよ。これ部隊の方でやっているのですよ。若い方というのは、やっぱり汗かいて、夜は酒でも飲んでというようなのが一番いいことなのです。それで、このふれあい通りのけが出ているのですよ、結構。滑って転んで、言っていないのですけれども、転んで捻挫したり、打ち身やったり、骨折もあります。酔っぱらってますからね、我々も危ないですよ、年をとってくると。それでこのロードヒーティングというようなのは、お考えになっていないのか。これ後で見てみたらいいです。全部店載せてます、公平に載せてます。ここのところですね。

以上です。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 11番梨澤委員の

御質問2点にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の江花公民館の関係であります、先ほどの説明でもお話をさせていただきましたが、江花公民館につきましては、平成15年度建設を予定してございます。

なお、内容等につきましては、現在地域の代表者の方々と原課、社会教育課の方で今内容を詰めさせていただいている段階であります。

また、2点目のふれあい通りのロードヒーティングの計画はないのかということではありますが、これにつきましては、14から16年度の計画の中では予定をしてございません。

以上であります。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 資料5についてお尋ねをしたいと思います。

所管で大変恐縮に存じますが、今定例会を迎えるに当たって、さきの委員会では、担当課長から大まかなアウトラインの説明を聞いてきております。そのときは、私はまことに遺憾であるということで終わっておりまして、今定例会におかれまして、時系列で経過を出すということで、今手にしたわけですが、見まして幾つか町長の考え方について、この際お伺いしておきたいと思えます。

見ましたら、13年、去年の8月14日にわかりまして、そして13年9月7日に教育民生常任委員会に、助役がその概略について説明しているわけですよ。9月定例会ありましたけれども、事態収拾のために奔走していたと考えられます。12月定例会でも、町長の行政報告の中にその報告がない。今定例会にも抵触されてない。結果的に、議会で話題になって新聞に報道される。いつも町長には大変申しわけなく存じますけれども、負の関係ですね。いわゆる不祥事については、何かしら時間がかかり過ぎていて、ひたすら温度が下がるのを待っていると、思いませんが、なぜかしたらそこが素直に理解することができない。この点町長に、今後こういうことは再び起きないと思えますけれども、スピード、透明という観点から考えても、もう少し手際よく行政の対応の仕方について、町長のリーダーシップを発揮していただかなければ困ると思うのですよ。その点、町長にお伺いしておきたいと思えます。

それから、この100万円という予算が出ているわけですが、その関係については予算の中でお伺いしたいと思っております。根拠についてですね。本人は負担しないと、全額行政費用でやってく

れということで、いわゆる支出の関係ですよね。委託費で組めば、本人に支払わなくてもいいけれども、この予算書の中の科目であれば、節であれば本人に支払うような形になりますよね。その辺の見解を自分は理解したいと思っているのですけれども。

それと、要するに1人のやったことではあるけれども、それが容認しているわけですよね。単純な間違いなのですよね。名前が同じだから、はいここですよというとは余りにも軽率だと言わざるを得ない。したがって、行政処分ですよね。口頭注意処分にしたと、厳重にしたと、こう書いてありますけれども、少なくとも町の損害を、実害を発生したわけですから、町長の考え方で厳重に注意処分なのでしょう。ですけれども、ここで顛末書提出させたと、そして確認検討9月19日にされたと、関係職員から事件の顛末書を提出させ、確認検討した結果、町長は厳重注意処分にしたと。

自分は理解したいのは、顛末書を提出させて確認しなければならなかったことはどういう考えか、その1点をお尋ねしたいと思います。

それと、最後になりますけれども、いわゆる大変古傷に触るようで恐縮ですけれども、いわゆる行政処分の町長の配慮は極めて僕は、自分は不公平だと言いたいわけですよ。さきにもお話しさせていただきましたかと思いますが、クリーンセンターの方は実害ないのに、町長にただ報告ない。行政報告は、町長は議会に対しては極めて遅い、スローだと。9月、12月、今回の行政報告に含まれていない。クリーンセンターについては、報告ないということで行政処分、懲戒処分している。日の出山では、実害あるから同等な考え方を対して対応していない。今回も実害あるから口頭厳重処分で終えている。それは町長の考え方で、私がとやかく言及することでないかもしれませんが、その辺の自分からして言わせてもらえんと思ってお聞きいただきたいと思うのですけれども、不公平であると。この一言をもって、町長の考え方を聞きいたしたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この件につきましては、職員の単純なミスによって、このような結果を生んだということにつきましてはまことに申しわけなく、町民並びに委員の皆さん方に深くお詫びを申し上げたいと思えます。

この件につきましては、発生を確認したのが8月14日ということではありますが、その間担当係長並びに課長、助役等々で調整をさせていただきました

て、9月7日の所管委員会に、こういう実態がありましたという経過報告をさせていただいて、そしてこれから両者の調整をさせていただくと、何とか町としては円満に用地の取りかえをしていただければなどというようなことを含めながら協議に入ったわけでありまして。ただ、結果報告につきましては、所管委員会に結果報告をさせていただいていると。今日までなしのつぶてでいたわけでないということ御理解を賜りたいというふうに思えます。

その結果、最終的には移設してほしいという要望で決着がついた。そして、これにつきましては、もう冬になってきたので、すぐということにはならないので、雪が解けてからということになりました。平成14年度予算で計上させていただくような経過になったということでありまして、ひとつ御理解を賜りたいと。決して内密にしていたわけではなく、所管委員会には報告させていただいているということ御理解をいただきたいと思えます。

その後、私といたしましては、係の職員、担当の係長、それから課長等々から状況を確認し、そして顛末書の提出をいただきまして種々対応した結果、職員に対するそれぞれの職責に沿って厳重注意処分を課したところでございます。

これらの対応につきましては、私としては委員はとも職員間における処分の仕方が平等でないのかという御指摘であります。私はこの過去におきまして処分をした、例えばクリーンセンターの問題、これは管理者に報告をせず、内輪で処理しようとした。損害を与えたということと、金銭的部分でも大きくあれしているわけでありまして、内輪で処理しようとして上司への報告を怠った。このことによって、地域との信頼関係を失墜したということに対する処分をさせていただいたということでもあります。金銭的に重いのか軽いのかということ、はかるのはなかなか難しい面がありますが、行政執行上、上司に対する重要課題の報告をしないということは、これは決して許されることではない。このような重大な課題を上司に報告しないで、事故で処理しようとするということについては、私は重大なものであるという認識のもとで処分をさせていただきました。

それからもう1点、日の出公園の部分につきましては、金銭的に、あるいは貴重な山林を枯らしてしまった。この責任は非常に重いわけでありまして、これは枯らすつもりでやったわけでない。いろいろな事情の中で、そういう結果に相なったわけでありまして、これについての処分につきましても、私はその当ても何度も申し上げましたように、幾度も議員の皆さん方からそういう事実があるのでないかと

いう御質問を受けて、担当所管にこの事実調査を
なさいと指示をしている。その結果、そういうこと
はありませんという報告が返ってくる。

また、そういう事実、そうは言うけれども、また
議員の皆さん方そういうことを言ってますよと、こ
ういう事実があったと言ってますよということで再
調査を指示する。それでもありません。何度も調査
を指示しても、その結果そういう事実はありません
という虚偽の報告をしていたと。これについても、
先ほどのクリーンセンターと同じように、上司に対
する事実を正確に報告し、指示をあおいでいなか
ったということに対する私は処分をいたしたという
ことであります。

今回のこの件につきましては、金銭的にこのよう
な損害をまた生じてしまったということにつきまし
ては、職員のうっかりミスとはいえ、まことに申し
わけないことでありますが、これらにつきましては、
私はそういう観点から嚴重注意処分ということで
対処させていただいたということで、ひとつお許
しを賜りたいものだなというふうに思います。

委員長（久保田英市君） 3番よろしいですか。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 質問したことに對して、メ
モってくれているから、当然答弁いただけと思う
のですけれども、顛末書を出して町長がいわゆる嚴
重注意したと。事実関係がはっきりしているのにだ
から、顛末書を職員が出して熟慮した結果だと、こ
の辺が理解しづらいのですよ。したがって、さきに
自分は、顛末書の内容が、どういう顛末書を出して
もらったのですかと、それは町長の行政判断するの
にどれだけの役割を果たしたのですかと、その顛末
書が、その答弁がないのですよ。

それと、せっかくですから、余り時間かけること
は大変恐縮に思っております。町長の今の答弁の中
で、何も日の出山、クリーンセンターのことを詳しく
聞いているわけではないのですよ、自分は。それは
町長の考え方で、もう議了してもう決済済みのこ
とですから。墓地の関係で、たまたま自分の考え方
で蛇足させてもらったわけであって、町長は切れる
刀差して、自分が刺しているのは竹光ですから、町
長の考え方がそうであれば、自分その考え方に努め
て立たなければならないという考え方に立っていま
す。ですけれども、少なくともそれについては、僕
は不公平であると。町に損害与えておいて、確かに
住民に対する報告の関係あって町長に報告が遅い、
こういうことであるかもしれませんが、だと
するならば、この件に関しては所管で話したから行
政報告しないと、こういう言及されました。ただ
いま墓地に関しては。所管で説明したと、今年の9

月。自分が言っているのは、所管は6名、7名、教
民については6名しかいないのですよ。議長を除
く、副議長を除いても12名の方は全く知らないわ
けですよ。それはいつかの時点で町長が説明される
のであれば、全議員が承知できますけれども、寝耳
に水なんですよ。少なくともそういう行政配慮、職
員に厳しさを求めるのであれば、みずから律しなけ
ればならないと思うのですよ。所管で説明したのは
墓地の件ですよ。行政報告しない、9月はいろいろ
事態収拾していたから間に合わなかったかもしれま
せん。しかし12月の行政報告はあったのです。今
回の行政報告の中でも一言も触れていない。した
がって、こういう時間の浪費がかかっている。これ
らについて、自分は甚だ遺憾に思っているわけ
です。

さきに質問した問題について御答弁をお願いします。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 福塚委員の再質問にお答え
させていただきますが、1点答弁漏れがありました
ことをお詫びします。

まず、それぞれの責任者である課長から状況を報
告を受けて、関係する職員全員から顛末書の提出を
求めたと、そして事実関係を確認した。報告は一つ
職員からではなくて、担当課長からの報告というこ
とで対処して、顛末書の提出をしていただき、そし
てそれをもとにして処分をしたということでありま
す。

それから、もう1点の処分の平等性につきましては、
不平等ではないかということにつきましては、
こういう実情で、こういうことでこういうふうな形
の処分をしましたということで説明をさせていただ
きました。

それから、最後の点であります、決して、先ほ
ど私の答弁がそういうふうを受けとめられたとした
ら訂正しなければいけないと思いますが、9月7日
に所管委員会で、こういう不祥事を発生してしま
いました、お詫びを、今後解決に向かって対応しま
すよという所管委員会の報告をさせていただきました
ということをお知らせしましたが、だから行政報告を
しなかったという意味ではないということで、ひと
つその誤解は解いていただきたい。

行政報告を載せればよかったではないかという御
指摘に対しましては、顕著に受けとめさせていただ
き、行政報告にあるべきだったことにつきましても、
十分反省をいたしたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

11番梨澤委員。

11番(梨澤節三君) 関連になるのですけれども、きのう一般質問で合併支援プランの77項目についてお尋ねしたところ、本質は忘れていたということのようですね。9月13日に上川支庁から来たと、それを忘れていたと。12月の総務委員会で、この市町村合併についての説明を企画課長からしてもらっているのですけれども、そのときこれを入れていないのですよ。入っていないのですよ、説明の中に。町長には、報告これ行っていないと思いますよ、これについての。こういうことについて、忘れたとか、おくれたとか、今のと全く同じ体質でないのかなという感じするのですけれども、町長その辺のところどのようにお考えになりますか。

委員長(久保田英市君) 企画調整課長。

企画調整課長(中澤良隆君) ただいまの御質問にお答えをさせていただきますが、合併支援プランにつきまして、たまたま忘れていたとかということではなくて、あそこに総務省から来ている書類があります。その中に、合併支援プラン77項目などをまとめたものが総務省の資料の中に入っております。そしてもう1点、釈明に聞こえるかもしれませんが、あそこの中にも、もしこれ以外の資料についての合併に関する資料等につきましては、かなり膨大になるものですから、企画調整課の方に置いてございますので、もしお求めであれば要求していただければお見せできますよというようなことで掲げてございます。

ということで、たまたま文章やなんかのすべてが町長のところに、合併支援プランやなんかは決済いただいているところでありますが、そのほかの小さな合併やなんかの支庁から流れてくる資料等については、文書規定に基づいて町長の決済をいただいていることもございます。

以上であります。

委員長(久保田英市君) 11番梨澤委員。

11番(梨澤節三君) あの件については、町長がよくおいしいあめ玉と言っているのですけれども、私ら知らないのです。わからないのです。あれに書いてあるのです。ですから、ああいう大事なものについては、町長の決済を受けて、これは情報公開のところへ出すか出さないかという、そういう検討が必要ではないかと思うのです。ですから、2月の道職員が来て説明をたときには、職員はそれをきちっと入れて持って来ているのですよ。こういうことがあるのですから、皆さんこれ見て判断してくださいよ。ですから、論議をうんとしてくださいよということであるのですよ。そのままぼっとしていたのでは、これからあれですけれども、正規に企画調整課が合併の窓口になりますから問題はないの

ですけれども、こういうようなのはほかのことについても同じですから、きちっと選定区分というか、やっていただきたいというように思います。

委員長(久保田英市君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) ただいま事務的な問題でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

たびたび事務の不手際によりまして、不祥事等起きているわけでございますけれども、この点につきましては、深くお詫びを申し上げたいと思います。係る意見いろいろと出て、私ども受けてございますので、十分組織として、その辺のところ踏まえまして今後の対応に当たってまいりたいと思いますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

委員長(久保田英市君) 他にございませんか。

17番小野忠君。

17番(小野忠君) 墓地の問題についてちょっとお伺いいたします。

これ所管でございますが、前回の所管委員会のときに説明はあったのです。具体的な説明は求められなかったということで、ぼんと言われたものですから、全くわからなかったということだったので、この間もっと説明をしていただきたいということ私は言ったはずなのです。それで、今町長がいるいろいろ御答弁なされる中に、全く報告がないのだというような現状が続いているようであります。それで、何事についても、このごろは何かちょっとおかしいのではないかと。全く報告のないものが、この間も御意見私出したはずであります。町長になぜきちんと報告をしていかないのかと、専決するものは専決をとりなさいという、すなわち条例もある。施策があると思うのです。だけれども職員の方々が、なぜこういうものをきちっと報告してやらないのか。

いろいろありますよ。まだまだ本当に私が言おうとするならば、まだまだ職員の甘さのものはございます。でも、きょうは言いませんけれども。こういう職員の甘さというのが、現実に出ているのではないかと思う。だから嚴重注意をしたということは、町長どこまで嚴重注意をしたかと。これはもう、あくまでもこの問題はここでごたごたする問題でなくて、もうこれは減俸処理ですよ。完全にもう私たちは減俸しますと、こういうふうにはっきりと表示してください。それで決まるはずだ。これいつまでもこの議論をして、腹黒い意見を出しやっこしてもだめですから。これは当然それはやるべきだし、今このところに間違った若者の職員が、やっぱりもう少し責任を持った今後の生き方があると思うのです。これからの若い者なのだから、その人たちのやっぱりきちっとした処遇を与えなければ、今後こういう

問題がどんどん出てきても、いや注意処分が終わるのだということができてくるのではないですか。こういう点をもう少し今後きちっとしてやっていただいて、今私が言ったとおりに、この嚴重注意処分だけでなく、私たちもここで責任をとりますということをもう表示してください。それによって皆さんの御意見が決まると思いますが、どうでしょうか町長。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野委員の御質問にお答えさせていただきます。

私はちょっと誤解を受けているのかなと、町長に何も報告がないわというように受けとめられているような気がしたのでありますが、決してそういうことはございません。すべてのことに対しまして、私の決裁がなければ物事が進まない。そして、すべてのことに対する報告は、それぞれの全職員は、それぞれの分野で報告をいたしますし、それに対し一つ一つ指示を与え、あるいは文書決裁で残さなければならないものは、文書決裁で残しているということで、決して報告がないということではありません。この報告につきましては、十分私は職員間との連携は、過去よりもより一層綿密にとれてきているなというふうに認識いたしております。

それから職員の処分の問題であります。これにつきましては、私は人事権を預かる者として、この職員に対する嚴重注意処分をいたしております。1案件につき2度の処分、3度の処分と、1度の処分の過ちであったということにつきましては、私は2度の処分を課するつもりはございません。嚴重注意処分ということが的確であったと私は判断をいたしているところであります。

しからば、その判断が管理者としての責任はどのようなよという部分につきましては、十分私も反省をし、私自身の責任についても、委員のおっしゃるように、私自身の責任を問えということであれば、私自身もその責任を問うつもりでございます。

委員長（久保田英市君） 5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） ただいまの件に関しまして、私は先般の議会のときにこの問題が出て、新聞報道されて、初めてその内容を知ったというのが現実であります。できれば、そのようなことのないように、議員が新聞報道で知るといようなことのないように、あらかじめ全議員がその前に知るといような情報公開をお願いしたと思うわけです。

また、処罰につきましても、まあ嚴重処分をされたこと、また1事件について重ねてまた処分することはできませんけれども、その内容がはっきりわかれば、議員としての意向も町長にお願いすることも

できるのではないかと。それからでも処分をしても遅くない。やっぱり議員が知らないというのは、所管だけでわかっているといはいいというものではないと思いますので、今後その点、全議員に諮られることも必要ではないかということをお願いを申し上げます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 吉武議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、こういう事態の内容につきましては、それぞれ解決しなければならない問題等もあって、時間がかかる点もございます。そういう点も、今回もこの件に関しましては、一つの実害を与えないということで、果たして職員にその休職権を求めることができるかという点もございまして、その辺の法令の実例等もいろいろ調査をいたしましたわけでございますけれども、通常重大な過失があるという場合につきましては、休職権を求めることができるわけでございますが、今回の件につきましては手違いだということで、重大な過失に至らないというようなことで、このままことに申しわけございませんが、町として補償措置をしていくという形の中で対処をさせていただいているところでございます。

そういう中で、非常に時間がかかったというのは、その点のとも、弁解ではございますがございまして。こういう点につきましては、非常に不名誉なことでもございまして、今後こういうようなことのないように努めますけれども、万が一ありました場合におきましては、速やかに議会等におきましても御協議を申し上げていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 資料関係の質疑については。

1番中村委員。

1番（中村有秀君） 今助役の方から、これらの調査、処理に時間がかかるということでお話があったのですが、この今資料見まして、我々9月7日に委員会で報告を受けて、それからなお調整をして、後報告をするという案だと。この資料を見ますと、9月19日で経過がもうはっきりしたわけでしょう。それから今までかかっているわけでしょう、報告するのが。ですから、僕はこの9月19日以降の議会関係の中で、この報告が早くできていれば、こんなに問題大きくならなかったと思うのですよ。それが、もうこの前の議員協議会の関係等の中で出てきたということから、なお議員の皆さん方が、何だこんなにと、透明性もないスピードもない、そ

ういうことを言われているので、これはやろうとしてやったわけでない。結果的にこんな形になった。そのために、また内部でこの8月から11月のそれぞれの体制を整えたということだから理解ができるけれども、9月19日以降、やはり速やかに議会に報告をすべきだということを私は言いたいのです。

以上です。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ここでも、最終的なまとめの中で、14年の1月というようなことで最終的なまとめをしたところでございます。先ほどもお答え申し上げておりますとおり、いろいろな本人との交渉だとか、そういう面にもかなりかかった。間違った事態はすぐ承知できたわけでございますけれども、その後の対応につきまして、かなり時間を要している点もございまして、そういう点ございまして、またこの職員を処分するとは別に、休職権の問題につきましても、私になりましてから、その辺のところの法令等の根拠で、実例、そういうものがないかということで調査を私自身が命じた経緯もございまして、なかなかそういう事例が見つからないような状況でございまして、上川支庁の方にも問い合わせをした経緯もございまして、そういう中で、休職権の問題についてもかなり時間を要したということで、私先ほど申し上げたわけでございます。

そんなことで、この事件の内容等につきましては、中村委員がおっしゃるとおり、速やかにその内容を報告いたしまして、以後の対応については、その後にはやるといたしまして、こういう事態が起きたということにつきましては、議会の方に対しましても必要の都度報告を申し上げていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 資料関係の質疑については、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、資料関係の質疑を終了いたします。

この際、若干休憩をとります。

午前10時16分 休憩

午前10時35分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案の1ページから10ページまでの

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） ないようですので、次に事項別明細書、歳入、第1款、18ページから19ページまでの質疑に入ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 18ページ、1款の町税の件でございますが、個人の方は今回4.8%減の予算でございますけれども、法人の方の法人税、やっぱりこれ経営者の厳しさがこの予算にあらわれているのかと思うのですけれども、この法人税の落ち込み方マイナス45%、1,730万円減になっておりますが、法人税がこのような落ち込みとなれば、何か手を打たなければならないのでないでしょうか。企業が先細りになっていってしまうのでないかと思って大変心配なのですけれども、約この半分の落ち込みをどのような分析をされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（上村延君） 15番村上委員の質問にお答えします。

法人税につきましては、法人税割で1,730万円減となっておりますが、その理由としましては、長引く不況で企業収益が落ち込んだことによりまして、国に対する法人税額が下がったため、この影響で法人税額の減額となりました。

町は、国に納入する法人税額の14.7%をいただいておりますので、それで減額となった理由でございます。

委員長（久保田英市君） 他にございますか。

1番中村委員。

1番（中村有秀君） 1款の町税の関係でございますけれども、12月の定例で明らかにした不納欠損、10年間で3,771万円、それから滞納額が7,611万円というようなことの報告をしていたのですが、この中で不納欠損5年の時効でございますけれども、分納の誓約を交わした滞納額の中で、どのくらいあるのかというのが1点。

それから、分納誓約を交わせば、5年の時効はどうなるのか、というような2点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（上村延君） 1番中村委員の質問にお答えします。

分納はどのくらいあるのかの質問でございますが、町税につきましては、分納は多数ございます。それで分納の契約というか、誓約書は取っておりませんが、分納されている方は何十件もあります。誓約書いただいても、それでまた中断されるの

かという御質問だと思いますけれども、幾らか分納されて、された時点で中断されますので、それからまた5年間ということになります。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） たまたま音更の議会だよりを見たのですね。そうすると、分納誓約書をとれば、5年の時効はないですということで、音更の議会で理事者が答弁しているのです。ですから、今税務課の職員が一生懸命町税の徴収に御苦労される。それから、期を決めて役職者の課長でプロジェクトつくってやっている。ですから、不納欠損をなくすために、僕は正式に分納誓約書を提出をすれば、5年間の事項がないということだから、であればそれをきちっととって行って、不納欠損の処理をできるだけ少なくして徴収増を図るということを具体的に考えていかなければならないのではないかという気がします。その点で、ただ分納で1,000円だ、500円だともらうのでなくて、きちっと分納誓約書をとってよっていけば、5年の時効はないというようなことを音更の議会だよりの中で載ってましたので、そのことをちょっと確認したかったのです。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま中村委員がおっしゃるとおり、分納の誓約を受けまして、そこから5年間という形になります。これは法的な取り扱いとして、そのようになってございます。

ただ、不納の欠損の関係につきましては、居所不明だとか、そういうことでいわゆる納税者が確認できない場合という点がございますから、その場合につきましては、一定期間とりまして、その辺の確認行為を、もうこれ以上納入が見込めないという段階で不納欠損の処分をするという手続になってございますので、御理解いただきたいと思います。

したがって、今滞納のいわゆるプロジェクトを設けまして実際にやってございますが、そういう中でやはり誓約書なりをいただいた中で、きちっとそのいわゆる開始時期等を明確にしておかなければならないというふうに考えておりますので、そのようなことで今後対応してまいるといふ考えでございます。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 個人個人のそれぞれ税が落ち込んでいます。給与等の引き下げ等や、景気にかかわっての部分が大半かなというふうに思います。そこで伺いたいのは、今後なかなか先行きが不透明で予測つかない点があるかと思いますが、

まだ個人、法人税等あたりが税収が落ち込むというような予想がつくかと思いますが、大体これ今後どのような推移でなっていくのかという予想は立てておられるのか、この点。

それと、国有資産所在地の交付金が200万何がしが減っておりますが、これの算定の根拠と、どう理由のもとで減額になったのか、この点。

それと、ここでさらにお伺いしたいのは、要介護認定者における障害者控除の対象の問題であります。通常でしたら市町村が、いわゆる簡単に言えば、障害者であれば控除の対象が受けられるというふうな通達がなされております。近年、いわゆる介護を受けている方にも障害者の認定の控除が受けられるという厚生省等の通達が出されています。こういう実態を御存じかどうか、まず。

また、こういう要介護認定者の控除対象という形の中で、これが該当になると思いますが、その点について伺っておきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（上村延君） 米沢委員の質問にお答えします。

個人個人の税収の落ち込みは、また予想はということなのですが、落ち込みの理由としましては、平成13年度の給与所得者、公務員の人事院勧告が0.08%でありましたが、基本給の改定見送り、期末手当0.05カ月分減額等のため、1,398万8,000円の減額となったわけでございます。

今後につきましては、またこれからのことだと思いますけれども。

それから、固定資産税の国有資産等所在市町村の交付金、防衛施設局の292万2,000円落ちた理由なのですが、減額の理由につきましては、平成14年度は国有資産台帳の5年ごとの改正に当たるため、見直しされ減額となったわけでございます。それで、4階建て、5階建ての官舎がありますが、減価償却のため価格が落ちたことと、東町官舎の老朽化が激しく、住んでいない状況によりまして落ちたわけでございます。

それから、要介護の障害者控除につきましては、普通控除といたしまして、常に就床を要し複雑な介護を受けている人を障害者控除と認めております。これは27万円控除されます。

特別控除は、6カ月以上の就床を要し、介護を受けなければみずから排便などをすることができない障害者の方に対して40万円の控除となっております。

通達についてはありませんけれども、確定申告の手引という本がございまして、それによって控除し

てございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の最初の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、いわゆる税の見通しの関係でございますけれども、現下のこういう経済状況、厳しい状況でございます。そういう中で、税収の見込みというのは極めてその懸念をされる状況でございます。さきに配付させていただきました中期財政計画の中におきましては、13年度の決算の状況等を見た中におきまして、14年度におきましては、ここに掲げている予算よりも約1,200万円がまだ見込みとして見込めるのではないかと、それから17年度以降につきましては、国におきましては、今いわゆるデフレの対策というようなことから、景気対策を17年以降にその効果があらわれるというようなことで、いわゆる経済成長率を2.5%名目で掲げているわけでございます。そういう点も加味しながら、17年度以降につきましては、この景気が回復するというような国の方針に基づきまして、税収の面につきましても若干上積みを見せて見ている状況でございます。

現下の状況におきましては、この辺のところを果たしてどうなるかという不安はありますが、私どもの財政見通しの中におきましては、そういう考えのもとに試算をさせていただいている状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 今税務課長の答弁によりまして、要介護認定者についても控除の対象になりますという方かというふうに思います。この根拠は、所得税法の施行令第10条に基づいて、精神または身体に障害のある年齢65歳以上の人は、市町村長の認定により障害者手帳などの有無にかかわらず、障害者控除の対象者となり得るという根拠から出てきているわけです。これが、今社会的に要介護認定者がふえまして、こういうところにも控除の対象がならないのかというところで、これはどうなのだろうということで調べた結果、厚生省の社会局長の通達の中で、都道府県知事に対して、対象となる高齢者に対する趣旨徹底に遺憾なきよう特段の配慮をされたいという旨の通達が出されていると思っております。これ、ぜひ調べていただきたい。

どういふ方が対象になるかという、例えば普通控除で言えば、大体1、2級が27万円、3から5までの人が特別障害者控除という形の中で40万円対象になるということが明らかになっています。ところが、ここで問題なのが、こういう制度はあるのだけれども、地方自治体でしたくないから、いわゆ

る常に就床、いわゆる寝ている人が対象だと。寝起きできる人は、これはだめですよという判断のもとで制約する自治体も出てきております。しかし、厚生省等の通達であれば、寝ている人であっても起きている人であっても、障害者認定なんだからこれは控除の対処になりますよということが言われていると思いますが、これはこういう条文からいけば、当然そういうふうな解釈になると思いますが、助役さんどういふふうに解釈されるかお伺いしたいのと、それとこういう通達があっても知らされてないという問題、知らないという問題。今介護者の方は、相当いろいろな形の中で経費がかさんできています。わずかな出費でも所得がない人にしてみれば、大変なやっぱり生活にしわ寄せが来るという状況の中で、この障害者控除というのが、大変該当になればうれしいという声広がっています。そういう意味で、町においてもこういう制度がありますよということを周知徹底する。きちっと介護認定者に至っても、通達するというのをやる必要があると思っておりますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

まことに不勉強で申しわけないと思っておりますが、いわゆる法令等によりまして、そういう対応の措置が、私承知まだしてございません。そういうような通知が参っているとするれば、その辺のところ十分研究させていただきまして、やはりこの障害に特別なそういう条件を付しているということでございますので、その辺のところ十分意を踏まえまして今後判断させていただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に、歳入、第2款、20ページから第9款35ページまでの質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 26ページの国有提供資産のいわゆるかかわる助成交付金についてお伺いいたします。

これは、近年減るような感じにも見受けられません。これにかかわって言えば、演習場、飛行場及び弾薬庫等にかかわる燃料庫も含めてですが、それにかかわる固定資産税の評価に対して、地方自治体に交付されているというふうに思います。現況で言えば、いわゆるこれ政策的な配慮もありまして、その米軍の演習が多いところだとか、いろいろな問題がありますが、現状ではこの固定資産にかかわる評価額と実際の評価額に対してこういう算定になってい

ると思いますが、その関係についてお伺いしたいというふうに思います。

本来であれば、基準の税率に基づいて評価されなければなりません、こういう特殊な事情だということでの軽減という形の中で、別枠で税率が制定されています。今税収が落ち込みという状況の中で、こういった部分のやはり税収の確保という点でも、交付金の確保という点でも非常に大切だと思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

国有提供の関係につきましては、委員も議員歴長いわけですが、この辺の関係につきましては、資産割として75%が評価される、それから25%につきましては、地域事情によりましていわゆる地域の財政需要等を見込んだ中で国が判断する部分に分かれています。

今回落ち込んでございますのは、資産評価5年に1回やってございまして、その辺の関係で落ち込んできております。御存じのとおり、国全体としては、土地の評価だとか家屋の評価だとかと、そういう点で若干下がり気味な状況でございます。そういう観点で、うちの町におきましても、昨年この見直しにかかりまして、今年度このような形で落ちてきているところでございます。

いわゆる25%の部分の政治的な配慮の部分につきましては、町長も上京するたびに関係の省庁等にもこういう点で特殊事情にあるというようなことで要望を申し上げている経緯もございますので、この点、こういう財政厳しい状況でございますので、その辺のところにつきましては、今後も対応をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に、歳入、第10款、36ページから第12款、47ページまでの質疑に入ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 小澤課長にお尋ねします。

実務担当なので、OBで大変恐縮ですが、46ページから47ページの耕地費の委託金300万円、13年度の調査ということで、相当額の委託金を受けてきてますけれども、しろがねについては、御案内のとおり終盤を迎えようとしている今、何を調査するのか。対して支出が150万円ないので、恐らく職員の能力で処理、対応できるという考え方だと思うのですが、実績報告が伴わない

のか伴うのか。人件費相当額に財源内訳なっていると思いますけれども、いずれにしましても何を調査するのか。

それから、フラヌイ事業中止しておりますが、事業遂行しないのに、今さら何を調査するのか。これは憶測で大変申しわけないのですけれども、ダム用地用買終わっているのに、上富良野町はきのうの説明によりますと3億5,000万円負担する、美瑛町は一銭も負担しない。となれば、用地が国有地と上富良野町有地と分けて調査するのかしないのか、その辺期待しているわけですが、いずれにしましても白金150万円、フラヌイ150万円、この事業の内容をお知らせいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚委員の御質問にお答えをいたします。

46ページのしろがね地区の土地改良事業調査、それから国営フラヌイ土地改良事業の調査であります。

まず、しろがね関係でありますけれども、平成14年度をもって完了するわけでありまして、一部残工事、いわゆるパイプラインの設置等が残っております。それに対しますいわゆる地元の調整等をこれから行わなければならないというような業務も残っております。それらに対する委託であります。それから支払い、支出の方は人件費等に充当させるものであります。それから、実績報告についても、当然しなければならないというふうに思っております。

それから、フラヌイの関係でありますけれども、17年完了予定でありますけれども、しろがね事業と、それからフラヌイ事業の関係が水の共用をすることで1本になると。施設が1本になるというようなことで、それらの共用がございまして、日新ダムからフラヌイ事業の関係で、パイプの接続等が実は事業として残っております。水が来るのはしろがねから来ます。それで日新ダムに入ります。日新ダムから、申し上げれば旧草分土地改良関係の区域になりますけれども、ここへ水を配水することになると。したがって、ここ日新ダムから以下のパイプの接続がありますということでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 小澤課長の説明どおりなのかもしれません。そう理解しなければならないと思っております。が、13年度においてもしろがねについては調査しますよと、二千数百万円もらっているはずなのです。それで終わりかのように説明されてきているわけですよ。引き続き同じようなパイプライン残工事があるということは、いつまで

いったら、15年で終わるというのに16年もいくのか、こんな感じすら持たされるわけですよ。その辺の関連がどうあるのか、引き続き残があったのだということで理解したいと思いますけれども。

それから、フラヌイについては、表現なのですから、あくまでも名称はフラヌイともう消えているわけですね。開発がその名称をまだ呼称を使っているとするならばそうなのかもしれませんけれども、あくまでもいわゆる今日の出ダムの機能を、45万トンしか水入らないのだから、今の説明聞けば日新ダムですか、日の出ダムですか、日新ダムね。

では、質問続けさせてもらいます。なぜそのフラヌイなのか、なぜ廃止した事業名をこれに使うのか、その点についてお知らせください。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚委員1点目のしろがね事業の関係であります。いずれにしても14年完了であります。昨年、13年度は工事というが、事業の実施中であります。残工事としては、13年度よりはありませんけれども、14年度として若干残るといってあります。昨年御質問のように、800万円程度の委託料来てますけれども、これはほとんど人件費に充てたという状況になっております。今年も一応13年度当初予算150万円程度見ましたけれども、今後内容によってはふえる可能性もあるということで御理解をいただきたいと思えます。まだこれにつきましては、開発の方とも調整はしておりますけれども、どこまで事業が進むのか、いずれにしても終わりますけれども、期間中どこまで行くのかという今後進めていくことであります。

それから、フラヌイの関係でありますけれども、名称は国営フラヌイ地区ということで名称になっております。いずれにしても、先ほど申し上げましたように、17年で完了の予定でありますので、そういうことになっております。

委員長（久保田英市君） 他にございますか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 42ページのいわゆる国庫支出金の負担金の問題でお伺いいたします。

ここで保育所の運営費という形で、それぞれの施設に運営費1人当たり単価何ぼという形で来ております。これ近年、さほどこの基準が変わってないように見受けられますが、この施設規模、例えば中央保育所と言えば90人、西と言えば45人、わかばで言えば60人だというふうに思いますが、何%か上乘せもありますが、その施設規模によって、この保育単価というのは変わるのかどうなのか、具体的

に例示を示していただいて、こちらの方に示していただきたいと思えます。

それと、わかばのように民間に委託している場合、この部分については、さらに特例加算という形の中で、何かいわゆる人件費等にかかわる部分等の上乗せもあるかと思えますが、これは過去5年前から比べて、率としてどのぐらい経費が上がっているということで、それにふさわしい単価で上がってきているかと思えますが、どのぐらいの率で毎年上がってきているのか、この点をお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番米沢委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の施設規模により保育単価が変わるのかという御質問でございますが、通常の部分につきましては、これは年間の支弁額という基準額をもって、それぞれの基準に基づいた設定で措置費というものが積算されてございまして、ただ保育単価につきましては、乳幼児と、それから3歳児以上とか、それぞれの年齢階層によって、この保育単価というものは額が違います。乳幼児の方が保育単価は高く設定されているところでございまして、入所の定員によって保育単価が設定するというでないということは、まず御理解をいただきたいと思えます。

それから、2点目の民間のわかばの例を御質問でございますが、これにつきましては委員の御質問のとおり、民間につきましては職員の給与改善等の部分で、公設の保育所よりは高い額で設定されてございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 課長の押さえとしては、規模にかかわらず均一だと、保育単価というのは均一だということなのですが、それでは何か、この間担当者に聞きましたら、いわゆる規模によって、人員によってかかる経費、少なれば少なくなるほどかかる経費は、1人当たりかかる経費というのは多くなりますよね。そういうことも含めて、人員規模によって、その保育単価も当然乳幼児であれば高くなるけれども、その変化があるのだということの説明があったのですが、今担当の課長の中では、それはないと、規模の大小にかかわらず同じだということなのですが、そこら辺はどういう見解なのか、もう一度確認しておきたいと思えます。

それと保育単価の率は、その過去5年から見て、いわゆる今年度どのぐらいの率で毎年上がってきているのか、例えば具体的な例示で、乳幼児であれば

5年前はこのぐらいの単価でしたと、今回比べたらこのぐらいの単価です、この点を聞きたいわけであって、これは町の近年持ち出しが多いという状況の中で、やはりそれにふさわしいような措置というのがなかなかされないというところで、どこの自治体もこの分にふさわしいような措置単価を求める運動も広がっているわけで、こういう実態をまず私聞きたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 先ほどの御質問に答弁漏れございました。

前年度、これまでの年度からどれぐらいの推移があるのかということについては、後ほど資料を取り寄せて御答弁させていただきたいと思います。

それから、先ほど施設規模によって単価は変わらないというお答えをさせていただきましたけれども、ただ加算の部分がございまして、例えばちょっと例を申し上げます。先ほど入所定員によって、その基本額については変わらないというお答えさせていただきましたけれども、ちょっとお答えした部分について訂正をさせていただきたいと思います。

例えば、乳児につきまして、ゼロ歳児ですね。ゼロ歳児につきましては定員90名、中央保育所でございますけれども、ここについては15万3,380円、それからこれ小規模保育所という形になりますが、西保育所、45人以上90人未満の保育所につきましては、今のゼロ歳児の部分については16万8,930円ということで、小規模の部分についての上乗せといいますか、加算的な分が、要素が含んでございます。先ほどのお答えに対して、大変申しわけないと思います。

そのほかに、障害児の子供さんを受け入れたときには、加配といいまして障害児の部分の単価も国庫補助の中で算入されるというような形になってございます。

前年度、これまでの年度等については、後ほどお答えさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に進みたいと思います。

次に、歳入、第13款、48ページから第14款、55ページまでの質疑に入ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 55ページ、利子及び配当金ですね。これまた知っているくせにとされる懸念もいたしますが、大変申しわけないのですけれども、野菜価格安定基金利子、これの現在積立額は幾ら、資料もらっているはずなのですけれども、飲み

込んでませんので、幾ら残高になっているのか。この100万円だけ突出しているのですよね、この低金利時代に。安全かつ有利という精神から、この金額になっていると思うのですけれども、できればこの際情報をキャッチしておきたいということなので、どうしてこの100万円も突出しているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚委員の御質問にお答えをいたします。

この100万円に対する積み立ては、1億円になります。それから、この1億円に對しまして1%の利子で100万円ということでございます。内容的には、今この預貯金にいたしましても利息も低いわけでありまして、預け入れ先農協でありますけれども、その野菜の振興というようなことも兼ねまして1%という、今の時期にしては高い金利で行うものであります。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） この際お尋ねしておきたいと思っておりますけれども、1億円ですね。これは期間、書きかえありますよね。今日1%の高率の預金は、定期については皆無だというふうに思うわけですが、これいつの定期、農協さんに積み立てておりますよね、その辺。

それと、これに限らず基金の、収入役にお尋ねしますけれども、自分もその経験をさせてもらった立場にあるのですけれども、社会情勢が変わって、経済情勢も変わってきていることは御理解いただけると思うのですけれども、4月からペイオフになりましたよね。農協に1億円預けたい。こんな関係含めて、基金の保管について、ペイオフ対策に対して、収入役が現金管理しているわけですから、その辺のところこの機会にお知らせいただければ幸いです。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚委員の御質問にお答え申し上げます。

この基金は、御案内の野菜価格安定基金ということで、野菜のこの果実運用ということで、その事業に農協とともに運用するというようなことで、従前から1%という形ですと継続してございます。現段階におきましては、今の町の農業振興計画の中におきまして、この事業が推進される最後というのは、一応は15年になってございます。それ以後継続するかどうかにつきましては、またこれからの話になりますけれども、従来その野菜価格の中で、その費用を捻出するために、こういう有利な形でこのことを農協にお願いしながら、ともにこの辺の

ところの果実の運用を図っていくという中でやっているものでございまして、そういう面におきましては、ペイオフ始まって1億円も預けてどうなのかという心配は、農協が万が一つぶれるというような点あれば心配なのでしょうけれども、今の状況におきましては、農協自体でも別な保証機構を持ってございまして、その中で同じように1,000万円までの補償はされるわけでございますけれども、1億円ということで相当な額でございまして、現状におきましては、農協がつぶれるようなことはないというふうに判断はいたしております。

一つの町と農協の野菜の事業の展開の中で、こういうような措置をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 野菜については了解いたしますが、では他の基金についての基金管理について、4月ペイオフの対応に対して町長の考え方、収入役をもって管理していると思っております。その辺の考え方をお聞かせください。

委員長（久保田英市君） 収入役。

収入役（樋口康信君） 3番福塚委員のペイオフの関係についてお答えいたします。

さきの議員協議会の中でも資料で説明をさせていただいたところでございますけれども、町におきましても、一般の預金者と同じようにペイオフの対象なると。それで、本年度につきましては定期預金、来年度からは普通預金も対象になってくると。そういう中におきまして、まず安全性を第1にということで、今後の預金の保管については考えているところでございます。

それで、庁内にも公金管理検討委員会等を設け、その中で預け入れ先についてもまた検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、定期預金等につきましても相殺することが一番いいのかなと。と申しますのは、町の方で銀行から借入金の部分もございまして。それとこちらで預けている預金と相殺することが一番町のリスクもないのかなと。そういうことも入れながら、今後ペイオフの対策に当たってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（久保田英市君） 他にございますか。

11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 55ページの職員住宅貸付料ですが、これは労働組合というあれで、まだ無料で貸しているのですかね。あそこは、あれが建ちますから、いずれ立ち退きとかそういうことになっていくのかなと考えられるのですけれども、取り壊

しになればですよ。商工労働会館ということで、あそこに入れば入れてやればいいではないですか。あそこにセントラルプラザなんて言っているのですけれども、これ昔から商工労働会館という本来なら名称なのです。だからあそこに、あの方たちに入ってもらおう。

私嫌なのは、顔見られたくないのではないかと思っているのです。だからああいうところにぼつぼつと入っているのではないかと思っていますよ。遠慮なくあそこに入って、そしてやらせるようにしたらいいじゃないですか。労働活動でも何でもやらせたらいいじゃないですか。こそこそやるから変に変わると勘ぐられるのですよ。というふうに思うのですけれども、この職員住宅の貸し付けは、まだ無料でやっているのですか。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 11番梨澤委員の職員住宅の貸付料につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、この職員住宅につきましては、宮町にございます職員住宅、延べ6戸の住宅の貸付料ということで御理解をいただきたいと思っております。

それと労働会館の関係につきましては、今までも御説明申し上げてまいり、その内容で今現在も取り進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） ちょっと不勉強なものですから、1点お伺いいたしますが、町に示されましたペイオフ対策という形で、いわゆる現行は原資を預託して、それに対して貸し付けるという方法をとっておりますが、今後利子補給制度に移管するというような表現が書かれていますが、これによって与える影響や、いろいろなマイナス面とプラス面というのは当然あるかと思っておりますが、こういったところはどういうふうに評価されているというか、内容になるのかちょっとお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢委員の御質問にお答えいたします。

現在、商工では空知信組さん、それから旭川信金さんにそれぞれ融資を行って、町の中小企業者に対する融資を行っていただいているところでございますけれども、現在、ことしは定期から普通預金に融資額を移しまして、14年度は運用しようということで整っておりますけれども、15年におきましては、今御質問にあったとおり、そういった1,000万円までというふうな規定もございまして、利

子補給のみということにしていまいりたいということでございますけれども、金融サイドから申せば、引当金等の原資がなくなるわけでございますので、より一層貸し付けに対するものが厳しくなるのかなということがマイナス面。

それからプラス面としては、今申しましたとおりそういったことの事態におても原資が守られるというメリットがあるというふうに承知しております。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にちょっと補足させていただきますけれども、いわゆる預託方式とって今後どうするのか、利子補給制度について預託しない方法ということで基本的には考えてございますが、ただいま課長申し上げましたとおり、ことしにつきましては普通預金がまだペイオフの外でございますので、今年度は普通預金の中で対応していくということで考えてございまして、1年この期間でございますものですから、町としては利子補給制度で預託方式をとらない方向で各銀行に働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。

この1年間、そういう中での対応措置をしていきたいなということでございますので、リスク等の関係につきましては、こういう時世になってきておりまして、銀行本来の状況に戻っている中で、非常に中小企業等におきましては、大きな影響を受けているというような点は踏まえているところでございます。その点も踏まえまして、この1年間そういうちょっと研究をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） なければ、次に進めたいと思います。

6番西村委員。

6番（西村昭教君） 51ページなのですが、ちょっとわからないのですけれども、この農林業の補助金、米穀計画出荷推進費交付金という、これ40万円なのですかちょっと御説明をお願いしたいと思うのです。それ1点お願いいたします。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 西村委員の御質問にお答えをいたします。

この米穀出荷推進交付金につきましては、町で昨年度で申し上げますと800ヘクタールの水稲が作付されております。それに伴いまして、約7万俵程度の米が出されておりますので、それらの調整をするというようなことで、全額道費ということで受けております。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に進めさせていただきます。

次に、歳入、第15款、56ページから第19款、67ページまでの質疑に入ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 65ページ、雑入、交通安全損害賠償補償保険金100万円、従来このたぐいの予算については、節で計上されたところだと思えますが、思い起こしてみると、13年の事故の発生の状況からかんがみまして、事故の皆無ということは終局の目的であって、どうしてもこれだけの職員、車両の台数からいったら、ここで計上することになるのかと思えますが、単独事故の場合、13年度になって日の出山で単独事故起こしましたね。そのとき総務課長の説明では、保険の歳入、受けは既に既定予算の中で配慮していると。歳出については、既定の予算で支払いできるという説明を承って経過しているわけですが、保険金が単独事故の場合は、処分書を議会で議決することがどうだったかなど。この際、専決処分書、単独事故の場合は議会で議決を求める要があったのかなかったのか、その辺を承知したい。

それと、いわゆる保険金で直すことができたのかどうか。したがって歳入歳出、この日の出山の単独事故に対する経費の関係をお伺いしたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 3番福塚委員の2点の御質問にお答えします。

まず、1点目の議会への報告の件であります。この件につきましては、自治法の96条の規定によりまして、町が損害賠償を行う場合には、議会の議決を要するということになってございまして、その規定に沿いまして、本町におきましては自治法の規定に基づきまして、交通事故に係る損害賠償の額100万円までにつきましては、町長において専決処分することができる旨の御承認を賜っているところであります。したがって、自損事故等につきましては、この範疇ではないということで、議会のそのたぐいの報告は、実態としてはしてないところでございます。

2点目の自損事故の関係で、保険金で賄えたかにつきましての御質問であります。一応予算につきましては、委員おっしゃるように、歳入歳出におきまして自損事故につきましても、事故があるということ想定することはいかなものかと思えます

が、今のこの時代に、最終的にはなかなか自賠責でカバーできない等のことがありますので、任意保険に加入しているのが実態でございます。

そういう中で、自損事故につきましても、結果としまして、歳入歳出におきまして50万円の予算を想定したところでございます。

御質問の件につきましては、実際には60万円の費用が伴ったわけでありまして、これにつきましては、任意保険の加入の中で車両の評価をしていただいているところでございますが、その範疇で修理が可能ということございまして、したがって、結果としましては、車両保険におきましてかかった費用全額が補てんされたということでございます。

しかしながら、予算的には、冒頭申し上げましたように、50万円という想定のもとでございますので、これらの既定の予算、それとそれに伴います実績の結果、予算の更正するか等につきましては、今後全体の中で判断をして対処してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） ただいま説明を受けて理解できるわけですが、町長、これも人事管理の観点から考えて、少なくとも単独事故といえども、行政報告の中で町長の姿勢として、やはり報告する責任というものがあつたのではないかと自分は思うわけですよ。その点については、町長いかが感じておられますか。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚委員の行政報告の内容すべてにわたっての考え方がなというふうに思っておりますが、行政執行上における行政報告、これらについてどの部分を報告をし、どの部分を報告から省くかというようなことにつきましては、それぞれの中で判断をさせていただいているところでありますが、やはり委員から御質問にありますような経過のものについては、今後行政報告の中に取り入れるべきが妥当であるというふうに再認識をしながら、今後の行政報告のあり方について十分対処していきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 町長から、まことしやかに本当に人事管理上における不祥事についての前向きな答弁を聞いて信頼を、自分としてはですよ、町長はどう受けとめて評価しているかわかりません。自分としては、極めて心強く頼もしく思っているわけですが、ただ行政報告の中で町長がするものは決まっているわけですよ。整理するとか整理しないというものではないと思うのですよ。他人事でないと思う。行政的に上富良野町長としての限界は、

おのずとはっきりしていると思うのですよ。そこで整理して行政報告する、しないということは、おのずと何かしら大意があるのでないかと、みずからです。そういう物差しを当てるような考え方については、町長らしくない。整理することは行政報告で何もないと、私はこう思うのですけれども、しつこいようで大変恐縮ですけれども、いかがですか。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 行政報告の内容を整理するという意味でなくて、行政報告というものについて、今後十分報告すべきもの、行政報告の中で報告をすべきもの、そして行政報告の中で報告しなくても済むと申しますが、しない部分、そういうものを判断して対応したいということをお願いしているのでありまして、すべての行政経過報告をするということになると膨大になります。それをできるわけがありませんから、その中で整理をするものは整理、決して隠すものを隠そうという意味で申し上げているのではなくて、そういう中にあるの精査ということをお願いしているということで御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番、小野委員。

17番（小野忠君） この問題については、私さきの委員会で、議員協議会等で指摘した問題なのですが、これ総務課長にお伺いしますが、総務課長に私はお伺いしたときには、条例があるのだと。それで100万円以下においては、町長の専決をいただいて報告の義務はないのだと。ですけれども、私は聞いたのは、義務はなくても歳入歳出がなぜ出ないのだということをお聞きしたはずなのです。ただ難しいことは言ってません。なぜ歳入歳出が出てこないのだということをお聞きした。ところが、それが出てこなかった。金額も出てこなかった。このぐらいいいことで金額は60万円もかかっているのですから、あの日に十何万円の補正さえ、賠償金の問題さえもやったでしょう。専決処分やったでしょう。十何万円、これは人身事故がないからいいけれども、人身事故ないからそれはいいんだという考え方が、私はおかしいではないかと言って総務課長にお話ししたことがあるでしょう。それは条例あるでしょう、ちゃんと。でも、町長の専決がされなければならない。町長の専決を受けて、初めて報告はしなくても歳入歳出に出さなければならない。何で平成13年の7月に事故起こしたものが、どうして9月にも出てこない、10月にも出てこなかったのですか。おれそれを言っているのですよ。ですから、60万円かかったの聞いてます。これ12月13日にお払いした。だから保険から幾ら入って、そして何ぼ払ったという報告ぐらいあつたって知るべしで

ないですか。ところが、それに全然補正に出てこないということは、カムフラージュしているのではないですか。また言葉悪くなる。また宗男さんと言われたら困りますからね、言いませんけれども、それらちょっともう少し総務課長考えてください。私たちわからないから聞いているんだよ。そのわからないのに、そうやってあんた言っていたでしょう。だからおかしいと言う。そのぐらいのこと私だって幾らか知っているんだわ。だからお聞きしているんだから。言うたでしょう、どうですか、どうして出さなかったのですか。7月ですよ、7月。7月の日にち言いますか。そのときに事故起こして、そうして直ったのが農協に入ったでしょう、1回は。農協できないんだ、金かかるから。平成6年車の車ですから大変でしょう。だからこれ50万円しかもらえないのですよ。6年車ですから、あれがないから。それで10万円は負担したと思いますよ。それで12月13日にお金払っているんだよ、ある整備工場にね。そうしたら、その前にもう決定して、保険金来ているのだから何とかいい方法なかったのですか。だから私聞いたのですよ、どうなんですかと。別段そんな難しいこと聞いていません。その説明、私は間違っていましたか、御意見ください。何も私は悪いこと言ってません。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

たびたびこういう形の中で意見を交換するというのは、まことに残念でありますけれども、基本的に総務課長先ほどちょっとお答え申し上げておりますけれども、第三者に損害を与えた場合につきましては、損害賠償となりまして、96条の議会の議決要件として、議会の議決を受けなければならない。本当は、こういう交通事故というのはあってはならないわけですが、こういうパーセンテージ的に起きているという観点から、議会におきましては、100万円以下のものについては、ひとつ町長に専断事項として委任しましょうという形の中で取り扱いをさせていただいております。この第三者に損害を与えたものにつきましては、一番早い時期に議会に報告するという形をとらせていただいておりますのが1点でございます。

今、小野委員が御質問ありましたのは、自前で自分でいわゆる事故を起こした、車庫にぶつけてやりましたよ、あるいは山のところで管理が悪くてぶつけてしまったというものにつきましては、予算措置の中で対応させていただいているわけございまして、いわゆる自損のものにつきましては、町長の裁量の中で取り扱いをさせていただいております。そ

ういう点で、第三者に与えたものと同じような考えではないということで、ひとつまずこの辺のところの区分をお願い申し上げたいと思います。

総務課長申し上げましたのは、自損の事故につきましては、この損害賠償と同じように、損害賠償におきましては、100万円それぞれ歳入と歳出に見てございます。それから、自損の場合につきましては、50万円ずつ歳入と歳出に見ているわけでございます。

先ほど、60万円の何がしかのやつにつきましては自損でございまして、この50万円の予算措置の中で対応させていただいている状況にございまして、それからいたしますと、10万円が不足するというところでございますので、この辺につきましては、不足する額につきましては、次の議会のときに補正をさせて手をさせていただくということで取り扱っているということで御理解をいただきたいと思っております。

なお、3番福塚委員の方からも、町長のこういう種の問題についての行政報告等の件がございますけれども、この点に関しましても、自損の事故につきましてもピンからキリまででございます。そういう点で、ひとつこの第三者に損害を与えるというようなことで100万円のラインを設けてございますので、この辺、この予算の中におきましては50万円、50万円がいいのかどうかわかりませんが、ひとつ私どもの方で一定の金額を示した中で、議会の方に御協議を申し上げる一つの案というものを今後検討してまいりたいと思っておりますので、その点で御協議を賜ることで、ひとつ御理解を賜っておきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 助役さんの言うのはわかったよ。私は、やって悪いとは一つも言ってない。だから事故起こしたのも悪いと言ってません。これは仕方ないんだ。みんなお互いに車に乗っている以上は、いつ事故起こすかわからない。事故なんて悪いと言ってません。ただ、お金が、歳入歳出があったのでしょと、どうして上げてこないのですかと、私はこれだけなのですよ。あと、そんな細かいこと聞いてません。ただ、どうして上げなかったのですかとこう聞いたのですから、その点誤解しないでください。

ですから、今回上げてきたらこれでいいのだけれども、私何か言って、今もう平成13年の7月にやったのが、今ごろ上がってくるのだからおかしいなというような感じもするけれども、13年度だからいいのでしょう。14年度に上がってきたのだから

らね。それはそれでいいのですけれども、なるべくそういうことがあったときぐらいは、やっぱり隠しておかないで、みんな見ているのですよ。あら、だから農協さんのテントかけたの、あのしりもちついてやってしまったということは皆さん見ているのさ。だから何にもそんなの隠すことない、やりましたよと、とうとうひっくり返って飛んできたのだと、だけれども人身事故なかったからいいんでしょう。だから私は歳入歳出を聞いただけなので、今後そういう点については、やっぱりきちっとお考えをしていただきたいということで結構です。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 今の同僚委員の質問に関してですけれどもね、助役の話は、説明は理解できるわけですよ。質問者は、同僚委員がどんな考え方で言われているか、自分には篤とわからないわけです。ただ、100万円以内の専決は町長にあるわけですよ。であっても、近い議会でこのように処分しましたということは、自分が言わなくても、もう御案内のとおりなのです。そこで同僚議員が聞いているのは、そうしているじゃないかと、単独の場合は保険金もらったら、保険金きかせたらと言った方がいいですか、そういう100万円以内であっても議会で報告しないのかと、その点を承知したいと言っているわけですから、その点の説明してやれば、同僚委員は、今も納得しているということですが、さらに納得していただけるのではないかなというふうには私は感じているわけです。

以上です。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚委員の御質問にお答えします。

私は今小野議員にお答えいたしましたとおり、この自損であっても一定のラインのところにつきましては、ひとつ御報告の措置をとらせていただくような案として、今後議会とも協議しまして、その辺案づくりにつきまして御協力賜りたいというふうには思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 他にございますか。

16番清水委員。

16番（清水茂雄君） ちょっと2点ほど御説明お願ひしたいのですが、65ページのB&G海洋センター修繕助成と、それから社会教育総合センターコミュニティ助成（トレーニング機器購入）、この2点、ちょっと内容説明お願ひいたします。

委員長（久保田英市君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 16番清水委員の

御質問にお答えします。

B & Gにつきましては、以前からかなり修理を要するというところでございまして、14年度事業といたしまして、鉄骨、それからプールの塗装、上屋シート張りかえということで、B & G財団の方に申請をいたしまして、事業費の30%の助成をいただくということで、2,000万円を限度ですから、30%で600万円の助成を計上したところでございます。

それから、社協センターのトレーニング機器でございまして、これにつきましては、今トレーニングルームにございます機器の購入でございまして、ランニングマシン2台、それから足を鍛えるトレーニング機器1台の合計3台でございまして、

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

先ほどの米沢委員の説明について、保健福祉課長より御報告をいたさせます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 先ほど国の保育単価の設定額について、過去の金額とどのような推移になっているかということで比較をさせていただきました。それで、11年度が今最も直近でございまして、昨今の物価が安定している関係もございまして、11年度と比較しまして、先ほど申し上げました額の、11年度1.1%の増で今年度の予算の設定額ということでございまして、

委員長（久保田英市君） これをもって、歳入に対する質疑を終了いたします。

若干早うございますが、昼食休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時01分 再開

委員長（久保田英市君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

けさほど開会の折お願ひを申し上げましたが、質疑、答弁については、要点を明確にし、簡潔に発言方、再度よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次に、事項別明細書、歳出、第1款70ページから第2款91ページまでの質疑に入ります。

17番小野委員。

17番（小野忠君） 委託料についてちょっとお伺ひを申し上げます。

83ページ、十勝線バス運行、これは町が委託しているのだと思ひます。この件につきまして、どのような委託業務を契約されているのか、そして燃料、それから修理、車検と、これらはどちらが負担を持ってやっているのかお聞ひしたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 十勝岳線バス運行に係ります契約でございますが、これにつきましては、バスの運行、いわゆる運転業務にかかわりまして委託をしているものでございます。修繕等含めて、需用費等につきましては直接費でカバーをいたしてございます。（「聞こえない」と呼ぶ者あり）

大変失礼しました。バスの運行に関して委託をいたしているところでございまして、燃料等含めて需用費に係りましては、直接費で賄っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） これ委託業務やっているの、これ聞くとところによると、ガソリンから何からすべて町が負担して、それでこれ600万円から金額お払いになっているのですけれども、これは全部お払いになっておりながら、これは運転手の給与なんていうのは、25万円くらい払われているらしいですよ。そうすると、これは半分残らないかい。だから、これらちょっと疑問の点があるのでないかなと思いますが、その点はどうでしょうか、もう一度答弁してください。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） バスの運行に関しましては、364日間毎日3往復をお願いをして、日曜日は別といたしまして、運行させていただいてございまして、これらの運転手さん等にかかわります賃金、それから各種の年金等も含めて関連がございますので、これにつきましては、契約の段階では入札をさせていただきながら進めているということございまして、どれだけの賃金をお支払いになっているかということについては、あくまで受託の会社側の基本的な整理の中で行われるものだというふうに理解しております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） そうなってきますと、これは少し金額がはばかっているのではなかろうかと思うのですよね。とかく運転手さんには25万円ぐらいの給料は払わさっていると聞きしております。そうなってくると、これ燃料費もすべて、それから経費は一切町が負担しているのだということになると、これだけの金額というのは、どうしても必要性があるのかないのか、ここら辺をもう一度御答弁いただきたいと思います。わかりますか。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま課長の方から御説明ありましたように、

運転の業務を委託をいたしているわけでございます。したがって、運転手にかかる人件費を私どもの方で積算して、それを一定の委託をすることによりまして、一定の利益を受けれるような形でいわゆる業者委託をしております。基本的に小野委員おっしゃっているのは、通常の給与の額からいきますと、その辺の方が高く感じられるのだらうと思いますが、やはり委託を受ける会社におきまして、人を雇う場合におきましては、事業主負担というのが伴ってまいります。いわゆる厚生福利費、失業保険だとか、そういうものがそこに加わってございまして、見た目には高く感じるかもしれませんが、事業主負担がそこに入っておりますので、その辺のところを積算されているということで御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） これ民間委託なんですよ。民間委託をお願いしているのだということになったら、やっぱり民間委託となると少し軽減されるのではなかろうかと思いますが、これでは全然なっていないのですか。六百何十万円、例えば払うということになりますと、結局全部一切がっさい経費は町が持っている。そして、こういくならば、これは何も民間委託の給与でなくて、一般でもこれ、町でもやっても600万円あったらやれるのではないですか。だから、そこら辺がちょっと私たちにわからないから御説明をいただきたい。

委員長（久保田英市君） 2番中川委員。

2番（中川一男君） 町の職員がやったときは何ぼかかると、年間、それを出して、差額でこれだけの差がありますと、そういう説明していただければ。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 関連質問させていただきます。

米田課長、極めて機械的な答弁なのです。運行とプリントしているのですよ。十勝岳線バス運行経費です。人件費です。そういう機械的な答弁は、質問者に対して納得いくわけないのですよ。要するに委託費ということは、入札しているわけでしょう。だから私は入札の方法、それからその622万7,000円の根拠、その点を説明されることを、聞かなくても、守りばかりに入らないで、攻める答弁側に立つような姿勢持っていただきたいと思っております。お願いです。

委員長（久保田英市君） 13番長谷川委員。

13番（長谷川徳行君） この十勝岳線バスなのですけれども、これ業務日報は委託業者から出されているのですか。それお聞きしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員さん、それから福塚委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、一般的に十勝岳線をバスを委託する場合におきまして、当然検討をしました。中川委員の方から御質問ありましたように、町の方では、このバスに専任運転手をつけてございました。その人件費が1,000万円のラインでございました。この委託することによりまして、大体600万円ぐらいのところまで委託が可能という判断を持ちまして、入札の中でそういう条件を付しましてやった結果、このような予算措置でやっているわけでございます。そこに町としてのいわゆる委託による効果があらわれているということで御理解を賜りたいと思います。

長谷川委員の質問につきましては、所管課長の方をお願いします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 日報につきましては、毎日の料金表によってすべて毎日提出されてございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 入札の方法につきましては、町内のタクシーの運行会社2社にそれぞれ入札の参加を求めて行ってございます。

なお、積算の根拠につきましては、基本賃金、それから手当、それから法定の福利費等を総計算をいたしまして、これらの予定の見積もり価格を設定しているところでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 入札が2社でやっているということに対しては、2社にどうしても限定、限られた考え方に立つのかどうか、その点まずお伺いしたい。

町内では、やはり600万円のものだったら、その方も参加してみたいと、入札に、そういう希望が町民の中になきにしてもあらずなのです。だから、そういうことをやはり行政は町民に対しての幸せを、行政サービスのいろいろな中で過去にわたって配慮していると思うのですけれども、2社でやっていくについては、いろいろな好ましくない話も飛び交っているわけであって、それを払拭することはないのかもしれませんが、どうしても2社ということは、ここで名前出して差し支えあるかどうか分かりませんので、わからないままに話をさせていただきますけれども、十勝岳ハイヤーと上富ハイヤーですか、だったらやはり最近問題になってい

る、いわゆる清掃の郵便局だとか教育委員会の清掃業務、警備保障会社、新聞に最近特に出てますけれども、そんなうわさも町内ではささやかれているわけですよ。だから、どうしてもこの2社で、十勝岳線が存続する限り2社でやっていくことになるのか、また新しいメンバーを加えていくのか、いられないというのは、どういう資格、要件をこれに整わなければ参加できないのか、その辺の今の考え方でよろしいですからお答えください。

委員長（久保田英市君） 助役。

助役（植田耕一君） 3番福塚委員の御質問にお答え申し上げます。

基本的には、過疎バス路線であるということで、陸運局の届け出が必要になります。それから、業者におきましては、旅客運送法の免許を持った方ということで限定してございます。そういう中におきまして、町内におきましては2社ということでございますので、2社の競争で取り扱っているということで御理解をいただきたいと思っております。

なお、そういう条件にかなう業者がいる場合につきましては、当然入札に参加していただく機会は持つべきというふうに考えているところでございます。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 79ページ、78ページの企画費で、これであわせて今回町において、上富良野町で米軍の演習が行われました。それにかかわる情報が一切入ってこないというような状況であります。通常でしたら、演習場で行われる分については防災無線等で流れる、あるいはこういう1年間で何日演習が行われるという状況の中での報告がありますが、これが行われない。どういうことをやっているのだろうと。確かに所管、関係が違うからということもあるのかもしれませんが、この点。

さらにお伺いしたいのは、米軍が帰路につく途中に上富良野のクリーンセンターを利用しました。何を利用したかということ、飛行機に乗るために重量をオーバーになったら困るから、バスごと米兵が乗って、いわゆるクリーンセンターで目方をはかっていったというような状況になっています。こういう施設をいわゆる目的外のことをやって、町は聞きましたら、町長は知らない、助役さんも知らない。担当課長に聞いたら、直接自衛隊の方から来て、そういう申し出があったという話でありまして、一体こういうことを許していいのかどうかと、目的外使用だということだと思っておりますが、ましてやその演習の中身というのは、敵をいわゆる撃つと、戦闘行為を行う、そういうことをやって、その延

長線の中で帰って行って町の施設を使っているわけです。これとんでもない話です。

今後この問題は、いろいろと私も要望していきたいと思いますが、町長も知らない、助役も知らない、担当の課長だけが知っている。こういうことが行政の中で平然と行われているということが許されるかどうか。目的外使用ではないかということだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

それと、きのうも申し上げましたが、72ページにかかわる臨時職員等の処遇の改善であります。町は定数の見直しを行いました。結局こういうものが全部臨時職員等の雇用につながっていています。その職種によっては、それぞれ内容等も違いますが、同等とは言えませんが、似たような補完する仕事を行っていながら、一向に臨時職員等の給与の改善処遇が行われていないという問題なのですね。同じ職場で働いて、同じ業を営みながら、一向に処遇の改善が行われていないのは、ましてや地方自治体というのは、処遇をやはり国の指導に基づいてきちっと改善し、給与体系も引き上げていくという方向でのやられてしかるべきだけれども、結局それがやられない。総定数は抑える、こういうところを改善すべきでないですか。

今臨時職員等の賃金等は、過去にさかのぼってどのぐらい引き上げられているのか、もしくはどういう職種が何ぼ上がって、引き上げられてない職種もあると思いますが、この点まずお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 米沢委員の1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、米軍の演習の情報についての関係ですが、米軍の演習につきましては、2月18日から3月6日までの7日間、当演習場等で行われたところであります。ただ、防災無線等で一切の情報は提供されていないということですが、これにつきましては、この演習計画が小銃、機関銃などの比較的小さな銃器での演習というようなことで、うちの方で防災無線で流していますのは火砲、またヘリコプター等の飛来による情報提供は防災無線で提供させていただいてきているところであります。今回につきましては、そのような演習内容でなかったということで、周知がなされなかったということでもあります。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） クリーンセンターの重量計の利用の件に関しましては、基地調整室を通じて駐屯地よりの要請によって、先ほど委員

おっしゃられましたとおり、搭乗にかかります荷物類の検量を行ったということでございまして、駐屯地の中型トラック9台によりまして、荷物と中型バス総計5台によりまして乗った状態での計量を行ったものでございます。要請によって対応したものであります。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 3点目の御質問にお答えします。

臨時職員の処遇の問題につきましては、基本的には正職員と一線を引かざるを得ないと認識してございます。しかしながら、臨時職員の処遇につきましても、その時代の移り変わりの中で改善をしなければならないという認識はございます。それで、本町におきましても一般事務職、それからほかのそれぞれ免許を有する専門職等につきまして賃金水準の定めをさせていただきますが、事務職につきましては、ここ当分の間見直しはしてない実態にございます。しかしながら、一方の専門職等につきましては、人材の確保の面もございまして、その状況に応じて改善、検討しながら現在の水準に至っているところでございます。

いずれにしても、今後もあるらゆる面から見て、必要な部分につきましては処遇の改善をしなければならないというふうに認識しているところでございます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問のいわゆる米軍の焼却施設での測定の問題でございますけれども、議員御指摘のとおり目的外使用ということでございます。担当の方では、課長補佐の方で対応したということでございます。基本的には、目的外使用のきちっと届け出というか、事務の手続きをきちっととるべきというふうには思います。ただ、担当の方での判断のもとに、通常のこういう測定というのは、町の方では焼却施設の目的外使用ということは一般的には想定してございませんでした。たまたま今回の米軍が帰国するという中で、そのような措置をとったわけでございますけれども、近くに測定する場所がないというようなことから、近くで言えば上富良野町の焼却施設でそういう検量ができるのかどうかというような問い合わせもいただいた中で、それらができるかというようなことで部隊を通じまして連絡が来たところでございます。

通常、米沢委員としては、軍事行動の延長線上ということではございますが、内容的には、担当者としては日常の生活行動の範囲で、不足する分について部隊の方との緊密な連携をとっている中で、御協力

できる面があればというような中で判断をして、口頭許可というようなことで取り扱ったところがございますので、その点御理解を賜りたいなというふうに思うところがございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 日常の生活行動と言うけれども、その内容がどうして日常の生活行動につながるのですか。相手は、戦闘行為を合同演習場で行って、そのまま引き続き帰る、帰路につくという状況ですから、それを日常的な生活行為の一環としてとらえること自体が、私はおかしいと思うのですよ。

こういう施設については、やはり町長も知らない、助役も知らないということで行われたわけでしょう。ここにやっぱり行政の問題があると思うのです。一連のいろいろな事故から含めて、やはりこういう重要な問題を担当の課長の判断で、もしくは補佐の判断で行ったということになれば重大問題ですよ、これは。ましてや、その内容等が重大であるわけですから、なぜそういう表現になるのか、私はどうも理解しかねるわけです。

もう一度伺いたしますが、これは既存の空港あるいはそういったところではできないのか、もしくは一人一人、できるできないにかかわらずだめなのですけども、どういう形の中でこういう要請があったのかももう一度確認すると同時に、他の施設ではこういうことはできないのか、空港及びそういったところで。可能だと思いますが、この点伺いたします。

それと処遇の改善では、総務課長よくわかっておられると思いますから言いませんが、やはり同じ、どういうことになっているかということになれば、結局労働の処遇の低い水準におさまっているということなのです。本来、正職員でやはり補充しなければならぬものを、すべて臨時対応という形になっていると。そこに目を向けたときに、いわゆる処遇の改善がなされない。部分的にはなされたとしても、やっぱり低い水準にとどまっているということだというふうに思います。こういうことも含めて、今後十分有休の体制も含めながら、改善すべきものは改善していく必要があると思います。この点確認いたします。

さらにもう1点確認したいのは、6カ月雇用という形の中で再雇用されている。そういう中で、有休がいわゆる6カ月雇用だから持ち越しはできませんよという法的な解釈は成り立つのですか。普通でしたら、延長されて1年通常雇用という形になっているわけですから、それを考えた場合には、有休も繰り越しができるというふうに労働基準監督署あるいは

はそういったところでも言われておりますけれども、その点はどういう解釈がお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点の米軍の帰国に伴いますクリーンセンターでの計量器での測定の件であります。私としては、手続上の問題は十分今後とも是正をさせ、担当の方からの対応は是正させなければいけないなというふうに思っておりますが、利用させることにつきましては、私は日米安全保障条約のもとで、日米の自衛隊と米軍との演習がこの上富良野駐屯地で展開された。その帰途に伴って、測定をする必要があった。そのために、ある施設を利用させてください。これは目的外利用ではありますけれども、その本来の利用に支障がない範囲内での施設長の判断のもとで利用させたということではありますが、手続上の問題は是正しますが、私は今後ともそういうような状況があれば便宜供与はしていくつもりであります。これは日米安全保障条約のもとで、国が定めた基準に従って私は考えていきたいというふうに思っております。

それから、臨時職員の処遇の問題ですが、細部につきましては、総務課長から御説明申し上げますが、私は基本的には、上富良野町の民間企業に働く人たちの労働賃金と、我が町の臨時職員との賃金とはどうなのか。我が町の職員は地方公務員ということで、その一つの公務員制度のもとにおける賃金体系ができています。臨時職員につきましては、私は我が町の町内の民間企業に働く人たちの賃金体系と大きな格差を開くことのないような賃金体制で臨時職員の勤務をお願いしたいものだなというふうに基本的に考えているということで御理解をいただきたいと思っております。

他のことにつきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 臨時職員の有給休暇の関係についてお答えします。

議員も御承知のように、有給休暇につきましては、労働基準法の既定に基づきまして運用してございますし、今後も法の解釈が変われば別ですが、そうでない限りにつきましては、法の解釈に基づきまして運用を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） ページは81ページ、総務課長、81ページの報償費、叙勲受賞者の見直しがありました。平成9年から、それだけでよろしい

です。一応皆さんにわかるように。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 81ページの報償費の中にございます叙勲受賞者に対します報償金の関係であります。委員からいろいろ御意見賜りまして、その後解釈につきまして、明確に運用できるような内容で、今現在それに基づいた運用をしているところでございます。

委員長（久保田英市君） 他にございますか。

17番小野委員。

17番（小野忠君） 81ページ、これちょっとお聞きしておきたいのですが、国内外交流を進める町民の会の負担、ちょっと読めないですね。それと国内外交推進ですか、これ二つあるのですけれども、この国内外交というの、これはどういうことなのかお聞きしておかないと、何かこれはどこかへ補助金を持っていけるのであるのか、聞かれたとき説明しなければならぬので、これちょっと御説明をいただきたい。下の国内外交推進補助、これはよくわかります。これは説明書がありましたから、これはお聞きしない。ただ、このもう1点。

それから、もう一遍81ページ、魚の棲む環境づくり事業補助、これは以前からなぜこれらがこういうふうになっているのかなど。前回私たちがずっと見てきた覚えにしては、これ魚を本当に何をやっているのかなど。これに対して、これの巷間あったのは清富小学校でありました。清富小学校の自然を何とか、子供さんたちが研修会をしておりました。このときに、この魚を放していただいたのだということは、去年の清富小学校でお聞きしてまいりました。それで、これらが本当にどのように活動されているのか、これ毎年私何回かこれ言ったことあったのですけれども、これ本当に活動されているのかどうか、この点ちょっと、この2点について御説明をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 17番小野委員の1点目の御質問にお答えします。

まず、ここに書いてございます国内外交流を進める町民の会につきましては、正式名称につきましては、上富良野町の国内外交流を進める町民の会と申しまして、通称名につきましては、友好委員会と申します。ぜひこの機会に覚えていただきたいと思えます。

この会につきましては、町民の方の個人、団体で200名近くの個人、団体の方で構成する町民の組織であります。事務局につきましては、総務課内にございます。それで、もう御案内のとおり、国内につきましては津市との交流を進めてございます

し、国外につきましては、カナダ国カムローズ市との交流を進めてございまして、こういうことにつきまして、町民の立場でそれぞれ御尽力をいただいている会でございます。

この会に対しまして、町の方から50万円の負担補助等の要素がございますので、助成等を講じているものでございますので、そのような会ということで御理解をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 2点目の魚の棲む環境づくり事業補助ということでの御質問であります。会には平成6年度から助成をしております。この目的といたしましては、御承知のように上富良野町内において、河川で魚がすめる環境は非常に少ないというようなことから、稚魚の放流、環境美化等の活動ということで助成を行ってまいりました。

特に、平成13年度の活動の内容であります。清富の開拓の沢川、またベベルイ川本流、神谷川上流にニジマスの3年生の稚魚約5,000匹を放流してございます。

また、委員からの質問でもありましたように、清富小学校の清富スマイルタイム学習の一環で、この稚魚放流の体験と生態観測の学習が行われてきているところであります。

また、会におきましては、そのほかの川やなんかへの稚魚放流等を行っていて、非常に本町にとりましては、効果の高い事業であるというふうな認識をしているところであります。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 今、企画課長からの御答弁は、フラヌイの例えば東中の川ですか、これは何川というのですか、ベベルイ川というのですか、これの河原の放流もこの間の研修で、中学生の研修を私たち見てまいりましたのですけれども、この人たちは、それは学校の範囲内でやっておられる。それで魚を一生懸命になって研究、研修をされているのです、子供さんたちは。その発表会に私たちお招きをいただいたのですけれども、やっぱりこういうお金を大人の人たちは使っても、子供さんたちに何かいい待遇を与えなければならないのだけれども、だけれどもこれは大人が使っているのですよ。それはいろいろいな名前を使って、例えば魚を放しましたと、ダムに放しました。ダムだって水なくなるのですよ、あれね。だから全然魚なんて生きてられませぬ。どうしてこういう金を一生懸命やっているお子さん方に、なぜ援助していかないのかということなのです。大人の人たちが集まったら、これは魚釣っているのか食っているのか知らないけれども、

言葉悪いけれども、そういう点を今後もう少し改革していただかなければ困るわ、やっぱり。どうですか、企画課長。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 小野委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この会につきましては、会員が会費を集めて稚魚の購入費やなんかに反映をさせているところであります。それで、ちなみに先ほど言いました平成13年度におきましては、町から27万円の補助をしておりますが、稚魚代として32万5,000円の事業費がかかってございます。そこら辺の費用につきましては、会員がそれぞれとうい会費を負担し合っていてやっているということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 企画課長、そうであるならば、こういうことはもうすべてボランティア精神でやっていただかなければならない、ボランティア精神で。会費皆さんで、何十人おられますか知らないけれども、会費を集めてこういうことやるならば、やっぱりボランティア精神でやっていただいて、そしてお金を使ってもらうのだと。このお金は貴重なお金なのです。子供さんたちの学習塾に回して、本当に一生懸命やっている子供さん方のために使っていただきたいのですよ。これは大人が使う金ではないのです。これはボランティアでやってください。今後どのようにお考えになっていくか知らないけれども、私はこれを要望しておきます。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 若干答弁が不足しているのかなと思いますが、町の方からは27万円の補助をさせていただいております。その中で、先ほど言いましたが、ニジマス5,000匹の稚魚代に32万5,000円を経費をかけているというようなことで、大半がその会のボランティア的な精神の中で運営がされているものと認識しているところであります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 国内外交流で覚えてくださいということで、覚えるよりも入りたいのです。議員全員に入れていただきたい。というのは、海外研修というのは批判が多いのですよ、結構。しかし、いろいろ研修は私は本質的にはやった方がいいという方なのですけれども、批判が多い。

これは、カナダに町民と一緒に行けるのですよ、これに入って、かつこの海外研修という旅費を使って公務員としてですよ、行けるのですから。だからこれ全員に案内出してください。その議員20人恐

らく入ると思いますから。いかがですか。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 11番梨澤委員の御質問にお答えします。

私どものPRが足りないかと思いますが、非常に会についてはオープンでございまして、いつでも毎日会員を募ってございますので、ぜひ主体的にお入りいただきたいというふうに考えているところであります。

ただ、この会に入りましたら、海外に特典に行けるという性格のものは余りございませんので、その辺については、ぜひこの機会に十分御認識をいただきたいと思っています。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 私今聞いているのに、結論がまだあるのですけれども、すぐ次に移ってしまったので、私いつ結論聞けばいいのですか。私の質問聞いてください。

企画課長、ニジマスを相当の、五千何百匹だからぶっ放しているんだよね、川にね。だからそれらがいづ釣れて、どういうふう釣って、どのように釣られておるのかということをお聞きしようと思ったのですよ。ただ放しっぱなしかいということさ。放しっぱなしで、その魚はどこの方へ行っているのかなど。その点をもう一度お聞きしたいと思うのです。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 再度の御質問にお答えをさせていただきます。

魚を放流するという事は、魚を釣るというような、過去には日新ダムやなんかに放流をして魚を釣るような施策をとってございました。しかし、近年魚を釣るということではなくて、うちの町は硫黄分が多いというようなことで、魚がすめる環境にない。そういうことで、魚がすみつくようにということで放流をしているということで、いつだれがどこで釣るかとかという話で我々は考えておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） それで、この魚を私ベベルイ川にも放しているでしょう。でも、ベベルイ川では魚は生きてません。この間子供さんたちがいろいろ研究して魚を釣ってやったのですよ。でも、全然魚はまず1匹しか釣れてない。これは民生委員の方が行きました。ですから、本当に放流している魚がどっちの方へ行っているのかと。オホーツク海に出ていっているのか、日本海に出ていっているのかということになると思うのですよ。だから子供さんたちでも魚が釣れるような、大きくなって戻ってくるよ

うな仕組みをつくる、魚を育む会ならつくっていただきたい。ただ投げっ放し、やりっ放しの、魚オホーツク会に出たって日本海に出たってどうもなりませんですよ。それを子供さんたち一生懸命に魚釣りして、どういう珍味になっているか、どういうふうな大きさになっているかと真剣にやっていますよ。行って見てください。だからそういうこともお考えになって、今後この仕事はやっていただきたいということでひとつお願いを申し上げます。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 町では、魚がすめるような環境ということで、上側等に魚道工やなんかもつくって魚がすめるようにしてございます。

また、今魚が育ってないぞというようなことで、そこら辺も観測しながら、また魚がすむには、そういう環境をつくっていくのにはかなり時間が必要なのかなと思います。そういうこともまたお子さん方も生態観測を学習しながら、また我々もそういう意見を聞きながら魚がすめるような環境を少しでもつくっていききたいというふうに考えているところであります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 何周記念かでカナダ今度行きますね。カナダ訪問されるのでないですか。そういうようなこと、カナダだけど交流はしてますね。そういうのに議員がそれに一緒に入るというような、そういうようなことはできないのですか、どんなものでしょう。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 11番梨澤委員の御質問にお答えしますが、今ここ当面カナダに向けましての計画は、今現在持ち合わせてございません。しかしながら、本年の7月を迎えますと、津市との関係でちょうど5周年迎えることから、町民に募集をしまして、先ほど言いました通称友好委員会が事業主体となりまして、訪問ツアーを今現在計画中で予算のお願いをしているところであります。

そのようなことで、議員に特定するとかという考え方ございませんので、広く町民に声をかけてそういう計画を実行したいなということで考えてございます。

委員長（久保田英市君） 次に、歳出、第3款、92ページから105ページまでの質疑に入ります。

ここで説明員が交代いたしますので、自席で少々お待ち願います。

それでは、質疑をお受けいたします。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 第3款の民生費、94

ページでございます。老人福祉費が3,520万7,000円増の予算となっているわけですがけれども、これは幾つかの新規事業がありますので、それはわかるのですがけれども、特に今年度は介護予防に力を入れていくのだということで、町長の施政方針の中にもありまして、またそれらが新聞にも報道されたわけなのですがけれども、脳卒中、そのあれを見ますと、予算額としては、これら介護予防事業といたしまして408万3,000円ですか、これを見込んでいるのですがけれども、脳卒中、それから転倒、骨折、それから閉じこもり等、これらの予防事業の展開だとあるわけですがけれども、どういうメニューを考えておられるのか。特に介護予防を力を入れていくというのでありましたならば、これですと毎年余り変わりのないような事業ではないかという気がしているのですがけれども、その1点お願いしたいと思えます。

それと101ページ、同じく民生費の学校週休5日制の推進事業講師謝礼金5万円でございますけれども、これにつきましては、もう2年ぐらい前からこの5日制を推進するのに当たりまして、いろいろと準備もされてきたり、講師を迎えてやっていらしたと思うのですがけれども、いよいよことし4月から完全実施になりまして、それでもなおかつこれらの予算が必要なのでしょうか、その点をお伺いします。

それと、同じく3款民生費の103ページ、このところで幼児健康診断、その下に保育所の職員の方の健康診断の中で腰痛検査ということで、これは新規かと思うのですがけれども、予算化されているのですがけれども、これは職員の希望として上がってきたものなののでしょうか、また何かデータ、大変腰痛の方が多いと。職業病というのでしょうか、そういった10人中に何人ぐらいの職員の方が腰痛を訴えていらっしゃるのか。何かそういうデータございましたらちょっと教えていただきたいと思えますし、またこれらの腰痛の検査にどれぐらいの費用を見込んでいらっしゃるのか、またどんな検査をするのか、痛くならないうちに検査をするというのでしょうか。

よく腰痛で、それらの治療に通っていらっしゃるなんていうことはよく聞くのですがけれども、そこらの職員の方からの希望があって、このようにことし新規として上げてこられているのか、その点お伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 15番村上委員の3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の介護予防事業のメニュー内容とい

いますか、昨年13年度の実施でございますが、本年度は特に元気高齢者の方と、それから虚弱の高齢者の方を区分いたしまして、元気高齢者の方はいつまでも元気でいただくという趣旨で、この元気高齢者に対してのそれぞれのメニューを予定を組んでございまして、例えばというよりも、その中で老人クラブとかのいろいろな活動ございましたときに、その場の中でいろいろな例えば健康相談とか、あるいは運動の機能のチェックしたりとか、そういうような専門職員を配置しまして、そういう事業をやるという考えでございますし、礎大学の対象の方に対しても、いろいろな健康体操とか、転倒、骨折予防の学習とか、そういうようなメニューを考えてございます。

あと、虚弱高齢者の方を対象にいたしますのは、脳卒中予防、それから転倒予防、閉じこもり、特にこの虚弱高齢者の方は、だんだんと身体が弱くなっていきますと、どうしても足の、外出する機会が少なくなってくるということがいろいろな身体の状態を悪化していくというようなことで、閉じこもり特にならないようにということで、いろいろな事業を考えていただいております。

その中でも、生きがいデイサービスというのは、既に今3カ所でサテライトデイ、自立認定者と、それから要支援になった方をサテライトデイサービスやっておりますが、その中で年間何回かということで専門職やなんかを配置しているいろいろな機能訓練の事業等を展開していきたいということとか、あるいは介護予防教室やなんかいろいろな運動メニューを取り寄せまして実施していきたいというようなことでございます。

それから、一番虚弱高齢者をだんだんさらに悪化して寝たきりにならないような状態にしていくためには、やはり地域の住民会とか、あるいは福祉推進員さん方の地域福祉の部分での御協力やなんかこれからますます必要になっていくということで、この住民会等とも連携しながら、いろいろな行事の中でそういう転倒予防とかいろいろな学習を進めていきたい、事業を進めていきたいということで予定してございます。そういうふうなことであります。

それから、2点目の児童館の方の学校週休5日制の御質問でありますけれども、これにつきましても以前から児童館あるいは学校等、教育委員会等でもこの5日制に対応した行事等土曜日に実施してございまして、13年度においては、試行的に児童館で1週置きに行事を組むとかというような形でやっております。

それから、それをさらに完全週休5日制ということでございますので、これらについても本施行でござ

いますので、やはり土曜日の子供たちの交流ということでは、この事業は継続していくということで、児童福祉の予算の中に計上させていただいてるところであります。

それから、3点目の保育所の職員の腰痛検査でございますけれども、これにつきましては、上川支庁から児童福祉施設の定期的に運営上の指導監査がございまして、その中で、この児童福祉施設職員等の腰痛検査が設置者に対して、その実施するようという指導がございまして、本年度から実施することで、この保育士の職員、子供たちと接する職員に対して腰痛検査を全職員実施する予定でございます。

その金額につきましては、1人大体1万8,600円ぐらいの金額が検査料としてかかる。これはレントゲンやなんか当然その中に、検査料の中に入っております。そんなようなことで、費用については以上のようなことであります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 最初の介護予防の件でございますが、元気な老人と虚弱な老人と分けて、それぞれ予防を考えているとおっしゃるわけですが、年をとってまいりますと体力も衰えますし、視力、聴力落ちてきますし、また病気にもなることも多いと思うのですけれども、なぜかこの今先ほど脳卒中、それと転倒、これらあたりに非常にこだわってらっしゃるので、それでどれぐらいの老人の方が脳卒中という、そのデータをちょっと教えてほしいと申し上げたのですけれども。

それと、私思いますのは、どちらかと言いますと、一つの病気を持っている方が、それが二つにふえたとか、三つになってしまったと、こういうふうなところをよく調べていきますとか、それから今結核ですとか呼吸器系統、肺、結構そういう方の系統も非常に多いかと思うのですけれども、ひとつ何かもっと知恵を出していただいて、ことしのメインと言えば介護予防と、こういうふうな力入れていくということでございますので、そこら考えていただきたいと思うのですが、そのデータちょっとありましたら教えてほしいと思うのですけれども。

それと、腰痛の検査でございますけれども、レントゲンをかけて血液検査をするのかなこう思うのですが、ほかの職種の方も、例えば看護師とか、あるいはランダーハイツの寮母さんですとか、子供さんでなくて大人の人を寝かせたり起こしたりいろいろありますので、それらの人もどうなのかと。これ優先順位を、今回は保育所の職員の方にして、次年度以降はそういうことなのかと思いますけれども、他町村の関係なんかではどのようになっている

のでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、何かデータ今、職業病と申しませうか、その保育所に勤務してらっしゃる方、職員の方でそういう腰痛関係の何かデータでもありませんでしょうか、押さえておられますでしょうか、そういうのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 15番村上委員の再々質問でございますが、まず脳卒中予防の必要性というのか、これはもう従来から町の健康づくりの中で、新寝たきりゼロ作戦事業を展開させていただいております。これ11年度から、この新寝たきりゼロ作戦というものを脳卒中予防対策とか、あるいは筋骨格系疾患の対策を取り組んでございまして、今先ほどデータのどの部分でございますが、これ国保加入者の医療費ベースで分析しているものがございまして、この中で医療費等につきましては、11年度と12年度の比較でさせていただきますが、これについては老人医療費等の部分でございますけれども、1人当たりで11年度が88万8,000円ぐらいかかってございましたが、これが12年度では81万1,000円ということで、約7万円ぐらいの減で12年度については医療費の負担軽減という部分が、効果が出てきているのかな。これが引き続き13年度以降もこういう脳卒中予防対策とか、健康づくり対策を続けていくことによって、いろいろな面での医療費の負担、個人の負担も当然軽減されますでしょうし、町の財政負担等も効果が出てくるのかなと思います。ただ、これについては、やはりいろいろな介護予防やなんかの部分で、やはり地域やなんかいろいろな地域の福祉推進員とか、あるいは福祉係の方とか、そういうボランティア的な方々のいろいろな連携の中で、これからのこういう介護予防事業のそれぞれの行事等について実施していかねばならないと思っております。

それから、2点目の腰痛検査のデータの部分があればということでありますけれども、データの部分については、ちょっと持ち合わせはございません。

今、先ほどこの児童福祉施設以外の介護士、要するに介護職員ですか、こういう人たちの部分については、実施している施設もあるようでございます。

以上でございます。

再度今の介護予防の部分について、補佐の方から。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（岡崎智子君） 虚弱になる方のずっと原因を見てきていたのですけれども、やは

り脳卒中とか、それから転んだのが原因で骨折した方とか、それから閉じこもりが原因でだんだん弱っていているというふうな実態がありまして、さらに例えばアルツハイマーの痴呆になる危険率という要素なんかを、一つ一つは大きくないけれども、掛け合わせると900倍ぐらいの確率になるというふうなさまざまなデータがあります。それで、そのデータの中に上がってくるのが五つの項目の中でも他人と交流をしないとか、頭を打ったことがある、散歩をする習慣がない、歯を半分以上失った、読書をしないという、この1個1個は小さな要因なのですが、掛け合わせるとアルツハイマーの痴呆になるのは900倍になるというふうな、そういうふうなデータをもとに、どういふうな働きかけをすることが、その人自身の介護保険の対象にならないような、虚弱の方たちが少しでも元気がつくような条件ということで事業の組み立てをさせていただいております。

肺の機能の低下されている方なんかにつきましても、確かに在宅酸素をされたりして、それで外出が減ったりする方も多いですし、遠出もできないという方も多いので、ここ5年ぐらいやっていると思うのですけれども、肺の機能の低下している方の学習会とか、そういうふうな形で外出の場をつくるというふうな形でもやっていて、その事業も介護予防の中で、さらに進めていきたいなというふうに思っています。

あと、歯の要因につきましても非常に多いので、虚弱の方たちについての歯科衛生士の訪問指導とか、そういうような形でもやっていきたいと思っております。

今、大きくは事業として組み立てているのは、やっぱり運動をすることで、たとえ寝たきりになっても、その運動機能は上がっていくというデータをもとに、運動する場をつくる、運動指導士を活用して運動する場をつくるというようなところをメインに組み立てをさせていただいております。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） ただいまの課長補佐の話でよくわかりましたですけれども、だんだん老人医療費がどんどんふえてまいっておりますので、特にこの介護予防に力を入れて頑張っていたいただきたいと思っております。

それで、要望としましては、これから実態の把握を進めていくということですが、一つの病気から二つになってしまったとかという人を、そういうようなところをまた一つ、それからそういう進みぐあいが二つ、三つ、年とってきますといろいろあると思いますが、それらなるべくふえていかな

い、1人の方が二つぐらいの病気になってしまっているという方もいると思いますので、そこらをちょっと実態、そのところがどのような効果があられていくかということを追いかけていただきたいと思います。頑張ってくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（久保田英市君） 5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 95ページ、9節の特別旅費でお伺いします。

この特別旅費の対象者はどういう人なのか、また何人で構成されているのか、また34万4,000円ですけれども、14年度の該当人員はどのくらいになっているのかお伺いします。

もう1点は、101ページ、8節の報償費、学校5日制推進事業講師謝礼5万円でありますけれども、新年度から週休2日制になるのですけれども、この講師は講習いつごろやられて、対象者はどのような人になっているのかお伺いをします。

以上です。

委員長（久保田英市君） 介護支援センター業務係長。

介護支援センター業務係長（鎌田理恵君） 9節の特別旅費に関して御説明申し上げたいと思います。

内容につきましては、介護予防の先進地視察ということで、宮城県の丸森町、三本木町に在宅介護支援センター職員と保健婦とで行く予定で組み立てをしております。

委員長（久保田英市君） 社会係長。

社会係長（真鍋浩二君） 学校5日制推進事業の講師謝金の関係でございますが、5回5万円の予算を組んでございます。開催時期につきましては、各町に西児童館、東児童館と2カ所の児童館ございますが、西児童館では9月7日、児童館祭り講師1名、11月9日、茶道教室、講師2名、1月25日土曜日、バトミントン教室講師2名。東児童館におきましては、6月8日、おやつをつくらう、講師3名、11月16日、キャンドルをつくらう、講師2名ということで、対象につきましては、各児童館小学校低学年を主に対象として募集をいたします。人員につきましては、30名から50名の中で各事業を参加を募って実施をしていく予定でございます。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 93番になるのかなと思うのだけれども、社会福祉協議会の補助の中に、小地域ネットワーク推進があるのだと思うのですが、これ各自治体に出している金なのかなと思うのですが、これはどのぐらい各自治体、区ですね。本町とか旭区だとかというのだろうかと思う。でないかどう

かわかりませんが、そんなようなことなのかなと思っております。どのぐらいの団体に補助金を出している、内容は実際どんなふうな内容になっているのか。

金額的にも、恐らくばらばらになっているのかなと。やっている内容によって違う金額なのかもしれないと思うのですが、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 福祉係長。

福祉係長（田中利幸君） 仲島委員の社会福祉協議会事業費補助金の中の小地域ネットワーク事業についての補助金の御質問にお答えしたいと思います。

社協ではネットワーク推進事業という事業に取り組んでおまして、具体的には市街地住民会13住民会、農村部の住民会12地区ございますが、計25地区に福祉推進員を置きまして、その下の組織として福祉係という役職を置きまして、地域での福祉活動をより推進しようというような事業であります。その事業費として市街地地区には3万円、農村地区には1万円ということで、計あと若干の活動費補助合わせまして55万円の助成をしているところであります。（「それは出し放しで、そこで勝手にやれということになるのか」と呼ぶ者あり）

この事業は、それぞれ地域の特性を生かしながら、余りルールを枠にはめないようにという配慮のもとに、ある地区では、年1回敬老を祝う会のような活動をしているところもありますし、地域ふれあいサロンが去年から3地区スタートをしていますが、地域ふれあいサロンの事業の方に活用している地域もあります。あと子供たちと高齢者と触れ合う機会をとということで、住民会主催の運動会をやっているような地域もありますし、いろいろ地域の特性によってありますが、そんな活動を行っているところであります。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） うちの方でも、実は毎月やっているらしいですよ、いろいろな行事を。それで、やっていない部分のところもあるのだろうかと思うのだけれども、これ一律で果たしていいのかなという考えもあるですよ。それで、うちの方では、年に1回老人の方たちが温泉に行くかという話もあって、やって実現はしているのですが、何せだんだんだんだん老人が多くなって、もう金が足りないぞというふうな問題にこの間なりまして、こういうふうな形の方に少しお金を回そうかということなのですが、よく調べてみたら、年に12回、月1回やっていますからね。だからそれでは、ちょっと補助金のバランスがとれてないのではないかなと私は思

うのですよ。その辺の考慮というのではないのか、何がなんでも一律なのかというようなことだと思うのですが、そういうところもちょっとこれから調べてみる必要があるのではないかなと思うので、その辺はどうなのでしょう。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 仲島委員の御質問ですが、この小地域ネットワーク事業の関係とか、地域サロンモデル事業の部分については、社会福祉協議会が主体となっておりまして、これらについても、今後今の地域福祉推進活動等の部分について協議しながら進めてまいりたいと考えております。丸投げでは決してございません。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） 95ページの保健福祉施設の建設の実計についてお尋ねさせていただきます。

ちょっと私今お尋ねする中で、款がまたがる部分、明日の予定の款にまたがる部分があるので、もし適切でなかったら委員長指導してください。

保健福祉施設につきましては、私はこういう時期、この保健施設としての必要性は、もう120%理解しておりますけれども、こういう時期にこういう大きなビックプロジェクトはどうかということできずと疑問を持っております。しかしながら、町長の非常な熱意で大分押してこられまして、もう私も徳儀で今やっと引っかかっているところでございますけれども、まずお尋ねしたいのは、今回の計画に対しまして、町民の方々からいろいろ御意見、要望をお聞きしたという経緯があります。その中で多目的ホール、文化会館的な施設という部分で、この取りまとめた中身を見ますと、このような機能は持たさなくてもいいのではないかなという意見が多数あったというような報告もなされておまして、また、それに対する見解も述べられておりますけれども、私もそういうスタンスでございます。と申しますのは、図書館の建設の要望、さらに今の公民館が非常に老朽化しておまして、私は早晚あそこを触らないわけにいかないのではないかなというふうに思っております。そういう時期が早晚もし訪れるとすれば、四次総の中には定義されていなくても、そういう部分で文化的な施設はいずれ整備をしなければならないというような時期が来るような私は認識を持っております。そういうような将来の心配がありますので、私としては、ぜひこの際必要な部分の保健福祉機能としての部分のみの計画に、ぜひハンドルを切り直してほしいなど。

それと、あわせて10款になるのですけれども、ゲートボール場が今回計上されておりますけれども、

あそこ今病院の跡地でゲートボールなされていられると思うのですが、あそこを利用されてくれております愛好者の方々が、何か都合が悪くて移設をしてほしいというような要望があったのかなど。私としては多分、想像ですけれども、行く行くあそこに保健センターを建設するので、移設しなければならないというような意味なのかなど。ことしは、実施設計という段階で、既にもうゲートボール場は移設と。病院の古い住宅を解体するような予定でもないようですし、何か先行して進んでしまっているのでないかなというように感じ持っておりますので、先ほどお尋ねしました文化的施設の再考をお考えはないか、それから今のこのゲートボール場が先行してどうも事業がなされるような印象持つのですけれども、以上2点お尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 向山委員の御質問でございますが、多目的ホールに文化的機能は再考すべきでないかという御質問でございますが、この計画の概要につきましては、前にも御説明を申し上げたところでございますけれども、この多目的ホールに文化的な機能の部分が増えた内容につきましては、加えたことで保健福祉の本来の利用形態が損なわれるということは、この文化的な活動の部分では、主に日曜日とか、それから平日でも夜間の利用ということで、保健福祉本来の目的に影響出るといようなことがないということと、もう1点はこの多目的ホールにいろいろな目的で供用することがひとつ望ましいという視点と、財政的な部分でこの財源として地域総合整備事業債を摘要して計画を立てているところでございますけれども、これらについても見直しがかりまして、今この本町の計画については、継続扱いで地域総合整備事業の摘要という考え方でいただいておりますので、これをもって、この機会を逃すと新たにその部分での文化的な部分をまた別な部分でやるというときには、後年度には難しい部分もあるのでないかなということでもあります。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 教育委員会の方がいまして、私の方から知っている範囲内でお答えをさせていただきたいと思っております。

御承知のように、今保健福祉施設を建てようとしているところには、ゲートボール場が4面ございます。そのようなことで、当然建設をしていく段階で、このゲートボール場が支障になる、またゲートボールを愛好している方も多数いらっしゃいますので、その代替施設をというようなことで、このゲートボール場の新設事業を計画してございます。その

中で、当然ゲートボールをやっている人たちのゲートボール協会というのがありますし、また受け手の地域等の課題もあろうかと思えますし、そこら辺につきましては、当然ゲートボール協会、また地域と連携を図りながら事業計画を今遂行しているということでもあります。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） 施設の計画そのものについては、財政的な今地総債の関係等で、今が最後のチャンスだというような説明については理解もしております。ただ、私もう最後の徳儀で頑張っていると申しましたのは、要するに文化的な機能を持たすということで、階段状の座席を設けたり、それから音響設備を整えたりというようなことらしいので、そういう部分については、保健福祉施設としての機能としては持たなくても、私はこの施設としての機能には差し支えないのではないかなと。それは、早晚公民館とか図書館とかというような懸案が出てくるような気がいたしますので、そのときに一緒に解決できないのかなというふうに思っているわけです。

それから、ゲートボール場については、これだけ台所が苦しいというような状況ですので、例えばことしまだ使えないわけでないのに、来年度でも私は十分協議をして、来年の中で対応しても差し支えなかった部分でないかなというふうに考えてお聞きしたわけです。もう1回それぞれお答えをお願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役。

助役（植田耕一君） 向山委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

いわゆる多目的ホールの関係でございますが、私も御提案といたしましては、文化会館の要望が非常に強くございました。そういう中で、教育委員会におきまして、今の既存の公民館を何とか財政的に大変だということで、その既存の公民館を改修して、ある程度お金かけないで改修して、その御要望にこたえる。当面なかなか大きい施設は建てられないから、改修の中で何とか機能を果たしていただけないかというそういう要望を受けておりました。その中で、実際に可動席のいすやなんか旧公民館の中に設けますと、財源的にも1億7,000万円ぐらいかかってくることで、教育委員会の方で積算してございました。それであれば、今保健福祉センターを建てる中に、その辺の機能を持たせることでできないかというようなことで、その機能を持たせることで財源の付与もできるぞというようなことから、いわゆる合築した中で、保健福祉センターの中でそういう町民の皆さんの要望をどうこたえるかということを判断いたしまして、多目的ホールをして、当面文

化会館につきましては後年度の方でひとつ考えていただくというようなことで、この計画をもったわけでございます。

それと、ゲートボールの関係でございますけれども、御存じのとおり町立病院が移りまして、その後しばらく目的を持たないままでおりました。そういう中で、あそこが空いているということで、ゲートボール場に使用させていただきということの町民の要望を受けまして、当面目的がないからというようなことで利用を認めてきたところでございます。余りにも期間が長くなってきたものですから、当然利用者側としては、それにかわる施設をというのが要望として参りました。そういう中で、今回14年度におきましては、日東会館のところのグラウンドをぜひ地域との協議を終えたので、合意ができるので、あそこをゲートボール場に何とか整備を、かわりの施設をやっていただけないかという、そういうようなことで、今年度この事業を取り込んで、そして15年からは、ここの場所については建設ができるようにというようなことで計画をいたしているというようなことで御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 93ページの国民年金全般についてお伺いします。

来年から国民年金が国の方に事務が移管されるということですが、この内容について、国民年金の報酬から19節の負担金補助及び交付金までについて、これは何ら今後変わらないでこのままいくものなのか、それとも国に移管した場合にどのように変わっていくのか、それをちょっとお聞かせ願います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 国民年金に係りましての御質問でございますが、基本的には平成14年4月より国民年金の収納事務に関しまして、いわゆる保険料といいますが、その収納につきましては、国の固有の事務ということになるということで、旭川の社会保険庁の方で直接収納をするということになるわけでございますが、今お答えをしてございましたように、制度の変わり目でございますので、年金の制度上の御相談等を受けていくということもひとつ大切なわけございまして、それらの対応をしていきたいという考え方を現状持って、推進員の方をそのまま進めていきたいという考え方でございます。

そのほか、印紙の購入にかかりましては、あくまでその14年3月分にかかりましておくれ納付をされる方もいらっしゃると思いますので、これらの若干の対応をさせていただこうということで、今のと

ころ予算化をさせていただいたものでございます。なければ使わないということでございますが、少しの方がいらっしゃるのではないかとという予測で、今のところ整理をさせていただいてございます。

そのほかにかかわりましては、社会保険庁とつながりますコンピュータで情報を確保するために、通信運搬費で、これは今のISDN回線とありますが、そういうものを使わせていただきながら、情報をとることしかできませんが、その方法をとっていただくということでございます。これらにかかわりますいわゆる電算機の借り上げの費用として計上させていただきます。

ただ、明年14年度以降と申しますか、15年度以降と申しますか、これらについては、また国の動向を実際に業務量として、事務量としてと申しますか、これらがどんなふうに変化していくのかというのが、実際実務上の中でもはっきりしてない面がございます。これらについては、明年度以降時間をいただきながら検討を加えていきたいというのが現状でございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 1点だけ、93ページの20節扶助費の中学卒業就職者扶助の状況、これをお聞かせください。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番梨澤委員の御質問にお答えします。

中学卒業就職者扶助でございますが、要するに準用保護児童世帯、生活保護に準じた世帯の方の対象とすることで、予算上では2名を計上させていただいております。見込みを立てさせていただいております。お一人が1万円の額を計上させていただいております。

今年度については、対象者はいないということで御理解いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 私は、95ページの保健福祉建設実計が上程されているわけで、その関連で保健福祉施設調査特別委員会の一人として、町長にまたお尋ねしなければならぬ。ひとつ御所見を賜りたいと思います。

ということは、13年11月26日に、平田議長から町長あてに調査報告書が送付されていると思えますけれども、町長見ていただけましたか。まずそれからお願いします。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 見ております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 続けさせていただきます。

極めて町長の説明責任について所見を賜りたいと、こう思っておりますので、特別委員会は御案内のとおり10カ月8回、町外視察1回、中で新年度予算の編成に入って、調査経過についても、財政面については少しの不安というか、問題点があるというふうに考えさせていただきたいのですけれども、4点ある中で、なかんずく先ほど同僚委員から質問ありましたけれども、審査報告した後に、町長よく考えてくださいよ。審査特別委員会設置した中では、あくまでも16億円かかりますと。自分のさきの一般質問においては、多目的ホールをつくるについては、道と協議した結果、極めて有効的だと。これについては検討したけれども、一億数千万円かかるということで、町長の態度は極めて不明朗、態度ははっきりしてなかったと思います。そういう中で、昨年特別委員会できて意見が集約されて、そこで審査委員会としては、文化施設として併用することについては、財政が厳しいので、福祉機能専用施設として併用は望ましくないという意見を集約されているわけですね。その点に自分こだわらなければ、少なくとも町長は行政責任あるわけですから、特別委員会でそういう集約されても、私としてはこうやりたいのだ、その辺の説明がないのですよ。その辺、甚だしくと言うと失礼ですけれども、まことに遺憾に思うわけですね。信頼している町長だけにですね。

初め16億円かかると言ったやつが、1億2,000万円足したら、17億2,000万円ですよ。16億円で審議特別委員会でさせておきながら、結果的には開いてみたら、風呂敷広げたみたら、減っているというとはいいことなのですよ。15億数千万円に減っている。これも減った理由というのは、町長から一言の説明もないのです。いい、悪いの問題でないのですよね。減るということはいいことなのですから。そのところを特別委員会のいわゆる議長から町長にそうした報告書について、どのように重みを持ってお考えいただいたか、町長の所見を賜りたいと思います。

それから、あと事務的なことになりましたけれども、財源内訳のことになりましたけれども、長沼町では、自分お世話になっているところは市町村のポケットマネー、町村振興資金ですか、1億円単年度もらっているわけですよ。今日財政事情、道の懐はよくわかりませんが、財調なんか1億円しかない。北海道庁にして1億円しか財調基金積み立てないと言うのだから。それは人のかまどはどうでもいいのですけれども、ということは大変失礼なのですけれども、5,000万円5,000万円2カ年

大丈夫なのですか。

それと、いわゆる地総債で、最近まで55%来ます。僕は予算は少な目に、支出は多目にとっているわけですが、そちらさんから言ったら失礼ですが、町長側からもらった資料では、12年のパークで40しか来てないわけですよ、50、50と言っていて。今日も保健福祉でやったら、地総債の生き残りとして55と言っているわけですよ。僕は、そうなのかもしれませんが、国の最近の情報としては、メディアの関係では地活債30%、地総債に対しては、基本計画できているものに対してはいいでしょう。そういう中で、いわゆる予算措置、財源措置されているのですけれども、内訳どおり5,000万円、5,000万円道の補助金心配ない。地総債、恐らくこれは名前はなくなくなると思うのですけれども、地活債55%、地活債になったら30%だと思うのですけれども、その辺のところは、後顧の憂いを持たなくても、盤石だから大丈夫だと、その辺の意気込みをこの際お聞きしておきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、議員の皆さん方が特別委員会をつくっていただきまして種々検討していただきました調査報告書は、何度も目を通させていただきました。委員も私と同じように、皆さん方も財政的な状況を非常に気にされているなど。この財政的な部分については私自身も一番問題にしているところでありまして、何としても健全財政を維持しながら、この保健福祉施設を建設していきたいということで、今中期の財政計画も提示させていただきながら、まず何とか財政運営を図れるという見通しを立てて御提案させていただいているということで御理解をいただきたいなと思います。

それから、16億円が今15億円ぐらいになったのでないかとか、金額が変わったのでないかというお話であります。当初の何度も申し上げているように、大体概算で16億円ぐらいかかるのでないかということを前提とした中で、いろいろ基本構想等々練ってきた。そして、そういう中であって、16億円以上オーバーするようになると財政運営上厳しくなるなどということも含めた中で、大体それぐらいのところを押さえる保健福祉施設をつくりたいということから、16億円という数字が走り出したということもあるわけですが、現在今年度実施設計をさせていただいて、最終的に総額金額が出てくるものというふうに思っておりますが、何としても今計画立てている数字の中でとどめたいと

いうふうに思っております。

それから、特別委員会の皆さん方から多目的ホールにつきましての建設は見合わずべきでないのかという御指摘設けました。

また、いろいろな関係機関との意見調整の中にも、そういう御意見を持たれる方もいたし、また別に今後こういった対応は、先ほど担当課長からもお話しありましたように、今後建設に向かっては難しい課題である。でき得るならば、併合施設として対応すべきであるという御意見も承っている。

私といたしましては、この施設が保健福祉施設として、この多目的ホールをつくることによって障害が生ずるのであれば問題外であります。決して利用状況からしても問題は生じない。加えて、この施設に入ってくるお年寄りの皆さん方、そういった方々との交流の場という見地からしても、併用施設ということが全く無関係なものではないというような認識に立って、古いところを改造して対応するよりも、新たなところで対応したい。その中では、今言うように、移動型のいすと舞台装置が余分に建設をしなければならぬ。しかし、ホールは、多目的ホールとして使う部分は、これはどうしても必要な部分なのです。これは文化施設と併用しなくても、このホール、多目的ホールはつくらなければいけないということからすると、それにいすを置く費用と、そのいすをしまい込むところのスペースが多くなる。舞台装置が多くなるというだけで、この多目的ホールを文化ホールとしても併用ができるということを考えて、私としては特別委員会の御意見等々も承っているところでありますが、一部町民の皆さん方の文化に対するそういう要望等々の受け皿で、併用施設としての取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えているところであります。

細部につきましては、所管から説明させます。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 3番福塚委員の地総債の関係の御質問にお答えさせていただきます。

この地総債の償還の交付税算入につきましては、再三にわたりいろいろ御意見をいただいたところでございますが、何度も同じことを繰り返して大変恐縮であります。私ども承知している中では、これはあくまでも制度の内容でございますので、そのようなことで御理解をいただきたいと思いますが、償還費につきましては、国におきましては理論償還方式ということで交付税に算入されるところであります。

算入の率につきましても、従前から申し上げてございますように、財政力指数に応じまして55%までの算入ということになってございまして、本町の

財政力指数によりまして、算入率については55%が摘要されているところでございます。

それと従前から申し上げてございますように、事業費補正の中で算入ということがありますが、その後一部単位費用に移行している部分もございまして、それらを総合的に見ますと、委員がおっしゃるように、経過としましては40もしくはそれ以下の率のときもあるかと思いますが、全体の中で、全体と申しますか、一応完済を終えまして理論償還の総額を見たときに、55%により近い率になってございますし、そのことにつきましては、従前から資料を提供してございますので、御理解いただきたいなと思います。

私どもも再三御意見いただいておりますので、私どもの理解がひょっとしたら間違いかもしれないので、議員がもし何かそういう的確な資料をお持ちであれば、私どもにも御提供していただき、私どもも十分勉強を加えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） もう1点御質問にありました地域政策補助金の見直しについての話がありますが、この1億円を予定してございますが、担当の方で上川支庁等に御相談申し上げ、類似施設について、該当になっているというような御返事をいただいて、我々も地域政策補助金として予定しても大丈夫というようなことで理解をしているところであります。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 総務課長、総務課長が資料持ち合わせてないのに、自分みたいのが資料持っているはずないのですよ。持っていれば尋ねませんしね、そういう答弁はないと思うのですよね。

それと、財政指数からいって、55%摘要されるのだというくだりありましたけれども、では総務課長、実際地総債の交付税の中で企画調整費ですか、その中でチェックしていると思うのですけれども、過去に55%満額もらった事案ありますか。先ほど触れただけけれども、パーク12年度で40%、資料、おたくの方から自分ちょうだいしているでしょう。その点については、町長、今まさしく町の21世紀の大事な時代に尾岸町長が上富良野町長に就任されているわけですよ。行財政運営については、揺るぎないリーダーシップを持って、今後うちの町が後世に悔いの残らない行財政運営されることを御期待申し上げて、質問終わります。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚委員のいわゆる地総債の関係についての御質問にお答え申し上げたい

と思いますが、基本的に総務課長申し上げたとおりでございます。議員非常に投資の方で直接入ってくる交付税の中で、算入している分について40%ということで、それしか入ってきてないのではないかなというようなことで御心配をされての御質問かと思っております。私どもこの地総債につきましては、制度の変遷を経てきているということで承知しております。したがって、直接交付税の中で数字として我々が読みとれる分につきましては、御報告をさせていただいているということで40%ということでございます。

それからもう1点は、その不足する分につきましては、単位費用の中で積算をしますよということになってございます。この辺のところはなかなか読みとれないということで、なかなかお示しができないわけでございます。

この単位費用というのは、非常に国の方の財政の状況からして、我々地方から見れば、極めて戦略的な面で、地方の交付税を下げる要因の一つとして、そういう戦略的なもので単位費用に衣がえしているのだというふうなとらえ方をさせていただきます。そういう中で組み込んできてございますので、理論的には、ただいま申し上げました55は間違いなく来ているというふうに私ども信じております。ただ、交付税の仕組みからいたしますと総額主義でございます。全体が低くなっていく場合におきましては、どうもそれを入れたら、その分ふえるのだぞというようなところが現段階におきましては見えないのです。新しいもの、いわゆるそういうものを入れたら通常はふえるのですけれども、現在のところは何かそういうものを入れると、コップの方から違うものがこぼれるというようなことで、他の費用を圧縮するような傾向ございまして、その総額主義の中におきましては、非常に地方として、この財源を受ける側におきましては、非常に不安を抱えているというような状況でございます。その辺、地総債の理論償還につきましては、責任持って国の方で対応措置をなされているものと我々は信じてございますので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 終わりと言って、また手挙げて申しわけないのですけれども、これ自分の感じでものを言うことは非常に間違い多いと思っておりますけれども、従来国は公共事業やることによって景気浮揚策を図ろうと、それが国の大方の流れだったと思うのです。そして、地方は箱ものをつくった。いわゆるインフラをやってきた。そのとき、何か入ったら必ず交付税手当て、オールマイティーなことを言うわけですよ。そして、今日バブルがはじけてこん

な状況、十数年たってもまだ経済が元気出ない。そういう中で、すべからく交付税で補てんしました。そういう今ツケが最高潮、最大限来ているわけですよ。この辺の問題を機敏に、財政担当者は先んじて先取して、そして後世に憂いの残らない行財政運営をしていっていただきたいために、意地悪で言っているのではないのです。情報知りたいし、意見の交換したいという考え方で自分は今日まで質問させてもらっているのです、その点御理解いただきたい。

以上です。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚委員の御質問でございますけれども、我々もこの自治体だけで歳入を見積もれないという悩みがあります。国の中でコントロールされるという面ございまして、なかなか地方分権となりまして、その自主性を発揮するためには、この税財源というものは極めて地方に自主的に判断できるような、そういうような制度の内容にならないと、なかなか自主性が生まれてこないというふうに考えてございます。

委員おっしゃいますとおり、経済対策の中におきましては、地方へひとつ協力してくださいよというようなことで、いわゆる財政支援についてはこうやってやりますよ、そして後から交付税でこうやって見ますよ、こういうようなことで地方への財政措置も行ってきてございます。そういう中で、地方としてもできるだけ経済の活性化のためにもおこたえをしていこうというようなことで協力はしてきました。当然財源を伴ってまいります。国の方から財政支援があったとしても、自前の財源を出さなければいけない。そういう面につきましては、過去におきまして、担当の事業課におきましては交付税で見えますよ、だからやってください、こういうような担当部局からの財政に報告がございまして。そういう中におきましては、非常に警戒心を私ども、私も財政担当しておりましたから、非常に警戒心を持ちまして、その辺のところを、ある程度はコントロールしていかなければいけないなど、抑制していかなければいけない。そういう中で健全財政を維持していくということを基本に考えて財政の運営は行ってきたところでございますので、その辺、議員と同じようにその先行きが見えない中で我々も心配しているところでございますので、この点何とか御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 私は、1点だけお聞きしたいと思うのですが、この95ページのケアハウス、この管理運営でございまして、今何年か前にけんけんがぐがくと論議してできたわけござい

ますが、その結果でございますが、今現在満たんに入っておられるのかおられないのか。

また、それに上富良野町民が何名ぐらい入っているか。入所してしまえば上富良野町民でございますけれども、入所するまでには上富良野町民の方が何名は入っておられるか。経営はどういうふうになっておられるか、町としてもかなり援助しておられるようでございますが、その建てた結果、町民に喜ばれているのか、またこれよかったなという結果が生まれておられるのか、まあまあだという結果に終わっておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

それというのは、私ラベンダーハウスでも昭和55年、6年一生懸命に上富良野町に建てていただくように要望してまいったわけでございますが、下川にとられたりして二、三年おくれてできたわけです。このときに、でき上がったときに町民の方が入ったのが3分の1、町外が3分の2で、それも2年ぐらいかかって満たんになったと。非常に建てたときには受けが悪かったわけでございます。何十年たった今考えてみますと、非常に上富良野町は先見の目があったと、私はこう考えているわけでございます。

それで、やったときには50床けれども、行く行くは100床にしなかったら、この看護師といいますが、これは経営がとれないということで、100床にするという計算でやっていたわけでございます。ところが何年かたっているうちに国の情勢も変わって、1町村に100床は無理だということになって、あとの50床の分はもらえないと、こういうことで非常に残念な結果で終わったわけでございます。そうするならば、この私はケアハウスが本当によかったのか。今までやってきたうち、私は自分なりで考えているのは、上富良野町でけんけんがぐがく議論してやってきたうち、私は今までのうちこの何十年間のうちに、失敗したのは看護婦宿舎だけだと、私はこう考えているのです。これは補助金もらって、本当に生かされないで何十年過ごしたなど、こういうふうに思っているのです。そのほかは、非常に皆さん議論してやってきたけれども、白銀荘も何年かたったきょう見ると、まあまあよかったなど。ほかの町村も、上富良野に準じてかなりの町村があせって今やってきているところですよ。そうするならば、非常に上富良野町としては失敗率が少ないと、私はこういうふうに誇りを持っているわけでございます。

そういうことで、私はこれ建てる前にも議論をしなければいけないけれども、建てた後も反省しなければいけないと私は思っているわけですよ。そこで、

ケアハウスはもう何年かたった今日、ひとつ入っている方も喜びの声があるのかないのか、また上富良野町民として、一般から見てもあのケアハウスがよかったのか、失敗で終わっているのか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと、こう考えているのでよろしくをお願いします。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 14番徳島委員の御質問にお答えいたします。

現在ケアハウスの入所人員は、定員の30名全員が入所してございます。そのうち上富良野町民の割合でございますが、ちょっと今若干あれですけども、およそだと思いますが、後ほどお知らせしたいと思いますが、30人のうち8人、比率で27%ぐらいだと。

そして、建設した結果どういう評価が、入所者にとって喜ばれているのかどうかということでありますけれども、確かにこのケアハウスについては、ある程度自宅で、自分の家で生活ができないような機能が体の状態になってきた方を対象にした施設でございますので、入られて、この施設の中では生活指導員とか寮母もおりますので、そういう面での生活上の安心感ということで、食事についても栄養士がやってございます。そういう面で、この入所者にとっては、この制度についてはいいことだなということで、それとやはり介護保険制度ができてから、この施設は介護保険施設ではございませんけれども、やはり独居老人の方とか、そういうような方でこういうような介護保険になる前の方なんかで、自分で生活できないような方というのは、こういう施設が一つの受け皿ということなのかなということで、そういう面では、この施設ができていくことについてはいいかなと思います。

ただ、このケアハウスについては、所得階層でいろいろ補助制度もございますが、所得階層で所得の高い方が入っていれば、多くいけば町の持ち出しは少なくて済むのですが、軽費老人ホームというような名称になってございますので、そういう面では、やはり町の持ち出しも、今基準の分も含めまして、町で一般財源で出しているのは、補助金を一たん受けて、町がその分と合わせて持ち出ししている分入れますと、町で出している一般財源は2,196万円ほどの財政負担となっているところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） あらましのことはわかりましたが、これは正直言ってラベンダーハイツと違って、こんなこと言ったらおかしいけれども、年を召

された動けない方だけでも、このケアハウスというのは、入ったらかなり強い人が入っているんで、入ったらもう何十年と、3年や5年で出ない、15年も20年も入っているということにもなりかねないように私は思うわけです。そうするならば、8名入ったら、はっきり言うならば上富良野も余裕あるのならばいいけれども、各町村の人をどんどん入れて、これをずっと補助していくということにしては、ちょっといかがなものかと私は思うわけで、その辺は、上富良野町民の方が入りたと言ったら、1割やそこらは私は空けておいて、さっと入れるような体制もどうかと私は思うのです。経済には大変だと思えますけれども、これはもう上富良野町民が入りたいと言っても、言って10日や1カ月や3年やそこから入れないように私は思うわけですよ。そうするならば、これ果たして建ててよかったか悪かったのかと私個人的に考えるわけさ。それで、悪いという言葉はどうかと思えますけれども、その点を踏まえて、私は経済にはちょっとえらいと思えますがね、1割ぐらいの部屋というかベッド数といいますが、空けておいて、町民がいよいよ入りたと言っ人は、気持ちよく受け入れられるような体制も私はどうかと思うわけなのですよ。

何でも経済経済と言って満たんに入れて、はっきり言って、よその町村から来た人を受け入れてですよ、上富良野町民が入りたいというときに入れなかったら、何のためにこれしたものかなという私は判断もあるわけさ。そこで、今少しぐらいの余裕を持っていたらどうかと、こう私は思っているわけでございますので、その点をひとつ判断していただきたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

委員長（久保田英市君） 福祉係長。

福祉係長（田中利幸君） 徳島委員の御質問ですが、ケアハウスは平成9年の12月に開設をいたしまして、早4年近くたつわけですが、当初8名の入所からスタートした経過がございまして、しばらくの間は空きが余りにも目立ち過ぎるということもありまして、その分の負担が大きいということで、町外者の希望を受けて入所を進めてきたところですが、一年半ぐらい前から、ほぼ満たんに近くなってまいりまして、委員おっしゃるように、町長の意向でもありますが、なるべく町民を優先にということで、一年半ほど前からその誘導にかかってきたところです。

今現在、上富良野町民の待機者はおりませんが、委員おっしゃるように、仮に空いたときが迎えますと、町民を最優先にして入居を進める予定にケアハウスとともに協議を進めているところであります。

その辺御理解をいただきまして、お願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） あと、なければこの款終了したいと思いますですが、どうですか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 寝たきり老人等をなくすという形の方針で、閉じこもり予防、介護予防の対策がとられようとしています。そこで町長は、こういう方針に基づいて、当然町長も加わってこういう方針を築いたのだと思いますが、町長は将来この上富良野町を介護予防の先進地にしようという形の方針を考えたときに、今後やはり充実すべき点、そういった点を当然頭の中に思い浮かべておられるかと思いますが、この所信について、町長の建設的なまず意見を伺いたいというふうに思います。

私この間見ていますと、町立病院があります。町立病院があるのだけれども、医師もここにかかわっているいろいろな介護の予防には携わっているかというふうに思います。しかし先進地を見ますと、医師がその中心になって、いわゆる部長あるいはその中心になって、その介護の推進に当たると。そこに保健婦さんや介護士さん、あるいはケアマネージャーの方、理学作業療法士の方等がやはり競い合っこの介護予防に対して、我が町はいかにあるべきかという論議と、そこで抽出できる課題や問題点を日々やっぱり積み重ねて論議して、そこから進むべき方向を見出しているというのが実態であります。そういう方向に上富良野町も、当然これだけの高い水準の予防医療を目指すということですから、並大抵の努力では、本当に到底追いつきません。これは本当に今まで築いてきた、やっぱり質の高い介護予防のところまで今到達しつつあると私は思っています。そういう意味では、町長はこういうことも踏まえて、行政の先進地としてのどうあるべきかというまず所見についてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

私常に申し上げておりますように、第4次総合計画、前期の大きな事業推進は、豊かな心の人の町づくりであると、そういう観点で総合計画の前期を取り進めたいと。そして、特に老人医療、老人福祉を含めた福祉関係の整備を整えたいということで、現在この総計の前期に向かって、保健施設の建設にも御支援をいただいているところであります。

要は、常に申し上げておりますように、高齢化社会を迎えた中で、健康寿命をいかに伸ばしていくかということが究極の目的でありまして、担当所管もその対応の中で取り進めさせていただいております

し、町としても、私としてもそういった予算措置をさせていただきながら、この総合計画の前期5カ年は、福祉豊かな心の人の町づくりを重点にした中で、健康寿命をいかに伸ばしていくかということを経営の目的として事業の推進を図っていきたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） そういう話は聞きましたが、具体的なやはり病院の医師をやっぱりきちっとその方向での座らせて、それだけでは足りませんが、そういう方針もひとつやっぱり介護支援するという目的、そういった核となる部分をさらに作り上げていくことが今必要ではないかなというふうに思いますが、この点について、もう一度明確な答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと96ページ、97ページにかかわってお伺いいたしますが、今回緊急通報システム等の新たな整備が行われます。ここにいろいろと問題点があるかというふうに思います。最近、耳の不自由な方々がおられます。目の不自由な方もおられます。そうすると、緊急通報システムが何かのときに始動して、耳の不自由な方はその音が、いわゆる消防から直接行ったとしても聞こえないという問題が実際起きてます。消防では、そういったところはきちっととらえて、どうあるべきかという対処もされているという話であります。そういう意味では、そういう人たちが機敏に、また災害に遭った場合、火災に遭った場合、何らかの対応がすぐできるような、聞こえない人のためのそういう措置というのでも兼ねあわせてこういったところにもっと導入すべきものがあるのではないかというふうに思いますが、この点。

さらに、介護保険料の利用者負担という形の中で軽減策がとられています。今もう一步これをさらに進めるために、いわゆる非課税世帯、第1、第2段階、こういう人たちに対する無料の制度をやはりきちっと作り上げていくべきだと思いますが、まずこの点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 先ほど答弁漏れをいたしまして申しわけございませんでした。

福祉は、委員おっしゃるように本庁舎の保健福祉課だけで対応できるものでもないし、社会福祉協議会、あるいは各関連機関の組織の皆さん方と協調しながら取り進めていかなければいけない。特に病院との関係は、綿密に連携をとりながら対処していかなければならない、最も連携を深めていかなければいけないというふうに認識しております。

療養型病床群の設置等々で、病院もその対応を図ってきているわけでありますから、今後より一層これらの推進に、現在も取り進めているところでありますが、より一層これらの連携をとりながら、綿密な連携をとった中での対応をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 緊急通報システムの関連の御質問でございますが、耳の不自由な方の障害者の方についての対応でございますけれども、今手帳を有している方に対しての日用品、補聴器等の器具の給付事業がございまして、それらの対応の中で、赤ランプがつくようなそういう装具がメニューの中にございますので、申請等によってそれらの方に対しては対応できるのかなということも思っております。

もう1点の介護保険利用者の負担の御質問であります。これは町独自でやっている、13年度から実施しております介護サービスの利用促進事業補助の件だと思いますが、この目的は、まず在宅での介護支援といえますか、そういうことで要するに利用者の方の介護サービスをよく利用促進していただくというのがまず一つの趣旨でございまして、あわせてその方の中で低所得者の方の負担軽減にもなるという二つの側面でこの制度を発足し、起こしたわけでございます。

先ほど、この利用者負担軽減の制度をさらに突っ込んで、非課税世帯の方について無料にすることはどうかという御意見でございますが、委員も御承知のとおり、この介護保険制度というのは、ある程度受益者の負担の原則のもとに、国民みんなが支えていくという制度でございますので、その辺のことを御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 通報システムのかかわりであれば、そういう制度を利用してもらおうということもいいかと思いますが、やはりそういうところに設置に合わせて、やはり実態もよく見て積極的にこちら側からそういったのとあわせて設置すると、行政の方で、そういうのも必要だというふうに考えてますが、この点。

確かに介護利用者の負担軽減という点では、受益負担の原則ということでされています。しかし、受益負担といっても、おのずとそこにはやはり所得階層で見れば、限度いっぱいの方を生活している方等がおられるわけで、特に非課税世帯等に至っても、そうそう収入があるという状況の中ではありません。これだけでは負担はありませんので、そういうことも考慮すべきで、そういうことも含めて改善の余地

があるのではないかとこのように考えますが、さらにこの点をお伺いいたします。

次に、保育所の委託の問題についてお伺いいたします。

町は、今後関係住民とのいわゆる説明をされるという話であります、保護者等ですね。本来であれば、この保育等のあり方について、行政改革部会もしくはそれにかかわった人たちの中で、こういう問題が検討されたかと思っております。しかし、こういった現場の保育さんの意見等々については、恐らく伺っていないのではないかとこのように思っております。この点はどのようになっているのか、さらにお伺いします。

今、町長にお伺いいたしますが、国の指導に基づきたいわゆる一時保育等々は、現状でどのぐらいまでこの町立の保育ではやられているのか。町の示した委託案では、今後一時保育、延長保育を含めてですが、充実というか、実施しなければならないということが書かれておりますが、現状ではどういう体制になっているか、町長伺っておりますか。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番米沢委員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどの聴力障害者の方とのそういう制度の奨励といえますが、その辺はPR積極的にやるべきでないかということについては、手帳のいろいろな手続上の制度窓口でやってございますので、そういう部分でのPRをさせていただきたいなという、必要な方、その方の体の状態に応じてそういう器具が、装具が必要な方と判断した方に対しては、PRをさせていただきたいなという考えであります。

それから、介護保険の利用料の負担軽減の関係につきましては、先ほどお答えしたとおりになるかと思っております。

それから、次に保育所の委託の関係でございますけれども、現場の職員の声を聞いた上で進めているのかということの御質問でございますけれども、これにつきましては、毎月保育士全員の職員会議を開いておりますが、具体的に保育所の運営のあり方とか、保育業務のあり方等も含めて保育だけの世界、今自分たちが置かれている保育だけの部分のことと、それ以外にやはりいろいろな障害児とかいろいろな現状の中のそういうものを考慮した中で、保育士等の学習会といえますか、委託化の考え方とあわせて学習会をさせていただいておりますけれども、その辺についてはなかなか保育の業務、専従といえますか、その部門だけの仕事を今までやってきた中で、施設の運営上の部分での判断というのは、なかなか我々の問題点、課題点、そして方向性なんかの部分での議論の中では、十分には職員には受け

とめはなかなか難しいのかなど。ただ、これについては、時間をかけてそういう部分でのこれからの公立の保育所のあり方とか、あるいは子育て部分での役割とかという部分についての職員の一つの業務に対する考え方については、逐次やっていきたいなという考えであります。

それから、最後に一時保育の現状はどんなになっているのかという御質問でございますが、これにつきましては、今年度5件の受け入れをさせていただいております。これは、あくまでも一時保育でございますので、急遽親御さんが家庭での保育に欠けるというような年度途中での入所申し込みでございましたけれども、それらの受け入れ状況については、5件であります。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 通報システムのことで言えば、聴力障害だけではなくて、お年寄りの方は結構耳が聞こえないという方がふえてきているのです。そういうことも含めて私は言っていますので、そのことを十分検討する必要があるのではないかなというふうにもう一度つけ加えておきます。

保育の問題で伺いますが、今町にもどのような現場の努力がなされているのかということだというふうに思います。現場では、いわゆるアトピーにかかわっては保護者と保育士さん、あるいは給食、障害児の方おられますから、こういった体制の中でやっぱり一人一人の健康状態に合った食生活というか、給食というか、献立を追究しているというのが実態であります。

まだまだ一時保育等については、住民の望むところにはいっていない部分もあるかと思いますが、しかしそれに向けてかなりな努力もされ、いわゆる地域とのつながりを持つための触れ合いのバザーというのも率先して行われています。これだけのやはりサービスが身近になって、保育士さんたちは一生懸命この地域にかかわる保育所のあり方というのを追究している。これを町長は、単に原価コストを求めて委託しようという内容になっているわけでありませぬ。

もう一度お伺いいたしますが、先ほどもお伺いしたように、この委託に合わせて関係する方々の話や現場の話というのは、その企画段階から全く酌み入れられてないという問題ですね。

それと市場原理の問題で言えば、なぜ公立が原価が高いのかということでは、どこでもそうなのですが、人件費の問題ですね。民間の場合は、いろいろな事情がありまして、退職される方が多いという状況で、全国的にも平均年齢が二十五、六歳が

七歳ぐらいだという感じですが。公立の場合は、一定のやはり力量の持った方、社会にかかわって処遇されているという状況の中で、きちっと保育体系を体得して、身をもってきちっと子供たちに、親たちに保育のあり方というものを問いかけるだけの私立、民間保育を全く否定するわけではありませんが、そういう比較的の力量の持った方もおられます。そういうことを考えたときに、ここにコスト、いわゆる効率主義、民間に委託した方が安上がりでないかというような理解が出てくるのだと思うのです。しかし、私は一定の公立の役割というのは、やはりそういう人たちを大いに生かして、地域の保護者や子供たちにもっと保育のすばらしさや、そこにいる給食やかかわる人たちの喜びというものを知らせてもらう。

また、地域に、あるいは保育所を開設してほしい、もっと開いて公園を裏庭を開設してほしい、そういう要望にこたえられるのが公立の保育者だというふうに思います。そういう意味で、私はこういう問題をきちっと整理されないで、ただ原価コストで委託しようというのが、どうも保育に対する町長の理念そのものが全くないと言って私はいいと思うのですが、町長はこの点どのようにお考えなのか、まずお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 保育所の民間委託の件についてお答えさせていただきます。

さきにも何度も委員にもお答えさせていただいておりますとおり、言うならば民間活力を導入して、そして民間の地域の活性化を促進していくと。そして、肥大化した行政組織を簡素化していかなければ、あらゆる面でこの厳しい財政難を乗り越えることができない。議員のおっしゃるように、経済コストのみを考えて委託をするというのではなくて、それもあるわけでありませぬけれども、民間の力をかりるのだ、民間が活力を持っていただくのだ。直営でやるも民間でやるも、私はその民間でやることによってサービスが低下するというようなことはない。より一層の直営でやるよりも、機敏な変革を取り進めていただけないかなということに期待をいたしております。

万が一民間がサービスの低下をするようであれば、運営は委託しますけれども、それはまた委託先を考えなければならない。再契約については、考えなければならない。私は直営でやっているのと、民間で委託したことによってのサービスの低下が生ずるということについては、まず大きな心配はしておりませぬ。もしそういう場合があれば、契約は解除せざるを得ないと、他に変更せざるを得ないというふ

うに思っております。

そのようなことから、基本的には民間活力、地域の活性化を願う、行政組織の簡素化を図る、これが目的であるということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 人件費の問題でも、結局そこに、機敏な対応できないと言うけれども、機敏な対応というのはできないことはないと思うのですね、まずこの点。

それとコストの面なのですが、何回も言いますが、今の現状で言えば、ただ人員を移動するだけで、総体的にほとんど変わらない。コストの問題は、どこに問題があるのかということ言えば、措置費の問題なのです。国から来る措置費が物価に見合った分の形で来ないという問題も合わさって、地方自治体における一定の水準をやっぱり保とうとしたら、それなりの財源というのは、一定水準必要だと思うのです。そういうことを考えたときに、私は町立保育所、民間保育所、それぞれの共通の立場で競い合う関係があるから、上富良野町の保育もぐんぐんぐんこれから前に行くのだろうと思う。これが簡単に言えば、一つになるということはないけれども、選択の幅が一つ二つになると、保護者の選択の幅も狭まるという状況になりますから、この点もう一度考えていただいて、保育所そのものがやはり委託がいかに住民に受け入れられないものかという形で、これからいろいろな問題が出てくると思います。私は、改めて町長に、この保育所のあり方そのもの、町長自身の考えがやはりない。ないからこそ右往左往するという形になっているのだろうと思いますが、もう一度確認いたします。

それと、100ページ、101ページにかかわって児童館の問題についてお伺いします。

これも何回もやっておりますから、充実するとは言っているのだけれども、なかなか充実されないのですね。既存の施設を使って東児童館では受け入れ態勢やっていますが、限界があると。やはり一般の学童保育所を受けるとなると、10名が今の体制ではいっぱいだと。一般の児童館も受け入れているという状況の中で、充実とは言っているけれども、そういう現場の声もきっちり聞くべきだと。本当に子育て支援と言っておきながら、一方でどんどんどんどん後退させるような行政を行っている。ここに問題があります。

さらに、東中におけるやはり児童館、学童保育所の要求もふえてきています。今子供たちがやはりお母さん、お父さん、農作業あるいは離農して仕事に出て帰宅が遅いという状況になっています。そうい

う意味で、東中地区にも、ほかにもあると思うのですが、やはり要求があります。こういう実態をいま一度きちっと調べていただいて、やはりその体制をとる必要があるというふうに思いますが、この点あわせてお伺いしたいのと、そういう中で保健福祉センターを建設するというのでしょうか。これはやはり当面中止すべきで、やはり必要な財源は、暮らしやこういった切実なところにもっと回すべきでないですか。この点、もう一度確認したいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

まず、保育所の委託でありますけれども、私は多くの町民の皆様方からいろいろなお話を聞いておりますが、その中で保育所の民間委託について反対だと、私の周りの方々の中からは、そういう声を聞いておりません。委員とは意見を相違するところではありますが、ただいま委員から、右往左往して考えているのではないかと心配をいただきましたが、私は民間に委託するという信念を持って御提案させていただき、今度ありませんが、来年度に向かって御提案させていただく。心の迷いを持たないで取り進んでいるということで、励まされましたことをお礼申し上げたいと思います。

さて、保健福祉センターとの絡みであります。そういうすべてのいろいろな部分もございます。保健福祉センターを建設することによって、常に申し上げておりますように、現状の財政状況の中で、ある面では、町民の皆様方に御苦勞をいただかなければならない部分もあるだろうと。潤沢な財政運営をしているわけではないために、そういう我慢をしていたかなければならない部分もあるだろうということは、前もってお願いしておりますように、そういったものを理解していただきながら、保健福祉センターの建設に向かっての御理解をいただきたいものだなというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 東中地区の先ほど児童館が必要ではないかというような御質問でございますけれども、私どもは現状では、そういうニーズ、地域の要望というのはまだ承ってございませんし、今東中保育所でございますが、あそこも少子化の部分で、まだ25人ぐらいいれるような施設なのですけれども、地域として、現状としては14人入所している状況でございます。その中で、この東中地区の御質問でございますけれども、そういうニーズがあれば調査してみたいということでもあります。

児童館につきましては、今東児童館の方は、放課後児童の保護者が施設あるいは担当の方に申し出を

いただきまして、直接自宅には両親が仕事でいない家庭の対象なのですけれども、そういう子については、そういう申し出をいただくというようなことで、今現在東児童館につきましては、十四、五名そういうお子さんがおるということで、そういう子に対する部分については、児童館の職員がある程度施設の中での目配りというのはさせていただいてございまして、あと一般の子供らの利用やなんかもございまして、その辺のそういう必要、直接学校からそういう児童館に行く家庭のお子さんが、そういう希望される場合には、そういうようなことで対応できるようにさせていただきますので、児童館についてのその辺のPR等はさせていただいているところであります。

委員長（久保田英市君） この款の質疑終了したいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） ここで、若干この際休憩をとります。

午後 3時42分 休憩

午後 3時55分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出、第4款、106ページから115ページまでの質疑に入ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 111ページの衛生費の22節、補償補てん及び賠償金100万円、けさほど、この件に関して経過説明を承りまして、いろいろこの100万円について考えさせていただいておりました。この春のお彼岸を迎えて、最近新聞にはチラシ入ってきているわけですね。どのぐらいのお墓がどのぐらいかなと、体裁ですね。100万円といたら結構立派な墓できるわけですよ。そこで、聞いた限りにあっては、短絡的に申し上げますけれども、大変申しわけないと思うけれども、町の責任において完全に移設してあげれば、Bさんには礼を失しないのだと。したがって、22節ということになれば、相手方に、Bさんにお金を渡すという考え方ですか。それについては、私は8節、13節で上富良野町が、行政が責任持って移設してあげて、後その祭事の関係については8節報償費で、どういう催事を御予定されるのか、どんな祭壇を予定されるのかわかりませんが、最初から最後まで行政の責任において墓所有者の意向を酌みながらやるのがよろしいのではないかと。したがって、22節の100万円についての節の計上は、8、13節が適

当でないかと。

それと、最後の質問をしたわけですが、100万円となった、ぼっきりのジャストになった根拠、内訳をこの際お聞かせいただきたいと思いません。

以上です。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

実は、22節で組んだのは、今委員が御質問にありましたとおり、祭事等の関係がございまして、これらについて、町でということになりますと、宗教的な問題もここに絡むというようなこともございまして、22節、本人への補償負担ということで措置をさせていただいたということで御理解いただきたいと思えます。

内訳につきましては、担当課長の方から申し上げます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 移設の工事にかかりますのが86万5,000円、祭事に要しますのが13万5,000円の予定でございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 根拠となる移設が86万5,000円ですか。これは見積もってもらったのですか。あとの100万円の残は、祭事費ということですね。では、その見積もった86万5,000円の工種別の説明をお願いしたい、見積もりだったのであれば。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 解体にかかわりまず工事が25万7,000円、それから基礎の新設にかかわりまして17万円、移設の工事といたしまして19万8,000円、天場の張り石ということで23万円の予定でございます。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 4款衛生費の11ページ、13節委託料のところでございますけれども、1億1,753万3,000円、昨年と比べまして1,046万2,000円と、こうふえておりますけれども、この中でクリーンセンター、私はクリーンセンターは活性炭装置を取りつけてまして、今のところ5ナノグラム以下で順調に推移してきていると思っていたのですけれども、またここでダイオキシン暴露防止対策費として836万1,000円、これを予算されておりますけれども、これはどうしてもつけなければいけないのでしょうか。どうしてこれが必要なのか、ちょっとわかりませんのでお尋ねいたしたいと思えます。よろしく願いいたしま

す。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいまの御質問でございますが、クリーンセンターに係りまして、労働安全衛生法という法律の中で、その作業環境の整備を求められる規則の改正がございまして、この要綱に従って、その排出されるダイオキシンという意味ではなくて、作業の環境にかかわりまして、ダイオキシンの作業員の皆さん方がダイオキシンの被爆といいますが、どうしても炉の中でございまして、煙道の中ですとか、そういうところの作業をいたしますので、それらに暴露されると言いますから、受けるものを防止をする必要のある対策を講じる必要があるということが、この労働安全衛生法の中の規則の中で定められ、要綱でその方向が示されたということでございまして、この対策でございます。

したがって、それらに対応するものとしたしましては、まず第1点目としては、その作業の環境によって、場所によってどういう暴露を受けるかという、その管理区域のそれぞれ設定を要するものが1点でございます。そのためには、ダイオキシンの測定を要するわけでございます。

それからもう1点は、作業にかかわりまして暴露の防止被服といいますが、作業に要する被服をそろえると。当然場所によってはマスクをつけまして、単なるマスクではなくて、呼吸用の送風をいたしまして作業をするという形が必要になってまいります。それら作業の環境によって、それぞれに指定されている品質の作業衣等がございまして、これらを準備をせざるを得ないというのが現状でございます。

もう1点は、それらの作業の状況から、通常の被服を着がえて、一般的に言う作業外のところに行く場合には、その暴露を受けているそのダイオキシン類を外に出さないということが一つのねらいでございまして、これらのエアクリーナーによってそれらを洗い落としながら、その作業衣を保管する場所を確保するというような内容でございました。あくまで作業をされる方々の安全を確保するものでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） それは、今こういう形で出てきたものなののでしょうか。もう既にこれクリーンセンター設置されましてから経過しておりますけれども。

それとまた、この機械は、これは作業する方の方でございますけれども、また何か違う法律等改正と

かなりますと、またこの機械というのは全く金食い虫と言いましょか、何かこうごみの処理で大変な施設でありますけれども、15年間これからこの機械を使用していくに当たって、また何か違うものが、全然この機械は取りかえることはできませんし、古くなってきますと修理費がかかるということはわかりますけれども、今回またその作業する方がこういった暴露対策をしなければいけないと。また何年かたちますと、何かまた新しい法律がこう変わったわと、こういうことになったりすることはないのでしょうか。そこら辺ちょっと心配なのでお聞きしたいと思います。見通しとしまして。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 新たな法改正ということにつきましては、私どもも予測はできないところでございますが、労働安全衛生法のその規則の改正につきましては、昨年13年度でなされたものでございまして、これに14年度より対応しようとするものでございまして、どうしても作業の安全確保につきましては、設置者の責任をどうしても問われるということでございますので、これに対応せざるを得ないというのが現状でございます。

将来的に法律が変わってどうだということに関しましては、今のところお答えできる内容でございせんので、御了承いただきたいと思ひます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 109ページ、環境衛生費についてお伺いします。

旧ごみ埋立地に関連しまして、賃金と報償費がありますけれども、これはこととして終わるのか、あと何年もこれは続くようなものなのか、見通しについてお伺いします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 旧ごみの埋立地の周辺整備の賃金と、それから報償費の謝礼でございますが、これにつきましては、当面まだ続く予定でございます。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 11ページの19款の中で、2点ほど質問したいと思ひますけれども、合併処理浄化槽の普及推進協議会の負担ですけれども、これは農村などに点在している住宅につける合併浄化槽かなというふうに理解しているのですけれども、それでよろしいですか。

それだとするならば、まだ實際上富良野町は、前回質問したときは、平成15年からというようなことをお聞きしたと思ひますけれども、実際に合併浄化槽が普及してない段階で、この負担金が納める必

要があるのかどうかということ、それからもし15年から実施計画があるならば、ことしは何というか、調査費といえますか、農村も12年度、13年度に建てた住宅については、ぜひこれは補助金を出していただくようにと。近隣町村はみんな出ているのに、上富良野町はなぜだというようなことでありましたけれども、所管に伺いますと、そういう予算はないというようなことでできなかったわけです。そして、15年からやるとするならば、調査費などが必要でないかと。アンケートでもとらなかつたら、農村は逆に今までやってほしかった分が、やりたいけれどもやれないというような経済状況は衰退しているというような実情でございますので、その辺予算措置をなされるのかどうか、そして、また希望者がいるかないかのその辺の状況をどのように見きわめるのか質問したいと思います。

それから、次に22節です。墓地の件で、私も最近墓地の敷地を買って建てたわけなのですが、これは順次順番に敷地を売るといえますか、権利を譲渡するのだというようなことで、買って建てたのですが、前後ろが全然建たないのですね。そして、そうかと思えば、最近建てた舗装にした分譲の部分については、どんどん建て、九十何%ぐらいは建っているのではないかなど。毎年御盆等いろいろな催事ときは私もお参りしてきますけれども、私らは一番奥なのですよね。それもやはり見通しのいいところはよかったわけですが、順次順番にしか分譲しないということで、あそこに建てたわけなのですが、その周りが全然建たないで、草が生えたら1年に1回か2回管理はしてくれますけれども、その辺の空き地がありながら、新しいところにはどんどん分譲して建てさせるという、この辺の点についてもお尋ねをいたします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 2点の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

第1点の合併浄化槽にかかわってのことでございます。合併浄化槽にかかわりましては、総合計画の実実施計画におきましても、15年からの展開ということで示しているわけでございます。若干のおくれがございますが、14年につきましては、各種の情報確保しながら、実現に向けて対応を進めていきたいという考えがございます。

ただいまの19節にかかわりましての業界に負担ということにつきましては、これらの情報の発信の場所が、この業界ではかなりのものを持ってございまして、これらの対応を進めていきたいというのがその考え方でございました。

それから、2点目の墓地にかかわりましての御質

問でございますが、基本的には順次使用の許可をさせていただいているのが現実でございますが、委員御発言のとおり、基本的にはできるだけ早期に墓石の設置をお願い申し上げているわけでございますけれども、必ずしもその内容で推移はしないというのが現実でございます。したがって、許可をさせていただく段階では、できるだけ早期の設置をお願いしながら許可を出させていただいているというのが現状でございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 墓地の土地所有について、もう1回お尋ねしますけれども、後からここ近年にできたところは簡易舗装だと。我々が買った、平成7年に購入したわけですが、この土地については、いまだ舗装にならないで砂利道で草が生える。やっぱり条件整備がなされていないので、そういう建設がしてくれているのかなど。それで、やはり条件を同じにさせていただきたいなと。自分はもう建ててしまっているからいいのですけれども、そういう計画あるのかなのか、お尋ねをいたします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 基本的には、実は砂利で整理をしているところにつきましては、それなりの金額で使用を許可させていただいてございまして、新たにつくった部分については、その金額ということでさせていただいてございまして、なかなか全部同じように整備というのができていかないというのが現実でございますので、御了承を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 先ほど15番委員の関連でございまして、ダイオキシン類の暴露防止対策でございますけれども、一応平成13年度に労働安全法が変わって、それを着用が義務づけられたということで理解してよろしいですね。

それで、エアクリナーを今度はその防護服であれして、今度エアクリナーですということになると、そのエアの中の処理といいますが、言うなればダイオキシンは大気へ出ればもうなくなることはないのです。だからその点で、そのエアクリナーの中の後の処理がどういうシステムになっているかということで1点お伺いをいたしたいと思っております。

それから2点目は、委託管理会社の業務員の言うなれば健康診断といいますが、これは恐らく定期的にやられておりますけれども、ただいろいろなどのデータを見ると、毛髪や何かについても必ず入

るということになってますので、言うなれば体内から吸収しているケースもありますし、それらも含めて当然血液検査等はやっていると思いますけれども、それらの健康管理、健康診断の状況について2点目をお願いします。

それから3点目は、平成14年度のダイオキシンの測定検査、これを何月1回か2回かやる関係で、できれば私は全国的なデータを見ると、一応毎年同じ月にやれば、1年間なら1年間、もしくは半年なら半年のデータがきちっと出るということがございますので、前年度の測定月日から逆算して、どういう形でやるかということでお伺いをいたします。

それから第4点目は、ダイオキシンは先ほど言いましたように、大気に出ればもう自然消滅はあり得ないと。大阪の野瀬であったように、もう炉を壊しても、そのままそこにまだダイオキシンが滞留をしているということがございます。そんな関係で、今学術書を読むとクロマツだとか、それからここでは落葉の木ですか、そういうようなことで葉っぱをとって、それを回収して、大体10グラムぐらいあれば、それを測定していけばダイオキシン類の測定が今できるという形になっているのですね。ですから、できれば私はクリーンセンターの周囲の木のところの何点かのポイント、それから医療焼却の施設のところの何点か、それから葬祭場の周辺の何点か。

この前新聞で富良野で出てましたけれども、葬祭場で焼く副葬品についても、できるだけダイオキシン類が発生しないようなものというようにことでちょっと出てましたけれども、当然上富良野としても、葬祭場についてはそれぞれ葬祭の業者等も含めて、副葬品の焼却については十分対応されていると思いますけれども、それらの指導と、もう一つは木の葉、マツの葉のダイオキシン検査測定というのをポイントを決めて上下、それからうちで言う今クリーンセンターと医療廃物とそれから葬祭場の点、ぜひこれらを取り入れてほしいということで考えていただきたいということで、ちょっと御検討をいただきたいと思います。

それからもう1点、草分にあるコンクリートの廃棄物の関係です。中間処理場の関係なのです。それで、11月5日に上富良野町長尾岸孝雄の名前で、産業廃棄物コンクリート破碎施設における事前協議前の事業拡大ということで、一応町長名で対策協議会と事前に協議をしてないと。そういうことで、速やかに協議会の了解を得ていない事業を中止をし、協議会と協議を行ってくださいということで町長名で出されております。しかし現実には、そのままずっとこれらが使われているということですよ。言うなれば、

建築廃材の関係ですね。建築廃材を9月12日付で上川支庁に提出をされて許可をされている。しかし協議会とはされていないという問題。

それともう一つは、このコンクリート中間処理の関係で、いかに環境ということで、建築廃材を置く場合は、必ずコンクリートか、もしくは地下浸透のしない形ということになっているのですね。そうすると、国有地の道路用地を3分の1とられたものだから、今鉄板をただ置いて、そしてその上に建築廃材を置いているのですね。その状況が適切かどうかということでお尋ねをしたいのと、それからもう一つ、火事の火災現場の木が持ち込まれているのですね。これは違法なのです。私もこの写真撮ってきました。それで、これらのことも含めて、道が認可をするからということで、上富良野があそこの環境をどうするかということを考えるためには、前も質問いたしましたけれども、言うなれば町としてそれらの産業廃棄物等の関係については、町がある面で力を発揮する、こういうものだということがなければ、歯どめをかける何かがなければ、今ツーツーなのです。言うなれば、去年の9月から今日までずっと建築廃棄物がやられている。ましてや、この前私が見に行ったら、恐らく富良野であった火事のやつだろうと思いますね。焼けた材料が全部積んであるのです。これは私も確認をしましたけれども、恐らくもう今処理されているかもしれませんがね。だからそれらのことを含めて、やっぱり担当としてどう対処するかということでお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） まず、ダイオキシン類の暴露防止の関係でございますが、エアークリーナーのシステムに関しましては、後ほど課長補佐の方からお答えを申し上げたいと思います。

次、委託管理会社における健康診断でございますが、現実には私ども関知をしてございませんで、委託会社の独自の健康診断確保をいただいているというふうに認識をいたしてございます。

それから、14年度のダイオキシンの検査にかかわりましては、これにつきましても後ほどお話を申し上げたいと思いますが、総体2回の予定をいたしてございますが、月等につきましても、後ほど課長補佐の方からお答えを申し上げます。

それから、委員御発言の周辺の関連につきましても、現在土壌については、それぞれやらせていただいているわけでございますが、葉をとってということについては、今のところやってございません。

あわせて、医療廃棄物の関連につきましても、私どもの方としてもちょっとお話をしていく方

向でいかなければいけないのかなというふうに思いますが、今のところどういうふうになっているか確認はいたしてございませんので、今後設置者との協議を進めたいと思います。

それから、葬祭場につきましては、できるだけいわゆる副葬品といいますが、そういうものについては避けていただくと言いながら、なかなか皆さんそう簡単ではないのかなというふうに思っております。これらの周辺のダイオキシン類の測定に関しましては、少し時間をちょうだいいたしまして検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、コンクリート破砕施設の関係でございますが、委員御発言のとおり、地域との協議を了しない内容については、早急に地域協議会との協議を終了してくださいということでお出しを申し上げたわけでございますが、以降なかなかそれがうまく進んでいかなかったということは事実でございます。

途中、本年2月24日に入りまして、また改めてその辺の内容の協議が協議会との間でなされたように聞いてございまして、これらについて協議会との協議をしっかりとお願いを申し上げたいと思っておりますが、ただ火災現場の廃材等に関しましては、私ちょっと認識をいたしてございませんでした。これらについて、あるとすれば、また協議会の方々とも、それから事業者の方もしっかりとお話をさせていく必要があるというふうに思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長補佐。

町民生活課長補佐（前田満君） まず、エアシャワーの関係でございます。システムとしましては、一応畳1畳程度のボックスを設けまして、その中で上から風によって被服についているダイオキシンをまず除去すると。その除去したダイオキシンを下の掃除機のようなもので基本的に全部吸い込みます。それをフィルターで補修してその処理をするということで、当然焼却現場から通常の事務所あるいは休憩所へ行くときについては、そのダイオキシンの付着している被服については、すべて洗浄された状態で行くという形で進めていく計画でございます。

それから、次に平成14年度のダイオキシン検査についてでございますが、毎年国の方へ報告する数値については、10月あるいは11月に測定している数値を報告してございますが、去年から、平成13年度から2回一応予算づけさせていただきまして、4月と10月の後半になるかと思っておりますけれども、10月にダイオキシンの測定を予定しております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） コンクリート破砕施設の中で、鉄板を敷くということについてどうなんだということにつきましては、ちょっと十分認識をしてございませんで、少しの時間をいただきたいと思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） エアシャワーは、それでは下から吸い込むということですね。それで完全に中のものがとれるという、中のダイオキシン類は、浮遊しているものが吸い込めるということで理解していいんですか、まずそれが1点です。

それから、あと委託管理会社の従業員の健康管理の関係なのですけれども、今言う健康管理は委託管理会社だと言っても、言うなれば5ナノグラム以下であれしているよということを、現実に10も20も出ているケースがあるし、これからも起こり得るから、こういうことで防護服を使うということですが、従来のもので蓄積をして、そしてということであれば、そういう健康管理も町としてもある面で問われる面があるのでないかということで、できれば今まで受託会社がやっている健康診断等は、どういう内容でやっているかということをお聞きしたいと思っております。

それから、コンクリートの破砕施設の関係ですが、上川支庁はもうそれはだめですよと、これははっきり言っているのですよ。

それから、火災の焼けた木材も、結局建築廃材は、あれは再利用するわけですから、そうするとそんなものが、本来的に焼けたものは焼却処分をしなければならいのですよ。それがあそこの現場には持ち込まれているということなのです。そういうことで、それももしわからなければ、支庁に確認をして御回答をいただきたいと思っております。

それから、コンクリートの鉄板の継ぎ目のあるもの、これはもうだめですよと、地下浸透しないよというふうになっていきますから、それをもう一度上川支庁に、もしわからなければ確認してください。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長補佐。

町民生活課長補佐（前田満君） エアシャワー室の処理でございますけれども、作業工程におきまして、当然被服と作業衣等に、俗に言う防護服等についているダイオキシン分をエアによって除去するという形でございます。その状態の中で作業服も脱ぎまして、初めてクリアな状態の空間に移動していく

という形のシステムをとる考えであります。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 先ほど委員からございました健康管理にかかわりまして、実質5ナノグラム以上が出るから、そういうことでということでございますけれども、実際のこの作業環境のいわゆる暴露防止に関しましては、排出のダイオキシン類の測定値という意味ではございませんで、あくまで焼却炉内でございますとか、煙道内ですとか当然にして作業いたしますので、それらの部分についての作業内での暴露防止でございますから、それがどれぐらいの被爆、先ほどちょっと申し上げましたが、影響を受けるかということを確認しながらその管理区域を定めていくということでございますので、そういう中にありまして、委託会社の方でどういふような健康管理体制をとっているかにつきましては、私ども改めて確認をさせていただきたいと思っております。

それから、火災の残渣でございますとかコンクリートの対応の下地といいますが、それらについて私ども時間をちょうだいいたしまして、確認をいたしまして御報告を申し上げたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 今質問されました廃棄物の件でありますけれども、この道の許認可について、許可されたものは、この取り消し道でできない。やっぱり道は許可だけして、あとは検査もしない、点検もしない、ただ放りっぱなし、あとまずいところは町に任せるといふ、これはちょっと問題が違うのではないかと。もっと支庁に抗議をして、もっと業者を指導する、そしてだめならば認可を取り消すと、そのぐらいのことを道もやってもいいのではないかと。思うのですけれども、いつまでも庁内にいて、どうなっているのだとどうなっているのだと、担当課ではどうにもならないと思うのですね。しかしそのぐらいのことは道に申し込みができると思っておりますが、その辺はいかがでしょう。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長補佐。

町民生活課長補佐（前田満君） 今、吉武委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、産業廃棄物の処理施設の届け出等につきましては、議員おっしゃるとおり道への申請でございます。ただ、それぞれ処理しようとする廃棄物の種類によりまして、当然設備、それから施設等がございます。その施設も道においては、その施設が備わっているかどうかをすべて確認した上で基本的には許可する形になっております。

今回中村委員がおっしゃられた部分の中で、その許可条件と異なっている場合等につきましては、ま

た私どもの方も認識不足の中で申し上げるのがちょっと失礼なのですけれども、道の方にもう一度照会含めまして、資格的に施設的に合致しているかどうかとも確認させていただきたいなと思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員、よろしいですか。別な件ですか。別に質疑してください。

17番小野委員。

17番（小野忠君） 課長補佐にちょっとお伺いしておくのですけれども、碎石リサイクル現場、今のコンクリリサイクルの今中村さんが言われている、あの施設について期成会ができてますね。それで、その期成会があそこの部落でもって期成会が、今回期成会長さんがおやめになって、それで前回の副の期成会長が会長になったということは私も確認しております。それで、その期成会に基づいて、道の支庁の指示に基づいてあの営業を行っているのだというふうに私は聞いているわけなのですけれども、その期成会が変わったということは、会長おかわりになったのは北村さん、これは名前指しても構いませんから、北村さんが今度会長になりました。そして、あそこの会をつくって、そしていろいろ施策を、もし何かあるときには町に訴え、また道に行くというふうなことで、あそこ管理状態になっているということは私も聞いているのですけれども、課長補佐はどういうふうにお聞きになっているかちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 協議会の関係につきましては、先ほど申し上げましたように協議会と事業者の間で、2月24日に建築廃材についても協議を了したというふうにお聞きをいたしてはございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） そういうことで、それらの指導につきましては、町との契約も幾らか、よく中身はわかりませんが、町にも報告するという義務が与えられているということから、期成会は町に対して報告があると私は思います。この間いろいろの方とお会いしてきたときに、町の方にも報告していると、それでもって事業を行っているというふうに私聞いているのですけれども、その点は課長補佐お聞きになっておりますか。課長補佐の方がわかりでないかなという気するのですけれども。

委員長（久保田英市君） 町民福祉課長補佐。

町民生活課長補佐（前田満君） 実は、2月24

日、基本的に協議会の総会がございますということで御案内もいただきまして、中で基本的には総会の折に、会社の方からも総会の方に出たという中で、会社の方から既に協議の提案はしてあったけれども、建築廃材について、今まで協議がなされてなかった部分の中で、ぜひ建築廃材についても新たにテーブルに乗せたいということで、会社の方で申し出をした中で、総会の出席者の方の全員の了承の中で、建築廃材についても基本的には認めるということで、翌日2月25日に北村会長の方から私どもの方に、一応私どもの方も町と会社の方と覚書を交わしてございます。それから、協定書の中の立会人という立場で町がありますので、その中で報告をいただいているところでございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 2月24日の対策協議会の総会にですよ、現状はどうかということをお僕は課長や課長補佐に言っているわけでしょう。建築廃材の置き場は適切でないよと。それが、今度あんた方が指導しなければならぬでしょう。対策協議会の地区の人は、そういう法律的な道の条例的なものはわからないですよ。それをあれしないで、そのまま決まったからオーケーですよということには僕はないと思うのですよ。必ず地下浸透のしないよとということがびちっと書かれていますから、それが鉄板置いたり、鉄板の置き場がなくて、そのまま土の上に置いているのですよ。

私、この前どういう状況になっているか見に行ったら、その火災現場のあれはあるわ、それからそれらのものがどんどんどん置かれて、普通の地上の上に置いてあるのですよ。こんなことはだめだと言われているのですよ。それあんた方24日、対策協議会が知らないからそうかもしれない。だけれども、あんた方はやっぱり事務屋だから、その点僕が言ったことをきちっと理解をして、そしてやってくれなかったら困るでしょうや。だれがそういう環境関係を守るの、町長含めて皆さん方がやっぱり守らなかったら、そういう道の条例だとか法律とか無知なんですから、ですから僕はそのことを指摘したのですよ。その点でお願いいたします。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的には道の許可権、御存じだと思いますけれども、町として監視権限というのですか、その辺のところ果たして強制力持ってやれるかどうかという点は、私どもとしてはちょっと疑問に思うわけです。この三者契約を結んでいるというのは、あくま

で町としては地域のそういう被害がないような形の中で、万一法に照らして違法措置だとか、そういうことあった場合については、町として厳しくその業者の方に抗議するなり、そういう中で役割を果たすべきだというふうに思っておりますし、今中村委員のおっしゃっているのは、まさに許可権の中で、その監視行為のところまで町が果たしてそこまでやれる権能があるかどうかという点につきましては、甚だ義務的に私どもはとらえられているということにつきましては、疑問に思うところでございますので、その辺、町がどの辺まで役割を果たしたかにつきましては、地域との中での協議が主になっていくのでないかなというふうに思います。

御指摘のとおり、法的に地域の人は知らないよという点におきましては、事前にわかれば、その辺のところの指導もやっていかなければいけないというふうには思いますけれども、強制的にその辺のところこうなっているからということをお常に監視の目を向けていくということにつきましては、果たしてどうなのかなというふうには私は思うところでございますので、その点、若干中村委員につきましては、厳しい御判断をされているようですけれども、その辺のところ御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 助役さんよ、僕は監視をしてほしいけれども、僕が通報しているんだよ、彼らに。それでは、行って見てくれと言っているわけだよ。例えば建築廃材のやるやつに、あそこの復元がどういう状況になっているかと僕は11月2日に行ったのですよ、去年の。そうすると、建築廃材ががんと積まれている。これは何だということで前田補佐に、朝の7時半ですよ、電話したの。そうしたら、前田補佐が現場を見に行き行って写真を撮ってきて、建築廃材があると。それで僕は上川支庁に確認したのです。そうしたら9月の12日に出ますよと。それだからこそ、町長名でとりあえず操業を中止しなさいと、そしてやっているわけでしょう。僕は、だれ常時監視しなさいと言った。僕言うのは、僕がそうやって言ったんだから、速やかに業者に言うなり、その措置をしなさいと。

去年の1月25日ですね。あそこの面積が拡大をするということで上川支庁から3人来て、私はそのとき行きました。そのときに、ここで上川支庁は、一応条件そろっているから許可をしますよと。しかし、何かがあれば地域の皆さん方や町民の皆さん方役場へ言ってくださいと。役場へ言ってどうにもならなかったら支庁へ飛んで来てください。そういうことで、我々はその段階をきちっと言っているわけです。それ前田補佐どうだい、ちゃんとあんたも

見ているわけでしょう。おれも行っているし、それを全然びちっとしてないわけでしょう。だから僕は言いたくなるわけさ。だれも24時間監視しれとは言ってませんよ。言われたらやんなさいと、そしてたまに見に行くぐらいの姿勢があってもいいのではないかと、僕はそのことを言いたいのですよ。だれが町民のそういう環境やなんか守るのですか。そういう担当の職員が、やはり守ってやらなかったら守れないわけでしょう。

助役、もう1回説明してください。

委員長（久保田英市君） 助役。

助役（植田耕一君） 情報をいただいたということですので、その点につきましては、それに基づいた対応をするべきというふうに私は思います。委員がおっしゃるとおりだと思います。

担当の方といたしましては、委員から御連絡いただいた中におきましては、業者側に対しまして、その違法性があるよというようなことで指導はしたということですので、その点、委員と若干意見が違いましたけれども、そういう点では、委員のおっしゃるとおりだというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 先ほど岩崎委員の関連だったのですけれども、改めまして。

墓地の件でございますが、私の知人が奥さんを亡くされましてお墓を建てたいということで役場に申し込みましたところ、37番というところを、そこに建てたいと、こういうことで申し込みましたところ、36番が売れないと37番は売れないと。こういうことで、何年も、いつまで売れるのかわからないような状態です。建てて人に見てみると、命日ですとか初盆までにですとかいろいろなことがありまして、それで今岩崎委員が先ほどおっしゃっておられました。お墓を建てられたそうですが、前にも後ろにもお墓は建ってないということをお聞きまして、いつからこういう、36番が売れましてでないと37番は売ることができないということで、建てて人に見てみると、どこでもいいというわけではありまして、やっぱりある程度ここがいいというところがあると思っております。そういうときには、やっぱりそこを分けてあげると言うとおかしいですけれども、借地料というのでしょうかね、販売にはならないかもしれませんが、いつからそういうふうな、町としてはやっぱり順番に売ることとはどうなのでしょうかね。借地、そういうことを聞きまして、どうでしょうかね、やっぱり今お聞きしますと、何かちょっと飛び飛びにもなっているような気もいたしますのですけれども、そう

いうここをという場合には、何かそこを分けてあげるといふことにはならないでしょうか。何かいい、何年かかるかわからないわけですね、その隣が、36番が売れないと、その37番はということですので、何かそういうお考えないでしょうかね。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 委員御質問の件でございますが、平成6年の造成地より区画が正確に入るようになりました。順番に従って許可をさせていただいてございまして、委員お尋ねの37番がということでございますが、それ以前のものが使用許可出ない段階では、それを飛んでということにはなかなか難しいと存じます。

委員長（久保田英市君） この款ほかにはございますか。

13番長谷川委員。

13番（長谷川徳行君） 最後に一つ質問させていただきます。

109ページのクリーン推進員について質問いたします。

クリーン推進員の町としての選任の仕方、また行政としてはクリーン推進員にどのような指導をして産業廃棄物推進の担い手となっていたかお聞きしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 委員お尋ねのクリーン推進員でございますが、基本的には各町内会、農事組合の御推薦で決定をさせていただいております。

なお、クリーン推進員さん方には、分別の各種の内容についてお願いを申し上げているわけですが、まだそれぞれに若干の認識の差があるということは現実でございます。私どもの啓発不足もございまして、基本的には要綱を定めながら進めさせていただいてございまして、今後なおきめ細やかにお話を進めながら、分別について御協力をちょうだいするように進めたいというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） この款終了いたしたいと思っておりますが、どうですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） この款の質疑終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度とし、延会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

明日の予定につき、事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 明日3月15日は、本特別委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集願いたいと思います。

なお、本日の予定の日程が延会となりましたので、3月15日も引き続き議案第1号上富良野町一般会計事項別明細書の歳出第5款から御審議いただくこととなりますので、各会計の予算書及び資料等を御持参願いたいと思います。

以上です。

午後 4時52分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 久保田 英 市

平成14年上富良野町予算特別委員会会議録(第2号)

平成14年3月15日(金曜日) 午前9時00分開議

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成14年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成14年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成14年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員(18名)

委員 長	久保田 英 市 君	副委員 長	中 川 一 男 君
委 員	中 村 有 秀 君	委 員	福 塚 賢 一 君
委 員	笹 木 光 広 君	委 員	吉 武 敏 彦 君
委 員	石 川 洋 次 君	委 員	仲 島 康 行 君
委 員	岩 崎 治 男 君	委 員	佐 藤 政 幸 君
委 員	梨 澤 節 三 君	委 員	米 沢 義 英 君
委 員	長谷川 徳 行 君	委 員	徳 島 稔 君
委 員	村 上 和 子 君	委 員	清 水 茂 雄 君
委 員	小 野 忠 君	委 員	向 山 富 夫 君

(議長 平田喜臣君 (オブザーバー))

欠席委員(1名)

委 員 西 村 昭 教 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
総 務 課 長	田 浦 孝 道 君	企 画 調 整 課 長	中 澤 良 隆 君
税 務 課 長	上 村 延 君	町 民 生 活 課 長	米 田 末 範 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 憲 治 君	農 業 振 興 課 長	小 澤 誠 一 君
道 路 河 川 課 長	佐 藤 修 君	商 工 観 光 ま ち づ くり 課 長	垣 脇 和 幸 君
会 計 課 長	越 智 章 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 口 昭 夫 君
管 理 課 長	早 川 俊 博 君	社 会 教 育 課 長	尾 崎 茂 雄 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	林 下 和 義 君	上 下 水 道 課 長	田 中 博 君
町 立 病 院 事 務 長	三 好 稔 君	関 係 する 課 長 補 佐、 係 長 等	

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開議
(出席委員 18名)

委員長(久保田英市君) 昨日に引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は、18名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明させます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、昨日3月14日が延会となりましたので、本日の日程を変更し、昨日に引き続き議案第1号上富良野町一般会計予算の事項別明細書の歳出、第5款、116ページから御審議いただき、以下、さきにお配りいたしました日程で進めてまいります。御了承願います。

以上であります。

委員長(久保田英市君) 1日目に引き続き、議案第1号上富良野町一般会計の事項別明細書の歳出、第5款116ページから第6款127ページまでの質疑に入ります。ございませんか。

11番梨澤委員。

11番(梨澤節三君) 117ページの労働諸費、町内労働者団体育成、それから富良野地方自衛隊退職者雇用協議会、この件について2点お尋ねします。

まず、この町内労働者団体というのは、あそこの病院職員住宅ですか、あそこを無料で使っていると、こういう経済状況のときにですね。あそこは、きのうもちょっと言いましたけれども、福祉施設ということでもって、移動あるのかなという感じもするのですけれども。

私は、この方たちの政治活動とか選挙活動については言いますが、労働ということについては理解は持っておりますから、ですから商工会館なりあそこに入っていて、使用料なり何なり見てやるとか、そういうような考えもあっていいのではないかと、堂々とやればいいというように私は思うのですよ。

ということについてお尋ねをするのが1点と、次は富良野地方自衛隊、これが雇用協、今までは商工振興に入っていたのです。なぜこちらに移ったのか、その根拠ですね。自衛隊は労働者ではないのです。退職者になると商工の方には入っているのです。雇用協というのは、商工会の1部門である、そういうことなのです。1部門、だから中富良野につ

いても確認をしました。雇用協というのは、労働の諸費ですかと言ったら、いやあれには入らないでしょうと、こういうことです。だから今までどおり、商工会長のところに置くというようにあるのがしかるべきだというように思います。

大体労働者ということにならないのですよ、自衛官は。定年になったら労働組合に入ることもないです。そういうこともないのです。だからこれが一緒に並ぶということには、ならないのではないかなと。今までどおり商工振興という方に持って行ってはいいかということなのです。

委員長(久保田英市君) 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 11番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のいわゆる連合上富良野支部の事務所の件でありますけれども、委員の御提案の商工会のコミュニティの施設を使ってはどうかというふうな御意見でございますけれども、あの施設につきましては、いわゆるそういった地域住民の公民館的な役割を担っているところでございまして、特定のそういった団体に長期にわたってお貸しするということにはならないということと考えておりますので、移ることはできないといふふうに考えております。

それから、2点目の今回予算の中で、労働費の中に自衛隊退職者雇用協議会の項目が移ったということでございますけれども、委員のおっしゃるような労働者云々の論議ではなくて、労働者としての部分の雇用ということで、今回労働費の中で他の雇用協議会と同じような中で歳出をまとめたということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長(久保田英市君) 11番梨澤委員。

11番(梨澤節三君) これ中富良野町の予算書です。商工振興、こちらにそのままです、ことしもずっと。何を魂胆を持っているのかと。その辺のところ、同じ金でもなぜこれに移すのかということ。根拠があるでしょう。今まで商工振興ということに、定年になったらその商工振興に尽くしますよと、こういうことなのです。これ見ると、労働ということにはなりませんねということなのです。これもう1回検討してみてください。

それから、連合ですね。自治労の方に特に老婆心ながら言っておきますけれども、今富良野が選挙やっております、政治活動どんどんやっています。当たり前顔して軒並み歩いているのです。選挙が終わりますと、16年にかけて17年の合併の話が出たときに、職員の査定だとされます。非常に厳しい。一つのポストを5人、単純計算で5人が争

うのですよ。上富良野から占冠まで、5個で争うようになる。厳しい状況になります。やはりいずれ国家公務員法、地方公務員法というものが、今間もなく出てきます。これには、政治活動に関して厳しい制約が入ってくるのです。そう携わらないで、一つでも多くのポストを合併になったときはとっていただきたい。それがこの町に対する最高のものになるのです。もう政治などというのは政治家に任せて、そして職務に専念していただきたいということなのです。

それで、この労働連合のあそこは、壊した後はどのような面倒を見るのか、お聞きをしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思えますが、この連合の支部の場所でございますけれども、基本的には保健福祉施設を建設することで、あそこの住宅の取り壊しをするという考えでございます。まだその辺のところの交渉はいたしておりませんが、これから通知をいたしまして、やはり一つの連合という独任の機関でございますので、町としての一時的な使用ということでは許可してございますので、あくまでも労働団体の方におきまして、その辺のところの町がこういう事情になったということの理解を得た中で、従来の中におきましては、町の方への要請もあるところでございますので、その辺のところの調整をかけていきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 今年度の予算には直接関係はないですけれども、若干間接的に関係するものと考え、町長の執行方針の中にありました家族経営協定という農家の問題についてちょっとお尋ねしたいと思えます。

これは、家族の中でお互いに給与とか、そういうものを契約して給料を支払うということではないかと思うのですけれども、国の方針でそうなされるのかもしれませんが、まあ考えると、経営者と使用人ということになると思うのです。給料を払うと所得税の問題も出てくるのではないかと、また年金の問題も出てくるのではないかと。農家の従業員が農業者年金が納められるのか、あるいは国民年金になるのか、また健康保険の問題等ももろもろの諸問題が出てくると思えますけれども、この農家経営協定というものを結んだときに、どのようになるのかお伺いをします。

委員長（久保田英市君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） 5番吉武委員の御質問でございますけれども、家族経営協定を

結んだらどんなことになるのかということでございます。これは、今委員が言われたようなことでなく、家族の中のルールを守るということでございます。極端に言いますと、いわゆる配偶者にお嫁さんをもたらしたというときやなんかのときに、いわゆるルールを守って月に何遍かの休みをとるだとか、いわゆる報酬の関係をどのようにするかということの決め方でございまして、年金だとか、そのような関係につきましては、全く農業者年金につきましては、いわゆる家族協定を結ぶことによりまして年金の額が少なくなると。いわゆる支払いを政府が見てくれるというような恩典がございまして、そういう家族協定を結ぶということでございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 他になければ、次に進みたいと思えます。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 119ページ、農業委員会委員18人でもって927万5,000円の報酬ということで予算出ているのですけれども、ことし農業委員会の農業委員の方の選挙ということで、これはどういう方法で18人を選任されるのか、ちょっと教えてほしいのですけれども。

それと、農業振興審議委員10人いらっしゃるけれども、これらの方のメンバーの構成はどのようになっているのでしょうか、また何回ぐらい会議をなさっているのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（久保田英市君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） 村上委員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

農業委員18名おりますけれども、この中で選挙委員というのが14名ございまして、あとの4名につきましては、農協の推薦だとか、あと共済組合の推薦、あと議会が2名の推薦ということで、合計18名というふうな構成でございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の2点目の農業振興審議会の構成でありますけれども、内容的には、ここに10名と書いてございます。それで、基本的には農業振興に関する事項を審議していただくと、それであわせて研究的なことも行うというようなことでございます。ここに年1回そういう審議をしていただく、そういう場でございます。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 14名選出で、あとは農協と議会推薦だと、4名につきましては、私、女性の農業委員もいてもいいのではないかとことも

常々思っておりまして、何とかこういう気持ちも通っていかないものかと思っているのでございますけれども、議会での推薦枠もあるということ今お聞きしましたので、ぜひこれは課長にお願いしてもどうしようもないかもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役。

助役（植田耕一君） 村上委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、ただ今事務局長の方からお答えいたしましたとおり、議員と同じように、14名につきましては、公職選挙法の規定に基づきまして選挙ということになります。したがいまして、立候補すれば、その辺のところは十分機会があるということで御理解いただきたいと思ひます。

あと、また推選の関係、議会の推薦という観点につきましても、これは議会で御判断いただく状況かと思ひますので、その辺のところは議会の方でお任せをする形かと思ひますので、状況を見きわめながら、その辺のところを御判断いただきたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） まず狂牛病、いわゆるBSEの対策についてお伺ひいたします。

酪農組合等からもいろいろな要望等が出されているかと思ひますが、現状のいわゆるBSEに対する、今回は経営維持資金の利子補給等も予算が計上されました。農家の現状と、この利子補給の対象農家、大体どのくらい予想されているのか、この点をお伺ひいたします。

さらに、上富良野町における近隣管内から比べて、反収における粗収入は大体どのような、過去5年間さかのぼってみてどのような状況になっているのか、この点。

さらに、121ページの農地流動化促進対策補助事業という形で2000万円出されておりますが、流動化における実態と、この補助事業の内容等についてお伺ひしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の3点の質問にお答えをいたします。

BSE、狂牛病の関係でありますけれども、これにつきましては、農民連盟あるいは酪農部会等から助成というか、現状を見ながら助成の件が出てきてございます。内容的には、今いわゆる搾乳を終えた廃用牛と申しますか、それらがいわゆる滞留をしている。農家に滞留をしていると。何かと申しますと、結果的にBSEの発生を、この地域から出すのが非常に恐ろしいということが一つあります。そういうことから、なかなかさばけないといひますか、

販売できないというような状況になってございます。そういうようなことから、飼料代、そういった経費がかさむのも現状であります。

本町においては、家畜市場を通しまして販売をしているところでありますけれども、それらについても、BSE発生前の価格より相当落ちているというのが現状であります。

ここに大家畜経営維持資金の利子補給の関係でありますけれども、2件であります。頭数的には、2,660頭が対象になってございます。1頭当たり10万円というのが根拠であります。これは農家以外の方の対象と。農業者、農協管内、農業者の関係につきましては、昨年BSEの発生によりまして、11月でありますけれども、希望をとったところ、結果無利子といえども、結果的には借入金というか、借金の形になるというようなことで、手をあろしたという経過がございます。そのようなことから、これについてはそういうことでございます。

それから、2点目でありますけれども、上富良野町が管内のそういう反収が低いのではないかと。議員御指摘のとおりでありまして、富良野市、それから中富良野町に比べますと、非常に反収が低いというのも現状でございます。なぜかと申し上げますと、結果的には畑作4品と申し上げますか、それらの関係が非常に価格も低迷しているというようなことがございます。中富良野におきましては、施設園芸的なものも一つありますので、その辺の差があるのかなというふうにとらえてございます。

それから、農地流動化促進対策事業の関係でありますけれども、これにつきましては、農地のいわゆる利用権設定、賃貸契約を結びまして、そこに上富良野町には農地利用改善組合、16の団体がございまして、そこに対しまして、農地を集積したものに付き交付する額であります。これは道費が1,000万円、それから本町の1,000万円ということで、足して2,000万円でございます。内容的には、昨年度をちょっと見ますと、出し手が62件、それから受け手が65件ございました。面積にいたしますと、約255ヘクタールが出されているところでございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） BSEの対策については、対象が大家畜農家ということですから、そのとおりだと思います。この大家畜農家以外の一般農家については、なかなか対象になり得ない。いろいろな制約があります。

今、担当の課長も話されたように、その借り入れ等の要望を聞いたけれども、なかなか手が挙がらないと。そのとおりだと思うのです。実態は、まさに

農業経営が窮地にというか、ひどいところまで追い込まれているという実態かというふうに思います。

そこで、町として何をやるかというところが課題になっているのだろうというふうに私は考えます。

酪農家の方に聞きましたら、なぜ市場に出さないのかといったら、先ほども課長がおっしゃったように、ここの上富良野、言うなれば富良野沿線から万が一、そういうことはないと思うが、そういう病気発生ということになれば、農業全体、町全体のイメージがやっぱり致命的なところに追い込まれるというのが根底にあるという話であります。このまま続いたらどうなるのだという話を先に進めてみましたら、やはり農家そのものが、農業そのものがやはり成り立たないだろうと、資金繰りも思うように回転しないだろうというのが実態であります。ですから、私はこういう実態を行政がどのようにとらえているのか、こういうところまできっちり受けとめて、対策も出されているかと思いますが、やはり今廃用牛に至っても、いわゆる産業廃棄物という形の中で、焼却処理という形になっています。そこでも当然経費がかかるという形の中で、補助を求めたりだとか、負担軽減してほしいということ。

今回の死亡家畜処理補助についても、町においては削減の動きがありますが、これも現行どおり維持してほしい。そして、将来の農業経営ができるような、成り立つような、そういった支援をしてほしいということが実態なわけであります。

まず、この点について、今後町は一般的な制度の対応をするのではなくて、本当にこの農家の人たちの気持ちの気持ちの入ったやっぱり家畜経営、あるいは農業経営をどう進めていったらいいのかという、やっぱりそこまで踏み込んだ対策をとらなければならないと思いますが、この点、担当の課長もしくは、また町長の答弁を求めたいと思います。

さらに、反収の問題ですが、確かに施設園芸その他の違い等があると思います。先ほども、前にも同僚の委員が取り上げたように、耕地の農地の圃場整備等の当然おくれもあります。負担もありますから、なかなか大変だということもあります。しかし、やはりこういったところにも、やはり特段の行政の支援対策というのを進めるというのも一つの方法だろうというふうに思います。そういうことも含めて、やはりこれからの農業の畑作4品ですか、これが3品、これが上富良野の場合は比較的多いと。ここのやはり落ち込みがひどいということになれば、それに対する対策、それにかわるきちっとして対策を持って農業指導、営農指導をしなければならぬ。当然これは合併ということになりまして、ふらの農協にもかかわることありますから、こう

いう体制をやはり町独自でも、ふらの農協がしないとした場合、これをやる必要が今本当に迫られているのだろうと思いますが、この点あわせてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

BSEの関係でありますけれども、私先ほど申し上げましたように、やはり廃用牛が一番、今酪農家においては滞留をしているというようなことが一番問題であると。それも私もよく聞く話でありますので、これらに対する市場まで連れて行く、そういった輸送の経費ですが、こういったものも他町村でも実際に支援をしている、そういう状況も見ます。そういうようなことから、滞留しますと、酪農家においてはどうしても経費がかさむと。このようなことから、そういったこともひとつ考えなければならぬことだなというふうに思います。

それから反収の違い、これらは委員も御指摘のように、当然農地の基盤整備もすることが生産性を上げていくという重要な一つだというふうに考えます。こういったものにつきましても、町長が一般質問でもお答えしましたように、町が計画段階から積極的にかわりまして、いろいろな課題はあります。受益者におきましては、負担金の問題だとか、地区取りまとめの問題だとか、そういった課題はありますけれども、積極的に行政がかわりまして、何とか事業が実施できるように進めてまいりたいと、このように考えております。

委員長（久保田英市君） 助役。

助役（植田耕一君） 米沢委員のBSEの問題でございまして、いわゆる町としての独自の対策というような観点での御質問があったかと思いますが、基本的にこのBSEの問題につきましても、当初この報道でも明らかのように、国の対応という点でまずさがあったというようなことで報道されております。そういう中で、国の責任の点で非常に大きなものがあるというふうに思います。

こういう利子補給制度だとかを設ける段階におきまして、町の方におきましては、基本的に国がこの辺の状況を生んだという原因の中から、その辺の責任をとってもらえるような対策を講じるべきということで、町村会を通じまして、その辺の働きかけをしてきた経緯にございます。

実体的な状況を客観的に見てみますと、日本の状況におきましては、他国と比べて、いわゆるものところはわかりませんが、原因のところはまだ究明されていないということで、その安全性を云々するというのは、極めてあれですけれども、他国と比較に

おきましては、日本の場合におきましては、相当高い安全性があるというような情報でございます。

一般的には、風評という面がどうしても国民に報道を通じてあおっているという気運がございます。その安全性の面につきましては、その究極はわかっているではありませんけれども、その辺のところが大きく出てまして、農家に大きな被害を講じているというような状況でございますので、その辺につきましては、それぞれ抱えている自治体におきます酪農家の対応につきましては、個々の対応している町村もございまして、それらを参考にしていきたいというふうに思っております。

先ほど米沢委員がおっしゃっていたのは、大家畜農家だけということではございませんので、対象は酪農家全員にこの対象になる状況でございますので、その点は違いますので、そういう中で担当課の方では個々調査申し上げまして、この資金の利子補給制度にのるかどうかという点で調査いたしました中で、課長からの御回答ですので、その点御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） ぜひそういう実態を再調査されまして、どういう方向がこの酪農家にとっても、農業者にとってもいいのかという相手の本当に気持ちに入るぐらいの形のやはり実態を掌握していただきたいというふうに思っています。

それと、もう一つは農地流動化策についてですが、確かにいろいろ聞きましたら、なかなか大変だと。やはり農家同士のことだし、受け入れなければならないという実態もあるが、しかしこのままずっとこの状態が推移すれば、もうとてもではないけれども、受け入れることはできないという実態、声もあるわけでありまして。そういう意味では、やはり条件、そういう土地が出てきたときに、やはりどうするのかということとをさらに踏み込んだ、当然こういう状態を出さないということは前提でありまして、やはり有利に農家が引き受けられるような対策をとって、この利用促進組合だけではなくて、利用したいという人は、ある程度の補助なんなりをいただいて、あるいは耕地整備をしもらって、そこにさらに農地を耕作するという対策もいろいろ聞いたら必要ではないかというような声も聞かれますが、そういう実態等はどのように受けとめておられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

あと、もう一つは心土破碎施設、割って水はけをよくするという機械等がありますが、1台か2台かなというふうに思いますが、もうちょっとこういう機械をやはりふやしていただいて、春耕期に入る前にそういう機械を導入して、いち早くやはり暗渠だ

とか明渠がされていないという状況で水はけが悪いと。そういう機械を導入することによって、早く耕作ができる状況がつかれるという声もあります。やはりこういう声も一つ一つ酌み上げるといふ対策も必要だと思っておりますが、そういう実態等も含めて、町はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

さらに、認定農家の問題についてお伺いいたしますが、国の制度でいけば一定の資金力、意欲のある方という形の対象枠があるかと思っておりますが、この認定農家の対象というのは、どのような方々が対象になるのか、この点をお伺いします。

例えば、これに若干かかるかかからないか。仮にかかからないにしても、農家やりたいという方もいるわけでありまして。そういう意味では、その認定の枠を若干外してもらって、町独自の基準も設けて、意欲のある農家の人には農業経営を続けられるというようなやはり対策も必要だと思うのです。

ある農家の人言っていましたけれども、今の認定農家ですら、枠があって手挙げようとしてもなかなか手挙げることはできないと。確かに国の基準から言えば、いろいろと審査があって難しい問題あるのかもしれないけれども、しかしこれだけ農地が余ってくるということになったときに、いろいろとやはり私たちも農地を守りたいというのは当然なんだと、だからそういう枠も多少緩和してもらって、そういう人たちにやはり農業経営できるような環境づくりを積極的にやってほしいという声があります。その点についても、あわせてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の5点の質問にお答えいたします。

まず、1点目のBSEの関係でありますけれども、これらは委員おっしゃるとおり、さらに調査をしまして、対応できるものについてはしたいというふうに考えております。

それから、農地流動化の関係でありますけれども、やはり一般質問にも出ておりましたけれども、離農も相当出てきておまして、これに伴いまして、やはり農地の流動化はなかなか進まないというようなことから、この事業も取り入れてやっているわけですが、やはり農業者においては、ただ農地が出たから売買ができるというようなものでもないのだと思います。やはり農業経営においては、適正規模というものがあります。何かと申しますと、労働力の問題あるいは機械力、そういった問題がありますので、農地が安いからすぐ買うというような状態ではないと。そんなことから、先ほど一般質問に出てきました法人化も一つの考え方だろうというふうに思います。

それから、心土破碎の関係でありますけれども、これはいわゆる大型機械が今入りまして、土壌を圧をかけて、そういうような状況になってますので、心土破碎をすることによって、土壌の中に空気を送り込むと、そういうことによって作物の生育を助けると、そういう事業でございます。以前からずっと引き続き継続してやっております。今年につきましても、引き続き実施をしていきたいと。

ちなみに、12年度より面積は270ヘクタールぐらい毎年やってきております。

それから、認定農業者の件でありますけれども、これは農業者がみずから立てた、5年間ありますけれども、みずから農業改善計画を立てまして、それに対しまして資金だとか、あと支援する部分ありますけれども、特に資金の問題、低利な資金が借りられるというようなこととなります。そこに国の資金、それから北海道の資金、町の資金を合わせまして支援するものであります。特に今138件ぐらいありますけれども、いずれにしても市町村長が認定するわけありますから、出てきた農業者がみずから書いて出される計画については、一応道、それから町のそういう基本構想というのがあります。いわゆる何かといいますと、営農類型パターンが何十種類あります。そこに合致するものについては、積極的に認定しますよということで考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 119番のアグリパートナーというやつと、それと農業センターの運営負担ということで、野菜、苗の供給というふうなことになるのですが、これでは800万円と。それで、あそこの中では、何年か前の話だったと思いますが、苗の供給は上富良野の場合は何をするのだと、トマトというふうな形で随分なさっていたと思うのですが、奨励をしている野菜の苗は、今現在何なのかなと思うのです。恐らくキャベツやなんかやっていると思うのですが。

花だ何だといろいろなことを今までやってきて、余り成功していないと思うのですよ。次から次へと奨励野菜というものはやってきてはいるはずなのですが、今現在トマトの苗が最終的だろう。その後は聞いたことないからちょっとわからないのですが。どのような形になっているのかなと。その成果は一体どうなっているのか。恐らくトマトをやるときも相当の金額の金は出ているはずなのですが、今農家戸数は何軒やっているのか、現在、それから将来的な見通しとして、一体どうなのかなというふうなこともなければならぬ。

結果的に使った金はどのように生かされているの

かという問題が出てくると思うのですね。だからそれ欲しいからと、すぐわかったと出すものではないと私は思うのです。だからやはり金出した限りには、上富良野の特産として出ていくような奨励を本当にしなければならぬ野菜だと思うのですね。

平取あたりに行くと、トマトなんてあそこすばらしいハウスがあって、一躍有名になっているような形になっていると思う。そういうようなものは、うちの町としてはないのではないのかなと。何でもとれるからそうなのかわからないですが、そういうふうなことをもう少し考えていく必要があるだろうなと思っております。

それとアグリパートナー、農業後継者の結婚対策ということなのです。これ今、結婚相談員とか何とか、今現在うちの町でいらっしゃるのかなと思うのですが。

写真交流の集い、単独とこう書いてあるのですが、これどこにどうなっているのかなと。1回も見たこともないし、どのようなことで実施し、広域で実施となると、この沿線で行っているのかなというふうなこともあるで、その辺はどうなっているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の農業センターの関係につきましてお答えをいたします。

農業センターにつきましては、3本の柱を持って今運営しております。

一つは、野菜苗の供給、これにつきましては、いわゆる育苗労働力の軽減を図るとというのが一つあります。

それから、二つ目につきましては、土づくりの対策の関係、いわゆる土壌の分析、診断、こういったことであります。

それから三つ目は、先ほどお話の出ました奨励作物の品種選定だとか、こういったものでございます。内容的には、13年を見ますと、野菜の苗でありますけれども、キャベツが1位であります。50万本ほどつくられてございます。それから、あと長ネギ、これが13万2,000本。それからあとメロンの関係であります、1万4,500本。あとアスパラが今少し伸びて、グリーンアスパラでありますけれども、伸びてきてございます。これが2万4,000本ぐらいという状況であります。トマトは、苗仕立てはしておりますけれども、やはり伸びてないというのが現状でございます。

これから、昨年より額的には農業センター運営ということで減額している部分もありますけれども、農協の合併によりまして土壌の分析、これが年間800件から1,000件ぐらいあるわけですから

も、これらが中富良野町に富良野管内のものは一括集まるというようなことになりまして、本町の部分につきましても、農業者から依頼された部分を持っていくというような状況になるかと思ひます。そして、返ってきたものについて診断をし、農業者にお渡しするというような状況になるかと思ひます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） やっぱりキャベツというのは、ずっと野菜奨励してやっているのだからと思うのですが、次から次へと出てきて、今になってみるとトマトやっている農家今何軒あるか、今全然ゼロになっているのかどうかだと思ひます。それちょっと聞かせてほしいのだけれども。結果的に余り成功してないですね、こうやってね。だからその辺をやっぱりもう少し腰を入れてやっていかないと、だめなのでないかなと思ひますよ。

そして、この施設そのものが合併になったのですが、これの運営というのは、うちの町としてずっと続けていくことになるのか、それともふらの農協と合併になったから、今後どうなっていくのかなと思ひますよ。今までどおりにお金を注ぎ込んでいくというような形になっていくのか。

それと、やっぱりつくるその土地土地によって、その土地によってできいい悪いとあると思ひますね。たとえばジャガイモにすれば江花地区だとか、向こうのに行けば非常においしいよと。そういうふうなつくり方もしていかなければならないのでないかなと思ひますね。やっぱりその辺は農協でやる仕事だろうと思ひますが、そういう指導もひとつしていかなければならないと思ひますよ。

そういうふうにして、一応キャベツ、長ネギ、アスパラと、それからもう一つ何だっけな、そういうのつくっておるよと言っけれども、では今後はもうこれだけでやっていくのかと。ふらの農協のものの考え方もあると思ひますけれども、その辺も含めた形でこれからやっていかないと、ただ研究するだけに金を注ぎ込んでしまっ、次々とだめになってしまうと。たしかトマトやっているときは、僕らも視察したことあると思ひますが、その辺は今その農家の人一生懸命やっていらっしやるかどうかわかりませぬけれども、中途半端に終わると、農家の人も施設を一応つくってやるわけですから、その金額のその後がまどうするのだと。アスパラすれとか何かつくれとかと、長ネギやれとかとできるだろうと思ひますが、そういう指導をもう少ししっかりとしておかなければならない部分もあるのだからと思ひますよ。どうもうちの場合は中途半端で、もうだめになったらすぐめてまた新しいのやると、こ

ういうふうな形態が多過ぎると思ひますね。その辺はどうなっているのかと。今後の考え方も、ひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の御質問にお答えいたします。

トマトの件数その他につきましては、補佐の方からお答えします。

それで、今後の運営につきましても、どう行っていくのだということでありませぬけれども、まず平成15年度までにつきましては、町の農業振興計画まず一つありますということで、これは継続しなればならない。

あと苗施設の状況、これは本町と富良野市にあるということでありませぬ。それで、そこにおきまして、そういう苗の種類も分散されていくのだからというふうを考えます。上富良野町はキャベツをつくりませぬ、富良野は何をつくりませぬというようなことに分ける形になるかと考えております。これ、いずれにしましても、こういう指導の問題もありませんけれども、やはり今後16年度以降のものにつきましても、よく農協と話しながらか進めてまいりたいというふうを考えております。

助成につきましては、今後苗仕立てをしないということであれば、当然打ち切ることになりますけれども、やはり施設もしっかりしたものを設置してありますので、当然利用していかねばならないだろうといふふうを考えております。そのようなことから、支援につきましても行っていかねばならないというふうにしてあります。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長補佐。

農業振興課長補佐（岩崎博君） トマトの実情でございますけれども、13年度の苗につきましては、1万4,000本ほど町内に出荷しているところでございます。単価も鉢苗ということで150円、セル苗で27円ということで、ホクレン価格よりもかなり安価で提供しているところでございます。

仲島委員、申しわけありません。後ほど戸数調査させていただきます。

委員長（久保田英市君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） 仲島委員の最初の2点目の御質問ですけれども、アグリパートナー協議会の関係でございますけれども、本町には町独自でアグリパートナー協議会を設立してあります、これは町、農協それぞれ負担金をいただいて運営しているところでございます。

主な支出といたしましては、結婚相談推進員1名おありまして、その報酬、また成婚された方のため

の記念品だとか、また媒酌人の手当に充てているところでございます。

それから、年に1度農業後継者の花嫁花婿の集いということでございまして、結婚し後継者として就農している方々の激励会、交流会等も年1回開いているところでございます。

それから、美瑛を含む富良野沿線の6市町村で広域なアグリパートナー協議会も設立しておりまして、これにつきましては、農村青年写真掲載事業ということで、週間女性に毎年本町から三、四名の青年の写真を掲載しまして、広く全国から花嫁、花婿の候補者を募集し、カップル誕生に役立っているところでございます。

それからもう一つは、サマーフェスティバル事業、これにつきましては、週刊誌で女性を募りまして、農業青年との交流会、毎年7月に2泊3日で予定しているところでございます。

今までの結婚の成立でございまして、平成元年から12年、ことしまでで成立件数が66組ございます。その中で、交流会事業等で成功された方が12名いるところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 農協合併によって整理、統合される施設もあるのだらうと思いますが、将来、先ほどと重複するかと思いますが、農業の土壌の試験センター等は、将来的にはこういうものも整理、統合の対象になっているのか、この点。

それと、あと今独自で町の補助制度をやっております。富良野圏域で合併したとなっておりますが、しかしその地域の実情に合った育てる部分だとかというのがいろいろあるのだらうと思いますが、こういうものは独自でも補助策として行われるのかどうか、この点。

さらに、これは農協の問題でありますから、一概にとにかく言う問題ではありませんが、店舗の移転や職員の相当数の削減というのが今行われてきています。雇用との関係で言えば、かなりなその実情もありますから、経済団体ですから口を出すということではないのですが、しかし雇用という形からとれば、やはりそういった問題も何らかの形で、やはり雇用ができるような環境づくりをもっと整えてほしいという要請、あるいは店舗に至っても、地域形成から至っても、今度ふじスーパーの前に出るということになれば、あそこにお年寄り等がいて、かわる人たちがおりまして、やはり身近にああいうスーパーがなくなると大変だという本当に切実な声があります。こういう点についても、自主的な判断だから、経済団体だから言えないというものもあるの

かもしれませんが、何らかの要請もあってもいいのではないかというふうに思いますが、こちら辺について、あわせてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

まず、農協合併によりまして、そういった施設の整備が移転したり統廃合されるのかというようなことでありますけれども、私先ほど申し上げましたのは、15年度までは最低施設がそういう合併されたり、あるいは統合されるということではなくて、いわゆる土壌の検査部分が富良野圏域全体で行いますという、それをひとつ一本化して中富良野町で行いますということになります。

本町については、先ほど申し上げましたように、年間800件から1,000件程度のものがあります。それらを検査した結果を技術的に診断をする。分析をした結果、これらを農業者に返すということでありまして、それは農業センター内で行うということになります。

それから、作物につきましては、地域の事情それぞれあります。上富良野町については、麦が今主力になっておりますけれども、畑作ではそういった地域差、麦においては富良野地域の4割程度というような大きな1,200町ぐらいありますけれども、こういった畑作においては麦が主体、こういった地域のそれぞれ差がありますので、今後におきましては、当然農協と十分協議しなければならない部分でありますけれども、そういった作付の事情を勘案しながら地域ごとに行っていくと、そういう指導も行わなければならないなというふうに考えてございます。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3点目のスーパーの移転に関する御質問でございまして、さきの向山委員の一般質問の中でもお答えしましたとおり、町としても深刻な状況になるということで受けとめております。その中で、そういった高齢者の方に対する配慮につきましても、地元商工会等とも十分協議をしながら、それらの利便性の確保に向かっての協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、スーパーの移転に伴いまして、農協さんともちょっとお話をしたわけでございますけれども、従業員につきましては、新店舗の方に全員引き継ぐといったようなお話を承っているところでございます。

委員長（久保田英市君） 7番石川委員。

7番(石川洋次君) 予算書にないことでちょっと申しわけないのですけれども、先ほどいろいろと同僚委員から農家の窮状を訴えられている中で、今回も恐ろしくかなりの農地が出るのでないかと。そうした中で、その誘導対策で耕作をお願いしたいという形をとっているのだけれども、それもなかなかなり得なくて、流動化されなくて遊ぶというのかな、耕作されない農地ができるのでないかという気がするわけです。それで、そうした農地に対して、價格的には大した顔面ではないと思うのですけれども、固定農地の固定資産税、それらの点についてどう対処されるか、その辺ちょっとお伺いしたいと思っています。農業振興課長、そこらのところどう対処されるか。

委員長(久保田英市君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 石川委員の御質問にお答えをいたします。

先ほどから出ておりますように、離農者がふえまして、あわせまして農地も出てくるといったようなそういうような課題がございます。先ほど私申し上げましたように、幾ら農地が安いといえども、それぞれの農家の皆さん方の適正規模というのが多分あるのだと思うのですよ。そんなことから、簡単に買えないという部分がきつとあります。そんなことで、ここで各改善組合の中で賃貸を結びながら進めると一つこのやり方、これが1点でございます。

それから、これも先ほど申し上げましたように、いわゆる農地の集積あるいは労働力の確保と、こういうような意味から、やはり公的な公社といいますが、こういうようなものも含めて農業法人をやはり設立して、こういったものカバーしていくことがいいのではないかというふうに考えます。

委員長(久保田英市君) 助役。

助役(植田耕一君) 石川委員の税の関係でございますけれども、基本的に税法上で減免だとかというのは一定の基準がございますので、特別に流動化という面では、そういう措置はございませんので、いわゆる経済状況が著しく急激に変化したとかという中で、ひとつ税法上の中での現行制度の中で対応するしかないというふうに思っております。この辺のところは、特別にそれを上げるとということには、現状ではならないのではないかなというふうに思っております。

委員長(久保田英市君) 吉武委員。

5番(吉武敏彦君) 農業政策の中の補助金政策についてお伺いします。

国、道にかかわるものについては、やむを得ないと思いますけれども、町独自の補助政策というものを真剣に考えていかなければならないときに来てい

るのでないかと私は思います。なぜならば、狂牛病の問題、これも先ほど出ました廃用牛というのですか、これを安く買われて、市場には出回っていませんけれども、私今まで廃用牛という肉を見たことがございません。恐らく農協加工業者において、いい肉とまぜて高い値段で売られていると思うのです。業者はもうかっているけれども、農家は一つももうけないと。今鶏肉にしる豚肉にしる、同じような状況であります。野菜にしる、農協系のそういう企業は丸もうけをしている。そのような悪事を働いて、その結果が消費者離れして、真剣に頑張っている農家にしわ寄せが来るわけです。やっぱり牛乳も飲まない、チーズも買わない、あるいは野菜も買わない。そうなるとも、一生懸命つくった農家が苦しいわけであます。

かつて聞いたことがあるのですけれども、カボチャをつくって一生懸命磨いて箱に詰めて、農協に出したら箱代もなかったと。しかし、農協に積まれたカボチャは出荷されて、農協はきちんともうけている。いつも苦しいのは、一生懸命やっている農家。だからそういう農家に補助できるような真剣な政策が私は必要ではないかと、そういうふうに考えてますが、いかがでしょうか。

委員長(久保田英市君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 吉武委員の方からの御質問にお答え申し上げたいと思いますが、非常に安全に対する問題が全国的に出ているわけでございます。そういう面につきましては、自治体が云々することではなくて、これはたかいむらの中でそれぞれ御判断いただくものというふうに思っております。町といたしましては、現在の振興計画が改定期にあります。そして、また農協の新しい合併ということになりますので、新しい振興計画におきまして、その辺のところを農家のための施策という点を十分重視しまして、新しい策定に向けて今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長(久保田英市君) 11番梨澤委員。

11番(梨澤節三君) 補助の関連でお尋ねしますけれども、先に去年の何月だったかな、市町村合併の説明会があって、ひな壇にずっと農協組合長から始まって、それぞれの立場の人がおりまして、それで補助金についての考えもちょっと農協の組合長おっしゃいまして、どのようになるのかなと。農協の組合長は、等分に同じようにあげたいと。補助金については同じようにあげたい。いろいろあります。皆さん、ここには市町村長もそれから議員さんも来ておりますので、なかなか言いづらいのですがと言いながらですね。しかし、気持ちとしては、補

助金というのはみんな同じようにあげたいのだと。しかし、それぞれの市町村というのは、我が町のというものが入るのですよね。こちら辺はどのような状況でしょうか、お聞かせいただきたい。

委員長（久保田英市君） 助役。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、この補助金の関係でございますけれども、基本的には対象となるものについて、公平にという観点でやっていかなければいけないというふうに思います。

それと、また地域事情というものを、農協が合併になりまして、やはり上富良野町としては、上富良野町の地域行政区域の中での農業ということは、当然強調していかなければいけない。そういう面を、やはり合併になりました農協の中で十分話し合いをして、町としての考え方をやはり取り入れてもらうようなこと今後考えていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、現在の振興計画の中で現状は推移しておりますけれども、今後合併になりました農協の方向がどうなるかという点も見定めながら、今後対応していかなければならない問題だというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長補佐。

先ほどの仲島委員のトマトの農家戸数の件ですが、報告いたさせます。

農業振興課長補佐（岩崎博君） 先ほど仲島委員さんからお尋ねられましたトマトの作付戸数でございますけれども、10戸でございます。

委員長（久保田英市君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） それでは、この款の質疑、これにて終了いたしたいと思います。

次に、歳出、第7款、128ページから133ページまでの質疑に入ります。

ここで説明員が交代いたしますので、自席で少々お待ち願います。

それでは、質疑をお受けいたします。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 133ページ、かみふらの十勝岳観光協会運営費補助1,666万3,000円でございますが、これ所管ではありますけれども、ちょっとわかりませんので。昨年もたしか案内所を設置するというので、314万7,000円増額した経緯があると思うのですけれども、またことしも案内所を1カ所ふやすというようなことなのですが、これでシャトルバスはシーズン中運行、これは別の方の予算で計上して予算づけしておりますし、どこに、案内所というのは毎年1カ所ずつふやしていくようなお考えなのでしょうか。ちょっと3

36万6,000円ふえておりますので、そこらあたりちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 15番村上委員の観光協会に対する補助の内容と、それから観光案内所の件でございますけれども、観光案内所につきましては、現在駅前と、それからシーズン、深山峠のオーナー園のところに設置をいたしております、数的には、ことしも去年も同じ2カ所ということで聞いております。

それから、363万5,000円の部分でございますけれども、これは従来町で観光ポスター等一括の部分がございます、その部分が今回観光協会の方に移っているわけございまして、総体の観光にかかりますポスターの部分については、変更はございません。

それと、先ほどの観光案内所の件でございますけれども、オーナー園の観光の案内所の施設がちょっと周りタッチしない、みすばらしいと言ったんですが、そんなような施設ございますので、ことはちょっと手を加えまして、景観に配慮された観光施設に、案内所にするということでちょっと費用をかけているといったことございました。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 一つだけお聞かせ願いたいのですが、日の出山の公園のラベンダー祭りにかけて、あそこ花を植えていると思うのですが、下からずっと上まで。これの予算というのは、何ぼ見ているのかなこれ。371万6,000円というのか、これ。その金額というのは、毎年毎年かかっていくと思うのですよ。そうするというと、どぶに捨てるような金だなと私は思っているのですね。あの程度の花というのは、どこへ行っても今見れるのです。あの花を、果たして植えて効果があるかないかと私は思うのですね。だからそれだけの金をかけるのであれば、多年草になるようなものを選ぶとか、何か違う方法が私はあるだろうと思うのです。毎年それだけの金を捨ててしまう。その花なんか、だれも見に来ないですね、あのぐらいの規模の花では。しかもラベンダーというのは、うちの町は山の上にあるものですから、年寄り全然だめだと、登っていけないですからね。だからその辺をもう少し考え直していかなければならない時期なのでないのかなと私は思うのですが、それをどのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思っています。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 仲島委員の日の出山にかかります花壇整備等の御質問でございます。委員御指摘の部分は、たしかふれあい花壇のことだと思いますけれども、ふれあい花壇につきましても、御承知のとおり、当初は地域の方、職場の方の参加をいただきまして、お客様をおもてなしをするといった考え方で始まっておりますが、現在もう10年を経過しておりますので、本年はそれらのものを見直しをしまして、中富の富田さんのようなわけにはすぐにはなりませんけれども、委員のおっしゃるようなことで、観光客の方に見ていただけるようなことごとしはその作付、例えば多年草だとか、季節に応じて長く秋ごろまで咲くような部分だとか、そういったことの工夫を凝らして行うということで、ことしは計画をいたしているところでございます。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 中富の話なんか別に出す必要もないと思うのですがね、あそこのスキー場においても、きれいな花がずっと咲いているのですな。うちの町は斜面というのは、いつまでたっても手をつけられない。ラベンダーの花を植えてみなさいという話もすると、スキーの邪魔になると。しかし、それならば、スキーに邪魔にならないようなものたくさんあると思うのですよ。土地がだめだからできないというのかどうかわかりませんが、だからやっぱりうちらあそこで、僕も商売やっているときに、年寄りももう上へ上がらないで食堂で休んで、もうあんたらだけ行って見てこいと、こんなところつらくてかないませんよ。だからあそこの斜面をどうにかすれば、観光としては非常に私はいいいと思うのですね、あれ。完全に殺しているのです、あの場所は。だから昔あそこの舞台の裏の菊地さんの土地かどうかわかりません。あそこにポピーか何かの花植えたことあるのです。あそこにすごい観光客行ってしまうのです。畑の中に入ってしまった、ちょっと困るのだらうと思うのですが、だからそういうふうなものの考え方をしていかなければならないのではないかな。ただ土地は買うよ、整備はするぞと、しかし来てもらうにはどうするのだという感覚が全くないと思うのです。毎年毎年同じことばかりやっている。

私が昔、観光協会のちょっと役員やったことあるのです。あそこの角にズランの花でも植えてみようかという話もあったのです、実は。あれは早く、5月ごろ咲くので、6月か。だから6月、7月、二月間その期間もてますよというふうなことも考えたらどうだというふうなことは実はあったのです。それもばさこんになってしまったけれども、だから

何とか考えてみる必要性があると思うのですね、あそこは。何にもないで、芝桜ちょっとつくってみたらと、そんなこと何にもないと。少し腰の据わった計画を立てていかないと、金があるから使わなければならないからと使っているのでは、何にもならないのですよ。その辺もう少ししっかり考えいかなければならない。その対策としては、どう考えておりますか、お尋ねをします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 仲島委員の御質問にお答えをいたします。

斜面のラベンダーの植え付けにつきましては、昨年スキー場のスロープの下側のところに、約30アールラベンダーの苗を植えてございます。それから、三宮さんとの境界にラベンダー、それからポピー、それからシャクヤク等のものを列にして昨年から植えてございます。そういったことで、斜面のラベンダー化というにも、昨年から取り組んでいるところでございます。

さらに、ことしにつきましても、斜面については、上の方につきましてはラベンダーが傷められやすいということで、そういった冬に対する、雪に対する対応できる花ということで、上の方にはハーブをことしは整備していきたいということで計画をいたしているところでございます。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 十勝岳観光協会にかかわりましてお聞きしたいと思いますけれども、最近国内の観光客は多少減少の傾向ありますけれども、海外の観光客が上富良野の日の出公園を訪れているお客がふえている。私も昨年ラベンダー祭りに出し物がありまして、その応援に行っていたわけなのですが、言葉のわからない外国人が結構多数見えておりました。後ほど関係者に聞くと、台湾とかまた韓国のお客さんだというようなことで、身だしなみは我々とちっとも変わらないけれども、言葉が全然違う。そういったことで、観光案内所にそういった通訳的なガイドをできる方の配置は、どのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 9番岩崎委員の御質問にお答えさせていただきます。

委員の御指摘のとおり、最近は韓国、それから台湾を初め、北海道の雪ということの観光で、冬期間に訪れる方がふえてきておりますし、管内の観光協会におきましても、そういったことでキャンペーンを行っているところでございます。

町におきまして、台湾人とか韓国人の方がおいでになるわけですが、残念ながら観光協会の方では、通訳の者の対応はできてないところがございますが、昨年の緊急雇用で作成いたしました台湾語用のパンフレット及び英語用のパンフレットができておりますので、それらのパンフレット等をもちまして、そういった方の御案内をしていくということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 今、課長の説明で、パンフレットにはそういうものを載せたいというようなこと、そういう言葉の部分。そういうことですけれども、直売所が並んでいるのですけれども、いろいろと会話をしたいのだけれども、さっぱり言葉が通じなくて、そういう勉強した直売所には、現在何か店員さんはいないようなのですね。それで、今後の見通しとして、そういうカナダ・カムローズの対応としては、英語に堪能な職員も育てているというふうに伺っておりますけれども、それらのアジア圏域のお客さんに対する今後そういう育てる考えはあるかどうかお尋ねします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 委員の御提案につきましては、観光協会、それから売店さんとも御協議しながら検討してみたいと思えますけれども、言いわけになりますけれども、台湾の方は多少の英語は話される方が多いということと、また日本語も若干話される方が多いので、今のところ身振り手振りでも、そういった買い物程度のものは何とか対応になっているのかなということもございしますが、いずれにしてもそういった方を置くことが、お迎えをする町の観光の姿勢としては大事だということで、検討して配置できるようなことで協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 最初に深山峠、それから千望峠、美沢線道道、この維持管理を本年度はどこで委託されておりますか、まずその点お尋ねしたい。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚委員の御質問にお答えいたします。

13年度におきましては、深山峠につきましては観光協会、それから千望峠につきましても観光協会、それから美沢の爆発記念公園につきましては、株式会社CSTでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 観光協会に深山峠と千望峠を委託されているということにつきまして、観光協会に委託してきていることは、自分は決して間違いだと思っております。しかし、観光協会固有の本来の業務としてはいかなるものかと。その懐疑心を持つわけですけれども、町長は努めて民間ということを強調されて今日まで経過していることは、もう御案内のとおり、自分もそのようにうけとめております。

委託の方法について、発注者の立場にしてみれば、競争の精神を導入してもらいたいと、そういう考え方が開発なり土現にあると思うのですよ。その辺の期待に沿って、今日まで経過しているのかどうか。自己評価なさっていると思えますけれども、その辺のところ、まずお伺いしておきたいと思うわけでありませぬ。

13年度、本定例会の1日目に、千望峠で150万円減額しておりますよね。それが新年度、14年に入って、その減額された150万円の金額が復活されているような考え方に立っているのか、その辺のところお尋ねしたいと思います。

ページ数で言えば、131ページの委託料13節1,568万7,000円の中に、その150万円が復活して入っているのかどうか。観光協会のそういったことで、従来委託をしてきた経過にあることについては、180度考え方変えるということは、至難な存在している問題があるのかもしれない。でも、年齢的には観光協会という一つの定規を当てるならば、年度的には人がいるのかどうかわかりませんが、そういった機会に民間の方の力をかりるというようなことで、今後次元の高い御配慮をされてはどうかということでお尋ねしたいと思います。

それと、19節の負担金補助及び交付金、大雪十勝広域観光開発推進協議会7万円、これについては自分議席を持たせていただいて、12年の1定において質問したわけですけれども、バブルがはじけて久しい、12年度ですから少なくとも10年、11年バブルはじけて経過している。リゾート法が制定されて、バブルの関係、その法に基づく精神に企業が、では出てくるかと、期待できるかということについて、いささか自分疑問に思って、12年の1定で質問したわけですけれども、そのときの担当課長の説明では、13年には発展的解散をするのだという答弁をいただいているわけですよ。13年度、本年度ですね、予算計上したことに対しては、それに対してはどうであったのか、さて一目を置いていたわけですけれども、このたびまた金額が7万円といえども、13年度には発展的解散するというもの

が、今日こうやってまた出されてきているので、その説明、一過性の説明では僕はないと思うのですよ。少なくとも説明には基本的なものの考え方あって、法律、条例、根拠にして、例えばの話ですけれども、説明に立ってくださっていると思うのですけれども、その辺のところどうなっているのか。今後引き続きこういう金額について、7万円ですからこだわることはないのかもしれませんが、そういう言質を与えてもらってきているので、しからばでは構成メンバー、それと13年度の活動計画、事業計画、この十勝、サホロですか、十勝といえは。あと富良野の関係ですか、あと上富と、そんな協議会の負担金だと思いますけれども、この協議会の運命は、将来どう考えておられるのか、以上の点について御答弁をいただければと思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚委員の御質問にお答えいたしたいと存じます。

1点目の観光協会に、これらの事業の委託についてのございますけれども、まず観光協会におきましても、この委託を受けたことによって事業収益並びにそういったものの雇用につながっているといった実態にございます。仕事につきましても、今までの経過から見ますと、支障なく仕事も遂行されてきていることから、町としましては、観光協会の事業定款の中にもこういった事業の授受ができるというふうなこともございます。そういったことも含めまして、現行の部分については、引き続きお願いをしたいものだというふうに思っているところでございます。

それから、次に美沢線の金額の件につきましてでございますけれども、先ほど委員千望峠とおっしゃいましたけれども、補正で減額した節につきましては、道道の美沢線の公園トイレでございまして、さきの答弁にもお答えしましたとおり、当初道の提示が遅かったものですから、町の積算によりまして計上した当初予算額と確定した金額に差異ができて、150万円の減額を行ったということでございまして、今年度につきましても予算提示は136万円というふうになっているところで御理解をいただきたいと存じます。

それから、19節の負担金に関してでございますけれども、この大雪・十勝の広域につきましては、この大雪・十勝国立公園に接する市町村、3市22町村で構成されておりまして、いわゆるリゾート関係とはちょっと異なっておりまして、これらの市町村で構成しておりまして、観光客の誘致、それから

エージェントの誘致、それから関係市町村の意見交換、そういったことの協議を行っているものでございまして、いわゆるリゾート法に基づく協議会とは異なっているものでございます。

富良野大雪リゾートにつきましては、委員の御指摘のとおり発展的な解消ということで、昨年度から負担金を徴しないということで、事務のみが道の事務局で行われておりまして、ことしも予算は計上してないところでございまして、御理解をいただきたいと思えます。

済みません、答弁漏れがございました。

7万円の負担金の件につきましては、これは大雪・十勝広域の協議会の負担金でございまして、この構成は、いわゆる大雪・十勝岳の国立公園を囲む3市22町村で構成されておりまして、活動の目的は、これらに来られる観光客の誘致並びに関係市町村の連絡等々の活動を行っている組織でございまして、13年度に委員にお答えしました富良野大雪のリゾートの協議会につきましては、活動を、負担金を徴してない、事務的なものだけで道の事務局の方でそういった情報の部分だけ行っているということで、ことしも負担金を計上してないということで御理解いただきたいと思えます。

会員につきましては、旭川市、帯広市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、日高町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、池田町、幕別町でございまして。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 大変言葉じりをとって恐縮ですけれども、質問は自分は観光協会がもうかっているか損しているかという質問を僕してないと思うのです。私が尋ねているのは、観光協会の固有の本来の仕事として、なじむかなじまないかといったら、なじまない部類でないですかと、そういう観点で質問させてもらっているのですよ。したがって町長は、自衛隊ではもう30名から退職者出ると、高校出てきても就職ないと同僚委員から質問あった。観光協会として、固有の業務があると思うのですよ。会員の増員から始まって、したがってそういうものは、観光協会として今日までこたえて仕事してもらったわけですから、いきなりやめるということは至難であろうと、そこまで自分は言っているのですよ。何かの転機で、65歳以上の人がついていければ、役場の事務局長の費用は一部負担しているわけですよ。そういう観点から役場の考え方をもって、高齢者が従事していれば、ひとつそこで転機が発生するのでないかと、こういうことで、町長は雇用の

創出、自衛官の若くして退職される、その人たちの仕事がない。民間雇用の創出、町長いつも強調されているから、そういうときにはひとつ町長、ひとつ次元の高い判断をしてくださいと自分言っているわけです。観光協会が損していようともうかっていようと、そういう僕は関心は、全然視点は置いてませんので、やはり端的に質問してくださいということですから、やはり質問している内容についてはメモって、端的に率直にダイレクトに答弁してくれることを、この際期待をしておきたいと思います。町長さん、その点いかが考えますか。

委員長（久保田英市君） 御答弁いただきたいと思います。

助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、今委員おっしゃるとおり、雇用の問題というのは非常に重要になってきている状況でございます。そういう中で、役割的に民間でやれるものという面につきましては、積極的な中で町長考えてございますので、そういう面もございますので、今後これらの点につきましても、従来過去の経緯もあったところではございますけれども、ひとつ課題として受けとめさせて検討させていただきたいというふうに思います。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 今の助役の答弁で十分期待をしたいと思っていますけれども、ただ質問した関係については、答弁ないのですよね。観光協会です仕事をお願いしているけれども、ではその受注の発注の仕方、委託の方法はどうしてますかということ尋ねて、発注者が開発、土現の立場に立って観光協会に決めた、落札させた、それに対してはどういう委託方法をとってますかと、それも答弁全然してくれない気がないでしょう。してくれる気あるのだったら答弁してください、尋ねたわけですから。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚委員の答弁漏れがありましたので、答弁させていただきます。

これらの道等からの委託に伴いまして、町が観光協会等に発注するに当たっては、それらの見積もりの部分をもちまして、随意契約で道の委託の範囲の中で契約を行っているところでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 契約方法はわかりましたけれども、確かに随契、見積もり合わせが始まって指名競争入札ありますけれども、随契でやっているということに対しては、いささかの問題もないという

ことで今日まで経過していると思いますけれども、最近の社会情勢見るときに、極めてこれらについては重く受けとめて、事務と取り組むことのなされるようお願いをして、自分の質問を終わりたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 私、昨年公園の遊具の関係等で調査に歩いた折、町から掲示をいただいた地区公園、街区公園、それから緑地、広場等の中では、44カ所リストがあります。その中で、町内ずっと私歩いてみて、西6線北31号にある、言うなれば西野目きたろうさんが寄附をされた土地があります。あそこに深山峠から各地への距離というすばらしい看板が立っております。ところが、あそこの上に三角のあずまやがあります。それから、あそこで地区で祭っている山神があったり、それから下には交通安全祈願塔等があります。現実には、あその管理はどこでやっているのかということで、まずお尋ねします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ちょっと御確認させていただきましても、中川さんの峠そばの前の公園のことですね。

あそこは、いわゆる桜公園と通称申しております、その清掃管理につきましては、トイレもあわせまして観光協会の方にお願いをいたしているところでございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 間違いなく観光協会に委託をしているのですか。というのは、私現状見たら、もうひどいのですよ。ベンチの背板はないわ、ベンチはさびてるわ、それからもう一つ、恐らくあれ旭、高砂から外された水飲みのあれがあるのですけれども、それも上もなければ、もう水も出る状態では全然ないのです。ここに後で写真撮ってきてあるから見えますけれども。

それから、外灯がありますけれども、それも全然さびて機能が発揮してない。それから、そこから電気のコードが数カ所ですよ、もうばらばらに出ているのですよ。

それから、草の刈った跡だとか、そんなものはないのが現状なのですよ。

それから、あそこに上がる鳥居の上部は、もう腐食をして危険な状態になってます。それは恐らく山神ということで、地域でやっているから地域の人たちが祭るといことではございますけれども、たまたま深山峠までから各地の距離ということが、すば

らしい看板が立っていて、その階段を上っていったらその現状が、観光地上富良野に本当にふさわしくない。何でということでございます。ですから、僕は今観光協会に委託をしているということが今答弁されてましたけれども、恐らくしてないでしょう。とりあえずね今僕現状を申しましたので、それらの関係について答弁を求めます。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） いわゆる桜公園の中の清掃とトイレの清掃は、間違いなく観光協会にお願いしております。ただ、施設の破損等々についての部分については、当方もちょっと今まで承知していかなかった部分がありますので、早速調査して善処したいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 1 番中村委員。

1 番（中村有秀君） 委託をしているのであれば、委託した後のどういう状況かというのは、一般的に確認するわけでしょう。その効果がぴしっと整備、清掃されているか。だからさっき言ったような形なり、フェンスは曲がって危険な状態になっているわ、本当に僕はびっくりいたしました。下にはすばらしい看板が立っているのに、その上へ行けばそんな状態だということで、私昨年写した写真を後ほど課長に見せます。これが観光地上富良野、言うなれば花人街道にある一つの施設かなという感じをいたしましたので、ちょっと僕は残念ですし、それでは観光協会に委託したのは単なる草刈りか、そんな程度のものなのか、そこからそういう設備的にこんな状態にあるからということで、観光協会から商工観光まちづくり課にそういうような意見等が寄せられているかどうかも含めて確認して、また後ほど課長とちょっとこの点、写真を見せてお話ししたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 観光協会に依頼している業務内容でございますが、草刈り、それから食堂横のトイレの清掃が主なものでございます。

委員長（久保田英市君） 1 7 番小野委員。

1 7 番（小野忠君） 私は、町長にお伺いしたい。これは商工費の中で、これはいろいろと委託料としてのトイレだとか浄化槽だとか、こういうもの出てますよね。この中の今回の予算書を見ましても、前回私が島津公園のトイレの問題について質問させていただいた経緯があるのです。このときに、あの汚いトイレをどうするんだと言われたとき、町長は都市公園としての充実を図りたいと、水洗化に

持っていきたいということを答弁されたはずなのです。これが今回の予算にもない、委託料にもない、あの汚いトイレをこのまま続行するのか、この点どのようにお考えなのか、やるのかやらないのか、このままでぶん投げて、あの汚いトイレをこのままこどもも1年間使うのか、3年使うのか、それで御答弁いただきたいのです。

委員長（久保田英市君） 島津公園は8款、次のときに質疑受けます。

1 2 番米沢委員どうぞ。

1 2 番（米沢義英君） 1 2 9 ページに、商工融資の関係についてお伺いいたしますが、前も聞きましたが、相当融資の関係で、新たに町独自の何らかの融資対策が必要な状況にあるのかどうなのか、この点。

それと、ペイオフ関係にかかわって利子補給等、今現在は原資を積み立てるという形になって、将来的には利子補給の方に移行するというのも模索中ということではありますが、そこでお伺いしたいのは、今原資を積むということやっていけば、それだけ何倍かの融資が受けられるという形の中で、やはり融資を受けるに至っても、有利な方法の一つ、手段だと思っております。これを利子補給のみだけにするという事になれば、いわゆる経営審査があって、当然優良企業がBランクかCランクかということになれば、このCランクではなかなか融資を受けることが難しいという、そういうときに原資を積み立てておけば、一定有利な条件で融資が受けられると。利子補給だけということになれば、そういうことが懸念がふえるのではないかと。今この段階ですから、はっきりしたことは言えませんが、それと同時に、利子がだんだんかさんでくれば、その分だけまた補てんしなければならぬ。現在でしたら、一定の低利子を設定して、そこで金利、利率、融資の貸し出しをやっているという状況ですから、こういう心配が起り得ないのかどうなのか、この点お伺いいたします。

それと、まちづくり関係でお伺いいたしますが、今仮装盆踊り等が町主催のがなくなったという形で、復活を望むという声も出てきています。なかなか不景気で、やっぱりそういう踊りも取り入れながら、また新たな町の一つの、これ事業をやるという事になれば、また大変ですが、そういうのも今年度から取り入れていってはどうかということ。

それともう一つ、観光時期に、やはり町にお客さんが流れるような、そういう対策をもっととるべきではないかと。この間、町の広報紙でもいわゆるガラス工芸家の人やら、いろいろな人との対談がなされてきています。そういう人たちの意見も当然私が

言う以前に酌み取られて、このまちづくりにどう生かしたらいいのかということで検討されているかというふうに思います。そういうことをも踏まえながら、やはりもっと中に、また地域の中だけでなく拠点をつくりながら、そこを一つの観光の名所にしていくということも一つだというふうに思います。

町の中で言えば、やっぱりそういう陶芸家だとかいろいろな人たちが出品できる、あるいはそれだけではなくて農産物も含めた形の中で、そこで人を集めるような工夫、それともう一つは、ねぶたがありますが、これを観光時期に、今こちらにありますけれども、町の真ん中に持ってきて、やっぱりそういうスポットを提供できるような、そういうつくり方も必要だというふうに思いますが、この点。

さらに、いわゆる駐車場を使った農産物の加工販売をしている方がおられます。13年の決算の中では、いろいろ問題点、利用料も払わなければならないか、期限つきでそれを利用してもらおうかという形の話のことでありましたが、町の政策として、やはりきちっとそういうものを位置づけて、そういうあらゆる人たちがそういった場所で出店を望むのであれば、やはり何らかの対処という形で、そこにするかどうかは別として、友好的なやはりそういう人たちの意思を酌み上げるようなまちづくりというのをもっと積極的にやるべきだというふうに思いますが、この点。

あと、131ページの公園の管理なのですが、トイレを見渡したらクモの巣が張っていたり、トイレの便器が汚かったりという形の中で、委託されてそれぞれ努力をもうされているのですが、やはり観光の町というイメージであれば、やはりそういったきれいさを求めて入って気持ちいい、して気持ちいいというか、そういう環境をもっとその委託に当たっても、清掃に当たっても、隅々まで行き届いた清掃の管理というのをする必要があるというふうに思いますが、これらの点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢委員の御質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、1点目の今の町融資制度の部分について、新たな何か方策はないかというふうなことでございますけれども、4月からペイオフが実施されるわけでございますが、それら来年においても完全実施ということの間におきまして、金融機関、商工会とも十分協議しながら、そういったことの可能性について協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、利子補給等につきましても、原資が引き上げられることよって、金融機関においては原資保有の部分が相当厳しいこととございますので、いわゆる貸しづらくなるということの実態にはなるかと思えますけれども、そういったことにつきましても、沿線、旭川信金さんがずっと支店がございまして、そういった中におきまして、同じような取り扱いがしてもらえようことでのお願いやらをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

3点目の盆踊りにつきましてでございますけれども、これは御承知のとおり、大人盆踊りを火祭りのときに行っていたわけでございますが、一緒に。だんだん参加者が少なくなってきたといったことから、子供盆踊りだけでも引き続きやっていこうということで、火祭りの前段の催しとして行ってきた実態でございます。しかし、どこかの道南の方の記事にありましたとおり、大人盆踊りというのは、やはりふるさとを思い出させるそういった情緒があるものであるから復活するべきだというふうな御意見もあって盛大になったという事例もございまして、それらの可能性につきましても、また検討を加えてまいりたいと思っております。

それから、いわゆる国道から町にもうちょっと観光客が入ってきて、何か楽しめるようなことをもっと宣伝、あるいは体験させるような方策はということとでございますけれども、今現在道において、平和通りの部分の道路の一部改修を行っていただいているところでございますが、その中におきまして、いわゆる花人街道237から町の方に入ってきていただけるようなことの今いろいろな案内標識を含めた中、それからフラッグをまたかける中、またインフォメーションを置くとか、そういったことの展開をここ二、三年で完了してまいりたいということで、当然これには、そういった商店の方等の御協力が欠かせないわけでございますので、そういった方の盛り上がりというか、御協力いただきながらそういった方のお迎えについて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、ねぶたの件でございますけれども、今現在ねぶた会館の方に置いて見ていただいているわけでございますけれども、なかなか一般の方が、すぐあそこまで来て見ていただくことよりも、町の真ん中のどこかに置いて見せてあげるのも一つの方法かということでございますので、そういった場所が確保されるのであれば、そういった試みについても検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、地域の方々が地場農産物を使いまして商品販売をいたしているわけでございますけれども、こ

これらのことにつきましても、ことしそういった方々の情報交換を行いまして、もっともっとそういったネットワークを広げまして、町としましては、できれば空き店舗等を利用させていただきまして、その中でいろいろな業種の方が日がわりといますか、そういった形でいろいろなものを売っていただくような場所の設置をことしぜひ検討して実施したいものだというふうに、農政課とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、トイレの部分でございますが、これはいつでもお小言をちょうだいしているわけでございます。今後も十分にそういった方の部分の嫌な思いをさせないためにも、トイレの清掃につきましては、トイレを見ればその観光地の姿勢がわかるというふうなぐらいの部分で印象があるわけでございますので、これらについてもしっかりと清掃に努めてまいるように委託者において指示をして、管理監督をしてもらいたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 雇用の問題でお伺いいたしますが、雇用の安定基金の交付が受けられて、こちらの予算で言えば、翁公園の歩道整備という形で何がしかの予算がつけられています。これでは、131ページであります。実雇用は何人雇用されるという状況なのか、お伺いいたします。

いろいろな方からも、この雇用の促進については特段の配慮をしていただきたいという形で、ここだけではなくて、学校関係だとかという形の中でも雇用も生まれる体制が組まれていると思っておりますが、わかる範囲でよろしいですが、そういったのも含めて、実際にその雇用調整金を使った実雇用というのは、月に直したら何人になるのか、延べではだめです、月ですよ。月に直したら何人雇用されるのか、この点。

今職がない、求めている人というのは、潜在的にはたくさんおられるというふうに思います。確かに、この制度の半年間という限定つきがあったにしても、やはり何らかの形の中で、その実態も調査される必要があるのではないかと。既に何らかの形で調査されているのであれば、それをこの場で述べていただきたいと思っておりますが、やはりそういったきめ細かな今対応というのが、より一層求められていると私は感じているわけです。そういう意味で、この点においての実態にまだまだ合っていないような、当然資源に、財源に限界あるというのもわかりますが、しかしそれを一歩踏み越えた中でいろいろな工夫している自治体というのもあります。そういうものも含

めて、答弁お願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の緊急雇用対策の関係でございますけれども、今商工観光まちづくりの方で計画しておりますのは、翁公園内のササ刈り等の歩道の整備でございます。2人、実数は90日でございます。このほかに、教育委員会の方のパークゴルフ場の芝の整備ということで、同じく2人の部分をこしは雇用することになっております。

それで、その雇用に関する情報ということでございますけれども、上富良野高校につきましては、町長の一般答弁でもいたしましたとおり、ほかの高校に比べて有利な就職ができていたということでございますけれども、まだ高校の方の先生の方からも、地元の企業が上富良野高校を指定して就職の案内がちょっと足りないかなというふうなこともいただきましたので、今後はそれらの情報も、また各企業においてお知らせをして、そういった地元の高校の就職について応援をしていただきたいというふうなことで考えております。

また、JA関係につきましても、リストラ等ございまして、3月にお聞きしますと、約ことしの3月末で11人ぐらいの方が希望退職されるのかなという情報の情報は得ております。

それから、北海カラマツさんの方で特段の予定はなかったけれども、上富良野高校の生徒を3人ばかり採用されたということで、非常に感謝申し上げているわけでございますけれども、こういった状態で、町の中の雇用情勢においては他地域に比べて、悪い状況の中にありますけれども、少しはいいのかなというふうな判断をしておりますけれども、さらなるその連絡調整のためのそういった会をつくりながら、さらなる雇用の充実に努めてまいりたいというふうに思っています。

委員長（久保田英市君） 13番長谷川委員。

13番（長谷川徳行君） 今、緊急雇用対策雇用交付金のことありましたけれども、月2人ぐらいの雇用では、緊急対策雇用の意味にはならないと思うのですよね。やっぱりこういう交付金を足場として、短期的でなく、恒久的に新たな事業を生み出すようなものに使えないかと思うのですけれども、例えば町の中の空き店舗を利用して、地産地消の店をつくって、今農業従事者が、農業に従事している人が非常に離農なんかしてますよね。そこでその失業者を雇用するとか、そういうような発想にはならないのですか。この芝刈りだとかこういうものは、し

なければならぬことであって、別に緊急雇用対策にはならないような気がするのですけれども。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 13番長谷川委員の御質問にお答えします。

緊急雇用対策の件でございますけれども、この点については、国の方で予算が枠がございまして、それをもって各道内の町村に枠が参るわけでございます。それで我が町におきましても、これ3年間事業でございまして、約1,900万円の枠の割り当てということでございまして、その中で組み立てをしていくわけございまして、その中で私の方2人、教育委員会の方で2人というふうな人数をもうちょっと多く雇用できないのかということもございまして、年度の額の定めがございまして、雇用がそういった部分で、それ以上ふやせないといった実態にございます。

それで、また違う例えば事業、今言った空き店舗を利用した部分のそういった雇用の部分にならないのかといったことございまして、これにつきまして、あと2年間ございまして、一応のあと2年の雇用については、その事業を予定を上げておりますけれども、中の変更についてはできるものと思っておりますので、もしもそういったことが優先されることであれば、そのようなことに持っていくようなことでの検討をしてみたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） この款の質疑、これにて終了いたしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 質疑を終了いたします。

この際、休憩をとります。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出、第8款、134ページから第9款、147ページまでの質疑に入ります。

質疑に当たっては、ページ数を言っていただくようお願いいたします。

17番小野委員。

17番（小野忠君） 143ページ、先ほどは勉強不足で、まことに申しわけございません。この島津公園管理の問題についてお伺いをいたしたいと思

います。

先ほど言いましたけれども、公園のトイレの問題、これは新しい方でなくて、古いトイレが2カ所あるのです。この2カ所のトイレが前回町長は水洗化にするかというような、水洗化にしたいというような御答弁がございましたが、これらは必要性があるのかないのか、今後、この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 小野委員の御質問にお答えいたしたいと存じます。

今の御質問にありまして、島津公園内にはゴルフコース場沿いに2カ所水洗でないトイレがございまして、9月の御質問にもお答えいたしました。パークゴルフ場が、今15年に完成ということになれば、島津公園の今あるパークゴルフ場の部分についての廃止も念頭に入れまして、そのトイレの改修についても見きわめたいということでございまして、今現在では、使用状況におきましては、現状のままのトイレで使用していただきまして、そのパークゴルフ場の方向が決定され次第、その対応をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） それでは、結局はパークゴルフ場が完成後においては、あれを撤去するという形になるわけなのですね。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） そのように撤去となれば、あの一番奥のトイレ等々も不用となるというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） それならば、これ来々年まであるし、ことし1年間は使用しなければならぬのだけれども、完全に清掃をきちんとしてやっていただきたい。去年のような状態であるならば、観光で来られる、パークゴルフもおやりになる人がいますので、これらを見つともないようなことでなく、清掃をきちんとしていただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 先ほど来、観光地にかかわりますトイレの清掃管理につきましての部分の苦情があるということございまして、このトイレにつきましても、誠心誠意管理に十分を気をつけてまいりたいというふうに思ってお

りますので、御理解をいただきたいと存じます。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 145ページ、家賃滞納者少額訴訟のところ予算見ているわけですが、これ幾らぐらいだったのでしょうか。

それと、これは弁護士さんをあれているのだったのでしょうか、それと今までこういったことありましたでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 15番村上委員の御質問にお答えいたします。

家賃滞納者少額訴訟の件でございますけれども、この金額については30万円、弁護士費用でございます。昨年から、この費用を歳出に計上させていただいております。理由としましては、誠意が見られない、長期にわたって滞納を続けていると、そういった者に対しての手段として、もう大都会、旭川市とか道で既にこういった対応をとっておりますので、こういったことで、目的は和解をして納めていただくことで家賃を整理していくというのが本来の目的でございますけれども、今現在、昨年も含めまして、こういった事例にはない実態であります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） ないということですが、今相談やっていますね。社会福祉協議会で火曜日ですか、いつも防災無線で放送されておりますけれども、それらのところにどうなんでしょうか、何か大変難しい問題寄せられて、やっぱり弁護士さんとか法律関係とかいろいろあるようでして、そういう方の兼ねての活用というのは、またちょっと目的が違うのでしょうか、ちょっと。

それと、町営住宅建てますときに移転しますね。そのときの移転補償というのを予算見ている。別の方で見ているのですけれども、その方のあれはないのでしょうか。交渉事という、その移転補償の難しさ、そこら辺はどうなのですか、ちょっとお伺いします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

この家賃の滞納者の訴訟の件でございますけれども、いわゆる悪質者、もうどうにもならないといったことで、いわゆる心配事相談にかけてもどうにもならないと。法的手段に訴えなければ言うことを聞いていただけないと。国の方で1日で裁判が終わる簡易裁判という制度ができて、負債額30万円

以上のものに対しては、その裁判を受け付けるといった制度ができておりますので、そちらの方に持っていくと、約束を守っていただかなければ、強制執行はできるといったことで対応するというものでございます。

それから、2点目の移転の補償でございますけれども、この件につきましては、建てかえにかかわりまして、現在入っている住宅を取り壊さなければならぬといったことが出てまいりますので、それらの方々に対して、引っ越し賃として補償をおあげするものということでございまして、現在までそういった建てかえにつきましては、当然もうその住民との了解も得ておりますので、そこに関してのトラブルはございません。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 今、商工課長答弁したこの家賃の問題なのですが、去年30万の方が2人いたよね。それで、その2人のために訴訟をするために、この予算をとったはずなのですが、この30万円の方々はどうなったんだろう。お亡くなりになったのですか、これちょっとお伺いしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 小野委員の御質問にお答えします。

30万円は30万円でございますけれども、いわゆる悪質、部分的でも毎月なり納めていただいて30万円の方と、全然もうなしのつづてで30万円以上超した者の区分がございまして、今ここで考えているのは、いわゆる悪質、誠意が見られないと、そういった者に対する措置でございますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 福塚委員。

3番（福塚賢一君） ページ数は146ページ、消防費についてお伺いしたいと思います。

各一部事務組合の新年度予算書を拝見させていただきました。消防予算について、ありのまま感じたことをもってお伺いを、管理者に御所見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

既にもう消防南部組合で議論されて、議決されているということで承知をいたしておりまして、各論的な意見を述べるつもりは全くありません。管理者として、総論的な御所見を賜りたいと思っております。

予算書拝見しまして、自分も及ばずながら組合収入役4年間務めさせてもらいましたけれども、中

富、上富、南、北で、予算的には共通経費含めてバランスがとれていたと思いますけれども、決して物件費、人件費で南と北とが、言わせてもらえばアンバランスだと。したがって、南が団職員の待遇がよくて、団員、職員の志気が低下するとも考えを持っているものではありませんけれども、少なくとも組合ですから、一つの自治体ですから、その管理者ですから、南、北、中富、上富とのいわゆる行政配慮に基づく首長さんの、両町長の考え方の違いは、当然出てくると思います。しかし、管理者としてのリーダーシップというか、そういうものは当然町長お持ちだと思いますので、その点に立った考え方を、御所見を賜りたいと思います。

各論に入らないということを行いましたけれども、南部消防事務組合予算書を見ますと、40ページ、この予算書、消防組合の。この中で、消防組合参事としてお尋ねしたいのですけれども、上富対策費、中富対策費の中で、19節の負担金補助金ともども予算持っているのですね、対策費で上富、中富対策費として。北海道消防防災ヘリコプター運航連絡協議会19万7,000円、中富対策費、同じく13万6,000円、これらは参事、一般共通経費と一般管理費で一本化なぜできないのか、この辺のところ参事にお伺いして質問を終わります。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚委員の基本的な考え方についてお答えさせていただきますが、上川南部消防事務組合、御案内のとおり、本部につきましては両町の共通経費の中で本部対応をしていると。そして、南署、北署につきましては、それぞれの自治体の条例に基づいた自治体と同等の対応をしているというようなことの問題点があるわけですが、そういったことから、職員の処遇がそれぞれの自治体間の差で違う、また消防議員の対応についても違うというような部分がございます。

本来であれば、上川南部消防事務組合としての職員採用を図って、北署、南署の職員の処遇を図るべきが本来の委員のおっしゃるような事務組合としての対応であるというふうに思っているところでありますが、それぞれの町村の実情、それから組合結成当時から状況等々の中で、現在それが今日まで進んでいないというようなことであります。

ただ、これからの課題といたしましては、今検討しております富良野地区消防事務組合と上川南部消防事務組合との合併問題、統合問題等々も含めながら、今後研究を重ねて対処してまいりたいと、今そのように考えているところであります。

後ほど助役の部分につきましては、助役の方からお答えさせたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ここに書いてあります同じ項目で、私もこれ何で1本にならないのかということで疑義を持っていたのですが、請求先の方で、母体町村への請求を求めてきているところでございます。私どもは事務組合設けているものですから、そういう観点で、それぞれ上富と中富という中で、この組合の方に移行させまして、その請求者の中での範疇で判断させて、このような形で従来からやっているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） 142ページです。住宅費についてお尋ねさせていただきます。

勉強不足のところはお許し願いたいと思います。当町における、まず公営住宅の現状と申しましょうか、現在何棟あって、そこに入居できる戸数としてはどの程度あるのか、町営住宅の再生マスタープランというものが示されているようだけれども、ちょっと私存じてませんので申しわけありませんが、それで町として公営住宅を、相当年数が経過した古いものもあるように見受けております。

また、近年近代的な公営住宅に改築されているものもありますけれども、建築年度の一番古く公営住宅がいつごろからのものがあって、それがどのように今後対処されていく御予定なのかをまず1点お伺いしたいと思います。

総戸数と棟数と戸数を先にお尋ねしましたので、2点目にそれもお尋ねしたいと思います。

それから、そういうことの延長線上で、当面公営住宅の整備計画というのは、どのように位置づけられているのか。入居していただく戸数を最終的に現在の水準より高めていくのか、現在の水準で行われていくのか、そこら辺の中長期的な考えもお尋ねさせていただきます。

それから、最近建築されております公営住宅、ひところのものと見比べますと、非常に近代的ですばらしい造りになってきておりますけれども、時代の趨勢もあるでしょうけれども、ここ10年くらい前の建築コストは、10年間くらいでどのように、1戸当たりで、例えば用地費だとか、補償費だとか、そういうものは別にいたして、直接その建設、建家の部分にかかります建築コストというのは、広さもいろいろあって一緒に比べれというのはちょっとできないのかもしれませんが、傾向として過去10年間くらい今日至るまで、どういうことに推移してきているのかもお尋ねさせていただきます。

それと、最後にもう1点、現在どの程度の入居を待ってられる方がいるのか、以上4点お尋ねさせていただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 18番向山委員の御質問にお答えしたいと存じます。

棟数について後でちょっとお知らせしますが、戸数については、現在444戸の部分でございます。そのうち、建てかえ対策として空き家としていたるところもございます。

それで、2点目の一番古い公住はという御質問でございますけれども、一番古い公住は緑町公住でございます。昭和36年に建てられたものでございまして、築経過も41年を経過しようとしているものがございます。その部分につきましては、団地42棟でございましたけれども、その建てかえを行うべく、数年前から居住者との折衝をして参ったところでございますけれども、今現在まだ12戸の方が、これらの建てかえにに応じてもらえないといった実態にございまして、町の建てかえプランに基づきまして、次の団地ということで進めてございますが、またその団地が終わりました段階で、また緑町団地の方に、また建てかえのことについての御理解をいただくといったことで対応してまいりたいということで考えております。

それから、3点目でございますが、将来の公住の建てかえ計画等についてでございますけれども、現在平成7年に立てられました再生マスタープランというものに基づいて、これらの新築計画を行ってきているわけでございますけれども、ちょうどとし経過半分を見まして、新たにストック総合活用計画といった見直し計画を今年立てまして、それに基づきまして住居の改善、広さだとか玄関だとか、そういったものの改善、あるいは耐用年数の来たものについての建てかえといったものに着手してまいりたいということで今考えております。それがちょうど17年まで続く予定をいたしております。

それから、近代的なということで、最近の建てます公営住宅につきましては、平屋では当然認められなく、最低2階建て、中富においては3階建てもございまして、2階建てのRCの部分で建設をしております。当然コスト的にも、その分だけの費用がかかるわけでございますが、現在のものにつきましては、大体1戸当たり1,800万円から1,900万円ぐらいかかっております。当時10年ぐらい前と申しますと、富町団地かなということでございまして、一千四、五百万円では建てられたというふうに記憶しております。そんなこと

で、設備も立派になりましたけれども、建設コストについても、そんなような経過で上がってきているのが実態でございます。

答弁漏れがございました。

現在公営住宅に入居を希望されていられぬ、いわゆる待機者は何人かということでございますけれども、大変昔と違いまして、公住の出入りが少なくなって、高齢者の方が比較的多くございますので、そういった関係で、常時今三十数名の方がお待ち願っている状況にございまして、空き次第現場を見せて確認してもらいますけれども、なかなか自分の理想に合ったものでなければうんと言わないのがちょっとございまして、緊急を要する人については、すぐいいですよと入っていただけるのですけれども、一応の広さとか、そういった条件の方については、お見せしてもちょっと遠慮するかというようなこともございまして、そういったことも含めまして、30名程度の方が常時おられるということでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） わかりました。ありがとうございます。

そこで、1点に限ってお尋ねさせていただきたいと思いますが、古いところだと昭和36年にもう建てられているということで、できれば財政が許せば、極力快適な居住環境に整備していくことが望ましいのかなと思いますけれども、私なぜ古いのはいつごろからお尋ねしたのですが、毎年冬になりますと、道内でも何件か必ずお年寄りがひとり住まい、あるいはお年寄り同士で暮らしておられる公営住宅から火災が出たりして、犠牲者が毎年冬になると出るのでよね。必ずテレビなんかでニュースの報道見ますと、総じて古い住宅がそういう犠牲になられている対象のふうに向向があると思うのですよ。それで、今課長の方で示してくれました緑町の方の住宅なんか、私たまたま通りがかりなものですから始終見ているのですが、非常に老朽化していると。そういう古いものですから寒い、寒いから余計ストーブも強く燃やさなければならぬ、そういう悪循環でそういう悲惨な事故が起きる可能性がはらんでいるのではないかなというふうに向向しているのですよ。それで、何とか問題が含まれているのですけれども、そういう本当に古いところから建てかえるような形に何とか進めてもらえないのかなというふうに向向しているのです。その点、もう一度お答えいただきたい。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 向山委員の公営住宅にかかわる御質問にお答えをいたしたいと存じます。

先ほど申し上げましたとおり、緑町公住が一番古い建物でございまして、道内でいろいろそういった事故による報道がなされるところでございます。あの場所においても、委員御存じのとおり、暖房については灯油の部分もございまして、一部まきなどの利用もしているお方もおられまして、火災等の発生も心配されるところでございます。建てかえのたびに、町長を初め説明会において建てかえをさせてほしいと、理解をしてくれということではぎ詰め談判を行ってきておりますが、さらなる努力を重ねまして御理解をいただいて、早急なる建てかえに向けての努力を引き続き行ってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 139ページの工事請負費で、2号橋と富原橋のかけかえという形となっておりますが、戦車の九〇式でしょうか、導入によって橋をかけかえということではありますが、大体何両ぐらいこちらに配備されるのか、当然これも100%国の防衛補助で行われていると思っておりますが、何年がかりで完成されるのか、この点をお伺いいたします。

それともう一点は、島津の20号の第2橋というのでしょうか、いわゆる橋が新設されたのですが、取りつけ道路が余りにも橋の方がぐっと来まして、手前に道路があって、橋があって、左側に回る道路があるのですが、左折する道路があるのですが、余りにも食い込みが激しいものですから、その左折する道路のところには町の方で土のうか何か積んで、結局その土のうを、いわゆる道路幅狭くなったことによつて土のう積んで、横に拡幅してあるという感じになっているのですよね。20号橋、西中保育所ありますよね。その東側に向かっていったら橋ありますよね。もう大分前にできたのですけれども、その取りつけのところが、左側に入っていく河川通りにずっと入っていく道路あるのですが、そこに余りにも橋げたの方がぐっと手前の方に出ているものですから、あの道路が左側に左折する場合に、なかなか左折し切れないという状況で、住民の要望があって、土のう積んであるという状態が放置されているのですよね。これをきちとやっぱり修復する必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点をお伺いいたします。

それともう1点は、141ページにかかわって景観条例の策定、基本調査ということで、今後どのような推移で進められるのか、この点。

それと委託料、13節、15節にかかわってありますが、市街地の街路灯実施設計、いわゆる設置という形になりますが、今後の計画と、東1丁目路線という形で設置計画されていると思っておりますが、計画路線についてお伺いいたします。

143ページの工事請負費で日の出公園の環境整備、新設という形で工事請負費が1,600万円、ここで15節で見られておりますが、その内容等についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 米沢委員の1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

90式戦車の装備配置についての予定であります。我々が今お聞きをしていますのは、平成14年度10月ごろに数量が16両導入される予定とお伺いをいたしております。

なお、今後の予定につきましては、まだ数量やなんかは多く入ってくるということはお聞きをいたしておりますが、いつまで何両というようなことでは、確認を今されていない状況にあります。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（佐藤修君） 米沢さんの2条大橋のところのカーブの土のうにつきましては、土現で・門をつくったことによりちょっと生じておりますので、直ちに現地を確認いたしまして、通れるような対策をいたします。

それから、富原橋につきましては、今年度、前回の議会で繰越明許費で御議決をいただいておりますので、今年度と今実施設計をやりますので、今年度の秋過ぎぐらいに発注しまして、完成が15年度になる予定です。

委員長（久保田英市君） 町並推進係長。

街並み推進係長（辻剛君） 米沢委員の御質問にお答えいたしますが、景観条例の関係の策定スケジュールについてなのですが、まず今年度におきましては、シンポジウム等を2回開催するという事になっております。このシンポジウムにつきましては、やはり私どもの町の財産である景観というものに対して、町民の皆さんのその意識の高揚を図る、そういう機会として、まず設けたいなというふうに思っております。

調査費の方の110万円の方につきましては、果たしてこれからつくる景観条例を理念的なものにするのか、それとも実効性のあるものにするのかという部分についての、当然実効性が伴いますと行政経費の投入というものが考えられますので、その辺の景観条例に対する住民の皆さんの意識の把握というようなことで、アンケート調査を中心にした基礎調

査を進めていきたいというふうに思います。

それ以降につきましては、今のところ、その調査結果に基づきまして、どの程度の内容の濃さの条例をつくるかというところを判断しながら、今後は進めていくというようなことになっております。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長補佐。

商工観光まちづくり課長補佐（水島栄二君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

日の出公園の工事請負費の件でございますが、ここでございます環境整備という項目が載っているのですが、これは現在エントランスゾーンで噴水が使われておりますが、現在町の上水道を使っている現状でございます。それを、ことし一応200万円程度かけまして、あの近くにボーリングをして地下水を使用し、常時流し放しということで、現在伏流水、要するにくみ上げて使っているものですから、夏場の暖かい日にすごい藻がわいて、小さい子供が素足で入って遊べないということで、今度流し放しにすれば、十分きれいな遊びができるのではないかと考えております。

それと、日の出公園のもう一つの新設工事の方なのですが、平成11年に用地買収しました西斜面の方の整備を、一応14、15、16、3カ年かけて中に管理用園路だとか散策路、それから宿年草、要するに多年草ですね。それとかラベンダー、それを植えたいと考えております。

それと、あわせて15、16には、日の出公園のあの森林部、枯れているところに植栽を考えていきたいと思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 東1丁目通りを含めての街路灯の今後の整備計画についてであります。まず東1丁目通り、また北基線通りというようなことで整備計画を持っているところでございます。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（佐藤修君） 東1条通りの今年度の街路灯の計画につきましては、林さんのコンビニから、もとの三野スポーツ店のロータリーまでのインターロッキング、歩道のインターロッキングの整備と、それからそこまでの間の安全灯を4基デザイン灯で設置します。そして、三野スポーツ、通常銀座通りですか、三野スポーツ店の通りから駅前まで、大柳さんの手前の道路までの500メートルの区間の実施設計をして、来年から随時そこに歩道、インターロッキングと交通安全灯を設置していく予定でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） その延長線はどういうふうになりますか。大柳さんのところから向こう側ですね。当然要望もあるかと思いますが、そういったところも計画されているのかどうなのか、お伺いいたします。

それと、143ページにかかわって、いわゆる木が倒れたところ等の整備かというふうに思いますが、これのちょっと図面がないのでよくわかりませんが、もう一度確認のために、どういう整備されるのか、この点を確認しておきたいと思っております。

それと、公園にかかわってですが、今全般的にそうなのですが、遊びの日という形の中で、週5日制も導入されます。それで、子供たちがいわゆる川に入るだとか、そういう機会がない。そういったトンボをとったりだとか、そういったところがないという状況の中で、もっとやっぱり遊ぶ環境づくりを何らかの形で進めていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

それと、あわせてさらにオートキャンプ場の横に流れる川、あれが向こうから、上の方から流れてきますが、時にはいろいろな雑水がまざって汚れがひどかったりだとかという形になってまして、上富良野の町の中で、ああいう川というのは、貴重な川というのはほとんどないという状況で、ああいう川をまた何らかの形で浄化する形で、また子供たちも遊ばせるような、そういう対策もとれないのかなというふうに思いますが、こういった点についてもお伺いいたします。

あと、道路関係では、いわゆる維持費関係の予算というのがかなり道路が舗装された後、簡易舗装の後がでこぼこで、修繕しなければならないというような状況がたくさん生まれています。現場の方も努力されて、こまめに現場に行って、その対応をされているという状況だと思うのですが、現行予算でまだまだ足りない部分もあるのだらうと思っております。今後こういった維持にかかわる予算等について、増額する部分も出るのではないかなというふうに感じますが、この点お伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（佐藤修君） その後の駅前からたこ公園、教育長の家の前のところまで、その間につきましては、通常の交通安全灯を10基予定しております。

それから、一つ飛びまして、道路の凹凸の補修につきましては、今委員おっしゃったとおり、随時補修してこれからはまいりますのですけれども、特にひどいところ、新町地区と駅裏の本町地区においては、少ない予算ですけれども、随時計画しております。

す。これからの増額につきましては、町長と助役には耳を閉じていてほしいのですけれども、現場サイドとしては、もうできるだけ住民の要望にこたえたいのですけれども、台所の事情によりまして、少ない予算で計画的に進めていきます。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長補佐。

商工観光まちづくり課長補佐（水島栄二君） 日の出公園の工事の件なのですが、今うちの方で考えているのは、2ヘクタールの西山の斜面を14年、15年2カ年で整備したいと考えております。あわせて、15、16でいろいろ林業試験場の方だとか町民の意見を聞いて、どういう木がいいか、植樹を考えていきたいと思っております。

それから、せせらぎゾーンについては、天気の良い日はそうでもないのですが、雨など降ると、やっぱり上流から結構流れてきますので、当初もいろいろ浄化装置も考えたのですけれども、これからさらにどういう方がいいか、それで毎年春には、中にごろた石置いてあるのですが、中に土砂だとか草がたまりますので、それは毎年春に清掃するように心がけております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 長くしゃべりませんから、すぐ終わります。

ちょっと言いづらいのですが、工事請負、これ今年度山加川ですか、ページ141ページ、この問題なのですが、これ今後入札についてですけれども、前回もいろいろ申し上げたことがあります、いろいろとやってみると丸抱えみたいな、丸請けみたいなことをやっている業者がかなりおります。こういうことにおきましては、この2,500万円以上に対しての技術主任をきちっと把握して入札施行に当たっていただきたいと、その点をひとつ伺いをして、確認して質問終わります。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（佐藤修君） 小野委員から御指摘されておりますので、即座に現場に出向いて、その旨を十分注意し、留意するようにしておりますので、間違いのないと思います。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） それは現場ででしょう。入札施行のときに、必ず技術主任の者がついて出てくるとして、入札の施行に対して。このときにやっぱりきちっと調べて、もうこれは丸抱えがないのかなということは、きちんとやっぱり把握して今後やっていただかなければ、ずるい者勝ちみたいなやり方されたら困る。全く仕事しないでお金だけもらってさようならというのはね、許されないから。

そういう点、今後助役さん気をつけていただきたいと思うのですが、助役に確認しておきますから。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、議員の中からもいろいろ御心配かけて、そういう面御指摘をいただいているところでございます。私どもこの2月の15日だったのですか、町内の業者に集まっていたかまして、平成14年度に向かう町の工事の関係につきまして説明会をさせていただきまして、そういう御指摘のある点も、その中で指導をしたという経緯にございますので、十分その辺のところ踏まえて対処してまいりたいと思います。

委員長（久保田英市君） この款の質疑、終了いたします。

この際、昼食休憩といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（久保田英市君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、第10款、148ページから171ページまでの質疑に入ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 158ページ、159ページでしょうか、社会教育費の中で、19節負担金補助及び交付金のところでございますけれども、そこで町民芸術劇場負担、これが150万円と、それから自主企画芸術鑑賞事業補助が140万円、合わせて290万円、これが767万5,000円の中で37%ということで、非常に合わせて290万円、ちょっと突出しているような気がするのですけれども、それとあわせて161ページ、公民館費、この中で公民館事業としまして、北海道舞台塾in富良野の開催負担ということで36万2,000円ですか、こういうものを予算しているのですけれども、ちょっと教育長にお尋ねしたいのですけれども、社会事業費としての方での事業と、公民館事業とのそのとらえ方をどのように教育長はお考えののでしょうか、ひとつその点よろしくお聞かせしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 15番村上委員の御質問にお答えします。

まず、町民劇場の負担でございますけれども、これにつきましては、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育所等の各関係団体が協調しまして、芸術文化の鑑賞機会の提供ということでございます。

それで、平成13年度の実績でございますけれども、幼稚園、保育所、幼児の部としましての音楽鑑賞、それから親子関係の劇、それから小学生の部につきましても、こぶし座等の伝統芸能、それから高校、中学の部につきましても劇の鑑賞、これらの事業を実施してございます。

次に、自主企画でございますけれども、これにつきましては、自主学习グループの育成ということでございまして、町民の自主的企画によります芸術鑑賞事業でございます。これにつきましては、実行委員会を組織しまして実施してございます。特に平成13年度につきましては、道の補助事業を受けまして、8事業を実施してございます。14年度におきましても、同程度の希望がございまして、実施するというところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 社会教育係長。

社会教育係長（山川護君） 15番村上委員の御質問にお答えいたします。

北の舞台塾 in 富良野負担ということで、このたび36万2,000円という金額を計上させていただいております。富良野北海道舞台塾ということで、これ北海道の補助金をもって、平成12年から富良野の演劇工場が中心となった中で開催しております。12、13ということで、富良野1市で北海道との連携を保っていたわけなのですが、北海道の方から富良野沿線全体を舞台、また音楽の北海道におけるメインにしていきたいということで、平成14年度においては、広域をもって対応していただけないだろうかということでございまして、上富良野町では、今御説明したように36万2,000円、中富良野町では24万8,000円、南富良野では20万5,000円、占冠では18万5,000円、そして富良野市は200万円という、事業規模300万円の5市町村で事業を受け、そして道からの補助金をいただきながら進めていこうという内容でございます。

昨年度の実績においては、東中中学校の清流獅子舞、また東中小学校の太鼓が演劇工場の方に行きまして、プロの方からの指導を受けたり、また上富良野中学校においても、カナダからのパントマイムを上富良野中学校の体育館で実施したり、広域をもって富良野に演劇工場に集まってくる人たち、芸術家を地域に出していこうという事業で展開しております。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 今、北海道舞台塾 in 富良野、これにつきまして、広域でとらえていると。

中富良野町も24万8,000円あれしているということなのでございますけれども、これどこから要請があったものなのでしょうか、代表の方は何とおっしゃるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 社会教育係長。

社会教育係長（山川護君） 本件につきましては、先ほどの御説明のとおり、2年間富良野市で対応しておりました。北海道全体における舞台の発信基地として、富良野の演劇工場を建設した経緯が北海道もございまして、よって、北海道の目の高さから見ますと、この地域全体を北海道の舞台の発信地として位置づけていきたい。よって、富良野市の演劇工場においても、北海道の振興補助金並びにいろいろな補助金をもってして設立した経緯がございまして、その運営を地域に根ざすための事業ということで、この事業が進められております。

事務局につきましては、富良野市役所の方で実施しております。北海道の方から、広域をもってしなければ、今補助事業につきましては、そういう指導がございまして、単体の市町村ではだめですよということにおいて、全体の一つの財産を広域の市町村で運営、また活用していこうかという事業でございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） それでは、上富良野町の方がこういうことを立ち上げてまして演ずるとなると、これにつきましては、こういう広域で、またとらえていただけるものなのでしょうか。

私思いますのは、今町の財政難の中で、お互いに補助金、ことしも1割ぐらいカットかと思うのですが、そういうところでやっているところでありまして、公民館事業としてとらえているのですけれども、今完全週5日制になりましたし、総合学習が入りましたし、子供さん方が総合学習ということで、調べものを非常にするために、図書室を利用する機会が多いのではないかと気がするのですけれども、そうすれば図書室の方に予算を多くとった方がいいのではないかとというような、公民館事業等、ですからその公民館事業のあり方と、それから社会教育事業との先ほど教育長のちょっと見解をと思われましたのは、それを質問したのですけれども、私はむしろ今の状況から考えますと、図書費の方に何か回した方が予算、公民館事業といたしましたら、そういうことを申し上げたいのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 15番村上委員の質問にお答えしたいと思うのですけれども、1点は芸術文

化の振興ということで、今までは文化講演会だとかそういうようなうちが主体的にやっていたのですけれども、余暇時間やなんかふえて、町民の人たちに文化・芸術の推進をしていこう、そのためには行政が主体的に、何でもうちが消化型で見せるのではなくて、町内の組織だとか団体がみずからの力で、そして芸術文化をやるということで、社会教育面では二つの事業を組んでおります。去年までは、道の補助金も相当いただいたのですけれども、そういうことで、広く町民への芸術鑑賞の普及ということと、それからみずからの力でそういうものを広げて定着させるということがございます。

それから、公民館の講座につきましては、これはただ科目が違っておりますけれども、内容については文化・芸術の推進ということで、科目で分けていけるだけで、中身については同じでございます。

それと富良野の舞台塾につきましては、全道で今まで道で相当文化・芸術の推進ということで、相当のお金、たしか4カ所だったと思うのですけれども、ただ富良野がああいう富良野舞台塾ができて、富良野が文化・芸術では北海道の発信の拠点だということで、たしか去年は600万円の総体の事業だったのですけれども、道は富良野の舞台塾を北海道の拠点にするということで、900万円のこし事業を組んでいるはずで、その中で、うちの係長が申しあげましたように、一市町村ではなくて、広域でそういうものを進めていきましょう。そのかわり、道もバックアップしますよということの企画ですので、御理解をいただきたいと思っておりますし、公民館の図書室の関係につきましては、また別な角度で、私たちも熱意を持ってそういう部分について力を注いでいかなければならないと思っておりますので、これについては文化・芸術と図書館ということで、分けて御理解いただければと思っております。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） ただいまの演劇劇場の件ですけれども、これわからないわけではないのですけれども、私が言っているように、つくるのは富良野でつくって、はい負担はみんなに平等にと、これ全部かけられるのですよ。これだけでなく、今山部につくっているあれも負担均衡来ますね。

それから、では上富良野のクリーンセンターの負担金もらえるのかといたら、どうなのかなというところあるのですよ。

それで、あれをつくるに当たっては、富良野でも半々だったのですよ、あれ。今でもかなり批判出て、市長選挙に影響が出るのでないかというような建物なのです。だけれども、私はやっていいよという考えはありますけれども、その負担金来たとい

うことについては、これはしてやられているのでないかなと。もっときちっと、もっと富良野で定着をさせて、そしていかがですかという草の根の形でもってやってきてもらわなければならないのを、市役所でございます、はい、この地域全部ですというやり方は、これ官独特のやり方だ。非常に不愉快な感じがしないでもないのですよ。

今、非常に経営難しいと思っておりますよ。ですから理解はするのですけれども、だからといって、そういうやり方がいいということにはならないのではないかなと思うのですよ。その辺のところは言われたのですか。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 梨澤委員の質問にお答えしたいと思っておりますけれども、今梨澤委員から言われるとおり、去年までは富良野市が主体的に文化・芸術という部分での拠点整備をしましたけれども、これから文化活動については、富良野だけでなく広域と、それから道も北海道の文化の発信の拠点ということでやりましょうということで、その活動費に対して、それぞれ各市町村が負担金を出して活動費の応分の負担ということで御理解をいただきたいと思っております。

確かに、中心が富良野にありますからね、去年までは富良野が200万円出して、富良野が独自に道と直結してやってましたけれども、これからは広域で活動という部分で、うちの係長言いましたように、去年は東中の獅子舞もやりましたし、それから向こうから演劇を中学校に来て披露していただいたりなんかということの展開をしていただいておりますので、うちの方の負担している部分については、ただ負担して、ただ何にもということではなくて、私たちもそういう中での活動をできるだけ上富良野に持ってきて活動していただくような努力をしていきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 福塚委員。

3番（福塚賢一君） 10款につきましては、私の所属している事項でありまして、大変恐縮に思うところであります。

過日来、今まで説明がなかったもので、その部分について承知したいと思ひまして、以下質問させていただきます。

167ページ、9節の旅費75万2,000円のうちの特別旅費55万3,000円、これについて根拠をお示しいただきたいと思ひます。

それから169ページ、備品購入費、18節パークゴルフ場施設備品管理費1,300万7,000円、施設備品費、管理備品費に分かれてますけれども、大別してどのようなとらえ方をしておられるの

か。

過去には、町長には大変失礼ですけれども、考えあつてのことだとは自分は受けとめておりましたけれども、時計買うに当たって、スポーツ店から買ったということについては、いろいろ町内で意見を聞かされた経過にあるわけですけれども、これらの備品を調達するに当たって、どのような考え方で調達する考えか、以上2点お伺いしておきたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 3番福塚委員の特別旅費の関係でございます。これにつきましては、特に通常の体育行事にかかる研修会等の旅費、そのほかに従来のB & Gの管理と申しますか、上富良野町におきましては養成土というのがありまして、この養成土につきましては、B & Gの本部の方から、ぜひ養成してくれと言われております。それで、ことしうちの職員が1名養成土としての研修を受ける。そのための旅費約29万3,000円でございますけれども、これが大きいところでございます。

それと、あと2点目のパークゴルフ場の備品関係につきましてでございますが、備品関係につきましては、当初の予定どおり1,360万円ということで計画をさせていただいたところでございます。

その計画の中身でございますけれども、まず大きな備品関係、これにつきましては乗用の芝刈り機、自走式芝刈り機、それから動力噴霧器、それら大きい備品でございます。それにつきましては、1,360万円のうち、1,300万円の計画でございます。そのほか消耗品の備品もございまして、あと室内の会議テーブルですとか、それら消耗品的な備品につきましては、60万円を計上しているところでございまして、これらにつきましては、財務規則に基づきまして購入するような形でございまして、できるだけ地元から購入ということでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 福塚委員。

3番（福塚賢一君） 了解できますが、では芝刈り機、噴霧器、この計に対してはどのぐらいの金額になっておりますか。

委員長（久保田英市君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 芝刈り機の金額でございますけれども、芝刈り機につきましては、リール式、ロータリー式ということで、これ2台の備品でございまして、これらにつきましては、2台で350万円の予定でございます。そのほか、ロータリー式の自走芝刈り機、それからリール式の自走芝刈り機ということで、約80万円ぐらいの計画で

ございます。

それから、まだ吸引式の吸じん機ですとか、それから刈り払い機ですとか、自走式の動力噴霧器、それから肥料の散布機、これらもあわせて導入する予定でございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 福塚委員。

3番（福塚賢一君） 今の説明聞きましたら1,300万円ですよ。お伺いしましたら、500万円ぐらいですよ。大型備品というのは。あと残っているのは、800万円というのは、これ消耗品の備品になるわけですね。極めて金額が多いので、消耗品の備品の、後日所管でお話し、承知する機会あると思いますけれども、7、800万円の消耗品の備品については、少なくとも財務規則ということに言及されておりましたけれども、その辺の購入については遺憾のないように、慎重に取り進められることを御期待申し上げて質問を終わります。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 今、福塚委員からいろいろ備品の購入の内容、それから受注の仕方等についていろいろ御提言ありましたので、十分意に沿って遺憾のないように進めたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 153ページから155ページにかけてですけれども、児童の登校に関して質問をしたいと思っておりますけれども、通学距離が比較的長いだけでも、遠いだけでも、スクールバスが通っていないという、東中でも5線から4線にかけて西中寄りといいますか、報徳寄りといいますか、子供たちが時間をかけて通学しているのをいつも見かけているわけなのですけれども、これらに対する対応はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

それからもう1点、163ページの下段の方にかんがみまして質問したいと思っておりますけれども、まず町のこの指定文化財、文化財保護委員、報酬の方にありますけれども、委員会の構成メンバーをどういう方になっておられるのか、質問したいと思います。

それから、指定文化財で、各地区に遺跡の看板が掲げてございます。あつて、中にいろいろあるのですけれども、何というか、その時代にそぐわなくて、もうブルとかコンボの重機が入って完全に整備されて、その遺跡の出るような形跡もないような場所にそういう看板がかけられてあつて、逆に山地帯のわき水なんかあるところに行くと、うちの地帯は今でも十勝石の、先住民族が、先住とは言いませんけれども、そういう石器類といいますか、ものが出

てくるというようなお話を聞いておりますから、そういう見直しをされて、時代にマッチしたような遺跡といたしますか、そういうものの指定をされているのかどうか伺いたいというふうに思います。

委員長（久保田英市君） 管理課長。

管理課長（早川俊博君） 9番岩崎委員の遠距離というか、東中地区のスクールバスの運行してない生徒に対しての助成はどうかということですが、これにつきましては、遠距離通学の条例がありまして、それに基づいた形で、例えば年間距離によりまして9,000円ですとか1万8,000円まで支給するようになってございます。町内で対象者として、現在平成14年度は7名の予定でございます。

運行経路につきましては、東中地区1路線しか走ってませんので、そういうことでスクールバスの通ってないところにつきましては、そういう遠距離通学生という形で助成しているということでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 社会教育係長。

社会教育係長（山川護君） 9番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

上富良野町の文化財保護委員におきましては、10名で構成しております。構成内容といたしましては、3名が学校の校長、また2名が社会教育委員、1名が文化団体の代表、4名が学識経験者という構成でございます。

ただいま文化財の委員長には、桑田輝市さんをお願いをして、年に1回開拓記念館並びに郷土館、また文化財の保護についての指導、また議論並びに決定をさせていただいた内容でございます。

もう1点の御質問でございますが、上富良野町の先住民族遺跡ということで、37カ所北海道と上富良野町において指定しております。よって、本遺跡地区を工事をする場合は、北海道から文化財の担当者が来まして、掘削をしたり調査をして、ここに工事をしていいという承諾を得てから工事をしている実態でございます。

よって、その今言われましたように、御指摘ありましたように、遺跡につきましては、水が出ているとかということではなくて、その下に入っている場合がございます。よって、底がわからないという内容で、看板を立てているという実態でございます。看板につきましては、年次計画で看板を立てておりまして、昨年度でほぼ一巡をしたということでございます。かなり老朽化したり、またさび等が発生しておりましたので、看板については更新をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 岩崎委員の1点目の料金どうなっているというより、不便を来しているからバス運行の計画をもうちょっと考えられないのかという要旨の説明だったと思いますので、これについては、各地域から要望されておりますけれども、ただバスの車両の問題等の問題がありまして、住民の期待にこたえてないというのが実態ですが、効率的な運行計画をさらに検討して進めてまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 文化財の関係で、もう少し質問したいと思いますけれども、最近建築物でも、かなりそういう資産の高いものがありまして、上富良野町の町の中でも大きな建物が壊されていくのを目の当たりにして、寂しい気持ちが出ているわけなのです。東中においても、去年は東中公民館、戦前の大きな十勝岳の材木で、ナラ材で建てたものが取り壊されて、これも時代の背景かなと思っておりますけれども、ことしもまた大正時代に建てられました東中の個人の住宅ですが、由緒ある住宅が取り壊されて、今平地になろうとしているわけでございます。そういった新しいものは、新しい技術でもって建てられるけれども、古いものは取り壊すとそれでおしまいといったようなことで、そういった遺産にかかわるような建築物に対する、またちょっと考えてみましても、今農協合併が進みまして、農産物が集約的になってきまして、石造倉庫あるとかレンガ倉庫が今取り壊されて、順次そういう時代に沿った低温倉庫に建てかえられようとしているわけです。こういったものの保存についても、全部が全部保存せよというのではないですが、そのうちの1点でも、やはり上富良野町の建築遺産とし残すような考えを持っていただきたいなと思っておりますけれども、教育長はこの文化遺産の継承について、どのような考えを持っているかお尋ねします。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 岩崎委員の質問にお答えしたいと思いますけれども、看板、それから伝承文化財、これについては執行方針でも述べましたように、私たちも意を注いでいかなければならないと思っておりますし、看板やなんかについても大分指摘をされております。

それで、去年も同じ質問をされて、うちの担当者やなんかは、看板つくるといっても結構お金がかかりますので、急の要するものについては逐次手をかけておりますし、また今岩崎委員から言われた、そう

いうものを私たちもなかなか伝承文化財というの気づかない部分もありますので、小さいことでも、町民の皆さんからそういう資料だとかお話を聞くようなことで、また学者等を通じて、伝承文化という部分についてのものについては、十分これから前向きに検討させていただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 先ほど質問しました中で、答弁漏れがありましたので。

上富良野町の人が劇団をつくって、それで富良野市で演ずる場合に、やっぱり上富良野町としても、こういう広域でのとらえ方をさせていただけるのかどうかという点、ちょっと確認、御答弁いただいてないのですけれども、よろしくお願いします。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 村上委員の文化・芸術活動については、自主企画やなんかやって、上富良野でやる部分については、小・中・高、それから一般の人たち、それからまたなおかつ富良野の演劇工房でやるものについての活動については、そういううちの町民の人たちが向こうで活動する場合もあると思いますけれども、それについては切り離してちょっと考えてください。140万円と150万円については、上富良野町の文化・芸術の活動費、それから向こうでやるのは、村上委員言っているのは、恐らくそういう人たちも向こうでやるのかということを端的に聞いていると思うのですけれども、できます。

15番（村上和子君） 舞台塾in富良野に、こういう中富良野町幾ら、上富良野町幾らというふうにしてやりますよということを伺いましたので、もしこういう状態が逆の場合、何かできましたときに。

教育長（高橋英勝君） それは先ほど説明しましたように、向こうから来てやっていただいて、去年も2講座やっていただいております。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 総合学習、155ページに小中学校にかかわってお伺いいたしますが、学校の2期制の問題ということで、新聞等で取り上げられました。こういった現場と教育委員会とも話し合われて、将来の進むべき方向という形になったのだと思うのですが、その経過と、今後中学校等もいろいろな連携というか、あるかというふうに思いますが、その経緯と経過、また保護者等も交えて話し合った経過もあると思いますが、2期制の問題、その点。

それと総合学習の問題では、いろいろな現場に向向いて行って実習を積むという形の学習になってい

ます。そうしますと、いろいろなやはり教材等、交通費の支給の問題等、いろいろな課題等も発生するかというふうに思います。そういう問題とあわせて、この総合学習のねらいはどこにあるのか、町としてこういうものを通して、子供たちにどこまでというねらいを合わせた教育のいわゆる指導内容を引き上げようとしているのか、この点をお伺いしたいというふうに思っています。

それと、学校図書にかかわって、155ページの備品購入費になるのでしょうか、小学校等の部分についてもお伺いいたしますが、充足されている部分もかなりあるかと思えます。小学校等においても、こういう教材を使った中での学習も進められています。そういう中で、学習に要する教材、本等が不足して使えないという話もありますが、そういった実態があるのか。

それと、上小の話をお聞きしましたら、いわゆる学校の図書の整備される職員というのは、特に専任ではありません。学校の先生か、もしくはだれかがやっているのだらうという話ですが、こういったところに時間的に、そんな1日でなくてもいいから、専任のそういう図書を整理される方を配置してもらった方が、より効率的だという話も現場へ行きましたら聞きました。そういう意味で、こういったところに対する対策等があれば、お伺いしたいというふうに思っています。

それと学校給食の問題で、169ページにかかわる問題ですが、委託ということになりました。町の発表によりますと、何ら委託においては問題ないと、経費の削減等が図れるというような状況であります。しかし、現行見ますと、職員の配置がえただけであって、その現場見れば、確かに収支の出る方と入る方のマイナス要因というのはあるのかもしれませんが、将来完全に委託ということになれば、確かにそういう要因もあるのかもしれませんが、しかしやっぱりこういったものは、そういういろいろなホルモンだとか、やはりアトピーだとかいろいろな形の中で、やっぱり学校側、いわゆる行政が携わらなければならない部分というのたくさんあるような気もします。これをただやはり委託で開始するというわけにもいかない問題、それと何回も申し上げますが、やはり学校の給食というのも教育活動の一環として位置づけられています。そういう意味で、そういうものも含めて、やはりこの委託のあり方そのものに問題があるのではないかというふうに思いますが、この点についてもお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢委員の4点の質問にお答えしたいと思いますけれども、1点の総

合学習の教育改革に伴う理念につきましては、私から今まで、今さら申し上げるまでもなくて、総合学習というのは、大体授業数にして3割カットして、小中学校で100時間ぐらいそちらに向けられます。そういう面では、学力低下だとかいろいろあるのですが、そのことについては、また置いておきまして、とにかく西小学校と東中学校を2学期制にするということなのですけれども、実は学校の先生の現場が、2学期制にすることによって、私たちと学校だけでなくで父兄の同意、なぜ2学期制にするのだということについては、十分コンセンサスを得た中でやっておりますし、また子供の評価も2回しか評価しないのではなくて、3学期というのは本当に形式的に、もう1カ月しか授業やれませんので、子供の評価というのは、本当に形式的になってしまうので、本当の子供の目線で正しく評価してあげようということが大きな本来の2学期制の趣旨ですので、その辺については御理解いただきたいと思っております。

2点目の総合学習の予算措置につきましては、12年から試行的に学校現場で取り組んでいただいておりますし、学校現場の意向を踏まえて、金額的には40万円から50万円の範囲で、各学校に地域の人たちの人材育成だとか、教材だとか、体験だとかということで配慮させていただいておりますし、ことしもそれ応分の予算措置をさせていただいております。

私たちも毎月校長会、教頭会を開催いたしまして、ただうちの方でそういうことはやるから、予算をつけるから何かでなくて、子供たちのために何をするのか、先生たち心熱くして私たちに言ってください、そうすると私たちも予算確保については頑張りますということで常日ごろ言っておりますので、ことしの総合学習については、初めて実施、スタートの年ですので、今後十分意を尽くしてまいりたいと思っております。

それから、学校図書の問題については、御提言ありますように、総合学習になりますと、なお図書館の活用というのは重要視されてくると思っております。そういう意味では、図書館の図書室の教材の充実ということについては、配慮していかなければならないと思っておりますし、上小やなんか、今委員から初めて聞いたのですけれども、私たちも困っているという実態余り耳にしなかったものですから、また学校現場で、本当に何が困っているのかということについては、また十分配慮していかなければならないと思っております。

ただ、司書だとかそういうのは、ことしも新しい先生、司書を持った先生が来るのですけれども、そ

の先生に整理とか、専門の図書司書ということにはちょっとならないと思っておりますけれども、子供たちが今ほとんど整理やなんかやってくれていると思しますので、恐らく委員言っているのは、何回も入れたらぼろぼろになって、そして棚に上げてそのままになっているのではない、そういうものは別な角度でということをやっているのかなと思っておりますので、十分調査させて検討させてください。

それから、4点目の学校給食については、町長からも答弁しておりますように、私たちは子供たちにマイナス要因があれば、当然大きな問題として検討もしなければならぬと思っておりますけれども、今回やりますのは米の炊飯、それから回収、配送、そして施設の環境整備ですから、その面については、私は今の給食センターの一定の条件を保持した中で委託ができると思っておりますので、今後委託する段階では、やっぱりいろいろな問題があると思っておりますので、それらについては慎重に内容を検討して、そして議会の方にも協議しながら委託の方に向けていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 米沢委員。

12番（米沢義英君） 2期制の問題では、相当現場へ行ってもいろいろ話聞いてきまして、相当学校の先生の力量も当然そこで試されるという校長先生の後の話であります。そういう中で、いろいろ先生方も忙しい事情もあるのかもかもしれませんが、その学校によっては、いろいろと教育指導方針もあって、なかなかそういった方向に進まないという先生もいるという話も聞きました。それで、やはり今親、保護者にしてみれば、少しでも勉強、学ばせたいと。子供たちのやっぱり成長を思うのは、だれでも同じだというふうに思います。そういう意味では、相当なやはり力量をつけなければ、3学期あったものが2学期制になるわけですから、長い目で、よりその一人一人の子供たちの成長をはぐくむような、そういった基本的な教育方針というのがさらに要求されるのだらうというふうに思います。そういう意味でのやはり学校側の対応、教育委員会としても、そういう立場からのやはり先生における教育内容の充実、必要ならばそれにふさわしいような町独自のやっぱり研修体制も整えて、また総合学習も行われるわけですから、独自に予算を組んで、専門的な知識を先生方にも養ってもらうという立場からの研修やら、そういった体制が必要だと思いますが、この点。

それと、東中の2期制に移行した中で、全部が全部ではありませんが、いろいろとこの出発するに当たっては、納得やら不安やらというのがありまし

て、画一的に行われたという話もあります。そういうものも混在しているということを押さえながら、この2学期制に当たった進むべき押さえ方、進め方というのをきっちりと、やはり保護者にもこれから納得してもらおうのだと、さらによかったというような方向での進め方というのが求められているというふうに思います。

それと、これは立ち入るわけではありませんが、先生の今異動時期になりまして、いろいろと教育委員会等でもどうい先生がいいのだろうと、上富良野町の教育目標はこころ辺にあるのだと、こういう先生をもってやっぱり特色ある学校づくりをしたいという形の中で、基本的な指導の方針というのはあると思うのですが、その点と、それに基づいて、ただ不満としているいろいろ聞きましたら出ているのは、この先生はちょっと勉強をなかなかしてくれないというような現場の声聞きます。どこの学校とは言いませんが、そういう不満が出ないような、確かにいろいろと先生のやりとりというのは、話聞いたらあるみたいです。確かにこういう問題点を抱えた先生、それは人間ですからいろいろな問題点持っています。だけれども、余り格差があっては困るという話がありますので、そういった面も含めて教員の配置の仕方、やはりそこら辺を十分対応する必要があるのだろうというふうに思いますが、この点もあわせてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 米沢委員の質問にお答えしたいと思いますけれども、2学期制やることによって、何か今まで3回子供たちの評価やっているのに、2回しかしないということでイメージとられているのかなと思いますけれども、逆なんですね。要するに、2学期制にするということについて、今の新しい教育改革は児童生徒の個性を伸ばす、その生徒の評価を、とにかく2学期制になっても適時、例えば数学だったら2回で評価するというのではなくて、適時例えば1学期で大体終わる課程で、このぐらいまで伸びているよ、それを先生方が何回かやることになりますので、先生これむしろ情熱傾けてもらわないと、本当に何か3学期の評価する部分の手間が省けてということのイメージではなくて、むしろ2学期制やることの方が先生仕事ふえるのです。ただ、ふえるけれども、子供たちの目線で一生懸命頑張るという熱意をやっていますので、そういう意味では過去踏襲、現状維持の今までの学校経営のあり方でなくて、率先していいことについては取り組むということですから、その熱意を買ってやっていただきたいと思ひますし、教育内容のさらなる充実ということで御理解いただきたいと思ひます。

それから、先生の異動については、もっともそのとおりでと思います。ただ、中には地域からの信頼性だとか指導力だとか、それは人間完全無欠な先生おりませんので、そういう先生も耳にしておりますけれども、私もそうですけれども、皆さんの力でできるだけそういう先生を支えて学校のために、子供のために、地域のためにということさらなる努力をしたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 関連で、2学期制についてお伺いします。

新学習指導要領では、学力が低下されるというふうに言われて、いろいろ学校側でも考えた末に、そういう2学期制を取り入れたのだと思ひますけれども、現在では大体春休み、夏休み、冬休みと、休みの期間が3回ありますけれども、今度は2学期制になったら2回になるのかなど。それと1回分の休みは、これを授業に回して、それで学力低下を補うのか、そうなのか、休み時間が短くなるのか、夏休みの時間がですね。あるいは今までどおり休みは休むのだというふうになるのか、これはピントの外れた質問でありますけれども、ちょっと内容について、なかなかわからい面がたくさんありますので、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 吉武委員のちょっと2学期制の実施についての説明が不十分で申しわけございません。

2学期制というのは、冬休み、夏休み、春休み変わるわけでないのです。子供たちの評価を2回に分けて評価しよう、その間に各科目の評価については、都度その子供の一つの一定の、1年生だったら1年生の教育課程終わった時点で、1学期で例えばこのぐらいのあれですよということは、都度やっていくのです。ですから、今まででしたら1学期、2学期、3学期の中で評価していたのですけれども、ただ今の評価というのは、1学期から2学期にわたって一つの課程を終わる評価もあるのです。そういう意味では、中途半端でいい加減な評価するよりは、きちっとして課程を終わった時点で評価するということですから、夏休み、冬休みとかそういうことについては、一切関係ないのです。同じなのです。ただ、評価の仕方が変わりますよということですので、御理解いただきたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 151ページ、また款を間違えて申し上げますと申しわけないのですが、上富良野高校の今回の入学生、これこの間の中学校の卒業式に参ったとき、上富良野町は35名というように

なっていました。それで、その他から何名かおいでになるのではなからうかと思いますが、ここで指摘しておきたいのは、昨年の入学時の生徒が、1年間たないうちに6、7、8名の方がやめていかれたと。これらには、5万円ずつの補助金を出してははずだ。こういう点を、今後ないようなやり方をさせていただきたいなということ。これ何名になっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、さっき同僚議員から一般教材の、これは155ページになりますか、一般教材の問題で同僚議員がお聞きになったのですけれども、これ私たちいろいろと今回教民に入れていただいて学芸会だ、それから研修だ、いろいろなところへ参加させていただきました。そのときに、いろいろのこの一般教材の不足も訴えておりました。この点に、今後協力して教材を求めさせて、子供たちが一生懸命やっている姿に対していろいろとやってほしいなど。これはお願いみたいなものですが、

それからもう1点、これは最後ですが、まずパークゴルフの問題についてちょっとお尋ねをいたします。

この備品の問題につきまして、前回委員会のときに、備品の購入について指摘をした部分がございます。

また、いろいろと問題化するようなことがあっては困るので、この備品の購入については、きちんとした対応で買っていただきたいなど。これは委員会ときに私ちょっと指摘した事項でございます。

その次に、これは教育長にお願いしたいと思いません。まず、今回パークゴルフ場の指定寄附金があったと思います。その指定された寄附金につきましては、今後御本人が指定された寄附金でありますから、このパークゴルフにはぜひ活用していただきたい。そして、その人の真意をきちっと認めておあげしていただきたいと、こういうことについて教育長の御答弁を賜りたいと思いません。

委員長（久保田英市君） 管理課長。

管理課長（早川俊博君） 17番小野委員の1点目の御質問でございますけれども、上富良野高等学校の14年度の応募者数につきましては、52名でございます。内訳としましては、上富良野中学校から34名、東中中学校から1名、中富良野中学校から15名、富良野東中学校から2名という内訳となっております。

あと、13年度において途中退学した生徒がいるということですが、当初入学者59名おまして、そのうち留年された方2名、61名で4月にスタートしております。11月の資料で申しわけないですが、そのうち7名が途中退学という

ことの内容でございます。

入学準備金の5万円の支給に関しましては、その5月1日現在の生徒に対しての入学準備金ということで支給してしますので、この時点ではやむを得ないかというふうな感じで思っています。

次の各学校の教材の関係の不足ということですが、毎年予算計上いたしまして、整備、充実に向けて努力しているところですが、今後とも整備、充実に向けて努力したいというふうに考えてございます。

委員長（久保田英市君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 小野委員のパークゴルフ場の備品の購入についての御指摘でございますけれども、これにつきましては、御指摘のとおり誤解を招かないように購入を図ってまいりたいと思いません。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 4点目の寄附金の善意が大枠の中に入っている。その善意をした人たちの意が表に出てこないのではないかということの御指摘は、常日ごろ言われておりますので、私たちも高価な木やなんかもいただいてありますし、また、お金でいただいている部分もありますので、寄附いただいた人たちの善意に感謝するような形で予算執行するように配慮したいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 今、教育長の答弁を期待して、私の質問を終わります。

委員長（久保田英市君） 梨澤委員。

11番（梨澤節三君） ちょっと確認なのですが、前に一度お聞きしたことあるのですけれども、149ページの上川教育研修センター運営費負担61万1,000円ということで、前お聞きしたときは、どうも絞り切れなかったのですけれども、道議会でもっての状況を見ましたら、講師として来ておられる方が、上川教育局とか旭川の教育委員会とか来て、これ時間中に講師として来て、手間の二重取りをしているのではないかというのが、これが道議会でたしか上がったと思うのですが、この辺について、この上川教育研修センターというところはどうなっているか、ちょっとお聞かせしていただきたいと。

委員長（久保田英市君） 管理課長。

管理課長（早川俊博君） 11番梨澤委員の御質問にお答えいたします。

上川教育研修センター運営費の負担61万1,000円につきましては、これは基本額が人口割すとか、教職員の人数割で負担金が決まっております。

て、全体金額で予算2,670万円を管内24市町村で割り振りしているものでございます。

また、この運営につきましては、教職員の研修の場ということで、それぞれその経費という形での運営費でございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） ちょっと問いに答えられてないかな。それはわかっているのです。4市20町というのはありまして、上川支庁管内の4市20長村が共同で教職員のと書いて、それはわかっているのです。それから、2,000万円か何ぼですね。それはわかっているのです。私の聞いたのは、講師として、上川教育局から呼んで、職員を講師として呼んで、時間中に呼んで、そして手間を払っていると。これは、道議会でたしか上がっているのですよ。それは二重手間払いになるのでないのかと、給料もらいながら手間をもらっていると、そういうことにはなっていないですかということをお尋ねしたのですよ。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 梨澤委員のセンターの運営についての内容について御指摘ありました。私たちも新聞読んでおりますし、不明瞭な運営なされているのかということで、どこの市町村もそういう疑惑の念があると思いますので、また教育長会議やなんかのときに適正に執行するよということで、私たちの方からも声を出していきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） この款の質疑、これにて終了いたしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 質疑を終了いたします。

次に、歳出、第11款、172ページから第15款181ページまでの質疑に入ります。あわせて、調書183ページから190ページまでの質疑を行います。

ここで説明員が交代いたしますので、自席で少々お待ちお願いいたします。

それでは、これより質疑をお受けいたします。

5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 直接は関係はないと思いますが、道新のけさの朝刊読みますと、新しいハザードマップができて、3月の末には完成し、美瑛、上富、中富、富良野市に配付するという新聞発表がありました。これは上富良野町は割と出入りが多いので、配付されただけで間に合うのか間に合わないのか、そうすると増刷する場合は、また道に

申請すれば来るのか、あるいは町で印刷しなければならないのか、そうなりますと予算の問題が、これはお金の問題がついてくるのだと思いますけれども、その辺はどうかちょっとお伺いをします。

委員長（久保田英市君） 今の質問は、この後一般会計総括の時間をとっておりますので、そのときにお願いします。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に進めたいと思います。

ここでちょっと休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時20分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一般会計全体の質疑を行います。

一般会計で漏れの質疑がありましたらお受けいたします。重複質疑はないようお願いをいたします。

それでは、お受けいたします。

2番中川委員。

2番（中川一男君） 資料の提出をお願いしたいと思うので、お諮りいただきたいと思っております。

まず、第1点は、先ほどもちょっと各種の委員会、審議会等の名簿、委員会のリスト、それをちょっと諮っていただきたい。

それからもう一つは、さっき丸投げとかそういう言葉出ておりましたけれども、業者のランクづけの一つのリスト、それからもう一つは、先ほどの質問の中にも結構あったのですが、特別旅費の、あれは全部出したらこんだけあるのでね、時間かかりますので、それを一覧表というか、根拠を書いて出さなければと思いますが、その点お諮りいただきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

委員長（久保田英市君） ただいま中川委員より、資料の要求がございました。

理事者にお伺いいたします。資料が出せれるかどうか。

助役（植田耕一君） ただいま中川委員の方から、資料の提示のお話ございました。日程的な関係もあるかと思っておりますので、18日ぐらいまでに皆さんに配付できるような形で配慮いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

委員長（久保田英市君） ただいま理事者側から資料の配付できますということでございますので、そのようにいたしたいと思っております。

8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 前回質問しようかなと思ったのですが、失敗しましたので、今回改めてやらさせていただきます。

教育関係なのですが、新上富良野小学校改造実施計画ということなのですが、この中身はどのようなことになっているのかなど。これから、やはり今の小学校というのは、恐らく半分ぐらいの生徒数になっているだろうと思います。現状を見ると、相当傷んでいるところもあるというふうなこともあるのだろうと思うのです。だから悪いところだけちょこちょこちょこ直していくというのは、これは必要ではあるのかなと思いますけれども、将来的にはこの小学校を、上富良野小学校ですが、どういうふうな形に持っていくのかというそのビジョンがなければ、新システム、たかだか調査費だとか何とかと、当然それは調査費も必要だと思うのですが、この調査費をつけるその中に、将来を見据えたビジョンがあるのかどうかということだと思うのですね。だから町長が、今一生懸命考えていらっしゃる総合福祉センターというの、確かにこれは必要だと思うのですが、ではそれを見ていただけるのはだれだと、今これから小学校なり中学校なり入ってくる生徒、当然維持管理の金から全部見ていかなければならないと思うのです。だから確かに福祉センターも大切だとは思いますが、これからやっぱり一番大切な人たちだと思うのですね。小学校、幼稚園からしてみんなそうだと思うのですが、その辺を見据えた長期的なビジョンとか、出てこなければだめだと思うのです。そういうのは、教育長としては金使うの上手な人だから、相当な規模のこと考えているのかなと思うのですが、中途半端な金ではなくして、5億円とか10億円とか思い切って建てていただくというような考えの中で、今すぐできるかどうかわかりませんが、そういうビジョンがあって、初めてこういうものも出てくるだろうと思うのですよ。そういうものももしかあるのであれば、ひとつお聞かせを願いたいと思っています。

委員長（久保田英市君） 教育長。

教育長（高橋英勝君） 仲島委員の上小の問題なのですがけれども、ことし130万円つけていただきました委託料につきましては、今の執行方針でも述べましたけれども、町内に弱者の子供が非常に多くなってきております。実際、今特学の教室というのは、本当に警察の取調室みたいところに、言葉の障害、精神障害、身体障害、いろいろな方がぎゅうぎゅう詰めになっているのが実態でございます。それで、そのための特学の教室をことし設計して、来年、2,600万円ぐらいかかるのですけれども、

文部省の補助をいただいて、ぜひやりたいということで、やっと町長の御理解をいただいて予算を計上させていただきました。

それから、上小の将来ビジョンにつきましては、委員から御指摘ありますように、平成12年度に全体計画の基本計画を策定させていただきました。当時約1,200人ぐらいいた学校ですので、1線、2線、3線校舎ということで、非常に機能的にも使いくいのですし、それと防衛庁の改造でやっているものですから、外回りは非常に立派に見えるのですが、床、暖房、至るところもうひどくなってきております。もう床が抜け落ちるようなところも出てきておりますので、そういう面では、基本計画では、約5億5,000万円から6億円全体やるといったらかかりますので、町長は今の段階では、まだだめだということで、とにかく図書館やなんかも含めて、私の在職期間中、とにかく町長に早く決断していただくようにさらなる努力をしていきたいと思っていますので、委員の皆さんも特段の御理解をいただいて御支援いただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

委員長（久保田英市君） 仲島委員。

8番（仲島康行君） 今、当然町長の許可も要るのだろうと思いますけれども、私が今言ったように、町長も考えていただかなければならないのではないかなと思うのですよね。確かにお年寄りというのは、今まで培ったものもあるし、我々そのおかげでいるのだろうと思いますから、大事にしなければならぬということ間違いのない事実だと思うのですけれども、ならばこれから新しく育っていく芽を、今の現在のままでいいかということになると、私それは全然違うと思うのです。同じやるのであれば、並行してやるべきだろうと。そのぐらいの勇気と決断がなければ、町長若さとか何とかで町長になったのだから、もうちょっとそれから年をとってしまったけれども、やっぱりもう少しめり張りのあるやり方をしないと、今の総合福祉センター、そしたらもの要らないという人がたくさんいるのですよ、町の中には、何でおまえらそんなの許可したと、実際に言われる。だからそれならば、私はこっちの方もやりますよと、だから皆さん勘弁してくださいと、町民にひとつ頭を下げながらやってもらわなければならないという部分があると思う。だから町長自身の考え方も、ひとつこの際だからお聞かせ願えればありがたいなと。5億円と言わず、10億円ぐらいのやつを建てるぞというぐらいの意気込みで、ひとつお願いしたいと思っています。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 8番仲島委員の御質問にお

答えさせていただきますが、先ほど教育長が答弁いたしました。教育委員会の方からは、改築等々につきましての要望というのは、上がってきているところであります。私といたしましては、今小学校、中学校、これにつきましては、西小のように改築していくというようなことには相ならんと、これからの財政状況からしていくと、現在の建物を長い間使えるように対処していかなければいけないというふうに思っておりますので、早急にまず上富良野小学校の改築、全般的な改築計画というものを12年につくらせていただいておりますので、それに基づいた対応を図って、1線校舎、2線校舎、3線校舎と逐次年次計画をもって改修に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたい。

また、中学校におきましても、そろそろ上小と同じように老朽化してきておりますので、これらの改修についても、手おくれのないように対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） まず一つは、8款の関係で、景観条例制定の基本調査ということで、辻係長から一応答弁があったのですが、一応基本的には、ことしはアンケートによる基礎調査を行うということでございますけれども、言うなれば景観のみならず生産環境、それから生活環境、それから観光環境等も含めた、そういうものをこのアンケートの基礎調査資料の中にぜひ入れていただきたいというのが1点。

それから、次に同じ8款ですけれども、公園の関係で、一応町長の執行方針の中で地区公園、街区公園等は5カ年計画で整備、点検を行うというので、私昨年44カ所ずっと回って、ああひどいなということで印象を受けてまいりました。ただ、5カ年をずっと順番に待つのでなくて、一つは少ない財源で、いかにその地区地区の環境をよくするかということでは、一つは町内会だとか、住民会だとか、それぞれの地区の人たちに、ある程度そういう維持管理の応援態勢をつくっていかなければ、これが全部町で丸抱えということは、これからの時代に合わない、言うなれば受益者負担的な原則で、地域のものは地域で環境をつくるというような方向に行かないと、何ぼ5カ年計画で整備していても、そのまた繰り返しをやるのでないかという気がいたします。そういうことで、それらの草をとったとか、遊具のさびを落として原材料をいただいてペンキを塗るとか、そういうようなことを地区のそれぞれの応援態勢をいただいてやってはどうかというのが2点

目。

それから3点目は、2款の関係で納税貯蓄組合の関係なのですが、一応12年、13年で2%補助率を下げられておりますけれども、今回の平成14年度の予算を見ますと、組合長謝礼と、それから組合の補助等含めると約500万円出るわけですね。そうすると、言うなれば上川管内の町村会を出しているデータの納税組合員に対する補助というのは、上富良野町が一番突出しているのですよ、それでもなおかつ。ですから、今後どうするのかというようなことを早目に納税組合員にも、それから住民にも議会にもというようなことで、今後の方針について、どうかということでお尋ねをいたしたいと思えます。

それからもう1点、2款の関係になるのですが、先ほど吉武委員が質問しようという災害復旧の関係でしたのですが、きょうの新聞にショッキングなことが載っております。道新では、十勝岳噴火で4市町に泥流、ましてや場合によっては旭野まで来るといような形になってます。ただ、これは基本的には、十勝岳火山噴火警戒避難に対する計画検討委員会というので出されたということなのですが、最大規模の爆発と、それから中規模の噴火の関係ということで、何か二通りでハザードマップを一応関係市町村に配付をするということなので、きょうの新聞のあれですから、できればこれもまた情報が収集された段階で、またうちのハザードマップの再作成といいますが、それらについてはどうお考えかということで、以上4点お願いいたします。

委員長（久保田英市君） 助役。

助役（植田耕一君） 1番中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

まず、景観条例の関係につきましては、係長の方から申し上げましたとおり、うちの町にどういう景観条例がいいのかという点がございまして、この辺につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町民の意見を聞きながらということでございますので、今中村委員の方からも御提言ございましたとおり、その点につきましても配慮してまいりたいというふうに考えてございます。

それから地区公園、街区公園の整備の関係でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、いわゆる監視体制の問題が一つあるかと思えます。そういう面につきましては、住民会なり町内会に支援をいただくような形で管理をしていくようなことを今後検討してまいりたいというふうに思えます。

それから、納税貯蓄組合の関係でございますけれども、現行の補助金の見直しの中で、今の状況を

持ってございます。将来に向かいます、このあり方についてどうあるべきかにつきましても、ひとつ課題として押さえていただきまして進めさせていただきたいというふうに思っております。

それと、ハザードマップの関係でございますけれども、たまたまこの十勝岳につきまして、火山砂防の方で、こういう研究会を設けていただきまして、我が町の十勝岳についての対応策についての研究を重ねていただいております。私もその中で助役として、対策委員として出席する予定でございましたけれども、今回こういう議会ございましたので、補佐が出席して、最終のまとめというのできのう新聞報道がなされたということでございますので、最終的に今新聞報道なされた面につきまして、担当課長補佐の方から状況の説明を若干申し上げたいと思います。

委員長（久保田英市君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（北向一博君） それでは、今助役からありましたとおり、昨日14日、札幌で開かれました検討委員会に助役にかわりまして代理という形で出席してまいりました。

最終的な答申というか、方針が決定されたということで、昨日の検討結果が本日の朝刊に載ったところ、皆さんごらんのことかと思えます。その件につきまして、新聞に載りましたものにつきましては、新聞紙上にちょっと説明があったとおり、3,000年規模という長い時間内で起きる最大限の活動の規模で想定した、非常に現実的かということ、非現実的なレベルのものを想定してあります。これはいつ起きるかというものにつきましては、3,000年規模ですから、あした起きるかもしれませんし、確率的に言うと、3,000年に1回という大きな災害で想定しております。それで、旭野がエリアまで含まざるを得ないという結果になっております。

検討委員会には、地震の専門家、火山の専門家、それから各行政機関、国の機関の代表、それから地元からは上富良野町と美瑛町の各助役が委員として含まれて、14名で構成されております。その中で、最終で上富良野町域が一番災害規模で大きくエリアが変わるということで意見を求められまして、その際に、前回の検討会にも助役の方から発言しておりましたけれども、再度上富良野町につきましては、吹上地区が観光のポイントになっていると。このエリアに、そういう確率の低い大規模な災害を想定したエリアをにかけていただくのはどういうものかということで疑問を投げかけましたけれども、技術畑の火山専門家の立場で言えば、危険性は少なくとも、極少であっても、ある限りは一応地域住民にお知らせすべきであろうという最終的な結論が出され

まして、そのハザードマップ、危険区域の図面につきましても、最大規模のその3,000年規模のものと、大正泥流と言われる通常100年、200年規模で起こり得るだろうという規模の2種類を一応提示するという結論になりました。

報道機関に発表されたのは、2種類が発表されておりますけれども、報道機関側でセンセーショナルに取り上げるということで、最大規模のものを取り上げて報道に載せられております。そういうことで、皆様に御心配をおかけいたしますけれども、平成14年、15年と2カ年で地域防災計画を大幅に全面改定に近い形で見直しをかけてまいります。その中で、当然ハザードマップ、危険区域の指定線引きが具体的になりますので、その時点で住民の皆様と合意を持ちながら線引きをしてまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） ほかにございますか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 最後になりますので、総括ということですから、再び質問いたします。

まず、公園管理の問題で、比較的きれいに整備されているかと思いますが、機材がそのまま放置されている区域があります。これは前から言っておりますが、一向に撤去されないという状況があります。こういうものは速やかに撤去して、公園としてのやはりきちっとした体をなすところをやってもらわないとだめなわけで、幾ら口では子育て支援だとか、環境を守ると言っているけれども、実態がこれでは、本当に町長の姿勢そのものがこういうところであらわれているというふうに思いますが、まずこの点についてお伺いいたします。

次に、入札制度の改善についてお伺いいたしますが、町の方では今後入札監視に向けた第三者機関の設置というのも考えるという話もいつぞや聞いたかに思われますが、今そういうものの設置がどういうふうになっているのか。

それと、さらに談合の疑いが出たときの対策という形の中で、そういう指名された業者の中で談合が出たとき、これはきちっとその指名業者の中から外す、もしくはもう入札が前にあっても参加させないというような対策も当然必要だというふうに思いますが、こういった点。

それと一般競争入札も当然必要ですが、一定のやはり決まりを持った公募型の入札制度も適用しながら、うまく地元の業者も守りながら、大手の企業が入らない形の中で、やはりきちっとした対策制度をもっとつくる必要があるのではないかという点。

それと、今は予定価格については事前公表と、事後公表はやっておられないかと思いますが、この点

ちょっとお伺いしたいのと、それと設計単価においても、これも透明性を確保する上からも、事前にきちっと示すべきではないかなというふうに思いますが、この点です。

次に、保育所の問題でお伺いいたしますが、この町のいただいた資料を見ますと、どこの部分が高いかということになれば、人件費なのですね。民間委託した場合としない場合の施設の維持管理費等については、入所者についての処遇費についてもほぼ変わらないと。そして変わる部分で言えば、収入費が、維持費、人件費にかかわる分が一番ウエートが多いという状況になっているわけです。この年齢構成で見ましても、わかばが27歳、西保育所が35歳、平均年齢ですね。中央保育所が31歳。

勤務年数はどのくらいかという、中央が10年、西保育所が14年、わかば愛育園が3年という形になっています。ここに、いわゆる賃金格差があらわれていると。そこにはいろいろな問題、処遇の問題だとかいろいろあって、移り変わりが早いという実態があらわれていると思います。

仮に西保育所の人員を中央保育所に、4名になるか3名になるかわかりませんが、移したとします。あわせて同時に、その障害児保育もこちらの方と一緒にいうということになれば、それにふさわしいような人員を配置しなければならない。できなければ、臨時かなんかの対応にするかというふうに思いますが、ところが現職の保育士さんがおりますから、そう簡単にはいかない。とすると、委託した部分でいけば、若干下がるかもしれないが、しかしそのまま中央保育所に移管されるわけですから、経費やその他見たら逆にふえるという、こういう利用になると思うのです。ですから、町が言っている経費の削減というのは、こういったところにごまかしがあるのですよ、町の。こういうことをどういうふうに考えているのか、もう一度お伺いしたいというふうに思っています。

それと、日の出公園の整備の問題についてお伺いいたしますが、西斜面を整備するという話であります。1,600万円だったかと思いますが、しかし今公園のこれからの投資、あるいはこれからの利用状況を見たときに、果たしてそこに投資したけれども、利用者がふえるかといったら、決してそうではないのです。今の公園の体系見てもおわかりのように、もう既に利用している場所というのは、本当に限定されている。ラベンダー時期だとか、冬でしたらスキーだとか、そういった限定されています。ふだんそこで遊ぼうかというような公園でないわけですから、ただそういう状況を考えてときに、一千何百万円のお金をかけて、新たにそこに投資して、本

当にその投資した効果が生まれるのかという、私は疑問を持っているわけです。そういうお金があれば、もうちょっと同じ公園で整備するのだったら、花壇整備の方にお金回すだとか、その分別な維持管理費にお金回す。保育所と言えば、遊具の方にもっと中央保育所ではつけてほしいという声ありますから、そういったところに財源を配分すると、こういうことをやはりもっとやるべきだというふうに思います。

さらに、保健センターの問題では、必要性はわかりますが、しかし当面財政の不透明さ等々というのが口々に出てきます。将来的には、このいろいろな維持管理費が、経常経費がぐっと町の示した指標でも、上がるということが当然予想されてきてます。上がらないとすれば、全員臨時雇用にするか何かにしなければ、低く抑えられないという現状であります。そうするときに、やはりこういう保健センターを建てて、それが後に町民の負担になって返ってくるということを考えたときに、もっと適切な時期に、やはり建築の見直しを行うというのも当然私はあってしかるべきだと思いますが、こういう措置はなされないのかどうなのか、改めてもう一度お伺いいたします。

全般に、あともう一つ二つ聞きますが、補助率の面で下がった分、今年度、あれば各種の補助率の中でそういうのがあるかどうか。

あと、起債等の元利償還、いわゆる交付税で算入されているという一定の基準等がありますが、これにしてもいろいろな形の中で、一つに入ってくるわけですから、その基準に示された算入率というのは、若干変動あるといえます。そういう微妙なやはり予算の食い違いが、これから恐らく財政にも大きな影響出てくるというふうに私は思いますが、こういうものも含めて、町の給食センターもあります。こういうものも含めて、町の見解についてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 初めに、重複のないようにというお話をさせてもらった。

2番中川委員。

2番（中川一男君） 同僚議員は、一般質問しているわけですよ。答え得ているので、また今やっても同じような答えしか出ないだろうと。そういう点、やっぱり整理してもらわないと、委員長整理した方よろしいのではないかなと思うのですよね。例えば、保育所の問題、それから健康センターですか、そのやつは一般質問して、町長答えてますのでね、今これから新たな答えになるのならばいいけれども、町長どうですか、ならないでしょう。だからそれであれば、やっぱり交通整理しなかったらだめで

ないかなど。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、最初公園の管理の関係でございますけれども、機材の放置等の関係も御指摘をいただいたところでございますけれども、この関係につきましては、早急に支障のないような形で対応をしてみたいと思います。

それから、入札制度の関係でございますが、第三者機関の関係でございますけれども、まだ具体的な検討はしてございません。課題としては押さえておりますけれども、その点までは踏み込んでございません。

それから、談合が出た場合の関係につきましては、当然現行の取り扱い規則の中で指名停止ということになります。そういうことで、一定の期間だとか、その内容によりまして、それに応じた対応をしていくということになります。

うわさが出た場合につきまして、従前もありましたけれども、本人呼びまして、そういうことのないかどうかというようなことで、誓約書の提出だとかそういうことを求めながら、これはそういううわさの関係につきましては、本人に意向を確かめるという点で、書類上の措置でそういう対応をとっております。引き続き、そのようなことで取り計らっていきいたいというふうに思います。

なかなか現実的な現場がどうかというのがあれば別として、通常のうわさの関係におきましては、当然聞き正すしかないのではないかなというふうに思いますので、そういう措置を講じてまいりたいというふうに思っております。

それから、保育所の民間委託の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、人件費のウエートが非常に高いということで、委託の効果としては、その辺が一つあるかなというふうには思います。

町長が申し上げますとおり、保育所につきましても、民間企業でそういう機会を設けて、民間の中でそういうものがやれるものにつきましては、これからそういう時代を迎えているという中でございますので、その辺のところも積極的に取り込んでいくというふうに考えてございます。

また、西から中央に保育士が入ってくることによって、人件費がかかってかさばるのでないかという点もございますけれども、どこかで民間委託を判断するに当たりましては、町としては一時的にはそういうことに費用が重なる面がございますけれども、どこかで決断しないと、それが解消していかないので、ずるずるというふうになりますことから、

やはり効果という面は、どこかで区切りをつけてやっていかなければいけないというふうに思うところでございます。

具体的にわかば、西、中央というようなことで、年齢構成のところもでございます。そういう面、客観的に見ましても、民間サイドではそういう雇用の関係については極めて流動的なというか、柔軟性を持ってやっている点もございますから、町といたしましても、その辺のところも一つの効果として受けとめれるのではないかなというふうに思います。

従来の終身雇用という点で考えれば、反するのかもしれませんが、これからの時代はその辺、終身雇用制度も、今日本の社会全体としては変わってきている状況でございます。そういう面で、雇用の幅広い対応ができるのではないかなということも一つの考えの中にあるところでございます。

それから、日の出公園の関係でございますが、当然これ日の出公園の整備につきましては、町民の憩いの場としての基本計画を立てて、長期スパンの中で整備をすることで順次進めてきてございます。

委員おっしゃいますとおり、その利用が云々ということでございますけれども、これは長いスパンの中で町民が憩えるということで、町民の皆さんが一堂に会してというとらえ方でなく、長い期間の中で憩える場所がここにあるのだということの押さえをしていただきたいなというふうに思います。そういう中から、長期の中であの日の出公園を整備を立てた段階で、長期の中で整備するというところで進んでおりますので、この点も御理解をいただきたいと思っております。

それから、保健福祉センターの建設に係りましての関係でございますけれども、補助金の制度等につきましては、基本的には現状の状態で推移するというふうにとらえてございます。

また、交付税の財政支援の措置につきましては、何度か申し上げておりますとおり、今構造改革の中で、国の方での対応で厳しい抑制策の中で進んでおりますので、その辺につきましては、いわゆる箱型のものにつきましては、なかなか今後認められないということで、市町村としても箱型をやる場合につきましては、厳しい財政対応が求められるのではないかなど、そんなようなことで考えております。そういう中で、箱ものの関係につきましても、こういう起債の措置以外に、補助制度の有利なものを活用してということで、大きなものでないものについては、そういうものを活用しながら財政の効率化を考えた中で対応していくべきかなというふうに思っております。

ただ、こういう厳しい情勢迎えておりますけれど

も、一番はやはり景気が回復してきて、国の税収も上がり、地方への配分も変わってくるというようなことを期待を申し上げるしかないのではないかと、そんなふうにご考えてくださいますので、この辺のところを注視していくというか、よく見きわめていくということで財政運営を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第1号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員の交代をいたしますので、自席で少々お待ち願いたいと思います。

議案第2号平成14年度上富良野町国民健康特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して、予算全般の質疑に入ります。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 短期交付証の問題でお伺いいたしますが、町において短期交付証、資格証明証の発給の実態はどのようになっているのか、お伺いいたします。

それで、これ保険証という位置づけかというふうに思いますが、あくまでも証明証であります。条文等においては、短期証明証等においては、条例化されていないにもかかわらず、こういうものが発給されているという問題があるかと思いますが、その前に、やはりいろいろな悪質だとかいろいろな条件があるかと思いますが、しかしやはりよく相手と話し合いながら納付してもらうという状況が必要だと思っておりますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 御質問の件にお答えを申し上げたいと思います。

まず、短期証及び資格証明証の発行、現在ございません。短期証にかかわりましては、国民健康保険法の中で、その期間を定めるということによって、その発行が許されているということでございますので、これらについては御了承賜っていただきたいと思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） そういういろいろな理由をつけて、その資格証明証を出そうということなのですが、これはぜひやめていただきたい。いろいろ

な会合の中でも、全国的にこういう問題が起きたときに、やはりあくまでも現場の慎重な対応を望むということでの旧厚生省の当時の大臣等の発言もありますから、こういうものも含めて、慎重に対応していただきたいというふうに思いますが、もう一度確認いたします。

それと、近年25ページにかかわって、老人医療費の拠出金等が前年度から比べて若干ふえているかというふうに思います、2,000万円ばかり。この要因というのは、今後国保会計の財政を運営する上でも、新たな拠出金等々が求められるということになれば、相当な財政負担にもなるかと思っておりますが、こういうものも含めて、その実態と今後の予防医療のあり方、それとこれにかかわる将来税率の改定というのはあり得るのかどうか、このまま推移すれば歳入と歳出合わなくなって、そういったところまで検討されているのかどうか、お伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） まず、資格証等の発給の関係でございますけれども、御承知のようにこれにつきましては、税の滞納とのかかわりをもって進めさせていただいているところでございまして、あくまで御本人と、その納付にかかわりまして御相談を申し上げながら進めさせていただいているわけでございますが、あくまで慎重に取り扱うことについては、議員御意見のとおりでございますが、慎重に取り扱っているのが現状でございます。

次に、老人保健に係ります拠出金の関連でございますが、財政負担につきましては、老人保健のいわゆる対象者が年々国保関連にかかわりましてもふえてございます。当然にして、それにかかわっての財政負担は、現状の制度の中ではふえていくことが予測されることは、その対象者の数によって明確なところでございます。したがって、これら現状のままの制度で行くとすれば、当然にして国保会計からの負担は上がっていくということは事実でございます。

これらに対応といたしまして、老人保健の方での医療支出がふえれば、当然にしてふえるわけでございますので、これに対応していくためには何なのかということになれば、どうしても医療費の抑制をどうやって考えていくかということになっていくのだと思っております。それは国保、老保、いずれにしてもそのとおりであります。これにどう対応していくかということで、これまでも申し上げてまいりましたように、特に生活習慣病に対応するためにどうしていくかということで、現在も検診を中心にいたしまして進めさせていただいておりますし、さらに健康

日本21という形で、これらのデータベースを整理していく対応も進めたいというふうに考えてございます。ただ、そのかわりですべてが解決するのであればいいわけですが、必ずしもそのことによつて、すべてが解決するかどうかということについては、予測のできないところでございまして、御質問ございました税率の改定等につきましては、現状御提案申し上げましたときにも申し上げましたとおり、可能な限り税率の改定は行わない方向を求めています。現状ある基金を取り崩しながらも、その内容で進めたいということでございますけれども、いずれにいたしましても、かなり厳しい状況にあるということは事実でございまして、これらのこれからの推移の中でどう変化していくかということについては、慎重に見きわめていきたいというのが考え方でございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 国保の加入年齢が上がってきていると思うのですけれども、その平均年齢は何歳ぐらいになっているのでしょうか。もしあれでしたら、後でも教えていただきたいと思うのですけれども。

今、国の方では、国保の加入職業構成別ですと、農林水産業の方の減少が非常に落ちてきているということで6.1%、平成27年ごろには2.5%になるだろうと、こういうふうな予測が出ているのですけれども、上富良野町としては、この職業構成というのはどういうふうになっているのでしょうか、加入率わかりましたら教えていただきたいと思いますが、よろしく願います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 御質問のまず加入の平均年齢でございますけれども、これはちょっと後ほどということで。

それから、加入の状況なのでございますけれども、無職の方が4割、有職6割という状況でございますので、さらに農林業の率につきましても、後ほどお知らせを申し上げたいというふうに思います。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第2号の質疑を終了いたします。

これより、議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） ないようですので、これをもって、議案第3号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、自席で少々お待ちいただきたいと思ひます。

これより、議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質疑に入ります。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 1号被保険者の保険加入率というか、加入者というか、大体何名ぐらいおられるのか。

それと、来年度に向けて、いわゆる介護保険料等の見直し等が今年度から始まるかと思いますが、それに向けたいわゆる実態調査も含めた対応がなされて、初めてこういう予算に反映されていくのだらうと思いますが、今後のその実態調査等の内容等について伺いいたします。

それと、納付に当たっての納付回数、国民健康保険税もそうだと思いますが、やはり伸ばしてほしいというような話等も出てきています。そういう意味で、そういった部分の改善が必要だと思いますが、その点。

それと、前にも申しましたが、あわせて検討されるべき点という点では、保険料等の非課税世帯者に対するいわゆる免除制度等の検討も当然必要かというふうに思います。この点について、改めて伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番米沢委員の4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の第1号被保険者の人数でございますが、これは65歳到達で、年度途中で人数等もふえることがありますが、計画では2,530名程度の見込みを立てているところでございます。

それから、2点目の計画の見直し、これは15年度から、また5カ年間の計画を見直す計画でございますが、それをこの14年度で、1年間にその準備を進めるということでございます。

この見直しの中で、どういうふうに進めていくのかという御質問でございますが、今要介護認定者の方のいろいろなサービスの利用意向とか、そういう部分も含め、そういった面での実態把握に努めてお

ります。

それから、3点目の納付回数のお質問でございますが、これにつきましては、現在8期という設定で条例設定させていただいております。これについては、4点目の御質問と関連でございますけれども、この介護保険計画を見直しを立てた中で、条例の改正等の中で、そういう納付回数の必要性があるかどうかというのは、この1年間の中でちょっと検討させていただきたいということでございますけれども、ただ今そういう収入の関係で、この8期の中でうまく納入できないという方については、納入相談といえますか、さらにそれを分納で納めていただくような形で、相談を受けた中で対応させていただいておりますことを御理解いただきたいと思います。

それから、4点目の低所得者、要するに非課税世帯の保険料の減免、免除のお質問でございますが、これにつきましても、この計画を立てた中で、その辺の部分も必要があるかどうかという部分も含めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、いわゆる限度額に対する利用率の問題であります。全国平均等に至っては、4割とか3割という状況の話も聞きますが、上富良野町においては、このいただいた資料における、見ますと、要介護1で言えば25.8%という形の中で、平均的に見ますと3割強か弱かなというふうに思っておりますが、必ずしもその高ければよいという問題ではないと思っておりますが、それにふさわしいような介護の支援体制がとられていると、押さえ方によっては、だからこういったところで終わっているというような感じで見受けられるかと思いますが、その実態について、この利用率の問題等については、どういうふうな押さえなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 介護保険係長。

介護保険係長（鈴木真弓君） 米沢委員さんの御質問にお答えしたいと思います。

ただいま上富良野町の要介護認定者における在宅サービスの利用率は、約30%を基準に推移させていただいておりますが、あくまでも月別の推移でございますので、その月によって利用限度額における点数によっては上下がしておりますが、要支援につきましても32.3%、あと要介護3では44%と、介護度別におきましても利用推移は異なります。

あと、保険料に対する利用率につきましても、第1段階から第5段階まで、あと被保険者につきましても、その利用率につきましても、適正なるサービスを支援計画で提供させていただいているところでございますので、報告させていただきます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） という形で、適切な指導もなされているという形のあらわれかなというふうにも思われますが、あわせて今後いわゆるこの介護度の高い層の中には、いわゆる所得階層で言えば、比較的上富良野町で言えば高所得者が多いのか、低所得者が多いのか、その点についてお伺いいたします。

さらに、町の介護保険と一体となって、新寝たきりの作戦という形の中で、在宅支援の強化ということがうたわれて、展開されているかというふうに思います。一人でもやはりこういう介護にかからない方をつくるということが当然前提かと思いますが、新年度のその目標について、これに対する計画等について、どういうふうないわゆる要介護支援受けない、必要ならば受けるのは当然ですが、予防医療に当たっての対策強化という点での話等があれば、お伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番の米沢委員の再々質問にお答えいたします。

1点目については、担当係長の方からお答えさせていただきますが、2点目、3点目の部分について、あわせてお答えさせていただきたいと思っております。

本年度の、この介護保険事業のどういうふうな運営の仕方を考えているのかという部分については、昨年度から行っております在宅介護サービスの利用促進というものをメインにしまして、在宅サービスの利用促進を図っていくということと、さらに人数を多く見込みましてやっていくということと、それから一般会計でも措置してございますが、介護予防の事業を展開していく中で、要支援の方が要介護になっていかないようにというような、あるいは要介護1の方が重度化になっていかないような形で、この介護保険部局と、それから在宅介護支援センターとか保健師等の関係機関、担当部局との連携の中で、この辺の介護予防の事業の展開を図ってまいりたいと考えてございます。

それで、1点目の件につきましては、担当係長の方からお答えいたします。

委員長（久保田英市君） 介護保険係長。

介護保険係長（鈴木真弓君） 第1点目について御報告させていただきます。

要介護4の方につきましては、保険料階層2階層が4名、第3階層が7名、あと2号被保険者が1名の12名となっております。

要介護5と最重度の介護を要する方になりますが、この方につきましては、保険料階層第2段階で6名、第3階層で5名、合わせて11名の利用者となっております。

それぞれのサービス認定者につきましては、さまざまな訪問介護、あとデイサービス、ショートステイを組み合わせたサービスの給付内容となっております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 13ページ、介護認定審査会費432万円、これ158万6,000円増額になっているのですけれども、それとあわせて認定調査費、これが81項目は変わっていないと思うのですけれども、内容が何か変化ありましたでしょうか、これもふえておりますので。といいますのは、昨年14名から16名に介護認定審査委員がふえたということで、74万5,000円増額したと思いますけれども、1点目はその点お伺いいたします。

それと2点目は、ヘルパーのこの移動時間の判定でございますが、この中に距離等の決めがあるのでしょうか。その2点お伺いいたします。よろしくお願いたします。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 15番村上委員の御質問にお答えいたします。

1点目の、介護認定審査会費の前年度のよりふえているという部分についての御質問ですが、1点目は、実質には158万6,000円となっておりますが、この中には一般管理費の方からの賃金で計上していたものを、この審査会費の方に組み替えたという部分の要素もございます。実質的にふえている部分につきましては、富良野地区介護認定審査会費の審査件数がふえているということで、事務局体制の強化の部分で、この5市町村の構成市町村の負担に対して、その部分がふえている要因であります。

それから、ヘルパー移動の2点目の御質問については、担当係長の方からお答えさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 介護保険係長。

介護保険係長（鈴木真弓君） 村上委員の御質問にお答えします。

まず、認定調査の内容等の記載事項には、現在厚生省の方で平成15年度に向けまして、一時判定の

ソフトについて見直しをかけてございますので、現在のところのソフトの変更はございません。

今回の認定調査費に関する増につきましては、施設サービスを受けている方、在宅で認定を受けている方の委託調査費が件数をふやさせてございますので、それに伴う増額となっております。

2点目につきましてお答えいたします。

訪問介護員の移動時間につきましては、距離等の指定はございません。あくまでも距離等につきましては、その移動時間については含まないということで、介護報酬の方で算定で決まっておりますので、あわせて御報告させていただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 今、規定はないということの御答弁いただきましたけれども、実は社会福祉協議会からヘルパーさんが出発する時間から入っております、それでそのお家にまで到着する時間、これが家事労働1時間1,530円でございますが、そのうちに15分見ているのですね。往復30分カットなのです。それで、ある方によっては、社会福祉協議会から起点いたしまして、社会福祉協議会から出発した時間、その家まで到着する時間10分をとっている方もいらっしゃいますし、それで私はその距離の規定とか、そういうのがあるのかと思ひまして、この時間の中にその移動時間が入っているわけなのです。そのことをちょっとお聞きしたかったのですけれども、そこらあたりはどうなのでしょうかね。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 制度的には、今の部分は含んでないと承知してございましたけれども、そのように実態的に社会福祉協議会で実施している部分で、そういうような状況があれば、後ほど私も把握してまいりたいと思っております。現状では、そういう認識はちょっとないところでございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 介護認定の内容についてちょっと質問してみたいと思ひますけれども、要介護になりまして、1、2、3、4と段階があるようございますけれども、この段階で体が不自由といひますか、動ける状態が重度になってくることによって段階が上がっていくというか、認定されていくと思うのですけれども、そういった中で、これに要介護にかかわる費用といひますか、経費が私は段階が上がることによって、家にいての介護にかかわる重圧、手間もかかるので費用が安くなるというふうに判断をしていたわけですが、そういうように年をとって認定されることはありがたいのです

けれども、逆に経費がかさんでくるという部分があるわけですね。

これ介護というのは、最近されてきた部分でございますけれども、従来の身体障害者といいますが、そういう身障者の場合は、そういう状態が悪化するといいますが、階層が上がることによって費用も安くなり、また手当等も上がっていったというような状況の中でバランスがとれていたわけなのですが、この要介護につきましては、アンバランスであるというふうに思うのですけれども、これらの内容について求めます。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

介護保険制度上の中で、介護度に応じたサービスの利用料の問題の御質問でございますけれども、これにつきましては、先ほどの他の委員の御質問でもありましたように、支給限度額ということが定まっております。その介護度に応じた支給限度額の範囲内で、要するにそれぞれの限度額いっぱいサービスを利用される方、あるいはその範囲内でどこまで利用するかという部分で、制度上では、サービスを利用するに当たっての利用回数やなんかの部分で、利用料というのは介護度の低いランクの方から上に上がったときに、そのときにそのサービスの利用計画書というものを立てるのですけれども、その中で御家族や御本人との御相談の中で、どういうサービスを何回利用するかということの中で、その利用料というものが設定される仕組みになってございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（岡崎智子君） 介護保険の制度といえますのは、その介護度に応じた、介護度というのは、その人に必要な介護量を算定して、それを介護度として定めております。それで、その介護度に応じた、必要な介護量に応じたサービスを提供された分の1割を御負担いただくというふうな制度ですので、介護度が重くてたくさんの介護量を皆さんが提供した量に合わせて介護、お金を払う額が安くなるという形でなくて、使った量に合わせてお金を払うというふうな制度の仕組みになっております。

過去の身体障害者とかの級別の場合は、重ければ思いほど高い障害者手当とかの支給になっておりましたけれども、それはやはり家族介護を基本として、家族がその重い障害を自分で見なければいけない、そのときに必要な量として級が高くなれば支給されていたというふうな経過の中で成り立った仕組みで、今回の介護保険制度の仕組みと、また若干異

なる姿だと思います。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、これより議案第5号平成14年度上富良野簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第5号の質疑を終了いたします。

これより、議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質疑に入ります。

9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 16ページの委託料、浄化センターの維持管理業務の委託の関係でございますけれども、この業務の現場に、町の職員といいますが、専門の技術資格を持った方が配属されていると思うのですけれども、何か聞くところによりますと、定年を迎えるというようなことを伺っているのですけれども、後任の維持管理の監督といいますが、そういう関係についてはどのように推移していくのかお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） 9番岩崎委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

浄化センターの、今町の方から1名所長ということで行っておりますけれども、14年度から業務委託につきまして、一部包括委託ということで民間に維持管理、運転等保守管理ですか、それまでをやっていたかということで、基本的には町の職員が行って、そこで管理業務に当たるといことはしなくてもいい、そういうようなことで、昨年からは国土交通省の方から、今後浄化センターの維持費がかさむようになっていくということから、できるだけ簡素で、しかもきちとした維持管理ができるような仕組みをとってやるようにという指導もございませ

て、我が町におきまして、過去のデータもかなりのデータをそろえておりまして、今回必要なユーティリティと申しますか、そういう調達も含めまして、一部業務を委託したわけでございます。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 課長の説明で、内容につきましてはわかりましたけれども、理事者にお伺いしたいと思いますけれども、そういった管理体制でいいのかどうか、全般的に民間委託というようなことで、現場作業については、私もたまに行って見てもすけれども、よろしいと思えますけれども、直接的な管理運営については、やはり町が監督といいますか、管理しなければいけないのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、その点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 岩崎委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま課長が申し上げましたとおり、今年度から1名向けていた者を向けないということで、それを全面的委託という形でやっていくことになりました。

ちょっと御理解賜っておきたいのですが、当初この公共下水道立ち上げのときに、私もちょうど担当でございました。当初、本来的には委託でよかったわけなのですが、初めてやることだということで、当然町としても委託業者を管理するという面もございましたものですから、専門者を置いて適正にやっているかどうかという点を重視しまして、当初配置をしてきたところでございます。ここずっとやってきまして、そういう維持管理体制が十分できるということで、その辺の路線をついてきましたので、十分その辺のノウハウも委託業者でやれるような状況にきたものですから、たまたま今回定年退職に当たりまして、全面的委託でその辺をやっていくというようなことで考えてございます。

基本的には、町が総体管理ということでございますので、現行の下水道の中の職員の体制で総括管理は引き続きやっていくということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 今の助役の答弁で、概略的にはわかりますけれども、何かあそこのセンターといいますか、大きくなりまして、今も何か継続事業で改修をなされて大きな池ができるというようなことで、そしてまた昨年でしたか、どこかの部分から異物が混入してバクテリアが、死んだわけではないですけれども、バクテリアにも影響出たようにお聞きしたことがございます。そういった何か異変が起

きたときに、役場職員がそこに常駐してれば、すぐにこっちの庁舎の方にも報告がなされるものと思えますけれども、やはり第三者機関でありますと、そこから処理をしてしまって、その善処がいい方向に向けばいいけれども、万が一いろいろなところで事故が起きているわけですけれども、そういったことになりかねないという部分では、この1人の給料が民間委託することによって低く抑えられるという部分ではわかりますけれども、経営管理という面では問題が残らないかという、再度お尋ねします。

委員長（久保田英市君） 助役。

助役（植田耕一君） 岩崎委員の御質問にお答えします。

運転管理で危惧する面ということでございますけれども、当然私も委託するに当たりましては、そういう経営ノウハウを持った者を委託してございます。その辺のところは、大丈夫だというふうに感じてございます。

御存じのとおり、デッチふえますけれども、いわゆる管理していくパターンというのは同じでございますので、その点は量がふえてどうのというのは、特段ないというふうに思っております。

今バクテリアの関係でございますけれども、あのデッチというのは、通常我々の下水道の中間で、動物園に動物をかつているということで、このいかにバクテリアを殺さないかということが、第一番目のその運転管理のノウハウでございますから、その辺が専門業者として基本的な部分ができなければ、これは能力ないことで、これは町としては委託できないわけですから、そういう面は適切にやっていける業者として委託をかけているということで御理解いただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

13番長谷川委員。

13番（長谷川徳行君） 済みません、14ページなのですけれども、久しぶりに特別会計で町長の交際費が出ているのですけれども、この辺はどういうあれに使われるのでしょうか。この公共下水道だけに。

委員長（久保田英市君） 上下水道課長。

上下水道課長（田中 博君） 13番長谷川委員の御質問にお答え申し上げます。

ここに交際費でございますけれども、これにつきましては、汚泥を使っていたりしている方々に対しての円滑に業務が進むということでの推進費用というか、そういうものに充てている費用でございます。町長交際費とありますけれども、使用目的は、内容につきましてはそのようなものでござ

います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委委員。

12番（米沢義英君） 16ページの下水道の汚泥のいわゆる農業者に委託して処理されているかというふうに思いますが、今後汚泥がふえるという状況も見込んで、十分な処理されるような体制があるかどうか、この点お伺いしたいと思います。

あと、職員の配置については、同僚議員が言いましたので言いませんが、しっかりと配置していただきたいというふうに言っておきます。

今後この汚泥については、農業のいわゆる堆肥化に合わせた対策もとられるという話も聞いておりますが、そういった関連の中での処理対策もあわせてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） 12番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

浄化センターから排出されます汚泥の、私ども脱水ケーキと呼んでいるのですけれども、これにつきましては、現在3組合で昨年議決をいただきまして、繰越明許においてストックヤードという401トン、420平米の建物を3棟建設しまして、1組合1棟ずつということで、そこにこちらから運搬して、そこにストックしまして、それを麦とか稲わらとかもみ殻でまぜて良質の堆肥をつくっていただいております。

今後につきましても、想定といたしまして、1,000トン前後かなというふうに私は想定しております。今現在では、14年度で870トン想定しております。今現在では、それに近い860前後ぐらいで13年は完了するのかなと思います。

それと、3組合につきましては、それぞれ話し合いによりまして、1棟当たり350トンから250トンとか、ある1棟につきましては、ほかの方で余裕というか、あったときにはこちらの方で全量引き取るよというお話も聞いておりますので、今後ともそのようなことで緑地還元に向けて進めていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第6号の質疑を終了いたします。

次に、これより議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質疑に入ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 5ページ、6ページにわたります。サービス収入の中でのショートステイの自己負担金の282万1,000円、これは昨年に比べまして69万1,000円増になっているのですけれども、これは何人ぐらい見込んでおられるのか、また現在の状況を聞かせていただきたいと思っております。その1点よろしくお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） 村上委員の質問にお答えいたします。

本年度の収入につきましては、昨年は4人を見込んでおりましたが、本年度は4.75人ということで、本年度は利用者も多いということで、4.75人を見込んでおります。その利用収入ということで、自己負担金もそれぞれ収入を見込んでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第7号の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 3月18日月曜日でございます。本特別委員会の3日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集願います。

なお、御出席の際には、上富良野町水道事業会計並びに上富良野町立病院事業会計の予算書及び資料等を御持参願いたいと思っております。

以上です。

午後 3時48分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の

正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 久保田 英 市

平成14年上富良野町予算特別委員会会議録（第3号）

平成14年3月18日（月曜日） 午前9時00分開議

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成14年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成14年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成14年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成14年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（19名）

委員 長	久保田 英 市 君	副委員 長	中 川 一 男 君
委員	中 村 有 秀 君	委員	福 塚 賢 一 君
委員	笹 木 光 広 君	委員	吉 武 敏 彦 君
委員	西 村 昭 教 君	委員	石 川 洋 次 君
委員	仲 島 康 行 君	委員	岩 崎 治 男 君
委員	佐 藤 政 幸 君	委員	梨 澤 節 三 君
委員	米 沢 義 英 君	委員	長 谷 川 徳 行 君
委員	徳 島 稔 君	委員	村 上 和 子 君
委員	清 水 茂 雄 君	委員	小 野 忠 君
委員	向 山 富 夫 君		

（議長 平田喜臣君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
総 務 課 長	田 浦 孝 道 君	企 画 調 整 課 長	中 澤 良 隆 君
税 務 課 長	上 村 延 君	町 民 生 活 課 長	米 田 末 範 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 憲 治 君	農 業 振 興 課 長	小 澤 誠 一 君
道 路 河 川 課 長	佐 藤 修 君	商 工 観 光 ま ち づ くり 課 長	垣 脇 和 幸 君
会 計 課 長	越 智 章 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 口 昭 夫 君
管 理 課 長	早 川 俊 博 君	社 会 教 育 課 長	尾 崎 茂 雄 君
特 別 養 護 老 人 福 祉 所 長	林 下 和 義 君	上 下 水 道 課 長	田 中 博 君
町 立 病 院 事 務 長	三 好 稔 君	関 係 する 課 長 補 佐、係 長 等	

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開議
(出席委員 19名)

委員長(久保田英市君) おはようございます。
御出席、御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は、19名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、事務局長から説明させます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りしております日程のとおりでございます。

議案第8号並びに議案第9号につきまして、御審議をお願いいたします。

本日、本委員会の終了後、各常任委員会単位に別れていただき、意見の取りまとめをしていただきたいと思います。後ほど各常任委員長、総務常任委員会におきましては、副委員長に配付いたします用紙に各会計予算案、審議意見素案を記入していただき、予算特別委員長に提出をお願い申し上げます。

素案作成に当たりましては、各常任委員長、総務常任委員会におきましては、副委員長によって進めていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長(久保田英市君) これより、議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これより、歳入歳出を一括して予算全般の質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、議案第8号の質疑を終了いたします。

次に、これより議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) ないようですので、これより歳入歳出を一括して予算全般の質疑に入ります。

1番中村委員。

1番(中村有秀君) まず、第1点は、会計予算の関係の総則第2条業務予定量の関係なのですが、

昨年の業務予定量の患者数ということで、入院患者、外来患者、この昨年の予算書と対比をしますと、トータルで1万8人が減少ということになっております。それで、当然12年度は、産婦人科の関係だとかもろもろありますけれども、13年度は現状のままということであれば、もう一つは外科の関係の手術の関係等もありますから、こんなに減るのかなという感じでございます。そういうことで、業務予定量の算出の関係について、まず1点お伺いをいたしたいと思います。

それから、次に13ページの関係で、材料費、薬品の関係でございます。13年度は2億1,954万6,000円で、14年度は1億5,662万8,000円ということで、マイナス6,291万8,000円ということで、これは恐らく院外処方箋の関係でなっていると思っておりますけれども、これらの関係について、どの程度院外処方箋ということで算出をされたのかということをお伺いをいたしたいと思います。

それから、次第3点目、20ページの手当の内訳の関係でございますけれども、時間外勤務手当ということで、どこのセクションも減額でいっております。特に町立病院の場合は、特殊な関係ということで承知しておりますけれども、大体12年度と13年度を比較しますと33万6,000円、これは定期昇級等やベースアップ等もあって、単価が上がった関係等もあるかと思っておりますし、夜間になれば割増金等の関係等もありますけれども、同じように13年度と14年度を比較しますと、32万2,000円の増額ということでございます。それらの関係の内訳について、どうあれしているかということをお尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に手術手当の関係なのですが、12年度とずっと見ますと、12年度は70万円、13年度は120万円、14年度は360万円ということで、3倍になってきております。そういうことで、外科の先生が手術ということでやるということだろうと思って、この3倍の形になっていると思っておりますけれども、これらの算出の根拠についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に研修、研究手当の関係です。一応町立病院往診手当等支給条例の第2条によって、研修、研究手当が支給されるということになっております。これは医師の研究及び研修に対し、別に定める基準に基づき手当を支給をするということになっておまして、12年度は1,620万円、それから13年度は1,590万円ということで、これは医師の減の関係だろうと思っております。14年度は1,650万円が計上されております。したがいまし

て、院長を含めて、これらの内訳についてお知らせをいただきたいと思います。

それからもう1点、表紙をめくっての2枚目の裏に交際費の関係があります。第9条、これが170万円です。昨年の予算書では50万円なのです。それで、どこが根拠なのかということで、僕なりに調べてみたら、15ページに17節交際費170万円、その下に19節諸会費というのがありますが、これは一般会計という負担金補助及び交付金の部類だろうと思いますけれども、ここに大学各科負担金60万円ということになってます。たまたま昨年の13年度の予算書を見ると、これが126万円になってますね。それが120万円減ったからここへ行ったのか、何で50万円の交際費が一気に170万円になったのかということで、できるだけ交際費は透明な形ということで原則になっているので、一挙に50万円が170万円ということで、120万円が、私なりにあれした点では、そういう移動があったふうには感じるのですが、これらの交際費170万円の計上の関係でお尋ねします。

それから、一般質問等でもありましたけれども、平成14年度に、この院外処方箋の率のアップということで、具体的な数値の中で、一つは目標を設定していく努力をすべきでないか。当然それに基づいて、薬剤管理業務の指導業務というものが出てまいります。これは機器等の設置が終わり次第、速やかにということで、町長からも言明を受けているということでございますので、具体的にこれらの薬剤管理指導業務をいつころということで、そして月に4回できるということではございますけれども、実態の中から、とりあえず年度途中からやるということであれば、どのような過程で進めていくかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、次に院外処方箋の発行に伴う応需薬局のファックスの使用でございます。先般の答弁では、13日に応需薬局の話し合いがあるということでございましたので、その結果が恐らく事務長に届いているだろうと思います。それで、それらについての対処をどうしているかということで、基本的には、僕は応需薬局と病院との話し合いでどうするかということで進めていかなければならない問題だろうと思いますので、応需薬局のその13日の会合の様態等で、町立病院にどのように伝達をされているかということで、それに基づいて病院としてはどう対処していくかということでお尋ねします。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 町立病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 1番中村委員の御

質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の業務量の関係でございますが、本年度予定の業務量につきましては、前年度大幅に見直しをしているという状況でございます。その要因といたしまして、特に外科外来患者の減少というのが大きな数字であらわれているといったようなことから、この実績を踏まえて、新年度見直しを図っている状況でございます。

これにつきましては、1日平均44人ということで定めてございますが、実績においては34人といったようなことで、この差異12あるわけでございますけれども、これにつきましては、努力目標というようなことをプラス加味してございます。

また、指定介護型の1日平均の20名、これにつきましては、実績およそ20名と、実績に見合った数字を業務量としてございます。

もう一つ、外来の関係でございますが、237名といったことで定めてございますが、実績といたしまして204人といったことでございまして、ここにも33名の差異があるわけでございますが、これにつきましても、より多くの患者の確保といったことで、努力目標33名を掲げて業務量を設定をいたしているということでございます。こんなことから、努力目標というようなことで掲げて、前向きに患者の確保に向けて取り組んでまいりたいというようなことで業務量を掲げているところでございます。

2番目の薬品費の関係でございますが、院外処方におけるどの程度かといったようなことでございますが、これまで院外処方を進めてきている中において、約半分が外来における院外処方を取り扱っているといったようなことでございまして、ただこの数字が、即この薬品費の購入に50%の減少といったような状況には至っておりません。20数%から30%といった状況にありまして、今年度の予算措置に当たりましては、前年対比24%を減じたところの薬品費の設置をいたしたところでございます。

そして、3番目の時間外手当の関係でございますが、委員御意見にありまして、今単価アップに伴うものといったようなことでの計上でございます。

そして、あと4番目、手術手当の関係についてでございますが、これにつきましては、これまでも外科手術、また内科手術等におきましても、前年対比大きな実績の増となっている状況でございます。

ちなみに、2月末のその状況を申し上げますと、外科手術では116件、診療報酬で見ますと1,450万円程度、内科におきまして内視鏡等における手術等32件、200万円程度と、こういった前

年に対して多くの件数に至っているという状況でございます。そんなことから、これらにかかわる手術手当つきましても、20%の支出になっているところでございます。

次に、研修手当の関係でございますが、今常勤4名の医師に研究、研修手当を支給してございます。そのトータルで137万5,000円になっているところでございます。4人の常勤医で137万5,000円の研修手当でございます。

これにつきましては、別に定める基準ということで、町長発議による決済をいただくことで決定をいたしております、その内訳といたしまして、院長におきましては52万5,000円、富永副院長につきましては35万円、金子、田中両医師につきましては、25万円といったところでございます。

今この研修手当の関係につきましては、一つのものの考え方を整理し、一定の取り扱いを定めてございまして、上限25万円とするというようなことで取り扱いをいたしているところでございます。

それから、6番目の交際費の関係でございますが、これにつきましては、ちょっと御説明させていただきたいと思っておりますが、50万円が120万円と予算計上いたしているところでございますが、本年度におきまして、新たに計上させていただいたものとして、第22回旭川医科大学内科第3講座の主管によりまして、6月に旭川市で医学生物学会が開催されるところでございます。この学会の円滑な運営に協力いたしたく、学会に対して御寄附を申し上げたいといったことで、交際費に120万円を計上させていただいているところでございます。

このことにつきましては、旭川医大が道北の地域医療の重要な役割を担っておりまして、高度の医療提供をいただいております。

また、当病院に対しましても、旭川医大から多くの出張医等の派遣をいただいている中で、これが住民にとりましても、医療の提供を受けている大きな原動力となっていることから、そんなことから、前向きに当病院においても、これら学会に御寄附を申し上げたいというようなことで、その額を計上させていただいているところでございます。

さらに、委員お話のありました19の諸会費で、大学各会負担金60万円とございますが、これは6万円とございまして、従前第3内科講座に120万円の御負担を申し上げてきておりました。これにつきましては、諸般の事情等から、近年御負担を申し上げていない状況で、14年度においても、従前計上しておりましたものについては、予定いたしておりません。そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

次に、院外処方について、目標値の設定等の関係でございますが、今現在約50%の院外処方率ということになってございますが、移行値は、門前薬局等ができたといったことで、若干状況等が変わってきている状況にあります。こんなことから、現行の50%をより高いところで院外処方に向けて進めていかなければならない、そんなことで考えてございます。

次に、薬剤の管理指導の関係、いつごろからということでございますが、これにつきましては、先般委員からの御質問にお答えをさせていただいたところでございまして、薬剤師業務量において、若干の業務量の余裕が出てきたといったようなこともございますので、これらにつきましても、前向きに取り組んでいきたいと考えてございます。

ただ、実施時期につきましても、現行今予算計上させております医療事務システム等の導入の中において事務処理もいたしたいと。そんなことから、これら整ったとき、さらに2カ月程度の業務の実施をし、実績を踏んだ中において、北海道にその届け出を出して、下期には診療点数にはね返れる、そういった業務ということで取り進めてまいりたいと考えてございます。

あともう1点、先般も御質問ございました院外処方のファックスの送信の関係でございますが、応需薬局との協議の中において進めていくことにいたしてございますが、先般13日に、応需薬局においても薬剤師による会議が開催されたところでございます。その中においても、このファックス送信の関係について協議がなされました。その結果といたしまして、まだ十分話が煮詰まらないといったような状況のようでございます。これにつきましては、引き続き薬剤師間における緊急当面の問題として、即また引き続き協議をするといったようなことでお聞きいたしてございます。

いずれにいたしましても、応需薬局間でいわゆる1枚岩になっていただかなければ、病院との協議も整わないという状況でございます。そんな条件整備がなされた段階で、応需薬局とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 手当の関係、時間外の関係は、そういうことで厳密に単価が上がった、それから手術等で仕事がふえているということで理解をしたいと思います。ただ、研修、研究手当のこういう出し方がどうかということで、また十分御検討をいただきたいと思っております。

それから、交際費の関係なのですが、一応第22

回の医学生物学会がある、その寄附だということであれば、僕は厳密にこの19節諸会費、これは一般会計では負担金補助及び交付金になります。したがって、私はここに入れるべきだという考え方を持っております。

それで、120万円がこちらへ移動したということで、120万円そのものを、その学会への寄附金というようなことで考えているのか、再度確認をいたしたいと思います。

ただ、従来、各昨年度の予算書を見ると、大学各科負担金126万円ということで予算が計上されております。したがって、こしはこの6万円によるのかという問題があります。それで、今大学の関係のこの学会の寄附ということであれば、諸会費で僕は計上すべきと思いますが、その点お伺いをいたします。

以上です。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 1番中村委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

交際費とせつ諸会費とすべきといったことですが、これにつきましては、御寄附といったようなことでの支出をさせていただきたいといったことから、そんなことから支出の科目につきましては、交際費の計上になるといったことでございます。

また、諸会費等についての予算計上になった場合、相手方からのその意思等がそこに発生するわけですが、今回の取り扱いにつきましては、町からの意思で今回の学会に御寄附をさせていただくといったようなことで計上させていただいております。そんなことで御理解をいただきたいと思っております。

それと、大学各科の負担金6万円の計上につきましては、これにつきましては、札幌医科大学の第1内科にかかわる御負担といったことございまして、従前の第3内科にかかわるものの額は、ここに全く含まれておりません。

それと、寄附金の120万円、交際費の120万円の根拠でございますが、従前第3内科に御負担申し上げておりました120万円が、相当額といったようなことで判断をさせていただきまして、交際費120万円ということで計上させていただいております。御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

13番長谷川委員。

13番（長谷川德行君） 18、19ページの資産購入費の1節医療機器のそれぞれの購入予定価格

と購入時期をお知らせ願います。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 13番長谷川委員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、それぞれの機械の単価等でございますが、これにつきましては、いわゆる購入時に競争入札といったようなこと等がございます。そんなことから、それぞれ単体の価格については省略させていただいておりました、トータルで計上をさせていただいているところでございます。

また、購入の時期につきましては、この購入に当たりまして、企業債の適用を受けて購入をさせていただきたいと考えておりました、企業債にかかわる諸手続等の関係がございます。そんなことから、一般的に発注等行為がされる状況が整うのが10月前後になるのかなと、そのようなことで考えているところでございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） まず、これは所管委員会の問題だと思うのですが、一応これ今回の予算ですから、一応お伺いだけしておきたいと思っております。

院外処方については、これ昨年度の委員会においても、まず60%、70%近い院外処方をしながら、そして薬剤業務指導に移りたいのだという話も質問されて、町長からの提言もあったはずですが、そして、私は昨年9月の定例議会で院外処方をお伺いしたときに、薬剤業務指導については、今後検討されていくのだと。もうこれ6カ月もたっても、まだ考えられないと。そして、これからまた3カ月も4カ月後でなければ考えられないのだと。どうしてこれができないのかというのが、まず一つ疑問点にあるのではないかと。簡単にやれることではないのでないですかと事務局長に言いたいのですよね。なぜここまで引っ張っていくのか。この薬剤業務指導に移りなさいという各昨年の委員会のときも、町長の提言があったはずなのですね。それから6カ月たっている、私が質問してから、それでもまだ決まらない。これはどういうことか、薬剤師が本当にやる気があるのか、私たちが行って言わなければならないのかなど。なかなか事務局長は言われないで、胸の中で曇らせているのかなどという感じもします。

それで、院外処方については、もう完全に今後薬剤業務指導に移るよう努力ができないのかどうか、その点を聞きたいことと、それから院外処方の、例えば応需薬局の問題についても、まずあくまでもこれは患者の責任において、余り側ががんがん言わずにして、前回から聞いているとき、何気なく口利き

をしたというような情報も入っているの、そういう点はなくして、任せてしまうと、薬剤、患者に任せてやるのだということ。あとは応需薬局さんがどのように今後指導していくかは、これは今後応需薬局の考え方でないかと思うのですよね。そういう点をお聞きしたいなと。

この薬剤業務指導については、私はもう最前から、去年からこれ言っているのに、さっぱり前に進みはないのだけれども、今後こんな2カ月だ、3カ月だと言ってなくたって、これすぐにでもできる。直ちにできることなんだから、事務局長、この点についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 病院事務局長。

町立病院事務局長（三好稔君） 17番小野委員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の薬剤管理業務の現在まだ実行していないことについてでございますが、これにつきましても、これまでたびたびこの指導業務を行うべきというようなことで御意見等もいただいております、当然病院においても、その方向で検討してきておりました。ただ、これにつきましては、施設基準というのがございまして、そういった中において、この業務を本格的に行うには、課題の整理等があるということで、院内においても、薬剤師等においても着手できない状況がございました。ただ、院外処方がある程度定着している状況において、業務量においても、従前から見たら若干の余裕が出てきたということで、これについても取り扱いをしていくということで、前向きにその整理をいたしているところでございます。ただ、あとスケジュール的に、条件整備等々の関係から言います、先ほどこの件について説明させていただきましたが、本年度の10月、いわゆる下期に本格的に診療点数にはね返る業務を取り進めてまいりたいと考えておりますので、この点についてぜひ御理解をいただきたいと思えます。そのように前向きに今取り組んでまいると考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

あと、ファックス送信の関係でございますが、基本的には患者サービス等にかかわることでございますが、応需薬局サイドにおいて、ファックスの稼働等実施していただくことが、現在時には課題、問題となっているトラブル等も解消するためには、そういった措置を講じていきたいと、そんなことで応需薬局とも今後も引き続き協議を進めていきたいと思っております。御理解をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 事務局長の答弁わかります。でも、この薬剤業務指導について、何が根拠があるのか、そんなに時間をかけなければならない何があるのかということなんだよね。これそんなに難しいものでないのじゃないかと思っております。だけれども、なぜ上富良野町だけが、どこで拒みがあってどこでやれないのか。これ薬剤師がこういう拒みを出しているのじゃないですか。自分がやろうとするならば、積極的にやらなければならないのです、これ。こういう点、町長名で、町長社長なのですから、徹底的にこういう点はやっぱりやっていただきたいと思うのです。個人で言えば町長社長なのですから、それらが全然入れてない。例えば今薬剤師というのは、何をお考えになっているかわからない。これ全然やる気ないんじゃないですか、結局は。ただ魂胆だ魂胆だ、ああだこうだただ言うだけで、これが6カ月たっても8カ月、これだまっていたらまずやりませんか。前向きな答弁だったら、もう来月にもして、4月からでも実行するのだという考え方出ないのですかこれ。もう一遍その答弁いただいております。

委員長（久保田英市君） 病院事務局長。

町立病院事務局長（三好稔君） たびたびなぜという話で御質問、御意見があるところでございますが、病院といたしましても、本当に私といたしましても、前向きにといったこと言わせていただいておりますが、14年度においは、本当に今取り進めていくといったようなことで、これにつきましても、薬剤師との調整を終えておりますので、これがさらに14年度において実施できなかったわといったようなことにはなり得ないと、そんなことで考えてございますので、これまで御答弁させていただいた状況につきまして、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 院外処方についても、これ薬剤業務指導通知では65%から70%ぐらい院外に出さなければでき得ないというのは現状だと思います。それで、今現在50%か51%ぐらいでしょう。もう少し院外業務に力を入れてほしいということなのです。ということは、院外でやるということはお金かかっているのですよ。だからあそこに人たくさんいるでしょう。行ってわかるでしょう。あれだけの人は要らない。そのために院外に出しなさい、院外に出すことによって院外業務指導をしなさいと、それには1人3,500円上げますよと、こんな立派なお言葉出ているのですよ。ですから、拒まないで院外に出してください。力強く、うちは院外ですよということを言えばいい。

いや、もういいよ、そこでもらってきなさいなんて言うものですから、だから院内忙しいんだよ。だから院外だという認識を与えてしまって、よそは絶対ないでしょう。その点、事務局長、今後各検討していただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 病院事務局長。

町立病院事務局長（三好 稔君） 院内、院外の処方箋の関係でございますが、原則院外といったようなことで取り進めている状況でございます。薬局における状況等も若干変化している状況でございますので、これらにつきまして、また院内において、この処方箋の取り扱い等の関係、協議をいたしたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 私は、この病院につきましては、ことし平山院長が定年になるのでなからうかと、私はこう思っているわけです。そこで、この予算書を見たら、今年度の終わりということは、予算書に、昔の話でおかしいのですけれども、長年上富の病院におられた方には、退職金のほかにお礼金というものを上げていたことがあるわけです、昔は。それで、最近長くおられた医師がいないので、今まではそんなにしてないと思うのですけれども、この予算書に、14年度で定年ということになれば、退職金以外にお礼金というものをあげるのかあげないのか、これに載っていないので、また補正で組むのかどういふふうな考えでえられるか、執行者の考えをお聞きしたいと、こう思うわけでございます。

次には、平山院長が定年になると同時に、札幌医大の方の手が切れるのでないかと、こう思っているわけで、そこで今度旭川医大にかわっていくのでなからうかと思うわけでございますが、そこで今まで上富良野町立病院は、美瑛と違って個人医師が3軒もあるわけでございまして、美瑛の場合は個人医師がいないものですから、美瑛町民は8割の方が町立病院、また医師が、スタッフが9人というのがそろっているわけです。上富の場合は、個人病院があるがゆえに、それだけのスタッフはそろえないと、こういうことになっておらうかと思えます。

そこで、私は思うのは、これから医大になれば近いから通いが9割になるものか、ここにきちっとして、上富の町立病院にきちっと籍を置いてやっていただける医師が何人になるのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

3点目ですけれども、ここ10年以内に町民のアンケートをとり、議会も特別委員会をつくって議論をしてまいったわけでございますが、ここで十何年の皆さんの議論した町民のアンケートをとって、皆さんのお気持ちを聞いてきたわけでございます。

そこで、この10年間の議論、アンケートを特別委員会等いろいろな問題が起きてきたわけです。その結論が、今ここに来たのでないかと私は思うのです。それで、今までの苦慮したことを経験に、これからこの平山院長が定年になると同時に、改革するのならば、きちっとした方向づけを私はしなければいけないのでないかと、私はこう思っているわけでございます。

そこで、きちんとした、ことし14年度の間の方角づけをきちんとしていかなければいけないと。早目早目に私はしていかなければいけないと。定年になってからこれはこうだ、これはこうだでは、私いけないように思うわけでございます。

それで上富良野町立病院は、100年も先はどうか分かりませんが、10年ぐらいの間の先はこうこうこういふふうにしていくのだと、一般会計からこれぐらいは出していかなければいけないとか、きちんとしなかったら、また前回みたいような特別委員会つくったり、また皆さんが審議しなければいけない場面のできるのではなからうかと、私はこう思っているわけです。それで私の考えとしては、14年度の間には医師はこれだけと、通いの医師はこれだけと、こういうふうにして、こういうふうにしていくのだと。一般会計からこれぐらい出せば、ここ10年間はやっていけるとか、こういう見通しを私は立てていただきたいなど、こう思っているのですが、その3点にちょっと執行者の考えをお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いします。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 14番徳島委員の御質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、私もそう考えているわけですが、まず札幌医大との関係でありますけれども、議会にも報告させていただいたと思っておりますが、ちょっと年数ははっきりあれですが、平成9年から10年に札幌医大とは決別してまいりました。お別れしてまいりました。長い間お世話になりましたということで、議会の方にも報告させていただいて、これからは旭川医大との調整をさせていただきますということで報告させていただきましたように、今まで高橋先生、池川先生、あるいは院長先生等々がございましたけれども、その後札幌医大との接触は一切なく、旭川医大の指導を受けて、今町立病院の運営をさせていただいているところであります。今そういうようなことで、札幌医大との関係につきましては、御理解を賜りたいなど。

それから、今後の町立病院の医師の数でありますけれども、私といたしましては常に申し上げておりますように、町立病院は、今委員もおっしゃったよ

うに民間の病院があるよと。民間の医院を補完する、民間の医院が対応できない部分を町立病院として補完した病院経営を今後考えていかなければならないのでなかろうかというような方向で、これからの病院運営を基本に置きながら、町民の健康維持管理を中心とし、医療と保健と福祉とが連動した体制、連携を十二分にとった病院経営に向かって今後はいかなければいけないというふうに思っておりますが、今日まで私自身も就任以来、病院の改善には大いにその努力をしてきたつもりではありますが、どうもこの世界、私どもの思うようにはいかないと。やっぱり相手の理解を得なければならぬというところがございまして、そういうようなことで、今現在旭川医大の方との調整をさせていただいているということでもあります。

今後も病院の医師の数につきましては、今現在定数と申しますか、枠は9名と。そのうち6割、保険の削減にならない6割の人員をもって4名の専従医、それから旭川医大からの出張医等をもって、6人をもって対応をさせていただいておりますが、病院経営の現状の中でありまして、医師の増員ということは、まず考えられない。病院経営状況を見きわめた中での対応を考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、今後の病院の方向であります、おかげさまで、今旭川医大から来ていただいている若い先生方は、非常に医療に対する部分につきましても一生懸命でありますし、この町立病院が、このままではだめなのだという認識のもとに、この現状の規模で、この病院を継続していくためにはこうあるべきだ、また、この病院を経営していくためには、こういうふうには縮小する場合においては、こう縮小するべきであるというふうないろいろな提言、意見と、いっしょに出していただいております、院内でも非常に活発に、今これからの町立病院のあるべき方向を若い先生方が中心になって検討していただいているというような状況でありますので、この委員のおっしゃるように、この14年、ことし旭川医大とも調整させていただきながら、院長の後任をどうするのか、そして、その後の病院経営の方針をどうするのかというようなことも含めて、十分町立病院のあるべき方向を定めていきたい。

今日までいろいろと病院の改善は正を図ってまいりました。療養型病床群の取り入れ、また他の病院の入院患者の受け入れベッドのオープン化等々も対応しながら病院の改善を図ってまいりました。これからは、この病院がいかに安定した健全経営ができて得るようにするか、中にありましては、御案内のとおり、今現在町立病院には、町民1人当たり2万円

相当の繰り出し金を毎年病院に出しております。2億5、6千万円の繰り出しをしているわけですが、言うなれば公共下水道、町の市街地区だけありますけれども、と同じ額の繰り出しをしております。病院は全町民、全体でありますけれども、そういったことを含めながら、どれぐらいの町民の健康維持管理をするために、一般会計からの繰り出しが適当なのかというような部分には、それぞれ考え方にはいろいろあるのかなというふうには思いますけれども、少なくとも、今大体町民1万円相当ぐらいの交付金の病院があることによる交付税の導入がなされております。そういうようなことを考えますと、そういう病院に向かって、私は経営を進めていきたいというのは、やはり町民1人1万5,000円、国から交付税にプラス5,000円ぐらいの、町民1人5,000円ぐらいの繰り出しは、今後の公設病院としての利益を上げることは全く難しいという観点からすると、せめてそれぐらいの繰り出しで病院が健全に経営がなされ、現在の不良債務あるいは繰越欠損金等々の生じない病院経営に持つていくように、新たな院長を中心とした中で、旭川医大とも調整をさせていただきながら、町立病院としての将来的な方向を定めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 14番徳島委員の1点目の御質問にお答えします。

委員おっしゃるようなルールに基づかない慰労金等につきましては、予算の措置はしてないところがございます。しかしながら、退職手当につきましては、勸奨あるいは今回のような定年の場合には、従来からルールに基づきまして特別負担金というものをお願いをした経過がございます。しかしながら、このような方が非常に近年多いということでございまして、北海道市町村職員退職手当組合に私どもも加入してありますが、こちらの方で各市町村の負担が非常に多いということで、その負担の平準化を図る観点から、この13年の4月から特別負担金制度が改正されまして、事前納付制度ということに改まったところでございます。したがって、勸奨あるいは定年退職の該当者がいないにかかわらず、通常の負担金に一定の率を加算しまして納付している実態でございます。これらにつきましては、13年から14、15年の3カ年間に、このような事前の納付をしまして、この期間に該当の方がいまして、どのような出費がありましたかのことを3年後に精査しまして、事前納付金が過剰であれば返還になります。不足であれば、また、その3年後に各市町村から負担をするという形に制度が変わってございま

して、このような中で、今回院長の定年退職に向かいました措置につきましても、事前納付制度ということで、所要の額につきましてもは予算の措置をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思いをします。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 今お話聞いてわかるのですけれども、私の内容がよくわからないので、今総務課長から言われたけれども、院長、昔は医師が不足だということで、上富良野町に来ていただいたということで功労金を出していたのかどうか、今は医師が多いから町としてはお金は出さないで、功労金というのか、出さないでいいという判断でいいのかな。それはまあ、お決まりのその支庁というか、道というか、そのお決まりの退職金の上乗せというのはあっても、町としての別に功労金というものは、最近長くないない医師には、私どうなっているかよく承知してないのですけれども、もとは昭和56年ですかね、豊島医師がやめていったときには、別に500万円出したはずなのです。そういうこともありますので、今回は長年勤めていただいたということで、上富良野町としては、何も別に考えていないのか、その点だけ、その中身は私よくわかりませんので、町としての考え方だけお伺いしておきたいと、こう思っております。

その次、今尾岸町長になりましたが、先代の首長さんも苦慮していた病院でございますので、この際にきちっとして、今までは札幌医大、旭川医大となすり合いというか、どちらについていかかわらなくて苦慮してきたわけです。今度は、ひとついろいろな問題をできないようなことで、特別委員会とか町立病院に余り議論のしないでもいいように、ひとつこの際に、私しっかりした前向きな姿勢で私は取り組んでいただきたいと、私はこう思っているわけでございます。

病院は特別黒字にせとか、こういうことでも私はないのです。余り問題の生じないように、皆さんに心配のかけないようなひとついき方をさせていただきたい。それには、この14年度1年に限ると、私はこういうふうに思っているわけで、その辺をひとつしっかり踏まえて、ひとつ前向き取り組んでいただきたい、こう思いますので、ひとつよろしく願います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番徳島委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私といたしましては、規定外の慰労金という部分につきましては、過去におきましては職員等々にもそういういろいろな対応がなされていたと

いう経緯もあったかに記憶しておりますけれども、私としては、今現時点ではそういうことは考えておりませんということで御理解をいただきたいと思いをします。

それから、今後の病院経営につきましては、14年におきまして、私自身も先ほどもお答えさせていただきまして、旭川医大と十分調整しながら、この病院のあるべき方向を見詰めていきたい。しかし、今まで院内におきましては、長い年月のものがございまして。これらを改善していくためには、やはりある程度の年月が、内部の改善は、意識改革はある程度長い年月がかかるかな、月日がかかるかなというふうに思っておりますが、やはり従前の現院長のもとで、長い間院内の職員が身につけた意識を、この新たな意識に改革していくためには、ある程度の時間を与えていただかないと、急激に改善ということは難しいと。

先ほど来いろいろな御質問いただいておりますが、そういった部分につきましても、やはり前にもお答えさせていただきまして、職員の意識改革ということが大切であるというふうに思っておりますので、今後そういったことを新たな院長、若い先生方とともに十分方向を定めて討議しながら、病院経営のあるべき方向を定めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思いをします。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 改革するということで、包括的な町長の答弁いただいたら、それ以上質問ということにはならないのかなというふうに思いましたが、そこでお伺いいたしますが、病院長がこの間経営になかなかかわってこない。この庶務、いろいろな規定見ましたら、管理運営、町長のもとに病院の管理や運営をきちり現場でつかさどることが書かれているわけです。そういうことを、やっぱり残り1年であったとしても、きちっと要求するものは要求するという立場をやはり貫くべきだと思いますが、この点をもう一度お伺いいたします。

好き嫌いでこの病院の運営をやっているわけではないわけですから、やっぱり住民の健康や管理をつかさどって、その核となるということが明確に規定の中にもうたわれているわけです。そういった点を改めて町長にお伺いいたします。

それと、この間整形が起きまして、病院のベッドを一定開放するという形の中で行われてきましたが、この効果というのは、一体町の財政上ではどのようなになっているのか。健康管理上では、いろいろとあるかと思いますが、その点。

それと、病院運営で当然この整形、町は外科ですが、整形の方が民間の方がはやっているというような状況が見受けられます。みすみすそういう状況を、やっぱりこれからの将来を考えた場合に、町においてもきちりとした整形のやはり医師を配置するというのを当然検討されてしかるべきだというふうに思いますが、ただ民間でやって、一方でこちらの病院の経営が、いわゆる外来が減るというような状況であっては困るというふうに思いますが、その点どのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

さらに、診療報酬等が今後改定されるというふうに思います。それによった医療収入におけるマイナス要因というのも、当然この予算の中にも反映されているかというふうに思いますが、今後その点、不透明な部分等もあるのかと思いますが、どういうふうに推測、また推定されているのかお伺いいたします。

次に、病院内におけるいわゆる安全管理の問題で、とかく今頻繁にいわゆる誤診であったりだとか、看護上におけるミスが命の問題に発展するだとか、いろいろな問題が出てきております。

町においても、相当数経験に立った、またそれだけの技量を持った看護婦さん等がいるわけですが、しかしこういった安全面における体制というのは、これでいいというものは恐らくないのだと思いますが、そういう意味での、そういったいわゆる薬を投与したときの、あるいは注射したときの、その二重、三重の安全対策というのはどのようになっているのか。

また、当然看護婦さん等の質を向上させるという点での研修体制も含めて、この部分の対応についてお伺いしたいというふうに思います。

町長は答弁の中で、医師のいわゆる給与の体系も見直したいというような話がちらっと入っていたかなというふうに思いますが、将来的にその収支のバランスも含めて、いわゆる現在の診療、医師に対する報酬、これを見直して、一般的に言えば、役場職員的な号俸や給与体系に持っていくべき方向で検討されているのかというふうに思いますが、その点もあわせてお伺いします。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢委員の御質問に、まず2点お答えさせていただきます。

まず、院長との関係でありますけれども、当然規定上、条例上そのようになっているわけですが、なかなかこちらあたりは、皆さん方にも御理解いただきたいのは、他の一般職と違って、後任人事ということの問題等も含めたり、いろいろなことを

考えますと、なかなか難しい、1対1の対応ではできない部分がある。しかしながら、現在は、先ほどお答えさせていただきましたように、旭川医大との調整の中で進めさせていただいているところでありますので、今後ももう1年ということでありますが、院長みずからは、現在病院内の対応については、副院長との中心の中で物事が進んでいるというような状況下にもございますので、そういった部分も含めて、今後院長に対するお願いや要望については、十分配慮してまいらなければならないというふうに思っております。

それから、医師の給与と手当の問題であります。私自身もこの医師の給与、手当については、十分その対応を図っていきたい。しかし、ここの問題もやはり今後の医師との問題もありますので、他の公設病院の状況を今集めながら、他の公設病院との比較をさせていただきながら、我が町の町立病院としての方向を定めていきたいということで、今勉強させていただいているということで御理解をいただきたいと存じます。

他の点につきましては、事務長の方からお答えさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 12番米沢委員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、1点目の病床の開放状況によることについてでございますが、整形外科小野沢医院が病床を持たないといったことから、町立病院の空きベッドを開放している状況にございまして、この状況につきましては、入院者が3名から4名、また5名といったような状況に今ございまして、ちょっとこれ資料古いですが、11月末現在で、平均4.4人の入院となっております。そんなことから、入院基本料、診療点数にこれらをはね返してみますと、約890万円程度の収入になっているという状況にございます。

また、これにつきましては、当然にして医師に対する報酬等も払わなければならないわけでございますが、これらの回診の費用が140万円程度といったことで、差し引き740万円程度の収益になっているという状況にございます。

さらに、整形外科診療、医師等の配置等の関係でございますが、1年経過した中において、当病院における本来整形外科の診療の患者が専門医に移行している状況等がございまして、ただ、そういう状況にはございまして、この整形外科の医師の配置等の関係につきましては、まだまだこの辺の状況等を見きわめなければならないのかなというふうなことで、また声として聞きますのは、1週間に2回程度で

も、そういう専門の先生配置にならないのといった話も私自身も聞いておりますので、この辺非常に難しい問題があるわけでございます。状況を見させていただくというようなことでお答えをさせていただきたいと思っております。

あと、今回の診療報酬の改定等に伴う予算に与える影響等の関係でございますが、診療報酬本体1.3%、薬価また材料費で1.4と、2.7%、今回初めてマイナス改定といったことから、はかり知れない減収があるわけでございますが、今回ようやくその辺のそれぞれの単価が示されたというような状況にございまして、そんなことから、今年度提案いたしております予算におきましては、そういったものを反映させてはおりません。実際そういったものが減収になるといったことについては当然でございますが、その額がどの程度になるかといったこと自体も、それぞれシビアに見なければならぬということから、ちょっと予測できないといったことで、トータルで2.7%削減になるというふうなことでとらえてございます。

それと、あと医療事故、医療過誤等の関係に対する対応等の関係でございますが、これにつきましては、そういった事故を発生させてはならないわけにございまして、日々発生につながらないような気を引き締めた業務を行っているところでございまして、平成14年度において、これらのいわゆる安全管理体制をシステム化することで今現在予定をいたしてございます。これにつきましては、診療点数にも影響するもので、今回医療法改正によってこういったものを、体制の整備されてないものについては、減算になるといったような状況もございまして、なお一層こういったものの体制の整備ということで、病院においてシステムをつくっていくということで、現在計画をいたしているところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 整形については、課題が多いということで話がありましたが、これ整形と民間のと連携するということに、ちょっとこれ過ぎ去ったことでありますが、町の方針として、運営として、その連携するということが執行方針が何かにあったかと思っておりますが、しかしこういう大切な部分が十分知らされてなかったという問題点というのが、やっぱりあると思うんですね。恐らく町の方では、既存の施設を利用するから、整形を利用するからという兼ね合いの中で、この整形の配置というものも、なかなか難しいというふうにもうかがえるわけですが、聞いてましたら。そういう問題という

のは、私横に置いてもらって、きちっと位置づけするという立場から、やはりこの問題を取り上げていただかないと、当然連携するのだったら連携するのでいいのだけれども、やはり収益との関係を見たときに、一定の収益が配置して望めるということであれば、当然ふやさないで、今の外科の医師を交代させて、その整形を配置するというのも可能なので、この点を今後どのように追求されるのか、いま一度お伺いしたいというふうに思っています。

それと、処方箋との関係でお伺いいたしますが、いわゆる病状に合った薬の処方という形で、これも当然薬剤師の方から医師の方に、これは過剰の薬の配置ですよというようなやっばり体制もとられているかと思っておりますが、当町においては、まだその部分の、やはり言うならばAという人に病状に合った薬が本当にいわゆる処方されているのかどうなのかという点の交互の機能を高め合うと、そういう役割を持っているのも薬剤師の師の役割ですから、それに対して、医師といえど完璧にそのAという人に対する処方箋が、全くこれが正しいという知識は持っているわけですから、それらの知識はあると思っておりますが、やっぱりお互いに研さんし合っとういう治療が、また薬の処方がいいのかという立場からのもっと密な関係をつくり上げていくべきだと思いますが、町においては、そこら辺やられてないと思っておりますが、その点もう一度確認しておきたいと思っております。

それと、これからの収益を向上させると、当然簡単なものでありません。今の社会事情から言えば、根本的な国との制度等のあり方の中で、当然変わらなければ、一自治体で当然これが改善できるというものではないというものたくさんあるわけですが、その中でいろいろな人間ドック等の勤めだとか、一定やられている部分があると思っておりますが、そういう住民検診とかかかわって、やはり収益を上げれるもの、それが住民検診とかかかわって住民の健康に寄与するというような、そういう相互の結びつきを強めるという中でやはり病院のあり方、収益の改善のあり方、健康管理のあり方というのも追求されるべきだと思いますが、この点についてもお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 12番米沢委員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の整形外科医師との関係でございますが、現行におきましては、民間に医療機関ができたといったようなことで、大多数の方はそちらの方で診療を受けておられる実態にあるようでございま

す。そういった中で、町立病院として、その整形外科診療いかにあるべきかといったことになるわけですが、基本的には民間の医療機関も補完するものが町立病院というようなことが基本的に考えてございます。そんなことから、整形外科の診療、医師も必要というようなことも感じてございますが、そういった外部との関係、そしてまた当病院において、整形外科の医師を派遣をしていただくといったことに対しての医局との調整、課題等もこれはあります。そんなことから、現行において外科にかかわって整形外科を配置するといったような状況には、今ないのかなといったことで、あくまでもこの辺の状況を見きわめる中において、その必要性、度合いによって検討しなければならないものかと思っております。

2点目の、いわゆる医師と薬剤師の相互の調整による適当な投薬といったようなことでございますが、これにつきましては、医師と薬剤師におきまして、月に1回は医師、薬剤師が研究会というようなことを行っている状況でございます。そして、さらには入院患者におきましては、今後進展させようとしております薬剤業務管理指導の中において、当然医師もそこにかかわってくるわけでございますが、そんなことから入院患者等における投薬については、十分な調整というのか、牽制がなされるものと思っております。

3番目の住民検診等におけるところの取り組み等でございますが、これにつきましては、今町において各種のがん検診等が行われている実態がございます。多くの方が受診されているといったことで、さらにその一部においては、精密検査も必要とされるという状況にございまして、こういった町民に対する検診、これにつきましては、本年度予算計上させていただいておりますCTが精度的に非常に最近の高度医療に耐え得る機能を持った機器ということでございまして、当病院においても胃がん、大腸がん、肺がん検診等に適應できる機械ということでございまして、これの具現化につきましては、町の関係課と協議をすることで、可能な限り具現化するように努めてまいりたい、そんなようなことで今考えてございます。そのことによって、さらに収益の増につなげるものと思っております。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 上富良野町は、若い自衛隊さんもおられます。それで、少子化とは言っておりますけれども、1年に140人が150人ぐらいお子さんが産まれているのではないかと思うのですけれども、産婦人科を廃止いたしました。それで、

今園児ですとか小学生ですとか、そういう状態見ますと、そんなに減少ではないのではないかと思うのですけれども、今我が町は、この町外からの通勤族もかなり抱えておりますので、若いお母さん方にお聞きしますと、ぜひ小児科が欲しいのだと。上富良野に小児科がないと。富良野にいんやく病院と小児科でございますけれども、お母さん方にしますと、核家族化でおじいちゃん、おばあちゃんもいらっしやらないし、熱が出ましたとか、本当にお子さんの病気に對して、非常に不便であるということをよく若いお母さん方から聞いておりますので、今後病院のあり方を検討されるという中に、ひとつ小児科というものを検討していただけないものかどうかと思っております。今後の対策といたしましていかがでしょうかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 15番村上委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

小児科の設置等の関係でございますが、従前産婦人科診療等は設置いたしておりました段階におきましては、出産、そして出産された後の子供の疾病等にかかわるということで、小児科等の設置というの、また強く望まれてきておきまして、これについても病院等においては、検討されてきた経緯があるようでございます。ただ、そのときにも小児科の診療にかかわる、いわゆる経営といったようなことだけでとらえて見たときには、非常に収益の少ない診療科目となっております。今年の、前年年度末において産婦人科診療、いわゆる不採算というようなことで廃止した経緯等がございます。この不採算といったようなことから見れば、この小児科についても、大きな不採算になる診療科目といったようなことで私も認識をいたしております。そんなことから、産婦人科診療を廃止した中において、小児科だけを設置するといったことには、状況としてはならないのかなというようなことで考えているところでございます。

委員長（久保田英市君） ほかにございますか。

17番小野委員。

17番（小野忠君） ちょっと町長にお伺いしたいのは、これは病院運営の感覚になると思いますが、看護婦さんが全く育たないということ。とにかくどんどんと立派なところからおいでになっているわけなのです。ところが、看護婦さんが次から次へと退職されていく、新しい人が。だから、それがどうしてなのかということもいろいろわさとか議論はありますけれども、これはここでは言えませんけれど、今回富良野看護婦学校へ看護婦の要請を、応募したと私思います。ですが、そこで出たこと

は、上富良野町立病院は行かないよと、あそこはだめだよと、いじめに遭うからだめだよというふうになっております。それで、なぜ上富良野の町立病院の看護婦の方々が、入ってくるとやめてしまうのですよね。

今回、日赤の主任であった佐藤さんという看護師ですが、この方はもうやめた。今これ新しい人、また次々入ってくるのですけれど、いつまでもつのかなと。そういう点、どのようにお考えになって今後やっていかれるのか、この点だけは、大きな声で言えませんか、小さい声で言いますから、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 15番小野委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

看護婦等の関係でございますが、看護婦等退職等によって今補充と、また途中において退職、補充等をさせていただいております。そして後任の看護婦についても、それぞれ現場になじみ、そして自分の持っている技量を十分に発揮していただくということで頑張らせていただいております。時に委員お話しのように、途中で退職をされるといったのも現実でございます。それぞれ個々のものの考え方等があるかと思っております。決して今お言葉にありました、いじめにより云々という、こういったことについては適当ではないと思っておりますし、そういった実態にはないと私は思っております。できるだけ、その若い新卒の看護婦さんが、うちの町立病院に勤務したいといったようなムードは当然にしてつくっていかねばならないと思っております。悪い評判があるとすれば、それを解消することで努力をしていかねばならないと思っております。そんなことで受けとめさせていただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 指摘するのは余りいいことではございませんから、余り指摘はしたくないのですけれども、とにかく今おられる看護婦さん方あたり、全くいじめではなくて、仕事をやればやるだけ結局指摘されるというのが出ているのです。ということは、一生懸命やる、新しい人たちは。ところが、それはどういう方が知りませんよ、その方たちが結局完全に一緒になってくれないということなのです。片一方はコーヒー飲んでも、こっちは動かないと。こんなこと言ったら怒られますけれども、そういう形ではないかなと。ですから、若い人たちは、全然町立病院は、いまだかつて成長してない。本当に古い方だけで病院やっている。だからやっぱり患者さんにも不満もかなりあるし、こういうこと余り聞かえると私困りますけれども、実際本当にそ

の点は、もう一辺改革しなければいけないのではないかと。ただ、こうだあだ、こうだあだと言うのではなくて、本当に事務局長御苦労なされることは、私わかります。けれども、一応は国家公務員なのです、看護師さんというのは。地方公務員ですか。ですから首になることもないし、何も無いと思えます。ですから、やっぱりそういう点はもう少し改革して、きちっとやっていただきたいなど。

やっぱりコーヒー飲んでいる暇あるならば、今新人の方また入ったでしょう。それでまた出ていきますよ、次々と。それで、メスも持てないような人たちが次々残って行ってしまふのですよ。ですから、そういう点やっぱり、私こんなところで余り大きな、この場所で言うとうまくないなかとと思えますけれども、そういう点を一つと、それからさっき同僚議員が研修費の問題でちょっと言ったので、私耳にしたのですけれども、それは退職金の前払いみたいので積み立てしているのでしょうか。だから早く言えば、よくわからないよ、それは。ないのですか、そうでしたらいいですよ。

一応その看護の体制、この点ちょっともう一度聞いておきます。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野委員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、病院内そのものの改革が必要である。今までの長い年月培ってきたいろいろなものがあるわけです。それをやっぱり改善していかなければいけない。今ある若い先生のお話お聞きしたら、やはり今委員の御質問にあったような部分もあるというようなことで、院内では今看護婦を含めて、研修の場を数持たなければいけないということで、先生方が中心になってやっているわと。今まで医師と看護婦との研修というのが、なかったとは言いませんけれども、あるわけですから、回数の問題だとか指導内容の問題、研修内容の問題等々いろいろある。その中で、今の若い先生方は、これではいかん、もっと回数を持って医師と看護婦との意思の疎通を図っていかねばならないという先生方が提言しておりますので、そのようなことで、十分委員の意を呈して、病院経営に努力していきたいというふうには思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 今の関連なのですけれども、これ非常にむなしい感じなのです。怖い話は、天塩の病院で誤診断か誤投薬かわかりませんが、町長と院長との上で紙が飛び交って、事務局長は、もうなござりにされているという、そういう

ようなのが新聞に報道されておりました。これは何かというと、入院した患者が一晩で亡くなったのです。これは報道されておりますからね。事務長というのは、それわからなかった。しかし、後から書類が出てきましたというような報道されていたのですよね。それで事務長の、組織図見ると事務長の位置というのは単なる事務の長なのですよね。その薬剤をどうすれこうすれなんていうこと言えない、線引きなんか見たら何も言えないのですよ。私のところでいらんこと言わないでと言われるのが組織図ですね。あれをちょっと、いいのですけれども、私余りこれは言いたくないのですけれども、その辺面倒見てあげなかったら、格上げしてやらなかったら、やりたいことやれないと、言いたいことも言えないのではないかとこのように思いますね。

それから、同僚委員の言いました看護婦の云々ということについて、美瑛の町立病院のこと言いますと、まずリストラだそうですね。古い人やめてもらうのだと。これ典型的なのが、ちょっとあれですけども、信金のここの支店長ですよ。これ支店長終わって、50過ぎたら、はいおやめくださいと言って、今度どこかその辺にお勤めになるのですけれども、これなんです。研修ではないのです。研修ではない、リストラ。今大リストラ来ますから、いずれこころ、二年のうちに大リストラ来ます。コーヒー仕事中に飲んででもいいけれども、飲まなくてもいいときコーヒー飲んだり、やるべきこと忘れたとか、そんなことは言う人は全部リストラです。どんどんやらなければだめなのです。それをやれば、やる気のある人はどんどん伸びていくし、若い人は、それで組織は活性化につながるのではないかと思うのですよね。

これは病院だけではないと思いますので、その辺のところを、ちょっと厳しいですけれども、町長リストラあたりどのようにお考えになってますか。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） まず、1点目の事務長の位置づけであります。事務長の位置づけにつきましては、条例上制定、位置づけされております。しかし、私は常に申し上げていることは、事務長にはいろいろな部分もあるけれども、私が指示する部分については、これは管理者である町長の指示だぞということを伝えなさい。院長に伝えなさいということをお願いしております。ですから、事務長は、そういったことも含めて事務長の職責と、私のかわりに代弁する部分、病院で代弁する部分と、そういうことで御理解をいただきたいなど。ただ、今の状況からすると、事務長の権限というものは、この形よりも院長の上ということになると、なかなか

それは難しい。やはり病院院長は病院院長、管理者の次に病院長がいるということで御理解いただきたいなど。

それからリストラの問題でありますけれども、民間企業は非常に厳しいリストラをやっております。しかし、御存じのように公務員につきましては、それぞれの公務員法で定められたいろいろな部分がございます。私も民間から出てきた一員として、公務員法で定められた職員の皆さん方をよく見ておりますと、民間との違いということがよく理解して、しかし法に定められた対応で取り進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、リストラというよりも、やはりその個々の職員が鋭意努力してもらえようような指導と環境づくりが必要だというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） ないようですので、これをもって、議案第9号の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程を全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 明日3月19日は、本特別委員会の最終日で、開会は9時であります。定刻までに御参集をお願いいたします。

本日は、ただいまから上富良野町各会計予算案審議意見素案を各常任委員会において意見の取りまとめをお願い申し上げます。集約が終わり次第、予算特別委員長まで提出をお願い申し上げます。

各委員の取りまとめを行う会場につきましては、総務常任委員会は議長室、教育民生常任委員会は第2、第3会議室、産業建設常任委員会は議員控室においてお願い申し上げます。その後、各常任委員長から意見素案が予算特別委員長に提出されました段階で、正副予算特別委員長並びに総務常任委員会副委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長に議長室にお集まりをいただき、明日の本委員会の意見集約の素案として、全体の審査意見文案をつくっていただきます。御審議をお願い申し上げます。

以上でございます。

午前 10時30分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 久保田 英 市

平成14年上富良野町予算特別委員会会議録（第4号）

平成14年3月19日（火曜日） 午前9時00分開議

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成14年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 8号 平成14年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成14年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（18名）

委員長	久保田 英 市 君	副委員長	中 川 一 男 君
委員	中 村 有 秀 君	委員	笹 木 光 広 君
委員	吉 武 敏 彦 君	委員	西 村 昭 教 君
委員	石 川 洋 次 君	委員	仲 島 康 行 君
委員	岩 崎 治 男 君	委員	佐 藤 政 幸 君
委員	梨 澤 節 三 君	委員	米 沢 義 英 君
委員	長谷川 徳 行 君	委員	徳 島 稔 君
委員	村 上 和 子 君	委員	清 水 茂 雄 君
委員	小 野 忠 君	委員	向 山 富 夫 君

（議長 平田喜臣君（オブザーバー））

欠席委員（1名）

委員 福 塚 賢 一 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
総 務 課 長	田 浦 孝 道 君	企画調整課長	中 澤 良 隆 君
税 務 課 長	上 村 延 君	町民生活課長	米 田 末 範 君
保健福祉課長	佐 藤 憲 治 君	農業振興課長	小 澤 誠 一 君
道路河川課長	佐 藤 修 君	商工観光まちづくり課長	垣 脇 和 幸 君
会 計 課 長	越 智 章 夫 君	農業委員会事務局長	谷 口 昭 夫 君
管 理 課 長	早 川 俊 博 君	社会教育課長	尾 崎 茂 雄 君
特別養護老人ホーム所長	林 下 和 義 君	上下水道課長	田 中 博 君
町立病院事務長	三 好 稔 君		

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開議
(出席委員 18名)

委員長(久保田英市君) おはようございます。
御出席、御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は、18名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、事務局長から説明いたします。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、議案第1号から議案第9号までの各予算を一括して意見調整と、各会計の討論並びに表決の順で進めてまいりたいと存じます。

意見調整の審議に当たりましては、3月18日に所管委員会単位で御検討いただきました御意見について、正副予算特別委員長並びに総務常任委員会副委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長によりまして、本日の意見集約の素案を作成していただいておりますので、これによりまして審査意見の調整をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

委員長(久保田英市君) これより、平成14年度上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行います。

予算特別委員会審査意見素案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 予算特別委員会審査意見素案を朗読いたします。

平成14年度各会計予算特別委員会審査意見素案。

一般会計。

1、財政について。

(1) 町税及び使用料などは主要な財源であり、収納率向上を図るため、より一層具体策等を講じ、不納欠損を生じさせないように努められたい。

(2) 補助金、負担金交付団体に対しては、自主・自立を促進されたい。

(3) 地方税の減少、地方交付税の減少等、歳入の財源の減少が著しい中、健全財政の維持については、十分留意するとともに、町財政の将来見通しを広報等を通して町民に知らせ、十分理解を得られるよう図られたい。

2番目、行財政改革について。

行財政改革実施計画のさらなる推進を図られたい。

3番目、入札制度について。

情報公開条例の施行などに伴い、入札の透明性の確保を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従い、厳正な執行に努められたい。

4番目、民間委託について。

民間委託については、行政サービスの低下につながらないように十分留意されたい。

5番目、施設管理について。

施設管理業務については、広く民間活力を導入し、その管理指導等を徹底されたい。

6番目、付属機関等の活性化について。

付属機関等の活性化を図るため、委員の選任に当たっては、任期や他の付属機関との重複を極力避けるとともに、女性登用にも意を配られたい。

7番目、行政事務の執行について。

行政事務に関する不手際等について、今後迅速に経過報告等を行い、その対応を図られたい。

8番目、保健福祉施設について。

保健福祉施設の実施設設計に当たっては、施設本来の機能が十分発揮できる内容にすべきであり、特別委員会等の意見を尊重し、文化施設機能との併用については再考されたい。

9番目、一般廃棄物の処理について。

一般廃棄物の収集等については、有料化も予定されていることから、十分な周知徹底、体制整備等を図り、住民に混乱等を招かないように配慮されたい。

10番目、雇用対策について。

失業者の増大が懸念されることから、雇用対策には十分配慮されたい。

11番目、産業の活性化について。

産業の活性化について、確実な実効が上がるよう次の施策の展開を図られたい。

(1) 農業経済の低迷する中、経営者の自立支援策のあり方を早急に検討されたい。

(2) BSEによる牛肉消費量の減少が畜産業の不振と農業経営の悪化を招いており、牛肉の安全供給対策と生産者への支援を考慮されたい。

3番目、商業の活性化に向けて。

空き店舗の活用については、一層の推進を図られたい。

12番目、教育行政について。

学校週5日制に伴い、教育環境の低下を招かないよう十分な対応を図られたい。

ラベンダーハイツ事業特別会計。

慢性的に入所希望者が多く、待機者が増大していることから、対応策を講じられたい。

病院事業会計。

一つ目、町立病院の運営見通しを明確にし、抜本的な運営方針を樹立し、健全な運営に努められたい。

2番目、患者に対する接遇態度を改善し、来院患者数の増加に努められたい。

3番目、院外処方箋発行率を高め、薬剤管理指導業務の推進を図られたい。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長に朗読させました審査意見素案について、御意見があれば伺いたいと思います。

項目がたくさんございますので、会計別に1項目ずつ意見調整を行いたいと思います。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

1項目、財政について御意見がございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に進みたいと思います。

次に、2点目、行財政改革について御意見ございませんか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 行財政改革なのですが、これは後にも出てきます民間委託、あるいはその他有料化の引き上げにも連動しているという形が受けられますので、この点については、やはり十分な見直しを行いながら、文言そのものをさらなるというふうに書かれておりますが、やっぱりこの表現を変える必要があるのではないかと。やはり住民の側に立った立場からの行政改革であれば認められるが、住民のそういった福祉や暮らしをやっぱり削減するような行政改革は認められないというような感じの表現に変えていただければいいかなというふうに思います。

委員長（久保田英市君） ただいま米沢委員より、2番目と7番と連動しているというようなことで御意見がございましたが、ほかに御意見ございますか。

8番仲島委員。

8番（仲島康行君） そういう意見もあるうかとは思いますが、そこまで踏み込むということになると、財政の問題も出てくると私思うのですよ。私としては、この程度で十分であると思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） ただいま仲島委員より、このままでよろしいという御意見がございましたが、ほかはどうですか。

5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 私も同意見であります。と

いうのは、ごみとか他の問題については、個々の問題を取り上げているのであって、この2項目に対しては、行財政改革全般を指して言っているものだと考えております。できるならば、実施計画の進・状況を見きわめて、さらなる推進ということになればいいのではないかと、そんなふうを考えています。

以上です。

委員長（久保田英市君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） この件について、ほかに御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、この件について、この原文でよろしいという方の、ほかによろしいという御意見の方ちょっと挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（久保田英市君） それでは、この原文でよろしいというのが多数でございますので、このままの原文で進めさせていただきます。

次に、3点目、入札制度について御意見がございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なしとの声でございます。

次に進めさせていただきます。

4点目、民間委託について御意見ございますか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） これは確かに全般指しているように見えますが、しかし当面の14年度の予算委員会ですから、それで言えば給食センター、西保育所等々が対象になっているというふうに考えられます。そういう意味では、サービスの低下につながるようには十分留意されたいということですが、財政的な問題も含めて、やはり財政の組み方そのものが間違っているものであって、それとあわせて、その部分を民間委託によってカバーしようという手法ですから、当然こういう表現については、納得できるものではありません。この点について、削除を要求したいというふうに思います。

委員長（久保田英市君） ただいま米沢委員より、この件の原文を削除していただきたいという意見がございましたが、ほかの御意見を承ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） なぜそのように決めつけるのでしょうか。全般について、これはもちろん行政サービスが低下することは大変困ることですので、その民間委託するあれがないわけですので、私はこれでいいと思います。

委員長（久保田英市君） ほかに。

8 番仲島委員。

8 番（仲島康行君） 私は、その民間に委託することがサービスの低下ということに非常に抵抗を感じるのです。我々民間人をばかにしているようなことだから、早い話が。これは絶対に認められないのです、私は。現状のままでいっていただかないと困る。これは、これからもっともっと民間委託をしていかないと停滞していく、経済が。なるほど、それは行政に頼っていればいい部分はあると思うのですが、これではもっていかないですよ。そういうことも考えないと、では民間委託しないで行政だけで現状どおりでやっていけるのか、いけるわけがない。表現の仕方が非常に私は頭に來るのですが、民間人はだめだよという発想はどこから出てくるのだと、私はそう思うのです。これ現状のままだ。

委員長（久保田英市君） ほかに御意見ございますか。

11 番梨澤委員。

11 番（梨澤節三君） 分科会できちっと話し合っていないのですかね。委員長、その辺のところちょっと統合して整理してください。今こんな話にならないと思うのです、分科会できちんと話されていけば。

委員長（久保田英市君） これは梨澤委員、それぞれ違う三つの分科会から出てくるあれで、全部が一つの問題を審議しているということでないので、こういう場合があるかと思えます。

ほかに御意見なければ、原文に御賛同なさる方の挙手を願ひまして決めていきたいと思ひます。挙手願ひます。原文に賛成の方。

（賛成者挙手）

委員長（久保田英市君） 多数でございますので、このままとめさせた素案の原文で進めたいと思ひます。

次に、5 点目、施設管理について御意見がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に6 点目、附属機関等の活性化について御意見がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に7 点目、行政事務執行について御意見がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に8 点目、保健福祉施設について御意見がございませうか。

12 番米沢委員。

12 番（米沢義英君） 分科会の方でも述べましたが、いわゆるこの財政的な問題等もありまして、

やはり当面財政構造がぐっと変わっておりますので、こういった問題について、財政の動きも見ながら、やはり十分施設建設に当たっては、もう一度再検討されたいというような表現の方がよろしいかというふうに思ひます。

委員長（久保田英市君） ただいま米沢委員より御意見がございましたが、ほかに御意見がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、現状の素案によろしいということで、よろしいですか。

それでは、挙手を願ひます。

（賛成者挙手）

委員長（久保田英市君） それでは、この素案に決定させていただきます。

次に、9 点目、一般廃棄物の処理について御意見がございませうか。

12 番米沢委員。

12 番（米沢義英君） この点についても、有料化が必ずしも減量化に結びつくものでもないし、また料金の設定等についても、問題点が含まれているというふうに思ひます。これは有料化を認める前提の意見書という形になるかというふうに思ひますので、この点についても、やはり有料化については全面的に認められないものですから、文書の表現をぜひ変えていただければというふうに思ひます。

委員長（久保田英市君） ただいま米沢委員より文書を変えていただきたいという御意見がございましたが、ほかの方の御意見を伺ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 原文でよろしいということの方、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

委員長（久保田英市君） わかりました。

次に、10 点目、雇用対策について御意見がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に、11 点目、産業の活性化について御意見がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に12 点目、教育行政について御意見がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なしということでございますので、進めさせていただきます。

ただいま項目別に意見調整をいたしたところですが、ここで一般会計全般について、他の御意見があればお伺ひいたします。御意見がございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) なければ、次に進みたいと思います。

これで、一般会計について意見調整を終わります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計について意見調整を行います。御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) なしということでございますので、これでラベンダーハイツ特別事業会計についての意見調整を終わります。

次に、病院事業会計について意見調整を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) なければ、これで意見調整を終わります。

お諮りいたします。

意見調整が終わりしましたので、各会計の審査意見は、これで決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) 御異議なしと認めます。

よって、各会計予算に対する審査意見は、ただいま調整のとおりと決定いたしました。

これにて、平成14年度上富良野町各会計予算の意見調整を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 9時20分 休憩

午前 9時53分 再開

委員長(久保田英市君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中村委員並びに村上委員の先般の質疑に対し、答弁を町民生活課長からさせます。

町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) さきに御質問をちょうだいいたしておりました中村委員、村上委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、中村委員よりのコンクリート破碎等施設にかかりまして、建築廃材と家屋等の焼失材の再利用に関しまして、御発言ございましたとおり、炭化したものについての再利用はできないものであります。

なお、当該事業者への確認を行わせていただいたところでございますが、応分の分類を行っての搬入であった旨の報告でありまして、また建築廃材の堆積にかかりましては、委員御発言のとおり、浸出液など地下への浸透を防げるものでなければなら

いものでございます。現況においても、一部それらコンクリートをベースとしたところへの堆積でない部分が見られたことなどから、直接事業者の方にお話をさせていただいたところでもございます。

なお、今後ある程度定期的な立ち入りなど、協定書に従いながら地域協議会、それから事業者の正常な関係のために、必要に応じた対応を進めたいというふうに考えてございます。

次に、村上委員の国民健康保険にかかりましての2点についてお答えを申し上げます。

まず、第1点の国民健康保険加入者の平均年齢につきましては、平成13年9月現在で申し上げますと、その平均年齢が54.4歳となるところでございます。

第2点目の国民健康保険加入のうちの農業世帯の数でございますが、これにつきましては、事業内容ということではなくて、所得のその分類によりますために、必ずしも実際の戸数とは一致しない面がございますが、その点を御承知おきを賜りたいと存じますが、13年4月現在で370戸、全体の構成比にいたしますと18.3%ということになるところでございます。

以上であります。

委員長(久保田英市君) 次に、理事者より所信表明の申し出がございまして、発言を許します。

町長、尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 予算特別委員の皆様方には、14日から4日間にわたりまして慎重審議賜りまして、平成14年度各会計におきます予算の御審議を賜りましたこと、心から厚く感謝を申し上げたいと存じます。

先ほど委員長さん、副委員長さんがおいでいただきまして、この4日間、各委員の皆さん方が意見調整をしていただいて、予算特別委員会としての意見書を提出をいただきまして、それらの各項目につきまして、熟読させていただいたところであります。それぞれに各委員の皆様方の意見内容につきましては、各項目ごとにごもつともであるというふうに私自身も認識いたしておりまして、今後の行政執行に当たりましては、予算執行に当たりましては、この皆様方の意見を十二分に呈した予算執行を取り進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

加えて、私自身これからの大きな課題の一つは、財政運営であるというふうに認識いたしております。厳しい財政状況下にあります財政運営を、何としても破綻のない再建団体になるような財政運営にさせないための的確な対応を図っていかねばならないということを念頭に置きながら、今後の財政

運営を健全財政維持方針に基づいた対応を進めるとともに、現在取り進めております行財政改革実施計画の促進を図りながら、財政運営の忌憚のない取り進めをさせていただき所存でございます。

また、加えて行政事務執行に当たりまして、委員の皆様方並びに町民の皆様方に多大な御迷惑をおかけしたこういった部分につきましても、二度とそういうことの発生のないよう、事務執行に最善を尽くしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

皆様方の委員会の審査意見を十二分に呈した14年度予算の執行をさせていただき所存でありますので、どうか14年度予算につきましてもの御承認を賜りますことをお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長（久保田英市君） これより、討論を行い、各議案ごとに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を行い、各議案ごとに起立により採決いたします。

これより、議案第1号平成14年度上富良野町一般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 私は、平成14年度一般会計予算案に反対の立場から討論をいたします。

今、国が進める構造改革、これが景気の回復を図れず、失業や倒産に追い込まれるという状況の中で、国民や住民の暮らしが一層大変になってきています。そういう状況の中で、今後国は医療費の引き上げや、あるいは母子家庭等における扶助費の引き下げなど、各種の国民や住民負担を求める福祉や暮らしを後退させる予算を編成いたしました。

今、国民や住民に求められているのは、こういう不況や暮らしが大変なときほど、社会保障の充実や暮らし、福祉を、そして地域産業を守り、発展させるということが何よりも大切だということは明らかであります。

さらに問題は、そういう景気後退の中で、今後予想されるのは、国において地方財政における交付税の削減を平然と行っているところであります。本来であれば、地方自治体が一定の行政水準を維持するための交付税がきちっと配分されなければならないにもかかわらず、逆にその交付税を削減する。町においても、約今後5,000万円もの減額が予想される。

さらに問題は、個人、法人所得税の減収等によって、地方財政においても収入が減額を余儀なくされるという状況は明らかになってきています。

町においては、そういう状況の中で各種の節約や削減を行い、それに対処しようという努力もなされていますが、しかし一方で、今後町の財政を見ますと、国営しろがね事業の償還、あるいはこれからまだ住民の要望、期待という状況の中で、新たな需要が見込まれるという状況の中で、財政不安という状況の中で、さらに保健センターの建設が進められれば、新たな住民負担、財政負担を伴うものは明らかであります。

そういう状況下の中で、町においてはどう財政を変えようとしているのか。それは民間委託、保育所や給食センター、あるいは各種の手数料や使用料を引き上げによって解決を図ろうとしています。しかし、根本的な問題で言えば、各種の努力をするのも当然であります。国の財政構造が変わらない限り、この根本問題は変わる道理がありません。

今、国の会計から借りた、負担で言えば利率が5%、7%と高い状況下の中で、これも地方財政を圧迫している一つの要因にもなっています。ですから、私はこれらも踏まえて、住民が暮らし、福祉大変なときにこそ、地方自治体は暮らし、福祉を守る、これが今大切だと考えています。

それでは、保健センターはどうでしょう。今、確かに予防医療の中核機関としてのその大切さや必要性はわかりますが、しかし財政が不透明な中で新たな建設というのは、いかがなものではありませんか。

確かに、この保健センターの建設に当たっての予算措置という点では、一定の財政措置も図られているかに思われますが、しかし私はここでよく考えなければならないのは、今後入ってくるしろがね灌排事業、また経常経費の一定の行政水準を維持しようとした場合に、これを削減して改善できるものではありません。この保健センターの建設は当面中止し、予防医療を徹底して、既存の施設を活用しながら住民の暮らしと健康、そして管理、維持するという方向こそ、住民に喜ばれる政策ではないでしょうか。

また、給食や保育所の民間委託はどうでしょう。民間委託について、本当にその役割、公の役割が終わったと言えるのでありましょか。確かに、民間における役割というものも一定評価し、その必要性についても私は考えている立場であります。しかし、保育所問題を見てみますと、一時保育や、あるいは住民のニーズをまだまだこたえられていない。経費の削減等をうたわれています。しかし、ここで一番

問題と思われるのは、欠けていると思われるのは、保育所や給食における、そこで携わる子供たちの生活環境や教育環境をどう変えていくのか、この点が一番欠けているところではないでしょうか。

本来であれば、こういう論議を原点として、保育所や給食のあり方、センターのあり方、これを見直さなければならないにもかかわらず、これが落ちている。

今、保育所に至っても、地域の人たちと心を通わそう、そういう状況の中で触れ合いバザーを行うなど、各種の努力が始まっています。まだまだ公のやらなければならない努力、改善というのはあるにもかかわらず、ここに全くと言っていいほど手がつけられていない、着手されていない。こういうことが全面的にやられてこそ、初めてこれでだめだったと言うなら、一定民間委託という形での理解もできでありましょし、また保護者においても理解もできるでありましょ。しかし、この点の努力がされていない。

今、保育は契約という形の中で、保護者がどの保育所を選ぶのかということ、これは保護者の権利であります。この権利を否定するようになるのではないのでしょうか。

この問題めぐって、一部自治体では訴訟にまで発展するという問題にまできています。私は、保護者のことを考えるならば、次の日から一転して民間委託によって先生がかわって環境も変わる。そこで本当に子供たちや心身ともに健やかに成長できる、そういう環境をつくることができるでありましょか。民間があって、公設があって、そこでお互いに競い合って、そしてそれがよりよい保育につながっているという現状を見たときに、私は一方的に公の役割は終わったという形の中での民間委託というのは、また給食における委託といったものについても、納得できるものではありません。

さらに問題は、あの日の出公園における西側斜面の開発という形の中で、新たな経費を投入して公園整備を図ろうとしています。しかし、一般の住民の見方はこうであります。今公園に一定の投資をして開発するというのは、やめた方がいい。それよりも、もっと住民が喜ぶ、そういった部分のところに予算を投資すべきだ、この間こういう声が聞かれます。確かに、あのせせらぎにおける、この部分における水の浄化、これに対する予算はいいでありましょが、西斜面におけるその公園、新たな遊歩道の設置というのは、まさに財政の投資効果から見ても、大きな問題点があると私は考えています。

また、今後予想されるごみに対する使用料や手数料等の引き上げを初めとした各種の引き上げが行わ

れようとしています。改めて、私は今町における予算の組み方、もう一度見直して、原点に立った予算編成をすべきだということを訴え申し上げまして、私は平成14年度における一般会計における予算案に対して、反対の立場からの討論を終わるものであります。

また、今後住民世論に訴え、保育所、給食の民間委託について、完全阻止のために全力を尽くし、住民とともに力を合わせ奮闘することを訴え、反対討論といたします。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

18番向山富夫君。

18番（向山富夫君） 私は、一般会計に対しまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今日の地方自治体を取り巻く経済状況は、社会経済状況の低迷とも相まって、一段と厳しいことは、御案内のとおりであります。国におきましても、経済不況からの脱却を図るため、構造改革政策を強力に推進されており、国民にある程度の痛みを伴うことへの協力と共感を求め、経済再生に向けた政策を講じようとしております。

本町においても、平成15年度から始まる国営土地改良事業の償還などから、今後多額の財源不足が見込まれる状況が予想されます。

このような中で、当町の平成14年度予算案が提出されたところでありますが、一般会計におきましては、さきに示されました健全財政維持方針、行財政改革実施計画に基づき、前年対比6.7%減の予算案となっているところであります。

予算の内容を全般的に見たときに、本日までの予算特別委員会の審議でも数多くの意見が出ておりましたように、農業、商工業振興等への予算執行は、決して十分とは言えず、町民全体が満足するものではありませんが、総じて町民生活への配慮について、可能な範囲で予算措置がなされているものと判断しており、現在の財政状況から見ると、やむなしとの理解に至るものであります。

また、財政運営におきましても、健全財政維持方針と行財政改革大綱に基づき、収支バランスのとれた財政構造への変革姿勢が伺われ、そういう面から見ましても、執行者側の財政に対する認識については、それが十分なされているという判断をするわけでありましょ。

今後の予算執行に当たりましては、今回提出されております予算特別委員会の審査意見書を十分踏まえ、執行していただけるものと判断し、私の賛成討論とするところであります。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する反対討論があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号平成14年度上富良野町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（久保田英市君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計の予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（久保田英市君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成14年度上富良野町老人特別会計の予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を起立によって採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（久保田英市君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計の予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（久保田英市君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計の予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（久保田英市君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計の予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（久保田英市君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計の予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計の予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計の予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査報告書の内容については、委員長並びに副委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会審査報告の内容については、委員長並びに副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は、全部終了いたしました。

予算委員会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本会議で付託された平成14年度の各会計当初予算案を慎重かつ精力的な審査をし、本日をもって終

了いたしましたことは、委員各位の御協力によるものでありまして、委員長として厚くお礼を申し上げます。

財政状況は大変厳しい時期の予算審議だけに、委員各位の御苦勞は大変なものであったと思います。審議の過程では、貴重な御意見もございました。理事者以下執行機関の方々においては、行政執行に当たり、委員会の論議、意見を十分考慮されますよう希望する次第であります。

予定された4日間という枠の中で、予算案の審査に当たられました委員各位の御苦勞に敬意を表しますとともに、委員長に寄せられました御理解と御協力に心からお礼を申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の予定を事務局長から連絡いたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御連絡申し上げます。

3月22日は、本定例会の5日目でございます。開会は午前9時でございますので、定刻まで御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

午前10時25分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 久保田 英 市